平成27年度　特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業報告書

ASEAN諸国における登録意匠の実態及び意匠保護上の諸問題に関する調査研究報告書

平成２８年３月

株式会社　三菱総合研究所

要　約

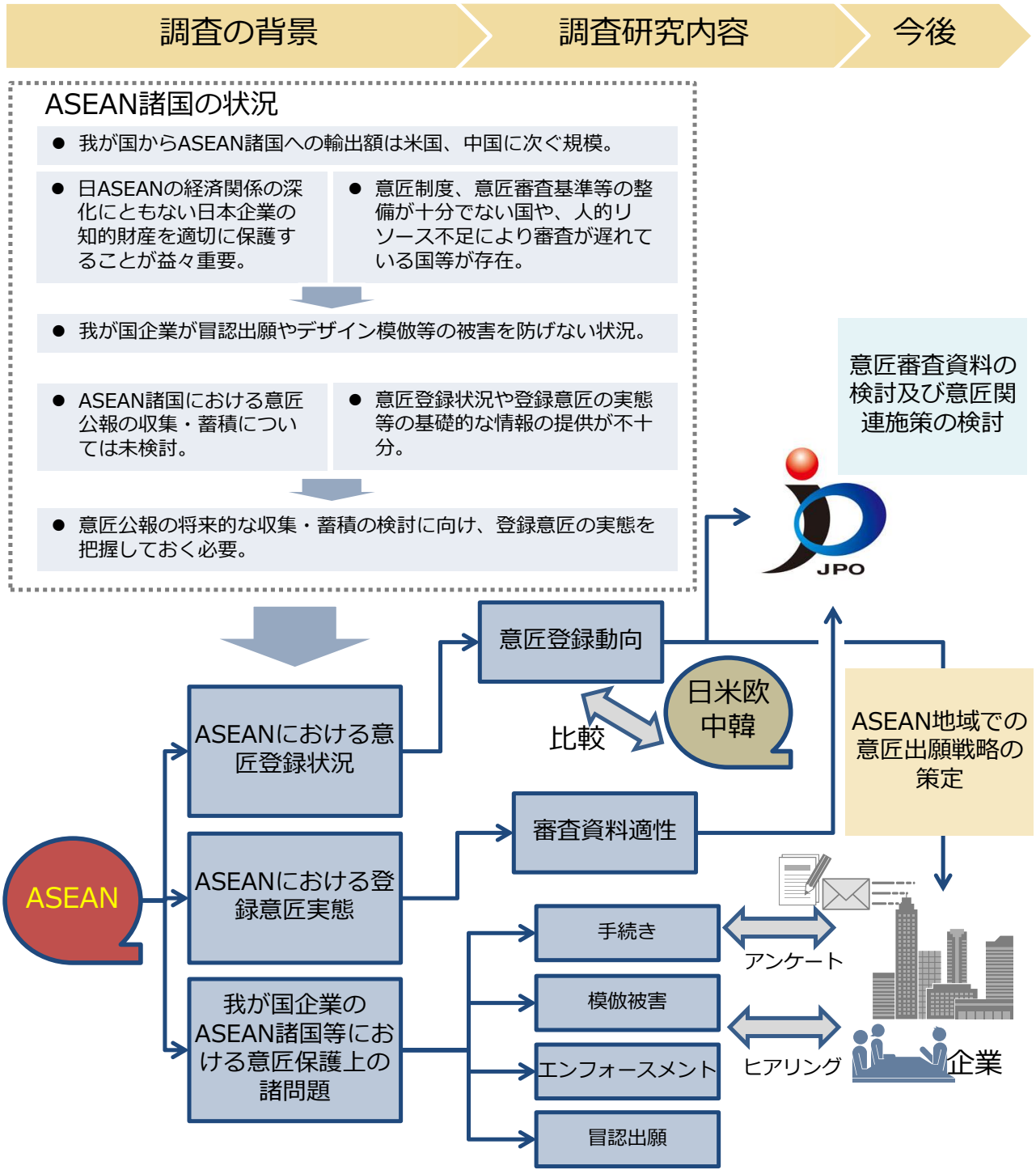
調査の背景
調査研究内容
今後
ASEAN諸国の状況
● 我が国からASEAN諸国への輸出額は米国、中国に次ぐ規模。
● 日ASEANの経済関係の深化にともない日本企業の知的財産を適切に保護することが益々重要。
● 意匠制度、意匠審査基準等の整備が十分でない国や、人的リソース不足により審査が遅れている国等が存在。
● 我が国企業が冒認出願やデザイン模倣等の被害を防げない状況。
● ASEAN諸国における意匠公報の収集・蓄積については未検討。
● 意匠登録状況や登録意匠の実態等の基礎的な情報の提供が不十分。
● 意匠公報の将来的な収集・蓄積の検討に向け、登録意匠の実態を把握しておく必要。
意匠審査資料の検討及び意匠関連施策の検討
JPO
意匠登録動向
日米欧中韓
比較
ASEANにおける意匠登録状況
ASEAN
ASEANにおける登録意匠実態
我が国企業のASEAN諸国等における意匠保護上の諸問題
審査資料適性
手続き
模倣被害
エンフォースメント
冒認出願
アンケート
ヒアリング
企業
ASEAN地域での意匠出願戦略の策定

１．　序

我が国から ASEAN 諸国への輸出額は、米国、中国に次ぐ規模であり、日本と ASEAN の経済関係の深化に伴い、当該諸国で事業活動を行う日本企業の知的財産を適切に保護することが益々重要となっている。そのなかで、今後、ハーグ協定に基づく国際意匠登録制度を利用した我が国企業による ASEAN 諸国への意匠登録出願の活発化が見込まれている。しかし、ASEAN 諸国の中には意匠制度の整備が進んでいない国、意匠審査基準等の整備が十分でない国、人的リソース不足により審査が遅れている国等も多く、結果として我が国企業が冒認出願やデザイン模倣等の被害を防げない状況にある。また、我が国企業が当該諸国での具体的な意匠出願戦略を検討する上で必要になると考えられる意匠登録状況や登録意匠の実態等の基礎的な情報については、当該諸国の登録意匠に関する商用データベースが未整備であること等の理由により、これまで十分な調査が行われておらず、我が国企業に対する十分な情報提供が行われてこなかった。一方、特許庁でも、当該諸国における意匠公報の将来的な収集・蓄積の検討に向け、登録意匠の実態を把握しておく必要があると考えられる。

そこで、本調査研究では、ASEAN 諸国における意匠登録状況、登録意匠実態、併せて、我が国企業の ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題を把握することにより、当該諸国における我が国企業の意匠出願戦略の策定、特許庁における意匠審査資料の検討及び意匠関連施策の検討に資する基礎資料とすることを目的として実施する。

２．　ASEAN 諸国における意匠登録状況＜2013 年＞

（１）　公開情報調査

件数はインドネシア（4,370 件）が最も多く、タイが続き（3,939 件）、次いでベトナム（3,253 件）となった。マレーシアは 2,065 件、シンガポール・フィリピンはいずれも 2,000 件未満であった。実体審査を実施していない国であっても必ずしも件数に結びついていない点が特徴である。

同時期の日米欧中韓と比較すると、6 か国を合計しても日米欧中韓で最も件数の少ない米国特許庁を下回る規模である。

各国の内訳の比較では、ASEAN 各国で件数の多い分類がそれぞれ異なっている。

表 1　国別-日本意匠分類グループ別意匠登録状況（2013 年）

国	日本意匠分類グループ							
	A	B	C	D	E	F	G	
インドネシア	13	791	568	370	199	852	421	
タイ	31	145	390	698	109	556	686	
マレーシア	16	177	288	157	43	243	286	
フィリピン	4	110	113	82	27	159	164	
ベトナム	7	254	266	275	94	1,287	275	
シンガポール	5	459	167	186	46	145	97	
6カ国合計	76	1,936	1,792	1,768	518	3,242	1,929	
日本	97	1,917	2,902	2,877	1,027	3,661	1,856	
米国	64	2,343	2,817	2,207	1,387	2,064	1,973	
EU	851	13,872	8,138	14,074	2,801	6,862	4,631	
中国	401	64,099	49,651	63,095	15,445	59,124	15,752	
韓国	180	6,571	4,326	6,481	1,190	5,772	2,148	

国	日本意匠分類グループ							件数
	H	J	K	L	M	N	不明	(2013年)
インドネシア	281	116	216	176	360	7	0	4,370
タイ	216	141	271	217	320	52	107	3,939
マレーシア	259	123	99	77	96	201	0	2,065
フィリピン	117	42	27	69	412	34	0	1,360
ベトナム	270	134	174	145	72	0	0	3,253
シンガポール	293	62	59	30	75	57	0	1,681
6カ国合計	1,436	618	846	714	1,335	351	107	16,668
日本	5,885	2,425	2,275	2,614	1,165	*	*	28,701
米国	4,607	2,277	1,698	612	868	*	*	22,917
EU	7,218	4,452	3,608	3,854	4,082	*	*	74,443
中国	38,744	17,747	20,365	16,737	78,219	*	*	439,379
韓国	7,073	2,078	2,322	4,502	5,439	*	*	48,082

*「意匠出願動向調査～マクロ調査～」ではNグループは集計対象外

表 2　国別-日本意匠分類グループ別意匠登録グループ別構成比（2013 年）

国	日本意匠分類グループ						
	A	B	C	D	E	F	G
インドネシア	0.3%	18.1%	13.0%	8.5%	4.6%	19.5%	9.6%
タイ	0.8%	3.7%	9.9%	17.7%	2.8%	14.1%	17.4%
マレーシア	0.8%	8.6%	13.9%	7.6%	2.1%	11.8%	13.8%
フィリピン	0.3%	8.1%	8.3%	6.0%	2.0%	11.7%	12.1%
ベトナム	0.2%	7.8%	8.2%	8.5%	2.9%	39.6%	8.5%
シンガポール	0.3%	27.3%	9.9%	11.1%	2.7%	8.6%	5.8%
6カ国合計	0.5%	11.6%	10.8%	10.6%	3.1%	19.5%	11.6%
日本	0.3%	6.7%	10.1%	10.0%	3.6%	12.8%	6.5%
米国	0.3%	10.2%	12.3%	9.6%	6.1%	9.0%	8.6%
EU	1.1%	18.6%	10.9%	18.9%	3.8%	9.2%	6.2%
中国	0.1%	14.6%	11.3%	14.4%	3.5%	13.5%	3.6%
韓国	0.4%	13.7%	9.0%	13.5%	2.5%	12.0%	4.5%

国	日本意匠分類グループ						
	H	J	K	L	M	N	不明
インドネシア	6.4%	2.7%	4.9%	4.0%	8.2%	0.2%	0.0%
タイ	5.5%	3.6%	6.9%	5.5%	8.1%	1.3%	2.7%
マレーシア	12.5%	6.0%	4.8%	3.7%	4.6%	9.7%	0.0%
フィリピン	8.6%	3.1%	2.0%	5.1%	30.3%	2.5%	0.0%
ベトナム	8.3%	4.1%	5.3%	4.5%	2.2%	0.0%	0.0%
シンガポール	17.4%	3.7%	3.5%	1.8%	4.5%	3.4%	0.0%
6カ国合計	8.6%	3.7%	5.1%	4.3%	8.0%	2.1%	0.6%
日本	20.5%	8.4%	7.9%	9.1%	4.1%	*	*
米国	20.1%	9.9%	7.4%	2.7%	3.8%	*	*
EU	9.7%	6.0%	4.8%	5.2%	5.5%	*	*
中国	8.8%	4.0%	4.6%	3.8%	17.8%	*	*
韓国	14.7%	4.3%	4.8%	9.4%	11.3%	*	*

ロカルノ分類クラス別に意匠登録状況を集計した。日本意匠分類グループと同様、件数の多いクラスが各国ごとに異なり、各国の特徴が現れている。

表 3　ロカルノ分類クラス別意匠登録状況（2013 年）

ロカルノ国際分類クラス		インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム	シンガポール	（合計）
01	食料品	13	31	16	5	7	6	78
02	衣料品及び小間物類	311	43	75	72	196	29	726
03	旅行用品、ケース、パラソル及び身の回り品、他で明記されていないもの	63	43	24	9	51	58	248
04	ブラシ製品	63	36	38	7	32	19	195
05	繊維製品、人造及び天然のシート材料	177	42	11	390	13	24	657
06	家具	212	444	68	35	155	105	1,019
07	家庭用品、他で明記されていないもの	268	195	135	60	94	72	824
08	工具及び金物類	120	382	65	5	47	62	681
09	商品の輸送又は取扱のためのパッケージ及び容器	723	493	210	152	1,038	127	2,743
10	時計、携帯時計及びその他の計測器具、検査器具及び信号器具	43	68	73	24	48	30	286
11	装飾用品	403	81	59	23	33	407	1,006
12	輸送又は引き揚げの手段	386	502	254	140	232	85	1,599
13	電気の発電、供給又は変流のための器具	83	125	52	25	95	52	432
14	記録、通信又は情報検索の機器	156	129	372	66	130	231	1,084
15	機械、他で明記されていないもの	161	159	72	14	115	35	556
16	写真撮影機器、映画撮影機器及び光学機器	9	8	14	4	2	23	60
17	楽器	14	0	3	3	0	1	21
18	印刷機及びオフィス用機械	13	13	11	1	18	5	61
19	文房具及びオフィス用機器、画家の材料及び教材	156	100	32	20	334	20	662
20	販売及び広告機器、表示具	12	28	9	9	4	7	69
21	ゲーム、玩具、テント及びスポーツ用品	168	89	40	19	87	44	447
22	武器、火薬製品、狩猟、漁猟及び害獣駆除のための物品	16	7	12	2	5	2	44
23	流体供給装置、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料	263	360	161	55	170	97	1,106
24	医療器具及び実験室器具	60	64	31	30	44	28	257
25	建築ユニット及び建設部材	165	235	73	73	137	22	705
26	照明機器	165	66	53	45	114	50	493
27	煙草及び喫煙者の消耗品	36	0	17	4	3	0	60
28	医薬品及び化粧品、化粧用品及び化粧道具	81	41	30	22	25	22	221
29	火災防止用、事故防止用及び救援用の装置及び器具	1	13	7	2	1	6	30
30	動物の世話及び扱い用の物品	11	7	4	5	4	3	34
31	飲食物を調理するための機械及び器具、他に明記されていないもの	16	0	11	3	8	0	38
32	グラフィックシンボル，ロゴ，表面模様及び装飾	1	0	28	33	0	0	62
99	その他	1	28	5	3	11	9	57
	不明	0	107	0	0	0	0	107
合計		4,370	3,939	2,065	1,360	3,253	1,681	16,668

３．　ASEAN 諸国における登録意匠実態＜2013 年＞

（１）　審査資料としての適性調査（登録意匠の目視調査）

検討の結果、ASEAN 諸国における登録意匠の審査資料及び引例としての適性度は、以下のとおりまとめられる。

（i）　審査資料としての適性度

目視判断の結果、ASEAN 各国庁の登録意匠公報には、審査資料としての適性度が庁により大きく異なることが把握できた。

審査資料としての適性度が高いのはベトナム、シンガポール、フィリピンの順となった。特にベトナムの登録は全分野を通じて適性度が高い結果となった。一方、シンガポール、フィリピンは製品分野により適性度が異なるため、製品分野の範囲を絞りこむことでより効率的に審査に寄与する情報が収集できる余地があることが分かった。

（ii）　引例としての適性度

ASEAN 諸国における意匠公報を審査資料としてではなく引例としてみた場合であれば、いずれの国の意匠公報も十分な適性度を有していると判断された。

インドネシア、マレーシアの意匠公報については、図面数が少ない異、色違いなど複数の意匠が一出願に含まれていること等から意匠の特定ができず審査資料としては不適と判断される割合が高かった。

（２） 意匠公報サンプルの収集及び翻訳

「意匠公報入手方法及び検索方法」の手順に基づき、各国知的財産庁のデータベースから意匠公報をサンプルとして各国 3 件程度収集し、サンプル上に記載されている書誌情報を日本語に翻訳した。

書誌情報の日本語翻訳については、ウェブサイトで提供されている機械翻訳サービスを活用することで一次翻訳を実施した。非英語文献については、必要に応じて最初に機械翻訳で各国語から英語に翻訳、次いで翻訳結果をさらに日本語に変換した。

機械翻訳による結果は、人による二次翻訳（知的財産制度の知識を有する者による）を実施することで翻訳精度を高めた。

収集した意匠公報サンプルの一例を以下に示す。

STATUS	(ID) Didaftar
NOMOR PERMOHONAN	A00201203466
TANGGAL PENERIMAAN	04 Oct 2012
NOMOR PENGUMUMAN	518/DI/13
TANGGAL PENGUMUMAN	02 Jan 2013
NOMOR PENDAFTARAN	35981
TANGGAL PENDAFTARAN	07 Apr 2014
TANGGAL KEPEMILIKAN	04 Oct 2012
TANGGAL KADALUARSA	04 Oct 2022
KLASIFIKASI KODE LOCARNO	09-08
PRIORITAS	
NAMA PEMILIK	- TOMMY SUMARTONO (ID)
NAMA INVENTOR	
NAMA KONSULTAN	
ALAMAT KONSULTAN	
JUDUL	PALET
KEGUNAAN PRODUK	Sebagai tempat untuk meletakkan barang.
KLAIM	
GAMBAR	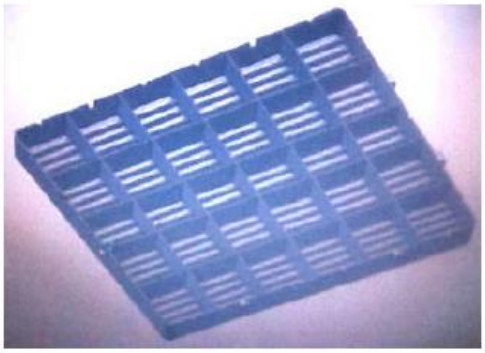

図 1　意匠公報サンプル１（インドネシア）

表 4　書誌情報（翻訳）

インドネシア語	英語（機械翻訳）	翻訳　（日本語）
STATUS (ID) Didaftar	STATUS (ID) Listed	権利状況（ID）
NOMOR PERMOHONAN A00201203466	APPLICATION NUMBER A00201203466	出願番号
TANGGAL PENERIMAAN 04 Oct 2012	DATE OF ACCEPTANCE 04 Oct 2012	受理日
NOMOR PENGUMUMAN 518/DI/13	ANNOUNCEMENT NUMBER 518 / DI / 13	公開番号
TANGGAL PENGUMUMAN 02 Jan 2013	DATE ANNOUNCEMENT January 2, 2013	公開日
NOMOR PENDAFTARAN 35981	REGISTRATION NUMBER 35 981	登録番号
TANGGAL PENDAFTARAN 07 Apr 2014	REGISTRATION DATE April 7, 2014	登録日
TANGGAL KEPEMILIKAN 04 Oct 2012	DATE OF TITLE 04 Oct 2012	所有権発行日
TANGGAL KADALUARSA 04 Oct 2022	Expiry date 04 Oct 2022	満了日
KLASIFIKASI KODE Locarno 09-08	CLASSIFICATION CODE LOCARNO 09-08	ロカルノ分類コード
PRIORITAS	PRIORITY	優先権
NAMA PEMILIK	OWNER NAME TOMMY Sumartono (ID)	現権利者
NAMA INVENTOR	INVENTOR'S NAME	創作者名 -
NAMA KONSULTAN DAMAIYANI	NAME CONSULTANTS	代理人名
ALAMAT KONSULTAN	ADDRESS CONSULTANT	代理人住所
JUDUL	TITLE PALETTE	物品名 パレット
KEGUNAAN PRODUK Sebagai tempat untuk meletakkan barang.	PRODUCT USE As a place to put stuff	物品の用途 物品の運搬用具
KLAIM	CLAIM	請求の範囲
GAMBAR	PICTURE	図

（３） 意匠公報の入手方法及び検索方法

調査対象各国の意匠公報の入手方法及び検索方法の詳細について整理した。

調査にあたっては、各国知的財産庁の検索サイトのほか、外国知的財産の公報検索方法の公開情報等を参考とし、各国知財庁ウェブサイト上での意匠公報の入手方法及び検索方法を国別にとりまとめた。

表 5 各国検索サイトと入手可能な情報（概要）

国名		インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム	シンガポール
URL(検索)		http://e-statushki.dgip.go.id/	https://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=en	https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm	http://121.58.254.45/ipophilsearch/patentsearch.aspx	http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchIND.php	https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=PT
		http://www.dgip.go.id/publikasi-hki			http://121.58.254.45/PatGazette/	http://www.noip.gov.vn/web/noip/sitemap/en	
検索領域	特許	○	○	○	○	○	○
	実用新案	○		○	○		
	商標	○		○	TM View で検索	○	○
	意匠	○	○	○	○	○	○
	その他		小特許	Geographical Indications		Geographical Indications	
言語	表示	インドネシア語	タイ語	英語	英語	ベトナム語/英語（一部）	英語
	検索	インドネシア語	タイ語/英語	英語	英語	ベトナム語	英語
検索方法	基本検索	書誌情報	書誌情報	書誌情報	書誌情報	書誌情報	書誌情報
	上級検索	なし	Complex Search	Advanced Search	ロカルノ番号での検索		

４． 我が国企業の ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題

（１） アンケート調査

ASEAN 諸国における意匠登録状況＜2013 年＞の調査研究結果を踏まえ、調査対象国（ASEAN 諸国グループ A）の登録件数上位の国内企業からバランス良く対象者を選定し、アンケート調査を実施した。

（i） ASEAN 諸国等における制度、手続

① 事業展開先と意匠出願

事業展開先と意匠出願先国・地域については、いずれもほとんどの回答者が本調査の A グループの 6 か国のほとんどを事業展開先と意匠出願先国･地域の両方を選んでおり、大きな差がでなかった。

この結果から、進出企業の多くは ASEAN 各国をひとまとまりの地域として考えていること、また ASEAN 地域全体に展開し、その結果意匠出願も複数の国で出願している傾向があることが窺えた。

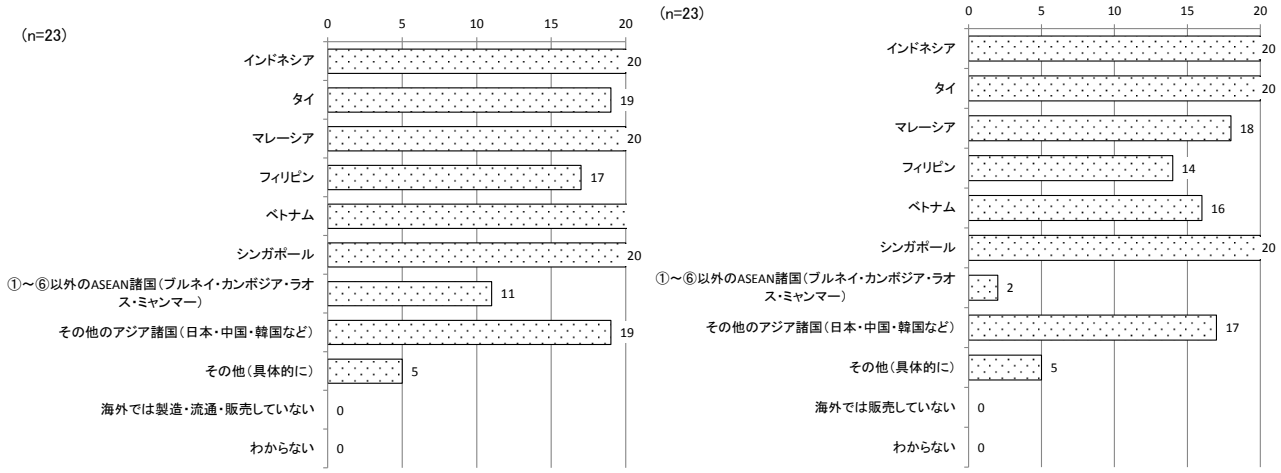

図 2 事業展開先（左、複数回答）と出願先国・地域（右、複数回答）

② 意匠出願の目的

意匠出願の目的は模倣品対策、他社へのけん制、信頼性確保、ブランド形成の順である。けん制も含め、特に模倣品対策を重視していることが分かる。

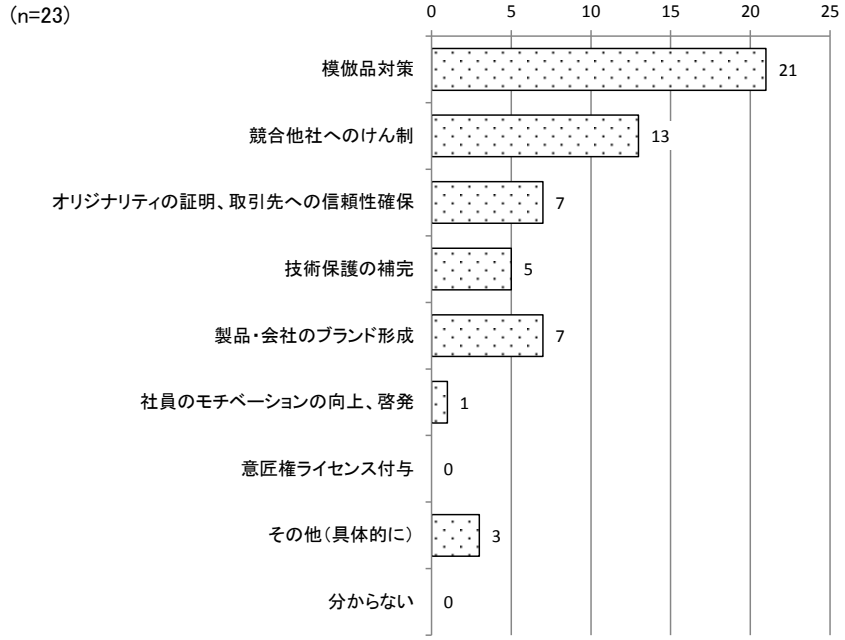

図 3 意匠出願の目的（複数回答）

③ 意匠出願手続上の問題点

「問題点は特にない」が最も多い回答となった。その一方で、費用の問題、処理の迅速化の問題、審査の安定性の問題といった点に関しての指摘が得られた。

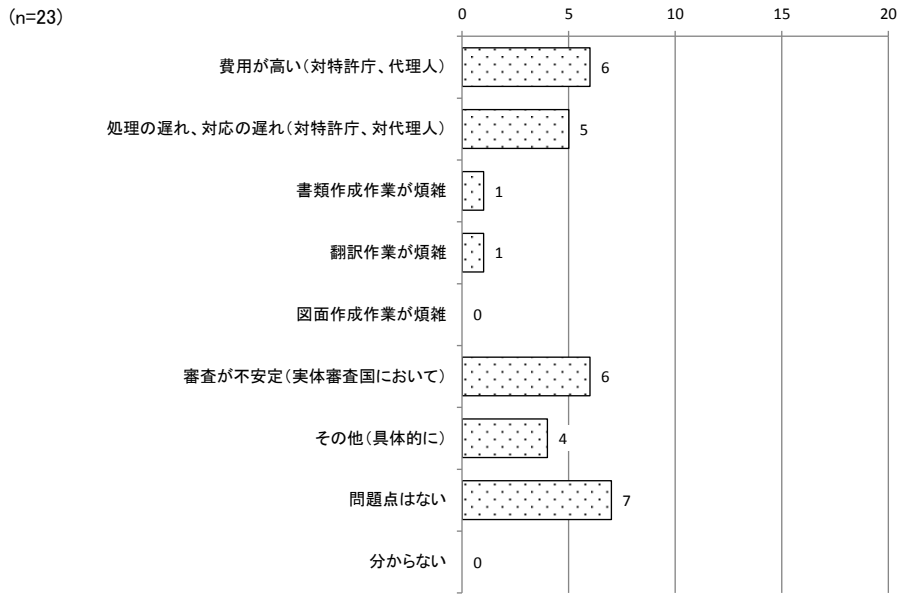

図 4　意匠出願手続上の問題点

（ii）　ASEAN 諸国等におけるデザイン模倣被害の実態

① 模倣品・類似品の発生状況

中国を含む「その他のアジア諸国」ほどではないものの、ASEAN 諸国でも模倣品・類似品が多く出回っているという結果となった。ASEAN 諸国の中でインドネシア・タイ・マレーシアでの発生が多く、それ以外の国とは大きな違いが見られた。

また、「その他」の回答のなかにはアフリカや南米などの国も含まれ、模倣品・類似品の発生はアジアに限らず広がっていることが把握された。

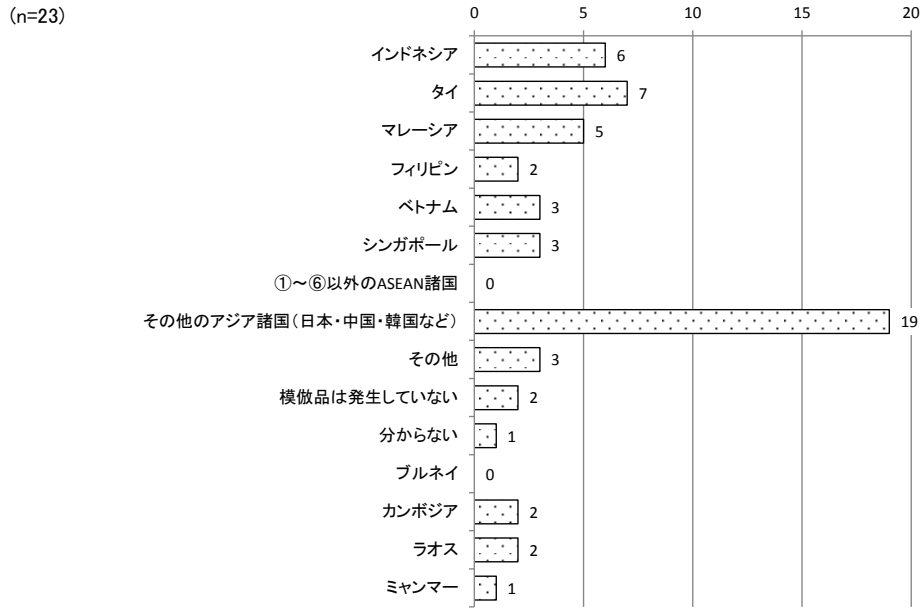

図 5　模倣品・類似品の発生状況

（iii）　ASEAN 諸国等における冒認意匠出願被害の実態

① 冒認意匠出願被害の発生状況

自社のデザインを他人が勝手に出願してしまう冒認出願については、回答者の 2 割以上に経験がある結果となった。しかし冒認出願が多くみられるのは中国でであり、ASEAN 諸国では 1 件のみであった。

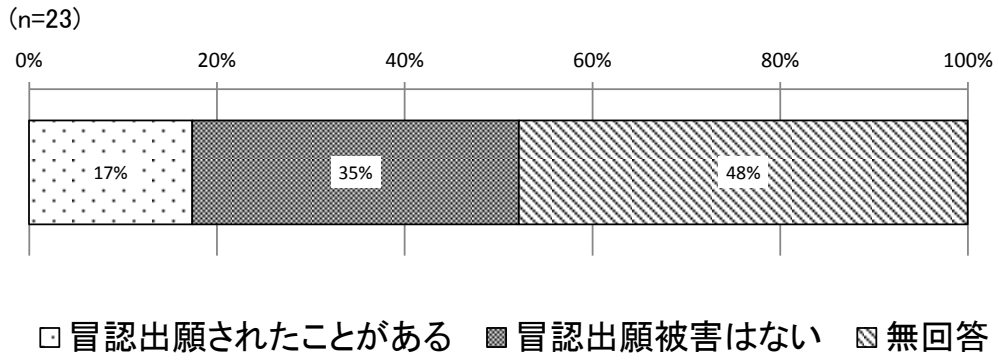

図 6　冒認出願被害の有無

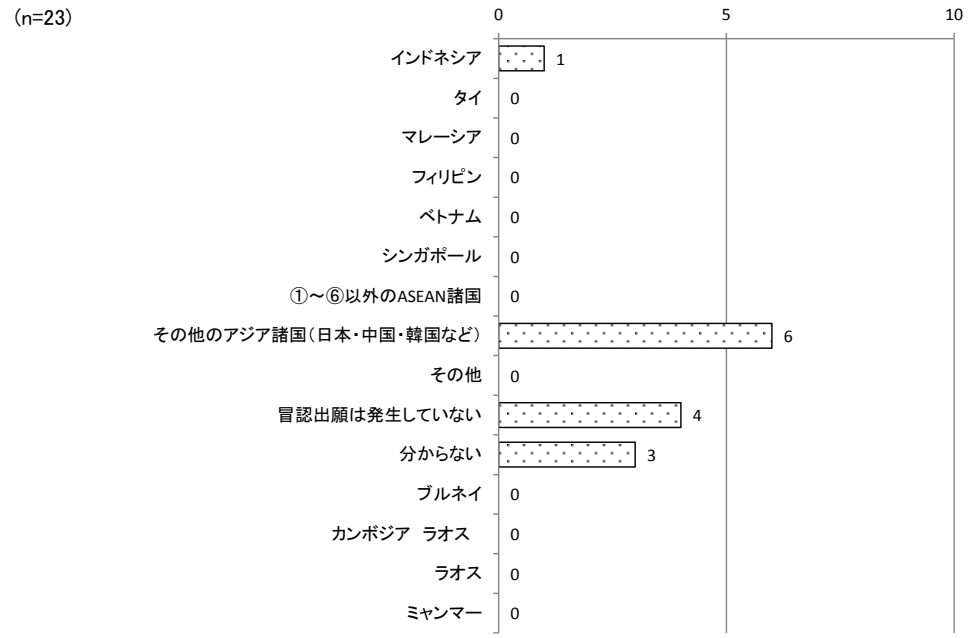

図 7　冒認意匠出願被害の発生した国・地域

（iv） ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題

その他、ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題に関して、自由回答から以下のような意見が得られた。

① 制度の整備の問題

- 法制度が確立していない国がある。
- ミャンマーには意匠制度がないので早急な制度の立ち上げを求める。
- 出願の公開延期制度がない。

② 出願上の問題

- フィリピンにおいて、創作者から出願人への譲渡証への公証が必要、手続に手間と費用がかかる。
- タイにおいて、登録までに時間がかかりすぎる。
- 審査基準が不明確。日本での審査結果の影響度が大きい。
- マレーシア、シンガポールでは、バンパーなどのスペアパーツについて、

意匠登録が認められない。

③ 情報整備及び提供の問題

- 出願情報や公報類の整備が望まれる。
- 模倣品対策の実務に関する情報が圧倒的に少ない。例えば、行政機関による意匠権に基づく摘発の可能性、意匠権侵害について刑事罰の存在の有無及び実際に適用される可能性など。
- 裁判や行政取締りなど、紛争解決手段がしっかりしているかが不明。意匠権で模倣品を取り締まる際に、すぐ解決へと向かえるのか疑問。解決に何年も長い時間を要するイメージがある。

（２） ヒアリング調査（事例調査）

ASEAN 諸国等に積極的に意匠出願を行っている国内企業 10 者を公開情報調査結果及び前述のアンケート調査の回答状況から抽出し、ASEAN 諸国等における意匠保護上の課題を把握するために実施したヒアリング調査結果に基づいて分析・整理した。

（i） ASEAN 諸国等全般

各社とも、ASEAN 諸国を重視する傾向が見られた。意匠登録においては、手続きが地域で統一されておらず多様であることが問題であると感じている企業が多く見られた。手続きが他の国よりも遅いことを言及する企業も見られたものの、逆に問題と感じていない企業も見られた。

- ASEAN 諸国等への意匠出願が重視されつつある。ASEAN 地域への市場の拡大に伴って、当該地域を販売・生産の主要国として位置づけている。
- ASEAN 諸国等への意匠出願の主な目的は模倣品対策である。模倣品の発生は中国から ASEAN 諸国等にも広まりつつあり、模倣品対策として、生産拠点のある国及び周辺各国において意匠出願を行う企業も見られる。

また、市場の将来性を見込んだ出願も行われている。

- ASEAN 諸国全般で出願から登録に至るまで全般的に時間を要する。特にタイでの出願から登録にいたるまでの期間が非常に長いと各社から指摘がある（数年を要するケースもある)。
- 原語による出願書類の提出（インドネシア)、その他各種書類（委任状、譲渡書、宣誓書）の提出が求められる国もある。特にフィリピンでは譲渡書の提出には創作者本人が公証人の前でサインをする必要がある。
- 各国の図面要件が統一されていない、各国における審査基準や権利保護期間等が共通化されていない等、知財管理面で懸念の声が聞かれる。
- 模倣品の発生は中国のみではなく ASEAN 諸国等にも拡大している。侵害品も単なるデッドコピーから進化しつつあり、意匠権を回避する様な侵害品も登場している。
- 現在、中国と ASEAN 諸国等の多くの国とがハーグ協定に加盟していないことから、各国毎に直接出願をしている状況である。そのため、手続面・費用面ともに負担であるという回答が多く聞かれた。
- 中国及び ASEAN 諸国等でビジネスを行う企業の中には、将来的にハーグ協定に ASEAN 諸国が加盟したら利用したいという意向もある。

(ii) インドネシア

- ASEAN 諸国等の中では出願先国として選択される頻度が高い。主な理由は模倣品対策である。
- インドネシア語での出願書類の提出が必須とされる。また、出願から登録に至るまでに時間がかかる。
- ローカル嗜好を意識した製品・デザイン開発を行っている企業もある。

(iii) タイ

- ASEAN 諸国等の中では主要な生産拠点の出願先国として選択される。主な理由は模倣品対策である。
- 出願から登録に至るまでに多大な時間を要する（出願書類が電子化されていない、審査が遅い等の指摘あり)。権利期間は出願から 10 年であるにも関わらず、出願から 5 年経過後に登録に至るケースも見られる。こ

の点については改善が進んでいるという意見と、進んでいないという意見が両方あった。

(iv) マレーシア

- ASEAN 諸国等の中では主要な生産拠点の出願先国として選択される頻度が高い。主な理由は模倣品対策である。
- 近年、模倣品の発見が多いという指摘があった。

(v) フィリピン

- 出願時の図面要件にシェーディングの指示がある。
- 委任状、譲渡書、宣誓書の提出に社印や代表印も必要なケースもあり手間である。譲渡証の提出の際には創作者が公証人の目の前でサインをする必要がある。

(vi) ベトナム

- ASEAN 諸国等の中では主要な生産拠点の出願先国として選択される頻度が高い。
- 国個別の課題について対象企業から言及されることはなかった。

(vii) シンガポール

- ASEAN 諸国等の中では流通拠点として重要視され、それに伴い出願先国として選択されることが多い。
- 問題と考えられる個別の事例については、対象企業から言及されることはなかった。

５． 総合分析

（１） 本調査研究結果

（i） ASEAN 各国の最近の意匠登録動向の横並びでの整理

ASEAN のうち 6 か国（インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール）を対象に、横並びで最近の意匠登録動向を把握した。

件数については審査の有無とは関係ないこと（むしろ無審査国より審査国の方が登録件数が多い）、さらに各国で意匠登録の多い分野が大きく異なっていることが把握できた。インドネシアは F グループ（事務用品及び販売用品）と B グループ（衣服及び身の回り品）、タイは D グループ（住宅設備用品）と G グループ（運輸又は運搬機械）、マレーシアは C グループ（生活用品）と G グループ、フィリピンは M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）、ベトナムは F グループ（事務用品及び販売用品）、シンガポールは B グループの登録が多く、それぞれの国の産業の状況と関係が深いことが示唆される結果となった

出願人別に見た場合、内外出願人の割合が国によって大きく異なることが把握できた。インドネシア・タイ・フィリピン・ベトナムは全体の 6 割以上、シンガポールも約半数近くが内国出願人による登録であるのに対し、マレーシアでは内国出願人による登録はどの外国より多いものの、比率としては 30%弱にとどまっており、他国との違いを浮き立たせることになった。

第２位は６か国とも日本であり、相対的に見て日本企業は ASEAN 諸国の意匠制度を積極的に活用している状況が明らかになった。

（ii） ASEAN 知財庁への登録意匠公報の審査資料としての適性の程度の評価

６か国の意匠登録図面を対象に、日本の特許庁の審査資料として用いるのに適性があるかどうかを判断し、比較した。

各国の知財庁における制度の違いや物品の違いにより、審査資料としての図面の適性の程度が大きく異なっており、さらにこれらの違いによって、分類（日本意匠分類・ロカルノ分類）や出願人居住国による違いが生じていることが示唆された。

知財庁における制度の違いは、各知財庁が要求する図面の水準に依拠したものである。６面図を要求する日本の審査基準に照らし合わせた場合、ベトナムを除

き多くの庁の出願図面で図面が不足しており意匠の特定ができないため、ベトナムとベトナム以外の国とで審査資料としての適性の程度に大きな違いが生じることになった。また、多意匠一出願を認めている知財庁に対しては、色違いなど複数の意匠をまとめた出願も多く、このような出願は日本国特許庁では意匠の特定が不可能とされるため、その影響も見られた。

審査資料に資さない理由としては「意匠の特定が不可能」及び「意匠が不鮮明」の理由がほとんどで、それ以外の理由は、ほぼ見られなかった。特に、汎用製品をそのまま出願したものや、有名なキャラクター等からなる等の審査資料に資さないと考えられる意匠はほとんど見られなかった。

（iii） 意匠制度の有効性の評価

アンケート及びヒアリングを通じて、ASEAN 諸国における意匠保護の実態について把握した。

意匠出願の主な目的は模倣品対策であり、中国から流れてくる模倣品や類似品を抑えることを重視していることが把握できた。

意匠権の有効性に関しては、デッドコピーを抑えるのには有効であっても、類似の範囲までの権利の有効性が不確かであり、わずかに変更した模倣品まで有効かについて問題意識を持つ回答が複数得られた。

また、ASEAN 各国に対する問題点としては、知財庁での審査の進捗の遅さ、譲渡書等の特定の書類準備のための時間とコスト、審査の安定性、及び手続きの不統一性について言及する意見が見られた。加えて、エンフォースメントに関して実務上の視点での情報提供を求める意見が得られた。

（２） ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題に関する今後の調査研究課題

（i） ASEAN 諸国のハーグ協定ジュネーブ改正協定加盟促進に向けての調査研究

ハーグ協定ジュネーブ改正協定へは、現在のところ ASEAN 諸国のうちシンガポール・ブルネイの２か国のみ加盟している。

より多くの ASEAN 諸国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加盟すれば、ハーグルートでの意匠出願が増える可能性があるという意見がある（ヒアリングより）ことから、今後の ASEAN 域内加盟国増加を促進するための施策や、日本国内の企業がハーグルートを通じて ASEAN 諸国への意匠出願を増加させるための啓発活動の在り方について検討する必要がある。

（ii） ASEAN 諸国における意匠制度ハーモナイゼーションの動向

ASEAN 諸国の市場の一体化が進み、企業も ASEAN 地域を一体として捉える中、ASEAN 各国の意匠制度が統一されていないことが、意匠出願において出願人に大きな負担をかけていることが分かった（アンケート・ヒアリングより）。ASEAN 市場が拡大する中、今後、影響が大きくなっていく可能性もある。各国の意匠制度のハーモナイゼーションをより積極的に進めるための施策の在り方について検討する必要がある。

（iii） ASEAN 地域における模倣品・類似品保護の実態調査

ASEAN 諸国におけるエンフォースメントにおいて、どのような制度があり、どの程度実効性があるのか、制度を利用するにはだれにどのようにアクセスすればよいか等、実務上の情報の不足を指摘する意見が見られた（アンケートより）。模倣品・類似品の発生状況、流通状況、及びそれぞれが起こっている国・地域によってそれぞれ必要な方策は異なってくることから、それぞれの状況に対し適切な方策が選択できるよう、実務面からの実態調査に加え必要な情報整備と公開が望まれる。

（iv） ASEAN 地域における知財ミックスの在り方

意匠権はデザイン模倣、特にデザインのデッドコピーに対しては非常に有効に機能するが、最近の模倣品は既存の意匠権の権利範囲をうまくかいくぐるようになってきており、意匠権単独での模倣品対応が難しくなってきている。一般的には商標権や特許権などと組み合わせた知財ミックスによってより強い権利を獲得することができるが、ASEAN 諸国で知財ミックスを導入した際に、制度の違いや慣習の違いなどによりどのような問題が起こりうるかについて検討することが望まれる。

目　次

要約

I.　序 1
　１．　調査背景 1
　２．　調査研究内 2
　　（１）　調査対象国（・地域） 2
　　（２）　調査研究項目 3
　　（i）　ASEAN 諸国における意匠登録状況＜2013 年＞
　　（ASEAN 諸国：グループ A） 3
　　（ii）　ASEAN 諸国における登録意匠実態＜2013 年＞
　　（ASEAN 諸国：グループ A） 4
　　（iii）　我が国企業の ASEAN 諸国等における意匠保護上の
　　諸問題（ASEAN 諸国：グループ A、グループ B、その他アジア諸国）
　　..... 4
　３．　調査研究方法 4
　　（１）　ASEAN 諸国における意匠登録状況＜2013 年＞ 4
　　（２）　ASEAN 諸国における登録意匠実態＜2013 年＞ 5
　　（i）　審査資料としての適性調査（登録意匠の目視調査） 5
　　（ii）　意匠公報サンプルの収集及び翻訳 5
　　（iii）　意匠公報の入手方法及び検索方法 6
　　（３）　我が国企業の ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題 6
　　（i）　アンケート調査 6
　　（ii）　ヒアリング調査（事例調査） 6
　　（４）　調査分析結果の取りまとめ 6

II.　ASEAN 諸国における意匠登録状況 7
　１．　公開情報調査 7
　　（１）　概要 7
　　（i）　調査研究項目 8
　　（ii）　調査研究方法 8
　　（iii）　物品名の日本語への翻訳 9
　　（iv）　日本意匠分類の付与（大分類　例：Ａ１まで） 10

（２） 調査結果 11
(i) 国別意匠登録状況 11
(ii) ロカルノ分類クラス別意匠登録状況 16
(iii) 日本意匠分類グループ別意匠登録状況 21
(iv) 登録件数上位国・地域（対象国ごとに 20 か国・地域程度） . 28
(v) 登録件数上位者（対象国ごとに 20 者） 29
(vi) 登録件数上位者の分類別意匠登録状況
（日本意匠分類グループ別） 32

III. ASEAN 諸国における意匠登録実態＜2013 年＞ 39
１． 審査資料としての適性調査（登録意匠の目視判断） 39
（１） 概要 39
（２） 調査研究内容 39
(i) 審査資料としての不適理由と適性調査基準の設定 39
(ii) 登録意匠の目視調査 41
（３） 調査結果 43
(i) 全般的な特徴 43
(ii) 日本意匠分類グループ別の特徴 43
(iii) ロカルノ分類別の特徴 55
(iv) 出願人居住国別の特徴 65
（４） 小括 72
(i) 審査資料としての適性度 72
(ii) 引例としての適性度 72
２． 意匠公報サンプルの収集及び翻訳 73
（１） 概要 73
（２） 調査結果 74
(i) インドネシア 74
(ii) タイ 80
(iii) マレーシア 86
(iv) フィリピン 92
(v) ベトナム 98
(vi) シンガポール 104
３． 意匠公報入手方法及び検索方法 113
（１） 概要 113

（２） 各国意匠公報の入手方法及び検索方法 117
(i) インドネシア 117
(ii) タイ 124
(iii) マレーシア 129
(iv) フィリピン 133
(v) ベトナム 140
(vi) シンガポール 146

IV. 我が国企業の ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題 149
１． アンケート調査 149
（１） アンケート調査実施概要 149
(i) アンケート対象者 149
(ii) アンケート調査項目 150
（２） アンケート調査結果 151
(i) ASEAN 諸国等における制度、手続 151
(ii) ASEAN 諸国等におけるデザイン模倣被害の実態 155
(iii) ASEAN 諸国等における冒認意匠出願被害の実態 157
(iv) ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題 158
２． ヒアリング調査（事例調査） 160
（１） ヒアリング調査実施概要 160
(i) ヒアリング調査項目 160
(ii) ヒアリング調査対象者選定方法 162
(iii) ヒアリング調査の実施方法 163
（２） 各国別の傾向（概要） 164
(i) ASEAN 諸国等全般 164
(ii) インドネシア 165
(iii) タイ 165
(iv) マレーシア 165
(v) フィリピン 165
(vi) ベトナム 166
(vii) シンガポール 166
（３） ヒアリング結果詳細 166
(i) ASEAN 諸国等における制度、手続について 166
(ii) ASEAN 諸国等におけるデザイン模倣被害の実態 168

（iii） ASEAN 諸国等における冒認意匠出願被害の実態.....168
（iv） ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題.....169
（v） ハーグ協定加盟の影響 170

V. 総合分析 171
１． 本調査のまとめ 171
（１） ASEAN 各国の最近の意匠登録動向の横並びでの整理.....171
（２） ASEAN 知財庁への登録意匠公報の審査資料としての適性の
程度の評価 171
（３） 意匠制度の有効性の評価 172
２． ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題に関する今後の研究課題 .173
（１） ASEAN 諸国のハーグ協定ジュネーブ改正協定加盟促進に向けての
調査研究 173
（２） ASEAN 諸国における意匠制度ハーモナイゼーションの動向.....173
（３） ASEAN 地域における模倣品・類似品保護の実態調査.....174
（４） ASEAN 地域における知財ミックスの在り方.....174

資料編
１． 意匠公報検索に使用したデータベース 177
２． アンケート調査票 178

Ⅰ．序

１．調査背景

我が国から ASEAN 諸国への輸出額は、米国、中国に次ぐ規模であり、日 ASEAN の経済関係の深化に伴い、当該諸国で事業活動を行う日本企業の知的財産を適切に保護することが益々重要となっている。また、当該諸国のうち、意匠の国際登録に関するハーグ協定の加盟国は、現在、シンガポール及びブルネイのみであるところ、ASEAN は、2011 年 8 月に決議した「ASEAN 知的財産権行動計画 2011-2015」において、2015 年までに ASEAN 加盟国のうちの 7 か国以上がハーグ協定に加盟することを目標に掲げており、今後、同協定に基づく国際意匠登録制度を利用した我が国企業による当該諸国への意匠登録出願の活発化も見込まれている。

ところで、ASEAN 諸国においては、意匠制度の整備が進んでいない国、整備されている場合であっても、意匠審査基準等の整備が十分でない国や、人的リソース不足により審査が遅れている国等も多く、結果として我が国企業が冒認出願やデザイン模倣等の被害を防げない状況にあるとの指摘もなされている。こうした状況を踏まえ、ASEAN 諸国の意匠登録制度及びその運用実態については、過年度の特許庁産業財産権制度各国比較調査研究により一定程度明らかにされたところである。

しかしながら、我が国企業が当該諸国での具体的な意匠出願戦略を検討する上で必要になると考えられる意匠登録状況や登録意匠の実態等の基礎的な情報については、当該諸国の登録意匠に関する商用データベースが未整備であること等の理由により、これまで十分な調査が行われておらず、我が国企業に対する十分な情報提供が行われてこなかった。

一方、特許庁では、意匠審査において新規性等を判断するため、審査資料として米国、欧州（EU）、中国、韓国で発行された意匠公報を収集し、利用価値の高い意匠公報は電子化して特許庁の意匠検索データベースに蓄積することにより、先行意匠調査の効率化を図っているところであるが、当該諸国における意匠公報の収集・蓄積については未検討の状況である。当該諸国に

は、意匠の審査制度を有しない（実体審査を行っていない）国々も存在し、新規性や創作性がない等の理由により我が国の意匠審査資料としての価値が乏しい意匠が掲載された意匠公報が含まれる可能性も考えられるところ、当該諸国における意匠公報の将来的な収集・蓄積の検討に向け、登録意匠の実態を把握しておく必要があると考えられる。

そこで、本調査研究では、ASEAN 諸国における意匠登録状況、登録意匠実態、併せて、我が国企業の ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題を把握することにより、当該諸国における我が国企業の意匠出願戦略の策定、特許庁における意匠審査資料の検討及び意匠関連施策の検討に資する基礎資料とすることを目的として実施する。

２．　調査研究内容

（１）　調査対象国（・地域）

本調査研究においては、意匠登録件数規模の観点から、ASEAN 諸国を以下のグループ A、グループ B に分類をした。

- ASEAN 諸国　グループ A：インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール
- ASEAN 諸国　グループ B：ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー
- その他アジア諸国：中国、台湾、韓国、インド、モンゴル等

当該諸国における分類及び意匠に関する基礎情報は以下のとおりである。

表 I-1　ASEAN 諸国　グループ A

国	意匠公報媒体			意匠審査制度（実体審査）	ロカルノ分類	意匠公報記載の言語
	オンライン	CD	紙			
インドネシア	○	×	○	○	○	インドネシア語
タイ	○	○	×	○	○	タイ語
マレーシア	○	×	×	×	○	英語
フィリピン	○	×	×	×	○	英語
ベトナム	○	○	○	○	○	ベトナム語
シンガポール	○	×	×	×	○	英語

表 I-2　ASEAN 諸国　グループ B

国	意匠公報媒体			意匠審査制度（実体審査）	ロカルノ分類	意匠公報記載の言語
	オンライン	CD	紙			
ブルネイ	○	×	○	×	×	英語
カンボジア	×	×	○	×	×	クメール語、英語
ラオス	×	×	○	○	○	英語
ミャンマー	登記及び新聞広告掲載			×（意匠法未制定）	×	ミャンマー語（ビルマ語）

（２） 調査研究項目

(i) ASEAN 諸国における意匠登録状況＜2013 年＞（ASEAN 諸国：グループ A)

- 国別意匠登録状況
- 分類別意匠登録状況
  （ロカルノ分類クラス別及び日本意匠分類グループ別）
- 登録件数上位国・地域（対象国ごとに 20 か国・地域程度）
- 登録件数上位者（対象国ごとに 20 者程度）
- 登録件数上位者の分類別意匠登録状況（日本意匠分類グループ別）

（ii） ASEAN 諸国における登録意匠実態＜2013 年＞（ASEAN 諸国：グループ A)

- 我が国の意匠審査資料としての適性
  - ア．分類別の適性（ロカルノ分類クラス別及び日本意匠分類グループ別）
  - イ．出願人居住国・地域別の適性
- 意匠公報サンプルの収集及び翻訳
- 意匠公報の入手方法及び検索方法

（iii） 我が国企業の ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題（ASEAN 諸国：グループ A、グループ B、その他アジア諸国）

- ASEAN 諸国等における制度、手続、権利行使、訴訟等に関する問題
- ASEAN 諸国等における冒認意匠出願被害の実態
- ASEAN 諸国等におけるデザイン模倣被害の実態
- その他、ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題

３． 調査研究方法

（１） ASEAN 諸国における意匠登録状況＜2013 年＞

以下の手順でグループＡの各国知財庁等が提供する意匠公報（2013 年）全件（約 17,000 件）を対象にデータ抽出、集計及び分析を実施した。

① 各国知財庁等が提供する意匠公報（2013 年）全件を抽出した。
② 抽出した意匠公報に掲載された意匠（全件）の物品名を日本語に翻訳した。
③ 抽出した意匠公報に掲載された意匠（全件）に対し、書誌情報（物品名、ロカルノ分類等）を基に日本意匠分類を付与。付与する日本意匠分類は、大分類まで（例：A1 等）とした。
④ 登録件数上位 20 者の出願人名及び居住国名を可能な限り日本語に翻訳すると共に、当該出願人の業種等を特定した。
⑤ 過年度の特許庁「意匠出願動向調査－マクロ調査－」の結果（2013 年）を基に、日米欧中韓と ASEAN 諸国の意匠登録構造（内訳）を比較した。

（２） ASEAN 諸国における登録意匠実態＜2013 年＞

（i） 審査資料としての適性調査（登録意匠の目視調査）

以下の手順でグループＡの各国知財庁等が提供する意匠公報（2013 年）のうち 6,500 件を対象に、以下の手順により目視調査で審査資料データ抽出、集計及び分析を実施した。

① ASEAN 諸国における意匠登録状況調査で抽出した意匠公報全件から約 6,500 件を、各国知財庁×日本意匠分類グループ別の登録件数にバランス良く抽出した。
② 審査資料適性調査員が、抽出した意匠公報に掲載された意匠（約 6,500 件）の目視調査を実施した。目視調査においては、以下に提示する基準例に従って、我が国の意匠審査資料としての適性を判断した。

【適性調査基準】
ア（１）．意匠の特定が困難な意匠
ア（２）．不鮮明な図面・写真で表された意匠
イ．創作性がない意匠
ウ．日本企業の製品とみられる意匠
エ．ASEAN 諸国特有の意匠（例えば、民族衣装、儀礼用具等）
オ．日本の意匠法の保護対象とならない意匠
（花火の形状、タイプフェイス等）
カ．著名なキャラクターや建造物等を模した意匠
キ．他国を第１国とする優先権出願

（ii） 意匠公報サンプルの収集及び翻訳

各国の意匠公報から３件程度をサンプルとして収集し、収集したサンプルの書誌情報すべてを日本語に翻訳した。

（iii） 意匠公報の入手方法及び検索方法

各国の意匠公報の入手方法及び検索方法について、具体的に整理した。

（３） 我が国企業の ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題

（i） アンケート調査

ASEAN 諸国における意匠登録状況＜2013 年＞の調査研究結果を踏まえ、調査対象国（ASEAN 諸国グループ A）の登録件数上位の国内企業からバランス良く対象者 50 者程度を選定、アンケート調査を実施し、分析結果をとりまとめた。

（ii） ヒアリング調査（事例調査）

公開情報調査及びアンケート調査の結果を踏まえ、特に掘り下げて調査すべき意匠保護上の問題を有していると認められる国内企業（合計 10 者）を抽出してヒアリング調査を実施し、整理・分析した結果を取りまとめた。

（４） 調査分析結果の取りまとめ

本調査研究の成果を取りまとめ、各国の意匠公報の入手方法及び検索方法を具体的に整理した。各国の意匠公報の入手方法及び検索方法を具体的に整理した。ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題に関する今後の調査研究課題を取りまとめた。

II. ASEAN 諸国における意匠登録状況

１． 公開情報調査

（１） 概要

各国知財庁等が提供する意匠公報（2013 年）全件を抽出する。

抽出した意匠公報に掲載された意匠（全件）の物品名を日本語に翻訳する。

抽出した意匠公報に掲載された意匠（全件）に対し、書誌情報（物品名、ロカルノ分類等）を基に日本意匠分類を付与する。（※付与する日本意匠分類は、少なくとも大分類まで（例：A1 等）とする。）

登録件数上位 20 者の出願人名及び居住国名を可能な限り日本語に翻訳すると共に、当該出願人の業種等を特定する。

過年度の特許庁「意匠出願動向調査－マクロ調査－」の結果（2013 年）を基に、日米欧中韓と ASEAN 諸国の意匠登録構造（内訳）を比較する。

- ASEAN 諸国　グループ A：　インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール

表 II-1　ASEAN 諸国　グループ A

国	意匠公報媒体			意匠審査制度（実体審査）	ロカルノ分類	意匠公報記載の言語
	オンライン	CD	紙			
インドネシア	○	×	○	○	○	インドネシア語
タイ	○	○	×	○	○	タイ語
マレーシア	○	×	×	×	○	英語
フィリピン	○	×	×	×	○	英語
ベトナム	○	○	○	○	○	ベトナム語
シンガポール	○	×	×	×	○	英語

(i) 調査研究項目

以下の項目を対象に調査を行った。

- 国別意匠登録状況
- 分類別意匠登録状況
  （ロカルノ分類クラス別及び日本意匠分類グループ別）
- 登録件数上位国・地域（対象国ごとに 20 か国・地域）
- 登録件数上位者（対象国ごとに 20 者）
- 登録件数上位者の分類別意匠登録状況（日本意匠分類グループ別）

(ii) 調査研究方法

以下の手順で調査を実施した。

表 II-2 調査に使用したデータベース

国名	URL	接続状況
インドネシア	http://www.dgip.go.id/publikasi-hki	
タイ	https://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=en	遅
マレーシア	https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm	遅
フィリピン	http://121.58.254.45/PatGazette/	
ベトナム	http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchIND.php http://www.noip.gov.vn/web/noip/sitemap/en	
シンガポール	https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=DS	遅

① 上記の各知的財産庁データベースより意匠公報をダウンロードする。
② ダウンロードしたデータから、必要な項目のデータを作成する。
必要であれば、特に出願人居住国・地域やロカルノ国際分類について誤記の可能性があるため目視にてクリーニングする。併せて、出願人名称の名寄せを行う。
③ 各公報に日本意匠分類を付与する。
④ データベースを作成する。

表 II-3　抽出項目と抽出方法

抽出項目	抽出方法	摘要
出願番号	各国知財庁データベースより取得	追加項目。データベースとしての利便性向上のため
登録番号	各国知財庁データベースより取得	
公報発行日	各国知財庁データベースより取得	-
出願日（優先権主張日）	各国知財庁データベースより取得	追加項目。出願から登録までの期間の実態を把握するため
出願人居住国・地域	各国知財庁データベースより取得 →　目視修正	他庁でも誤りが見られることもあり、目視で修正する。詳細は後述
出願人名称	各国知財庁データベースより取得	目視で名寄せを設定すr。
優先権主張の有無	各国知財庁データベースより取得	不適性判断基準「キ. 他国を第１国とする優先権出願」に基づく設定。
ロカルノ分類	各国知財庁データベースより取得 →　目視修正	他庁でも誤りが見られることもあり、目視で修正する。
物品名	各国知財庁データベースより取得	日本意匠分類の付与に用いる。
物品名（翻訳）	物品名を日本語訳	日本意匠分類の付与に用いる。詳細は後述
日本意匠分類	ロカルノ分類及び物品名から付与	詳細は後述

（iii）　物品名の日本語への翻訳

①　「物品名」リストの作成

各登録登録同士で重複した記述を排除し、「物品名」のみで構成されたリストを作成した。

上記リストを類似の表現ごとソートして作業することにより、効率化を図るとともに、同じまたは類似の単語に対し異なる翻訳が振られる可能性を最小限にする。

②　ウェブ機械翻訳を実施後、目視で確認

最初にウェブサイトを活用し、機械翻訳で翻訳を行った。一般的に英語を介した翻訳の方が、直接和訳するよりも精度が高いため、直接和訳するだけ

でなく、英語を介して和訳にすることにより、精度の向上を図った。

翻訳後、全件を目視確認しながら必要に応じて再翻訳することにより、機械による効率性と人間による品質確保の両立を図る。

（iv） 日本意匠分類の付与（大分類　例：Ａ１まで）

(a) 「ロカルノ分類＋物品名→日本意匠分類対応表」の作成

特許庁ウェブサイトより「日本意匠分類－ロカルノ国際分類対照表」を入手、ロカルノ分類、品目名、日本意匠分類を抽出した。抽出結果からロカルノ分類＋物品名と日本意匠分類との対応表を作成した。

(b) 日本意匠分類の付与

ASEAN 登録意匠のロカルノ国際分類及び物品名を抽出した。英語以外の言語についてはいったん英語に翻訳した。

ロカルノ分類から一意に日本意匠分類が特定できる場合はその分類を付与した。また、ロカルノ分類＋物品名が完全に一致する場合は対応する日本意匠分類を付与した。

物品名が「日本意匠分類－ロカルノ国際分類対照表」に記載のものとは完全に一致しないが、対応表の物品名と対応する分類が特定できる場合は、対応する日本意匠分類を付与した。

複数のロカルノ分類が付与されている登録意匠については、「主分類（特定できる場合)」、「多くのメインクラスが付与されている分類」等を考慮して総合的に判断した。

(c) 目視判断

上記、複数のロカルノ分類＋物品名の候補があり、一意に判断できない場合、あるいは該当するものが見つからなかった場合は、目視判断により該当する日本意匠分類を特定した。

（２） 調査結果

（i） 国別意匠登録状況

件数はインドネシア（4,370 件）が最も多く、タイが続き（3,939 件）、次いでベトナム（3,253 件）となった。マレーシアは 2,065 件、シンガポール・フィリピンはいずれも 2,000 件未満であった。実体審査を実施していない国であっても必ずしも件数に結びついていない点が特徴である。

同時期の日米欧中韓と比較すると、6 か国を合計しても日米欧中韓で最も件数の少ない米国特許庁を下回る規模である。

各国の内訳の比較では、ASEAN 各国で件数の多い分類がそれぞれ異なっている。詳細は個別の国の説明の箇所で記載する。

表 II-4 国別-日本意匠分類グループ別意匠登録状況（2013 年）

国	日本意匠分類グループ							
	A	B	C	D	E	F	G	
インドネシア	13	791	568	370	199	852	421	
タイ	31	145	390	698	109	556	686	
マレーシア	16	177	288	157	43	243	286	
フィリピン	4	110	113	82	27	159	164	
ベトナム	7	254	266	275	94	1,287	275	
シンガポール	5	459	167	186	46	145	97	
6カ国合計	76	1,936	1,792	1,768	518	3,242	1,929	
日本	97	1,917	2,902	2,877	1,027	3,661	1,856	
米国	64	2,343	2,817	2,207	1,387	2,064	1,973	
EU	851	13,872	8,138	14,074	2,801	6,862	4,631	
中国	401	64,099	49,651	63,095	15,445	59,124	15,752	
韓国	180	6,571	4,326	6,481	1,190	5,772	2,148	

国	日本意匠分類グループ							件数（2013年）
	H	J	K	L	M	N	不明	
インドネシア	281	116	216	176	360	7	0	4,370
タイ	216	141	271	217	320	52	107	3,939
マレーシア	259	123	99	77	96	201	0	2,065
フィリピン	117	42	27	69	412	34	0	1,360
ベトナム	270	134	174	145	72	0	0	3,253
シンガポール	293	62	59	30	75	57	0	1,681
6カ国合計	1,436	618	846	714	1,335	351	107	16,668
日本	5,885	2,425	2,275	2,614	1,165	*	*	28,701
米国	4,607	2,277	1,698	612	868	*	*	22,917
EU	7,218	4,452	3,608	3,854	4,082	*	*	74,443
中国	38,744	17,747	20,365	16,737	78,219	*	*	439,379
韓国	7,073	2,078	2,322	4,502	5,439	*	*	48,082

*「意匠出願動向調査～マクロ調査～」ではNグループは集計対象外

表 II-5　国別-日本意匠分類グループ別意匠登録グループ別構成比（2013 年）

国	日本意匠分類グループ						
	A	B	C	D	E	F	G
インドネシア	0.3%	18.1%	13.0%	8.5%	4.6%	19.5%	9.6%
タイ	0.8%	3.7%	9.9%	17.7%	2.8%	14.1%	17.4%
マレーシア	0.8%	8.6%	13.9%	7.6%	2.1%	11.8%	13.8%
フィリピン	0.3%	8.1%	8.3%	6.0%	2.0%	11.7%	12.1%
ベトナム	0.2%	7.8%	8.2%	8.5%	2.9%	39.6%	8.5%
シンガポール	0.3%	27.3%	9.9%	11.1%	2.7%	8.6%	5.8%
6カ国合計	0.5%	11.6%	10.8%	10.6%	3.1%	19.5%	11.6%
日本	0.3%	6.7%	10.1%	10.0%	3.6%	12.8%	6.5%
米国	0.3%	10.2%	12.3%	9.6%	6.1%	9.0%	8.6%
EU	1.1%	18.6%	10.9%	18.9%	3.8%	9.2%	6.2%
中国	0.1%	14.6%	11.3%	14.4%	3.5%	13.5%	3.6%
韓国	0.4%	13.7%	9.0%	13.5%	2.5%	12.0%	4.5%

国	日本意匠分類グループ						
	H	J	K	L	M	N	不明
インドネシア	6.4%	2.7%	4.9%	4.0%	8.2%	0.2%	0.0%
タイ	5.5%	3.6%	6.9%	5.5%	8.1%	1.3%	2.7%
マレーシア	12.5%	6.0%	4.8%	3.7%	4.6%	9.7%	0.0%
フィリピン	8.6%	3.1%	2.0%	5.1%	30.3%	2.5%	0.0%
ベトナム	8.3%	4.1%	5.3%	4.5%	2.2%	0.0%	0.0%
シンガポール	17.4%	3.7%	3.5%	1.8%	4.5%	3.4%	0.0%
6カ国合計	8.6%	3.7%	5.1%	4.3%	8.0%	2.1%	0.6%
日本	20.5%	8.4%	7.9%	9.1%	4.1%	*	*
米国	20.1%	9.9%	7.4%	2.7%	3.8%	*	*
EU	9.7%	6.0%	4.8%	5.2%	5.5%	*	*
中国	8.8%	4.0%	4.6%	3.8%	17.8%	*	*
韓国	14.7%	4.3%	4.8%	9.4%	11.3%	*	*

① インドネシア

インドネシアでは 2013 年に 4,370 件の意匠登録があった。日本意匠分類グループ別では F グループ（事務用品及び販売用品）、B グループ（衣服及び身の回り品）の比率が相対的に高い。

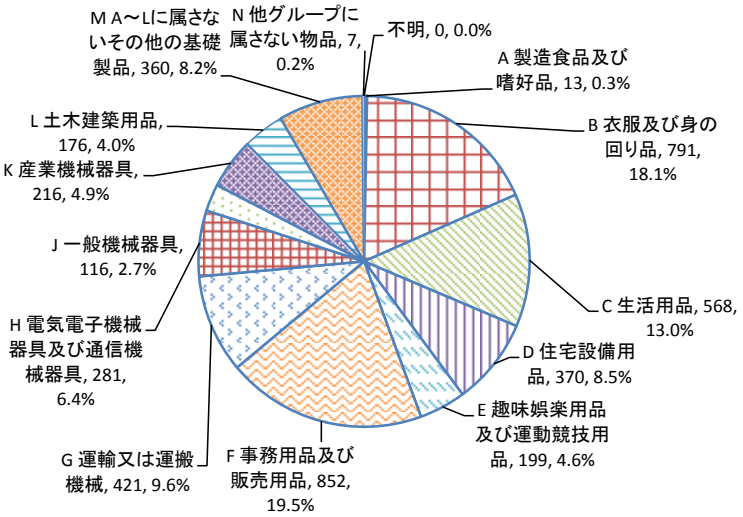

図 II-1　インドネシア

② タイ

タイでは 2013 年に 3,939 件の意匠登録があった。日本意匠分類グループ別では D グループ（住宅設備用品）、G グループ（運輸又は運搬機械）の比率が相対的に高い。

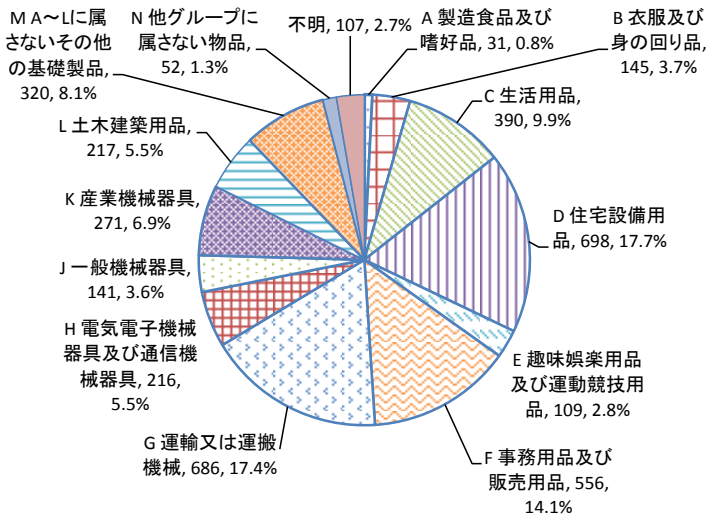

図 II-2　タイ

③ マレーシア

マレーシアでは 2013 年に 2,065 件の意匠登録があった。日本意匠分類グループ別では C グループ（生活用品）、G グループ（運輸又は運搬機械）の比率が相対的に高い。

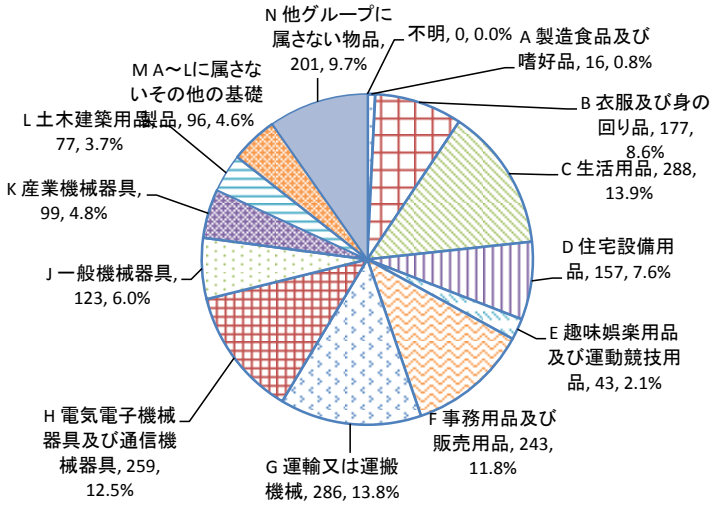

図 II-3　マレーシア

④ フィリピン

フィリピンでは 2013 年に 1,360 件の意匠登録があった。日本意匠分類グループ別では M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）が圧倒的に多いのが特徴的である。織物地の登録が多いのが特徴である。

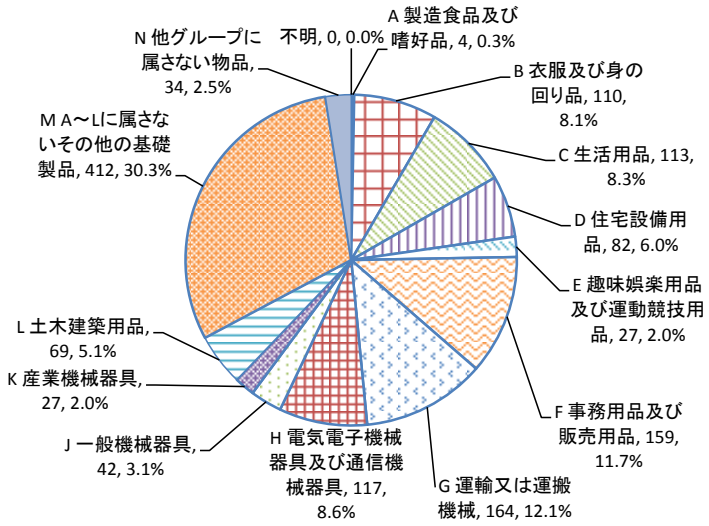

図 II-4　フィリピン

⑤ ベトナム

ベトナムでは 2013 年に 3,253 件の意匠登録があった。他国と異なり、日本意匠分類グループ別では F グループ（事務用品及び販売用品）が圧倒的に多いのが特徴的である。包装の登録が多いのが特徴である。

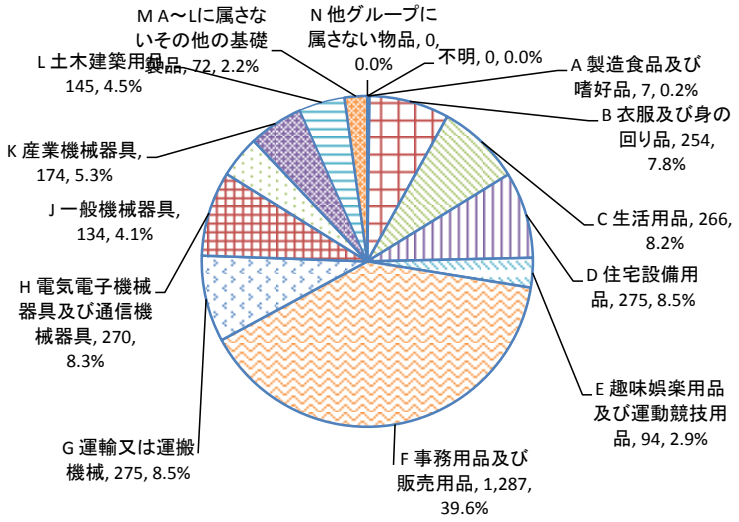

図 II-5　ベトナム

⑥ シンガポール

シンガポールは 2013 年に 1,681 件の登録があった。B グループ（衣服及び身の回り品）、次いで H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の順で多い。

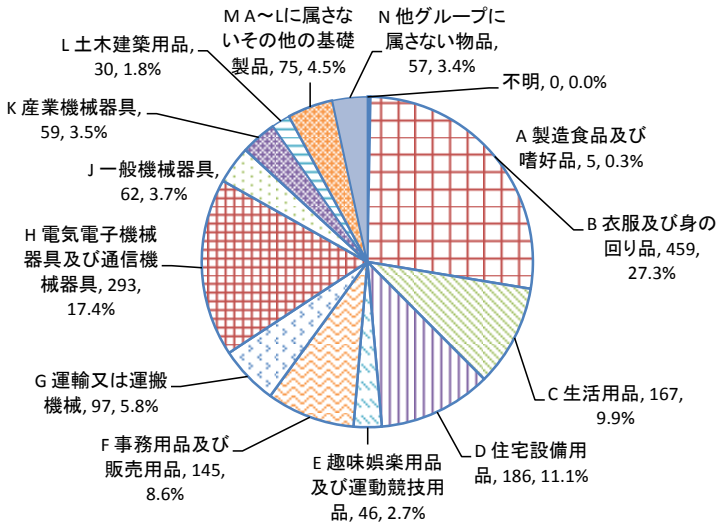

図 II-6　シンガポール

（ii） ロカルノ分類クラス別意匠登録状況

ロカルノ分類クラス別に意匠登録状況を集計した。日本意匠分類グループと同様、件数の多いクラスが各国ごとに異なり、各国の特徴が現れている。

表 II-6　ロカルノ分類クラス別意匠登録状況（2013 年）

ロカルノ国際分類クラス		インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム	シンガポール	（合計）
01	食料品	13	31	16	5	7	6	78
02	衣料品及び小間物類	311	43	75	72	196	29	726
03	旅行用品、ケース、パラソル及び身の回り品、他で明記されていないもの	63	43	24	9	51	58	248
04	ブラシ製品	63	36	38	7	32	19	195
05	繊維製品、人造及び天然のシート材料	177	42	11	390	13	24	657
06	家具	212	444	68	35	155	105	1,019
07	家庭用品、他で明記されていないもの	268	195	135	60	94	72	824
08	工具及び金物類	120	382	65	5	47	62	681
09	商品の輸送又は取扱のためのパッケージ及び容器	723	493	210	152	1,038	127	2,743
10	時計、携帯時計及びその他の計測器具、検査器具及び信号器具	43	68	73	24	48	30	286
11	装飾用品	403	81	59	23	33	407	1,006
12	輸送又は引き揚げの手段	386	502	254	140	232	85	1,599
13	電気の発電、供給又は変流のための器具	83	125	52	25	95	52	432
14	記録、通信又は情報検索の機器	156	129	372	66	130	231	1,084
15	機械、他で明記されていないもの	161	159	72	14	115	35	556
16	写真撮影機器、映画撮影機器及び光学機器	9	8	14	4	2	23	60
17	楽器	14	0	3	3	0	1	21
18	印刷機及びオフィス用機械	13	13	11	1	18	5	61
19	文房具及びオフィス用機器、画家の材料及び教材	156	100	32	20	334	20	662
20	販売及び広告機器、表示具	12	28	9	9	4	7	69
21	ゲーム、玩具、テント及びスポーツ用品	168	89	40	19	87	44	447
22	武器、火薬製品、狩猟、漁猟及び害獣駆除のための物品	16	7	12	2	5	2	44
23	流体供給装置、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料	263	360	161	55	170	97	1,106
24	医療器具及び実験室器具	60	64	31	30	44	28	257
25	建築ユニット及び建設部材	165	235	73	73	137	22	705
26	照明機器	165	66	53	45	114	50	493
27	煙草及び喫煙者の消耗品	36	0	17	4	3	0	60
28	医薬品及び化粧品、化粧用品及び化粧道具	81	41	30	22	25	22	221
29	火災防止用、事故防止用及び救援用の装置及び器具	1	13	7	2	1	6	30
30	動物の世話及び扱い用の物品	11	7	4	5	4	3	34
31	飲食物を調理するための機械及び器具、他に明記されていないもの	16	0	11	3	8	0	38
32	グラフィックシンボル，ロゴ，表面模様及び装飾	1	0	28	33	0	0	62
99	その他	1	28	5	3	11	9	57
	不明	0	107	0	0	0	0	107
合計		4,370	3,939	2,065	1,360	3,253	1,681	16,668

① インドネシア

インドネシアではクラス 09（商品の輸送又は取扱のためのパッケージ及び容器）が多く、次いでクラス 11（装飾用品）及びクラス 12（輸送または引き揚げの手段）となっている。

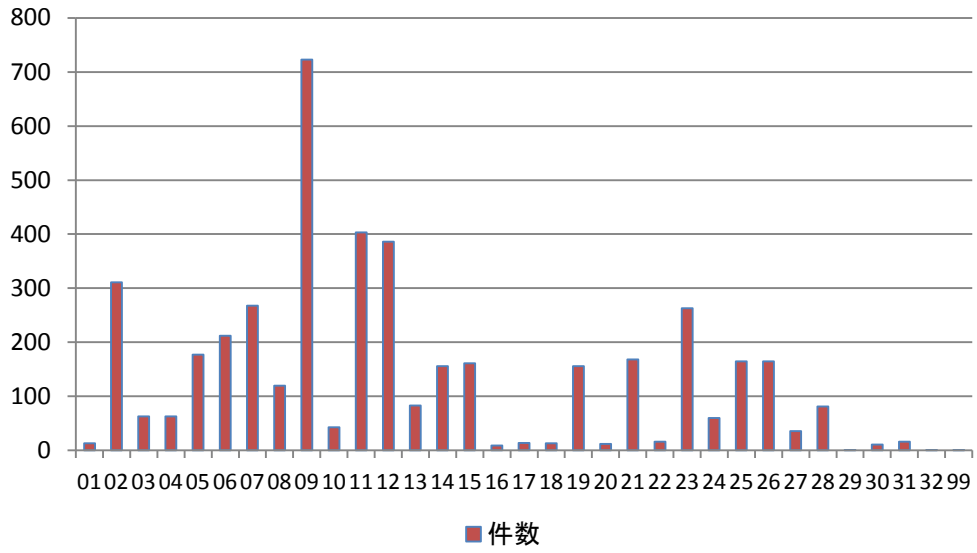

図 II-7　インドネシア

② タイ

タイではクラス 12（輸送又は引き揚げの手段）、クラス 09（商品の輸送又は取扱のためのパッケージ及び容器）、クラス 06（家具）の登録が多い。他国と異なり圧倒的に件数の多いクラスが存在せず、多くのクラスに散らばっているのが特徴である。

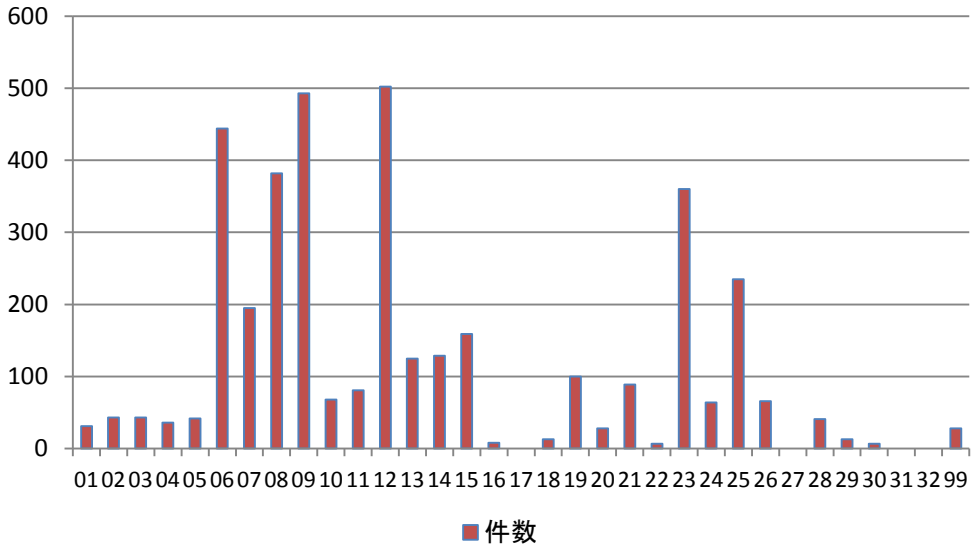

図 II-8　タイ

③ マレーシア

マレーシアではクラス 14（記録、通信又は情報検索の機器）の件数が多く、次いでクラス 12（輸送又は引き揚げの手段）である。電子機器産業の集積の影響が現れている。

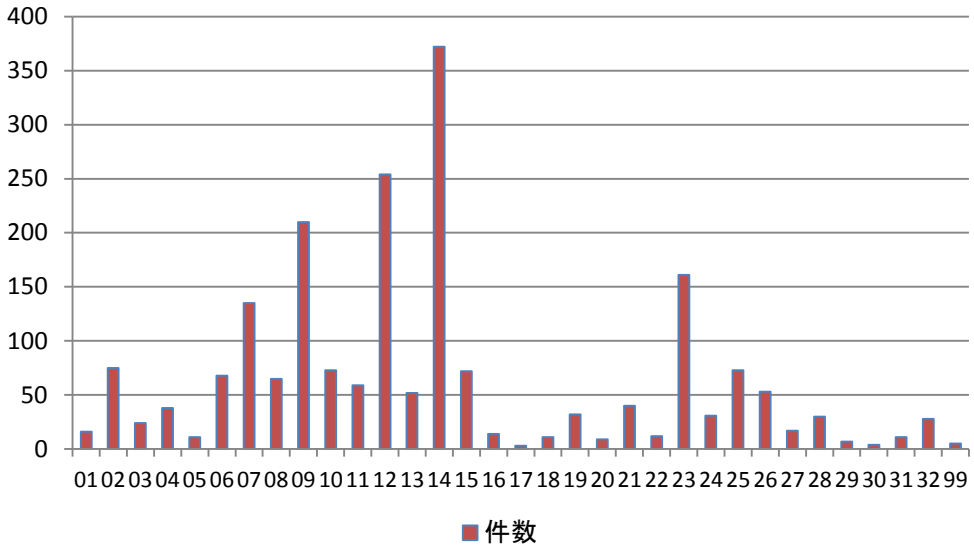

図 II-9　マレーシア

④ フィリピン

フィリピンではクラス 05（繊維製品、人造及び天然のシート材料）の件数が多い。日本意匠分類グループ別集計で多かった M グループの登録が、ここではクラス 05 の登録となっている。

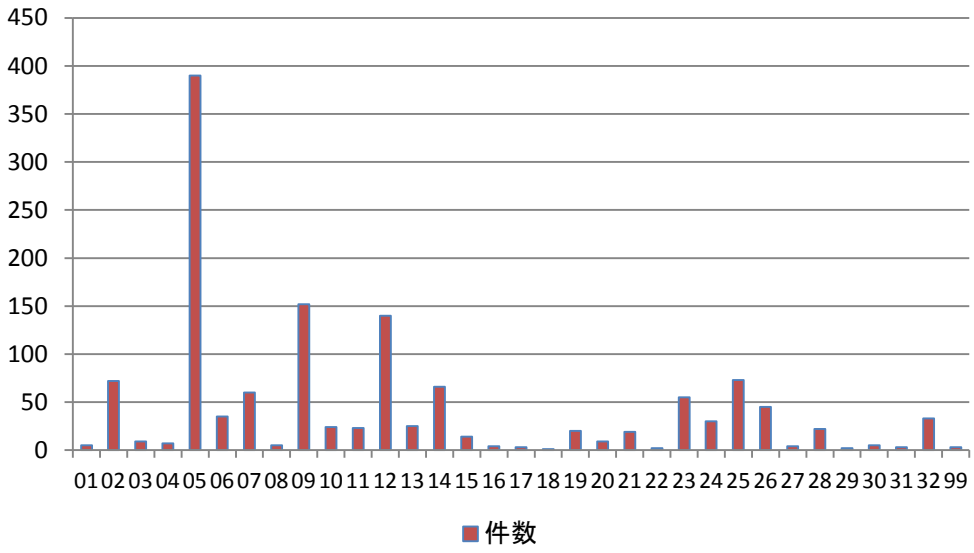

図 II-10　フィリピン

⑤ ベトナム

ベトナムではクラス 09（商品の輸送又は取扱のためのパッケージ及び容器）が圧倒的に多く、全体の約 3 分の 1 を占めている。日本意匠分類グループ別集計で多かった F グループの包装に関する登録が、ここではクラス 09 の登録となっている。

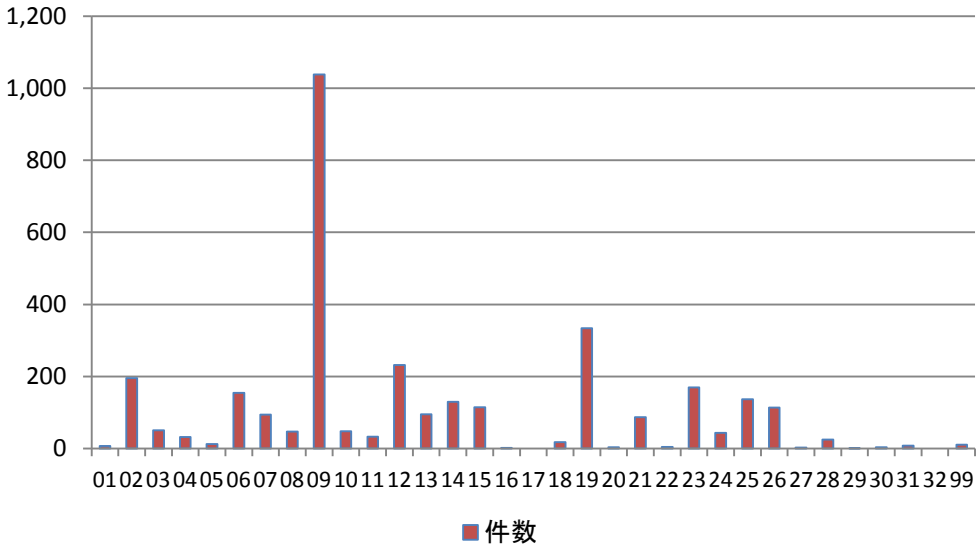

図 II-11　ベトナム

⑥ シンガポール

シンガポールはクラス 11（装飾用品）、クラス 14（記録、通信又は変流のための器具）の順である。クラス 11 に属する宝石や装飾品の登録が多いのが特徴である。

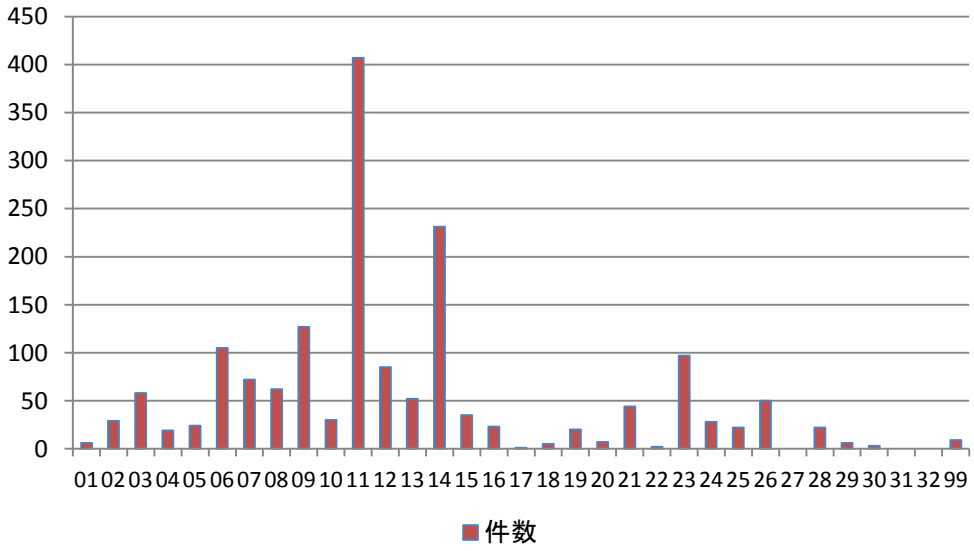

図 II-12　シンガポール

（iii） 日本意匠分類グループ別意匠登録状況

日本意匠分類グループ別意匠登録状況を以下に示す。

表 II-7 日本意匠分類グループ別意匠登録状況（2013 年）

日本意匠分類グループ	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム	シンガポール	合計
A 製造食品及び嗜好品	13	31	16	4	7	5	76
B 衣服及び身の回り品	791	145	177	110	254	459	1,936
C 生活用品	568	390	288	113	266	167	1,792
D 住宅設備用品	370	698	157	82	275	186	1,768
E 趣味娯楽用品及び運動競技用品	199	109	43	27	94	46	518
F 事務用品及び販売用品	852	556	243	159	1,287	145	3,242
G 運輸又は運搬機械	421	686	286	164	275	97	1,929
H 電気電子機械器具及び通信機械器具	281	216	259	117	270	293	1,436
J 一般機械器具	116	141	123	42	134	62	618
K 産業機械器具	216	271	99	27	174	59	846
L 土木建築用品	176	217	77	69	145	30	714
M A～Lに属さないその他の基礎製品	360	320	96	412	72	75	1,335
N 他グループに属さない物品	7	52	201	34	0	57	351
不明	0	107	0	0	0	0	107
合計	4,370	3,939	2,065	1,360	3,253	1,681	16,668

N グループ（他グループに属さない物品）を除く

① 日本意匠分類 A グループ（製造食品及び嗜好品）

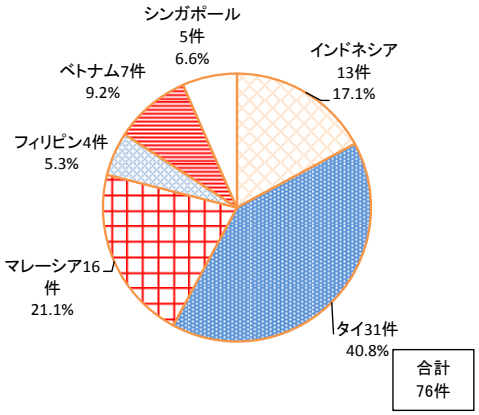

図 II-13　日本意匠分類 A グループ（製造食品及び嗜好品）

② 日本意匠分類 B グループ（衣服及び身の回り品）

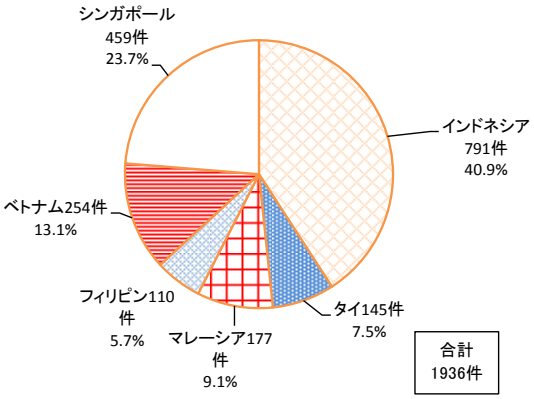

図 II-14　日本意匠分類 B グループ（衣服及び身の回り品）

③ 日本意匠分類Cグループ（生活用品）

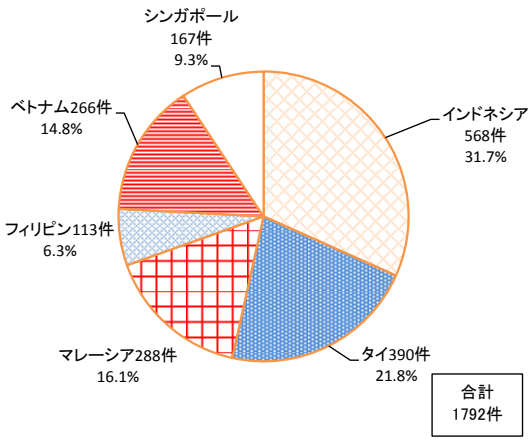

図 II-15　日本意匠分類Cグループ（生活用品）

④ 日本意匠分類Dグループ（住宅設備用品）

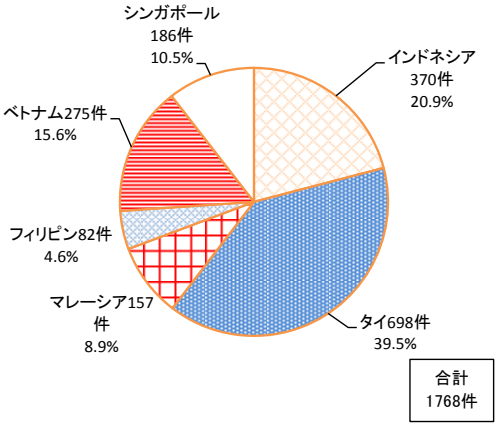

図 II-16　日本意匠分類Dグループ（住宅設備用品）

⑤ 日本意匠分類Eグループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）

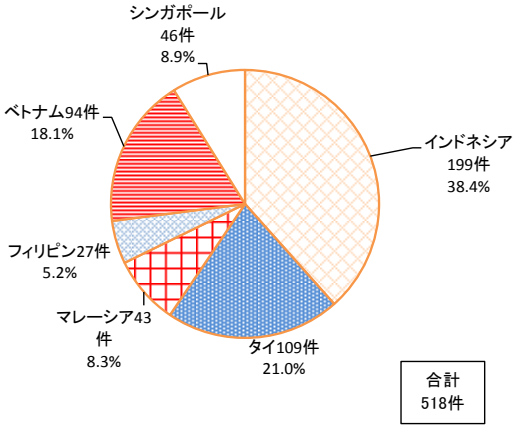

図 II-17　日本意匠分類Eグループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）

⑥ 日本意匠分類F グループ（事務用品及び販売用品）

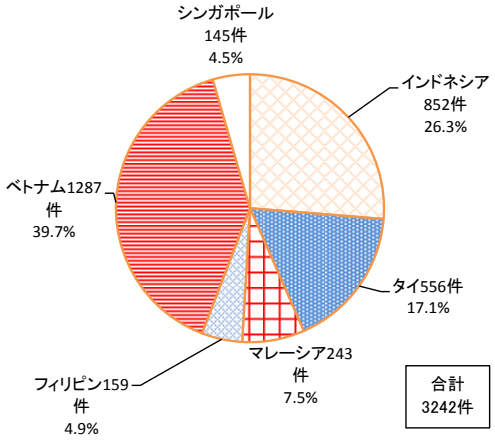

図 II-18　日本意匠分類Fグループ（事務用品及び販売用品）

⑦ 日本意匠分類 G グループ（運輸又は運搬機械）

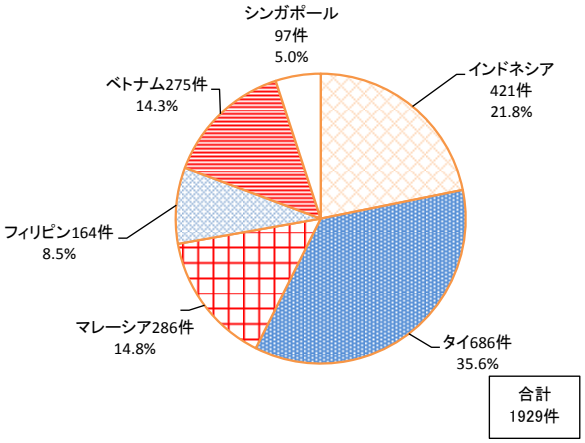

図 II-19　日本意匠分類 G グループ（運輸又は運搬機械）

⑧ 日本意匠分類 H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）

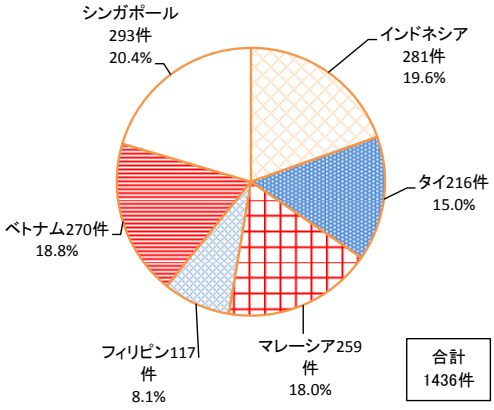

図 II-20　日本意匠分類 H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）

⑨ 日本意匠分類 J グループ（一般機械器具）

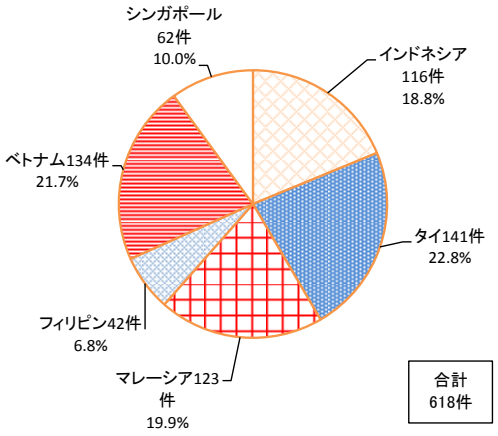

図 II-21　日本意匠分類 J グループ（一般機械器具）

⑩ 日本意匠分類 K グループ（産業機械器具）

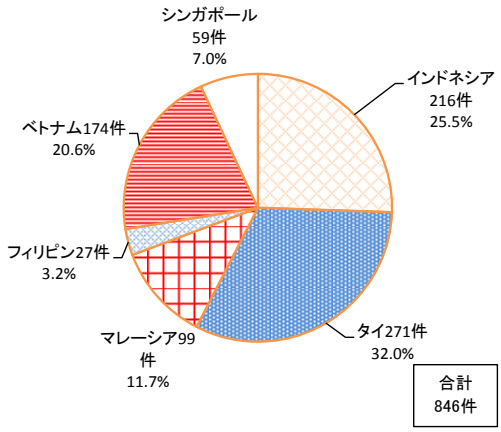

図 II-22　日本意匠分類 K グループ（産業機械器具）

⑪ 日本意匠分類 L グループ（土木建築用品）

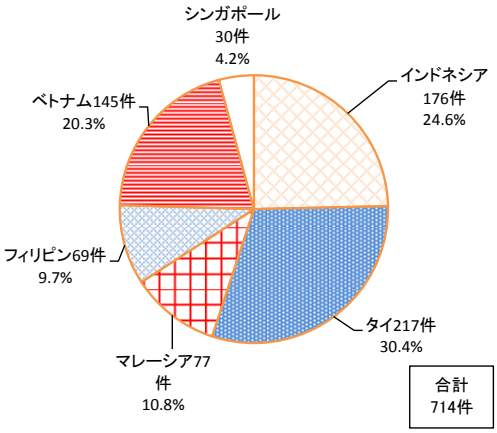

図 II-23　日本意匠分類 L グループ（土木建築用品）

⑫ 日本意匠分類 M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）

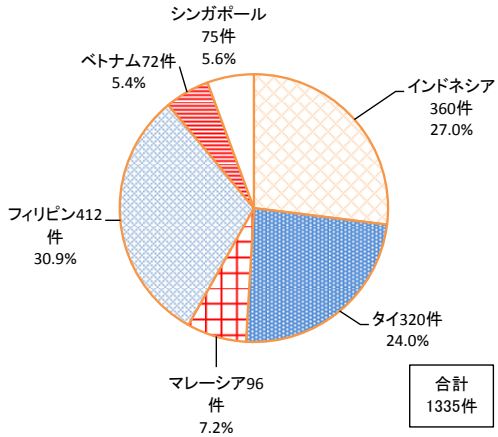

図 II-24　日本意匠分類 M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）

（iv） 登録件数上位国・地域（対象国ごとに 20 か国・地域程度）

各国の登録件数上位国を表Ⅱ-8～表Ⅱ-9 に示す。いずれの国も自国が 1 位で、次いで日本からの登録が多いことは共通である。しかし、自国の占める割合は国によっておおきく異なる。インドネシア・タイ・フィリピン・ベトナムのいずれも自国からの登録が 60%以上を占めているが、シンガポールは 40%台、マレーシアは 30%を下回っている。ASEAN の中でも海外企業の進出が進む両国に特徴的に表れている。

表 II-8 登録上位国・地域（インドネシア・タイ・マレーシア）

インドネシア				タイ				マレーシア			
順位	国・地域	件数	構成比	順位	国・地域	件数	構成比	順位	国・地域	件数	構成比
	合計	4,370	100.0%		合計	3,939	100.0%		合計	2,065	100.0%
	ASEAN諸国	2,989	68.4%		ASEAN諸国	2,435	61.8%		ASEAN諸国	665	32.2%
	日米欧中韓	953	21.8%		日米欧中韓	1,252	31.8%		日米欧中韓	1,197	58.0%
	その他	428	9.8%		その他	116	2.9%		その他	168	8.1%
	不明	0	0.0%		不明	136	3.5%		不明	35	1.7%
1	インドネシア	2,945	67.4%	1	タイ	2,407	61.1%	1	マレーシア	585	28.3%
2	日本	380	8.7%	2	日本	637	16.2%	2	日本	327	15.8%
3	英領バージン諸島	358	8.2%	3	米国	172	4.4%	3	韓国	223	10.8%
4	米国	169	3.9%	4	不明	136	3.5%	4	米国	196	9.5%
5	韓国	96	2.2%	5	オランダ	83	2.1%	5	スウェーデン	155	7.5%
6	オランダ	89	2.0%	6	韓国	81	2.1%	6	スイス	128	6.2%
7	スウェーデン	72	1.6%	7	スイス	66	1.7%	7	英国	75	3.6%
8	ドイツ	43	1.0%	8	フランス	53	1.3%	8	ドイツ	64	3.1%
9	英国	35	0.8%	8	英国	53	1.3%	9	シンガポール	58	2.8%
10	スイス	27	0.6%	10	中国	46	1.2%	10	フランス	48	2.3%
11	マレーシア	22	0.5%	11	ドイツ	42	1.1%	11	オランダ	36	1.7%
12	イタリア	19	0.4%	12	イタリア	29	0.7%	12	不明	35	1.7%
13	フランス	17	0.4%	13	豪州	22	0.6%	13	イタリア	28	1.4%
14	中国	16	0.4%	13	マレーシア	22	0.6%	14	台湾	16	0.8%
15	豪州	9	0.2%	13	スウェーデン	22	0.6%	15	中国	15	0.7%
15	シンガポール	9	0.2%	16	ルクセンブルク	11	0.3%	16	フィンランド	13	0.6%
17	インド	7	0.2%	17	オーストリア	7	0.2%	17	タイ	12	0.6%
17	タイ	7	0.2%	17	香港	7	0.2%	18	豪州	8	0.4%
17	台湾	7	0.2%	19	シンガポール	6	0.2%	19	北朝鮮	7	0.3%
20	ベルギー	5	0.1%	20	イスラエル	5	0.1%	20	2か国	6	0.3%

表 II-9　登録上位国・地域（フィリピン・ベトナム・シンガポール）

フィリピン				ベトナム				シンガポール			
順位	国・地域	件数	構成比	順位	国・地域	件数	構成比	順位	国・地域	件数	構成比
	合計	1,360	100.0%		合計	3,253	100.0%		合計	1,681	100.0%
	ASEAN諸国	903	66.4%		ASEAN諸国	2,103	64.6%		ASEAN諸国	760	45.2%
	日米欧中韓	392	28.8%		日米欧中韓	1,046	32.2%		日米欧中韓	864	51.4%
	その他	65	4.8%		その他	104	3.2%		その他	47	2.8%
	不明	0	0.0%		不明	0	0.0%		不明	10	0.6%
1	フィリピン	872	64.1%	1	ベトナム	2,013	61.9%	1	シンガポール	725	43.1%
2	日本	140	10.3%	2	日本	445	13.7%	2	日本	315	18.7%
3	米国	111	8.2%	3	米国	179	5.5%	3	米国	210	12.5%
4	韓国	66	4.9%	4	韓国	101	3.1%	4	韓国	122	7.3%
5	オランダ	37	2.7%	5	オランダ	74	2.3%	5	ドイツ	53	3.2%
6	スイス	32	2.4%	6	スウェーデン	67	2.1%	6	中国	38	2.3%
7	イタリア	13	1.0%	7	スイス	42	1.3%	7	香港	32	1.9%
7	タイ	13	1.0%	8	タイ	37	1.1%	7	スウェーデン	32	1.9%
9	マレーシア	12	0.9%	9	フランス	33	1.0%	9	英国	27	1.6%
10	ドイツ	11	0.8%	9	英国	33	1.0%	10	マレーシア	24	1.4%
11	インド	8	0.6%	9	イタリア	33	1.0%	11	フランス	17	1.0%
12	ブラジル	7	0.5%	12	マレーシア	28	0.9%	12	豪州	14	0.8%
12	中国	7	0.5%	13	ドイツ	26	0.8%	13	スイス	11	0.7%
12	台湾	7	0.5%	14	台湾	22	0.7%	14	不明	10	0.6%
15	イスラエル	6	0.4%	15	シンガポール	21	0.6%	15	台湾	9	0.5%
16	シンガポール	4	0.3%	16	中国	19	0.6%	16	タイ	8	0.5%
17	フランス	3	0.2%	17	香港	18	0.6%	17	イタリア	7	0.4%
18	インドネシア	2	0.1%	18	豪州	10	0.3%	18	ベルギー	4	0.2%
19	9か国	1	0.1%	19	ノルウェー	9	0.3%	19	マン島	3	0.2%
				20	ルクセンブルク	8	0.2%	20	5か国	2	0.1%

（v）　登録件数上位者（対象国ごとに 20 者）

各国の登録件数上位者を表Ⅱ-10～表Ⅱ-11 に示す。

インドネシア第 1 位の John Hardy Limited はハンドメイドの宝石・装飾品を提供する企業で、本来の本拠は香港にある。第 3 位の PT. Surya TOTO Indonesia SIA TBK は TOTO の関連会社である。第 6 位の Dart Industries Inc. はプラスチック容器の販売、第 16 位の CV. Galuda MultiTeknik は農業機械やポンプ等を販売している。

タイについては第 3 位にコンケン大学(Khon-kaen University)が入っている。第 1 位の SB Furniture Industry Co., Ltd.及び第 8 位の Index Living Mail Company Limited は家具、WANABIT Manufacturing は扇風機メーカーである。13 位の Lenso Wheel は自動車用ホイール、10 位の T.K.D. Fiber Co,Ltd は自動車改造部品を提供している。20 位の Sugar and Smith Company Limited はギフト商品を販売する企業である。

前述のとおりマレーシアは海外企業による登録が多く、順位の上でも上位を占

めている。サムスン電子株式会社が多数登録している。その中で、FAREEDA Global Resources SDN BHD はスカーフを販売する地元企業である。

フィリピンは個人 2 名による登録が最上位を占めている。いずれも織物地を多数登録していることによる。

7 位の Mariwasa Siam Ceramics はタイル製造、8 位の Sports Lab はスポーツウェア、12 位の Sinski Motorcycle Phils. INC は二輪車パーツを提供している。13 位の Endless Jewelry Corporation は赤ちゃん用品を取り扱っている。

ベトナムについては、多くの多国籍企業の中に地元企業が上位に見られる。3 位の DUC QUYEN CARDS Co., Ltd はギフトカートを販売している。5 位の BITA’s は履物、10 位の Eurowindow Holdings は建築資材、Duytan Plastics はプラスチック製品、XUAN LAN 727 CO. LTD は化粧品の企業である。

シンガポールは、宝石や装飾品の企業による登録が多いことが特徴である。ランキング 1 位・2 位（SK JEWELLERY PTE LTD(SKJ Group)及び ASPIAL-LEE HWA JEWELLERY SINGAPORE PTE LTD）はそれぞれ宝石・装飾品の企業である。それ以外に 8 位、10 位も同様に宝石・装飾品の企業である。

表 II-10　登録上位者（インドネシア・タイ・マレーシア）

インドネシア			タイ			マレーシア		
順位	国・地域	件数	順位	国・地域	件数	順位	国・地域	件数
1	JOHN HARDY LIMITED(英領バージン諸島)	350	1	SB Furniture Industry Co., Ltd.(タイ)	233	1	サムスン電子株式会社(SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.)(韓国)	209
2	個人(インドネシア)	87	2	個人(タイ)	83	2	ボルボトラック(VOLVO TRUCK CORPORATION)(スウェーデン)	77
3	PT. SURYA TOTO INDONESIA TBK(インドネシア)	79	3	コンケン大学(Khon-kaen University)(タイ)	75	3	本田技研工業株式会社(日本)	56
4	個人(インドネシア)	66	4	本田技研工業株式会社(日本)	71	4	ネスレ(SOCIETE DES PRODUITS NESTLE S.A.)(スイス)	44
5	本田技研工業株式会社(日本)	65	5	Cho Thavee Dollasien Public Company Limited (CHO)(タイ)	48	5	DART INDUSTRIES INC.(米国)	38
6	DART INDUSTRIES INC(米国)	55	6	三菱電機株式会社(日本)	47	6	フィリップス(KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.)(オランダ)	33
7	サムスン電子株式会社(SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.)(韓国)	49	7	個人(タイ)	41	7	コルゲート-パーモリーブ(COLGATE-PALMOLIVE COMPANY)(米国)	31
8	フィリップス(KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.)(オランダ)	44	8	Index Living Mall Company Limited(タイ)	40	8	スカニア(SCANIA CV AB)(スウェーデン)	30
9	個人(インドネシア)	40	8	ユニリーバ(Unilever NV)(オランダ)	40	9	テレコム・マレーシア(TELEKOM MALAYSIA BERHAD)(マレーシア)	28
10	ボルボトラック(Volvo Truck Corporation)(スウェーデン)	37	10	WANAVIT MANUFACTURING CO., LTD.(タイ)	39	10	アップル(APPLE INC.)(米国)	24
11	個人(インドネシア)	32	11	フィリップス(Koninklijke Philips Electronics NV)(オランダ)	37	11	FAREEDA GLOBAL RESOURCES SDN BHD(マレーシア)	22
11	ユニリーバ(UNILEVER N.V.)(オランダ)	32	12	コルゲート-パーモリーブ(Colgate - Palmolive)(米国)	36	12	ダイキン工業株式会社(日本)	20
11	個人(インドネシア)	32	12	Lenso Wheel Co. Ltd.(タイ)	36	12	マレーシアプトラ大学(UNIVERSITI PUTRA MALAYSIA)(マレーシア)	20
14	個人(インドネシア)	31	14	レキット-ベンキーザー(Reckitt Benckiser (Overseas) Limited.)(英国)	35	14	エレクトロラックス(スウェーデン)(ELECTROLUX APPLIANCES AB)(スウェーデン)	19
14	個人(インドネシア)	31	15	住友ゴム工業株式会社(日本)	29	14	パナソニック株式会社(日本)	19
16	CV. GARUDA MULTI TEKNIK(インドネシア)	30	15	T.K.D. Fiber Co.,Ltd (タイ)	29	14	スウォッチ(SWATCH AG (SWATCH SA) (SWATCH LTD))(スイス)	19
17	パナソニック株式会社(日本)	29	17	個人(タイ)	27	17	日産自動車株式会社(日本)	18
17	スカニア(SCANIA CV AB)(スウェーデン)	29	18	日産自動車株式会社(日本)	26	17	株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント(日本)	18
17	個人(インドネシア)	29	18	タマサート大学(Thammasat University)(タイ)	26	19	エレクトロラックス(東南アジア)(ELECTROLUX S.E.A PTE LTD)(シンガポール)	17
20	出願人2名	28	20	Sugar and Smith Company Limited (タイ)	25	20	出願人3名	16

表 II-11　登録上位者（フィリピン・ベトナム・シンガポール）

フィリピン			ベトナム			シンガポール		
順位	国・地域	件数	順位	国・地域	件数	順位	国・地域	件数
1	個人(フィリピン)	200	1	本田技研工業株式会社(日本)	88	1	SK JEWELLERY PTE LTD(SKJ Group)(シンガポール)	173
2	個人(フィリピン)	102	2	ボルボトラック(VOLVO TRUCK CORPORATION)(スウェーデン)	51	2	ASPIAL-LEE HWA JEWELLERY SINGAPORE PTE LTD(シンガポール)	114
3	サムスン電子株式会社(SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD)(韓国)	56	3	DUC QUYEN CARDS Co., Ltd(ベトナム)	46	3	サムスン電子株式会社(SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.)(韓国)	87
4	個人(フィリピン)	45	4	アップル(Apple Inc.)(米国)	36	4	アップル(APPLE INC.)(米国)	49
5	本田技研工業株式会社(日本)	43	5	BITA's(ベトナム)	33	5	マイクロソフト(MICROSOFT CORPORATION)(米国)	40
6	DART INDUSTRIES INC.(米国)	33	6	フィリップス(Koninklijke Philips Electronics N.V.)(オランダ)	31	6	ボッシュ(BSH BOSCH UND SIEMENS HAUSGERATE GMBH)(ドイツ)	34
7	MARIWASA SIAM CERAMICS INC.(フィリピン)	27	7	トヨタ自動車株式会社(日本)	29	7	STAR FURNITURE PTE LTD(シンガポール)	30
8	SPORTSLAB, INC.(フィリピン)	25	8	ユニリーバ(UNILEVER N.V.)(オランダ)	28	8	POH HENG JEWELLERY PTE LTD(シンガポール)	29
9	ユニリーバ(UNILEVER NV)(オランダ)	23	9	サムスン電子株式会社(Samsung electronics Co., Ltd.)(韓国)	27	9	バンダイ(BANDAI CO.,LTD.)(日本)	28
10	個人(フィリピン)	19	10	Eurowindow Holdings(ベトナム)	26	10	LOVE & CO.(シンガポール)	26
11	トヨタ自動車株式会社(日本)	16	11	DUYTAN PLASTICS(ベトナム)	25	11	VOLVO LASTVAGNAR AB(スウェーデン)	25
12	SINSKI MOTORCYCLE PHILS., INC.(フィリピン)	14	12	コルゲート-パーモリーブ(Colgate-Palmolive Company)(米国)	24	12	トヨタ自動車株式会社(日本)	22
13	ENDLESS JEWELRY CORPORATION(フィリピン)	13	13	XUAN LAN 727 CO. LTD(ベトナム)	22	12	VICTAULIC COMPANY(米国)	22
13	ネスレ(SOCIETE DES PRODUITS NESTLE, S.A.)(スイス)	13	13	Karsten Manufacturing Corporation(米国)	22	14	ダイキン工業株式会社(日本)	20
13	個人(フィリピン)	13	15	Innovation First, Inc(米国)	20	15	アモーレパシフィック(AMOREPACIFIC CORPORATION)(韓国)	18
13	個人(フィリピン)	13	16	Thien Long Group(ベトナム)	19	15	株式会社ソニーコンピュータエンタテインメント(日本)	18
17	コルゲート-パーモリーブ(COLGATE-PALMOLIVE COMPANY)(米国)	12	17	Công ty TNHH Golden Health USA(ベトナム)	17	17	エレクトロラックス(東南アジア)(ELECTROLUX S.E.A. PTE LTD)(シンガポール)	17
17	フィリップス(KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.)(オランダ)	12	18	出願人4名	16	18	JULIE ROBERTS' PTE. LTD.(シンガポール)	16
19	出願人3名	11				19	富士フイルム株式会社(日本)	15
						19	本田技研工業株式会社(日本)	15

（vi）　登録件数上位者の分類別意匠登録状況（日本意匠分類グループ別）

① インドネシア

		A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N	合計
1	JOHN HARDY LIMITED(英領バージン諸島)		350												350
2	個人(インドネシア)		52	35											87
3	PT. SURYA TOTO INDONESIA TBK(インドネシア)				33								46		79
4	個人(インドネシア)												66		66
5	本田技研工業株式会社				1			59	1		4				65
6	DART INDUSTRIES INC(米)			41			12						2		55
7	サムスン電子株式会社(SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.)(韓)			2					44	3					49
8	フィリップス(KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.)(蘭)		2	17	6				14	4	1				44
9	個人(インドネシア)		13		26				1						40
10	ボルボトラック(Volvo Truck Corporation)(スウェーデン)							37							37
11	個人(インドネシア)					32									32
11	ユニリーバ(UNILEVER N.V.)(蘭)			3									29		32
11	個人(インドネシア)			8	1		15			3	4			1	32
14	個人(インドネシア)					30	1								31
14	個人(インドネシア)						30			1					31
16	CV. GARUDA MULTI TEKNIK(インドネシア)										30				30
17	パナソニック株式会社				1		2		26						29
17	スカニア(SCANIA CV AB)(スウェーデン)				2			27							29
17	個人(インドネシア)		29												29

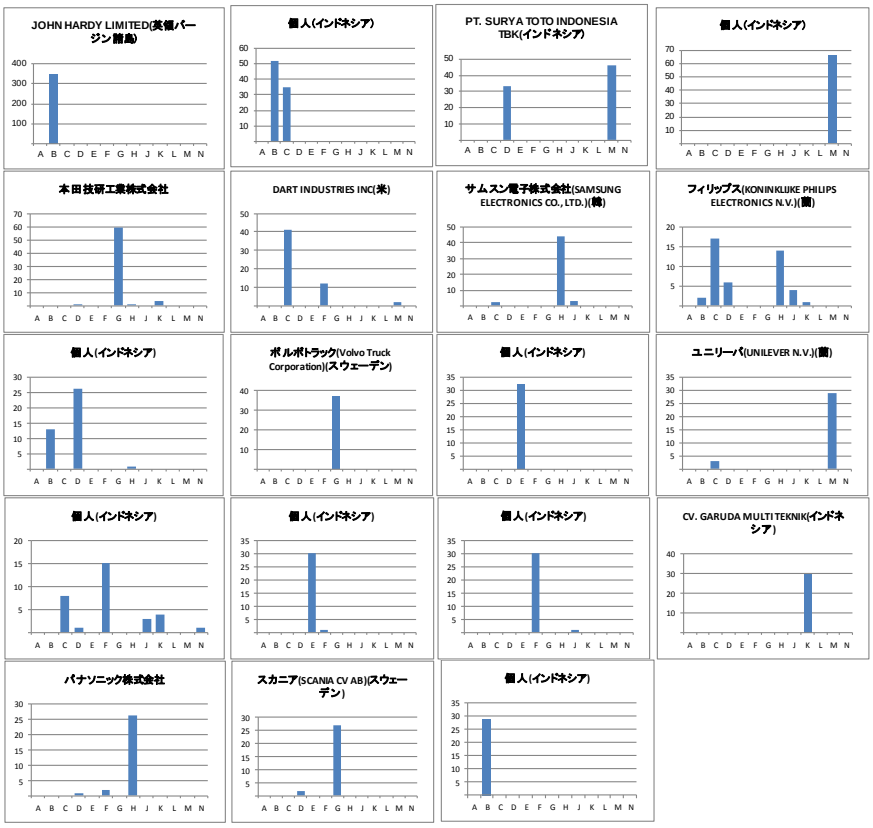

図 II-25　登録件数上位者の分類別意匠登録状況（日本意匠分類グループ別）（インドネシア）

② タイ

		A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N	合計
1	SB Furniture Industry Co., Ltd.(タイ)				222			1				10			233
2	個人(タイ)							78	5						83
3	コンケン大学(Khon-kaen University)(タイ)		2	10	30	3	12			1			17		75
4	本田技研工業株式会社							67	3		1				71
5	Cho Thavee Dollasien Public Company Limited (CHO)(タイ)				1			31	1		3	5	7		48
6	三菱電機株式会社			18	23				2	4					47
7	個人(タイ)				3			2				6	30		41
8	Index Living Mall Company Limited(タイ)				38				2						40
8	ユニリーバ(Unilever NV)(蘭)		1	9			23	1			6				40
10	WANAVIT MANUFACTURING CO., LTD.(タイ)				39										39
11	フィリップス(Koninklijke Philips Electronics NV)(蘭)		6	14	11		1		5						37
12	コルゲート-パーモリーブ(Colgate - Palmolive)(米)							36							36
12	Lenso Wheel Co. Ltd.(タイ)			12			24								36
14	レキット-ベンキーザー(Reckitt Benckiser (Overseas) Limited.)(英)			7	5		20			1	1		1		35
15	住友ゴム工業株式会社							29							29
15	T.K.D. Fiber Co.,Ltd (タイ)							18				1	10		29
17	個人(タイ)				3			1			22	1			27
18	日産自動車株式会社							26							26
18	タマサート大学(Thammasat University)(タイ)			2	20		3				1				26
20	Sugar and Smith Company Limited (タイ)		25												25

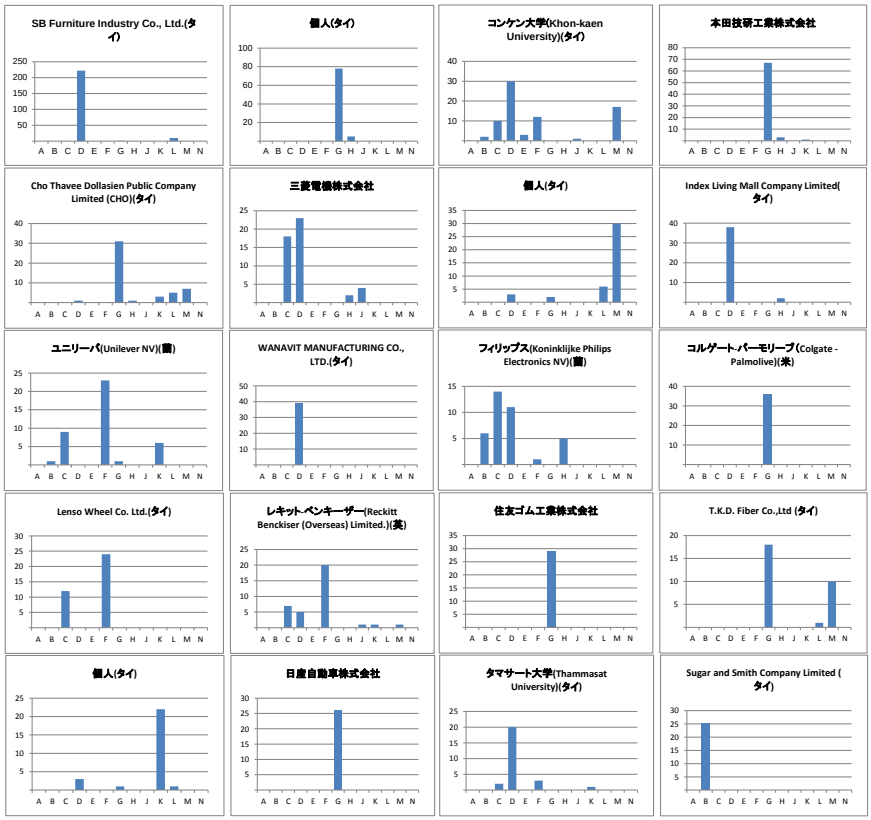

図 II-26 登録件数上位者の分類別意匠登録状況（日本意匠分類グループ別）（タイ）

③ マレーシア

		A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N	合計
1	サムスン電子株式会社(SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.)(韓)		1						25					183	209
2	ボルボトラック(VOLVO TRUCK CORPORATION)(スウェーデン)					11		66							77
3	本田技研工業株式会社							52	2		2				56
4	ネスレ(SOCIETE DES PRODUITS NESTLE S.A.)(スイス)	4		5			35								44
5	DART INDUSTRIES INC.(米)			36			2								38
6	フィリップス(KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.)(蘭)		7	19	5			2							33
7	コルゲート-パーモリーブ(COLGATE-PALMOLIVE			24			7								31
8	スカニア(SCANIA CV AB)(スウェーデン)							30							30
9	テレコム・マレーシア(TELEKOM MALAYSIA BERHAD)(マレーシア)				1				20	3	3			1	28
10	アップル(APPLE INC.)(米)								24						24
11	FAREEDA GLOBAL RESOURCES SDN BHD(マレーシア)		22												22
12	ダイキン工業株式会社				18				2						20
12	マレーシアプトラ大学(UNIVERSITI PUTRA MALAYSIA)(マレーシア)			6	5		3			2	4				20
14	エレクトロラックス(スウェーデン)(ELECTROLUX APPLIANCES			19											19
14	パナソニック株式会社			4	5		2		8						19
14	スウォッチ(SWATCH AG (SWATCH SA) (SWATCH LTD))(スイス)									19					19
17	日産自動車株式会社							18							18
17	株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント								15	1				2	18
19	エレクトロラックス(東南アジア)(ELECTROLUX S.E.A PTE			14	3										17

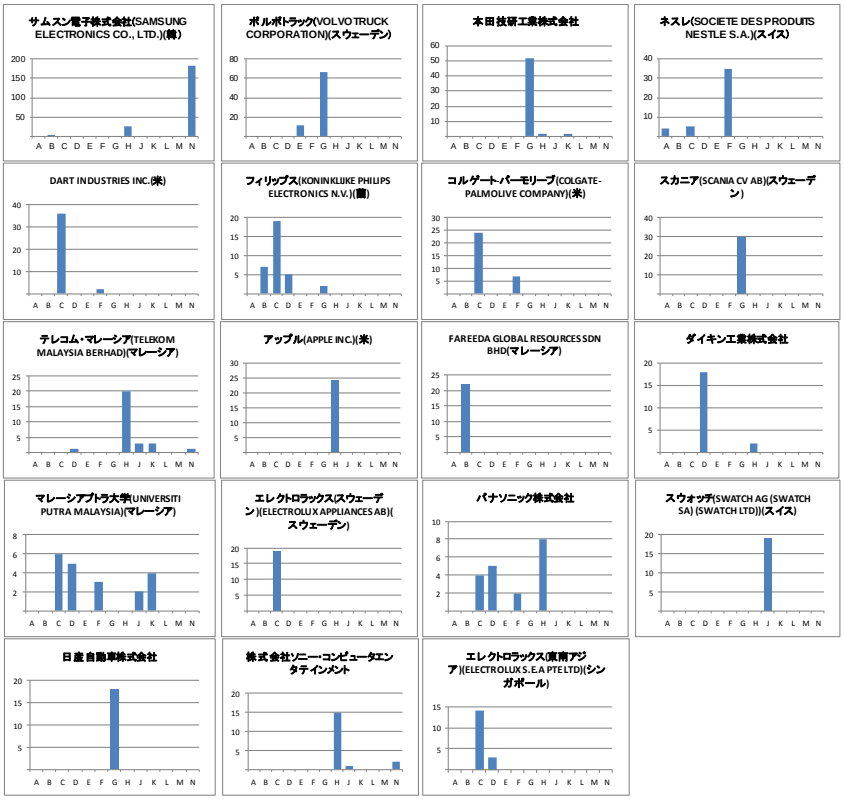

図 II-27　登録件数上位者の分類別意匠登録状況（日本意匠分類グループ別）（マレーシア）

④ フィリピン

		A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N	合計
1	個人(フィリピン)												200		200
2	個人(フィリピン)												102		102
3	サムスン電子株式会社(SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD)(韓)								28					28	56
4	個人(フィリピン)												45		45
5	本田技研工業株式会社							41	2						43
6	DART INDUSTRIES INC.(米)			25			1			6	1				33
7	MARIWASA SIAM CERAMICS INC.(フィリピン)											27			27
8	SPORTSLAB, INC.(フィリピン)		25												25
9	ユニリーバ(UNILEVER NV)(蘭)			7	2		9			3	1			1	23
10	個人(フィリピン)												19		19
11	トヨタ自動車株式会社							16							16
12	SINSKI MOTORCYCLE PHILS., INC.(フィリピン)							14							14
13	ENDLESS JEWELRY CORPORATION(フィリピン)		13												13
13	ネスレ(SOCIETE DES PRODUITS NESTLE, S.A.)(スイス)	1		6			5							1	13
13	個人(フィリピン)				4		1		7				1		13
13	個人(フィリピン)												13		13
17	コルゲート-パーモリーブ(COLGATE-PALMOLIVE			5			7								12
17	フィリップス(KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.)(蘭)		4	4					4						12

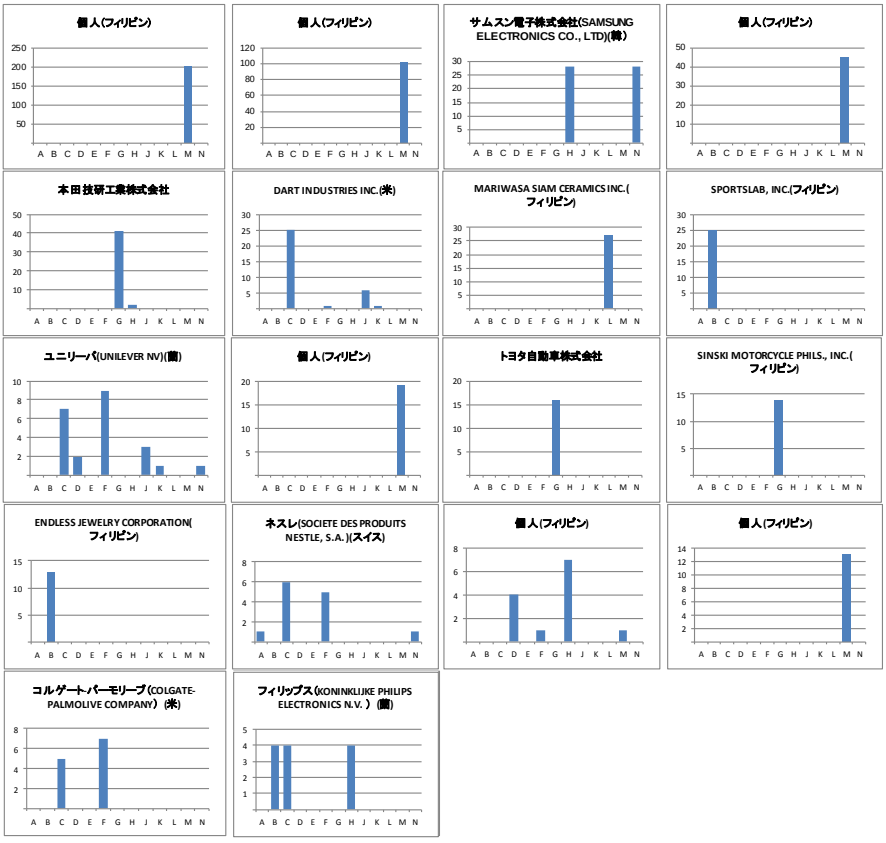

図 II-28　登録件数上位者の分類別意匠登録状況（日本意匠分類グループ別）（フィリピン）

⑤ ベトナム

		A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N	合計
1	本田技研工業株式会社							84	1		3				88
2	ボルボトラック(VOLVO TRUCK CORPORATION)(スウェーデン)				2			47			2				51
3	DUC QUYEN CARDS Co., Ltd(ベトナム)						46								46
4	アップル(Apple Inc.)(米)		1				3		32						36
5	BITA's(ベトナム)		33												33
6	フィリップス(Koninklijke Philips Electronics N.V.)(蘭)			8	13		4	2	4						31
7	トヨタ自動車株式会社							29							29
8	ユニリーバ(UNILEVER N.V.)(蘭)	1		11	1		7				8				28
9	サムスン電子株式会社(Samsung electronics Co., Ltd.)(韓)								25				2		27
10	Eurowindow Holdings(ベトナム)											26			26
11	DUYTAN PLASTICS(ベトナム)			9	8		8								25
12	コルゲート-パーモリーブ(Colgate-Palmolive Company)(米)			22			2								24
13	XUAN LAN 727 CO. LTD(ベトナム)						22								22
13	Karsten Manufacturing Corporation(米)					22									22
15	Innovation First, Inc(米)					20									20
16	Thien Long Group(ベトナム)						19								19
17	Công ty TNHH Golden Health USA(ベトナム)						17								17

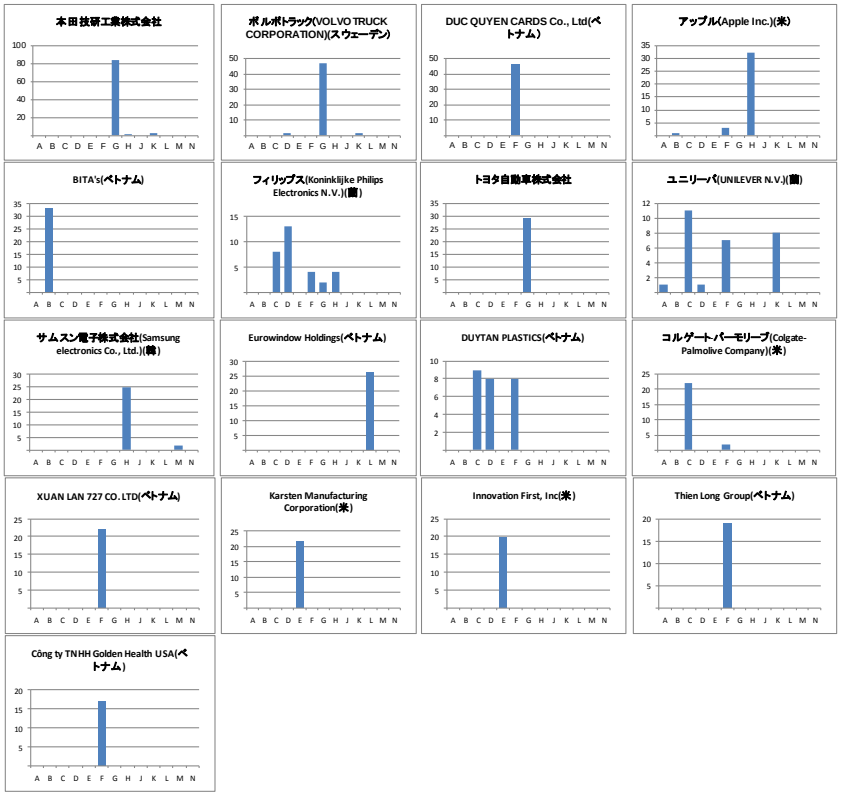

図 II-29 登録件数上位者の分類別意匠登録状況（日本意匠分類グループ別）（ベトナム）

⑥ シンガポール

		A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N	合計
1	SK JEWELLERY PTE LTD(SKJ Group)(シンガポール)		162	11											173
2	ASPIAL-LEE HWA JEWELLERY SINGAPORE PTE LTD(シンガポール)		114												114
3	サムスン電子株式会社(SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.)(韓)		1						40					46	87
4	アップル(APPLE INC.)(米)		3				3		43						49
5	マイクロソフト(MICROSOFT CORPORATION)(米)								40						40
6	ボッシュ(BSH BOSCH UND SIEMENS HAUSGERATE GMBH)(独)			28										6	34
7	STAR FURNITURE PTE LTD(シンガポール)				29		1								30
8	POH HENG JEWELLERY PTE LTD(シンガポール)		29												29
9	バンダイ(BANDAI CO.,LTD.)					28									28
10	LOVE & CO.(シンガポール)		26												26
11	VOLVO LASTVAGNAR AB(スウェーデン)							25							25
12	トヨタ自動車株式会社							22							22
12	VICTAULIC COMPANY(米)												22		22
14	ダイキン工業株式会社				16				4						20
15	アモーレパシフィック(AMOREPACIFIC CORPORATION)(韓)		6	1			11								18
15	株式会社ソニーコンピュータエンタテインメント								17	1					18
17	エレクトロラックス(東南アジア)(ELECTROLUX S.E.A. PTE LTD)(シ			12	3								2		17
18	JULIE ROBERTS' PTE. LTD.(シンガポール)		12	1	1		2								16
19	富士フイルム株式会社						15								15
19	本田技研工業株式会社							13			2				15

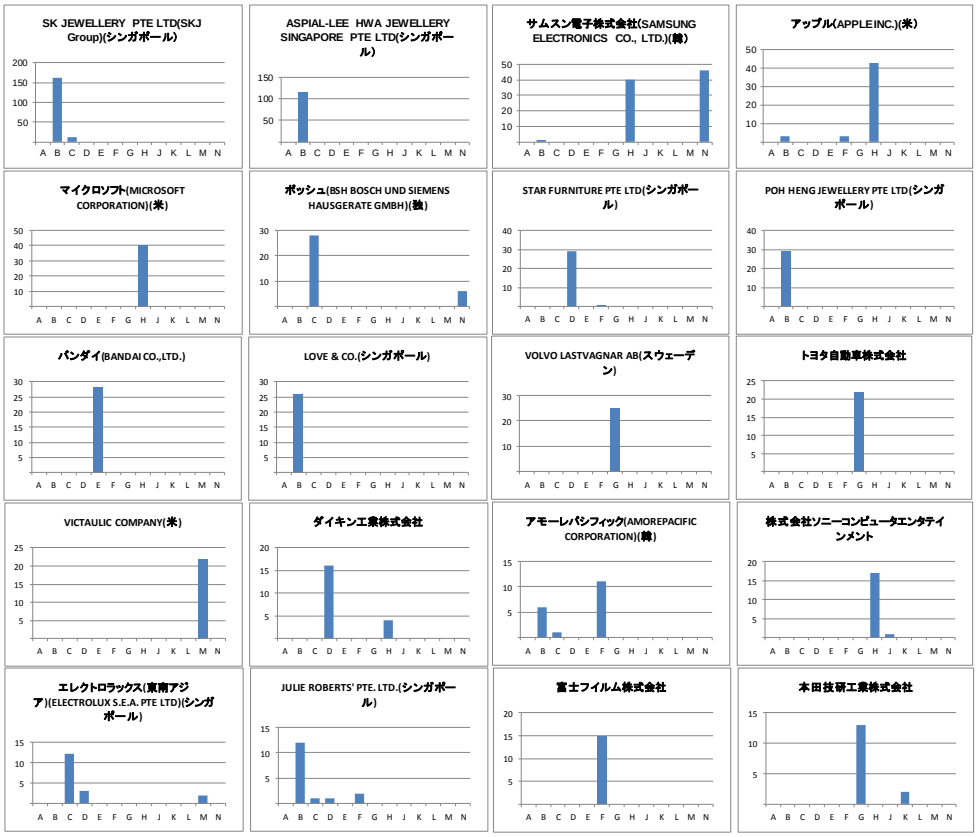

図 II-30　登録件数上位者の分類別意匠登録状況（日本意匠分類グループ別）（シンガポール）

III. ASEAN諸国における意匠登録実態＜2013年＞

１． 審査資料としての適性調査（登録意匠の目視判断）

（１） 概要

「ASEAN諸国における意匠登録状況（2013年)」で抽出した意匠公報全件から抽出した約 6,500 件を対象に、審査資料適性調査員（後述）が、審査資料としての適性について目視調査した。

（２） 調査研究内容

(i) 審査資料としての不適理由と適性調査基準の設定

外国公報を審査資料として用いる場合、審査資料として不適な理由としては以下の４点が挙げられる。

① 審査資料として利用できないもの
② 意匠公報に依らなくても審査資料入手が可能なもの
③ 日本における出願が少なく、審査資料として用いる可能性が低いもの。
④ 意匠法の保護対象外であるもの。

このうち①は、図面から物品の形状が特定できない場合を意味する。実体審査を行わない知財庁では，そのような出願であっても登録の可能性があるため、公報として発行される可能性がある。また実体審査を行う知財庁であっても、登録に求められる水準が各庁で異なるため、外国庁で登録された公報がそのまま日本でも審査資料として利用できる水準にない。

②については、当該意匠公報以外の方法で、かつ迅速に入手できれば、当該意匠公報を審査資料として残す必要が小さいことによるものである。

③については、審査資料として用いる頻度が極端に少ないことが予想される分野の公報を指す。

最後の④については、外国で登録可能であっても日本の意匠法の保護対象

外である場合を指す。ただしこの場合は先行例として用いる可能性がある。

審査資料としての不適性の判断基準については、「平成 26 年度意匠審査資料整備の適正化のための中国・欧州意匠公報実態調査」で、日本の意匠審査において資料化する重要度が低いと考えられる意匠の調査観点を設定し、審査資料不適資料に該当するか否かの判断基準について検討している。目視調査にあたっては、同調査で設定した基準に基づいて、本調査における基準を設定した。

- ア（１）．意匠の特定が困難な意匠
- ア（２）．不鮮明な図面・写真で表された意匠
- イ．創作性がない意匠
- ウ．日本企業の製品とみられる意匠
- エ．ASEAN 諸国特有の意匠（例えば、民族衣装、儀礼用具等）
- オ．日本の意匠法の保護対象とならない意匠
  （花火の形状、タイプフェイス等）
- カ．著名なキャラクターや建造物等を模した意匠
- キ．他国を第１国とする優先権出願

「ア（１）．意匠の特定が困難な意匠」と「ア（２）．不鮮明な図面・写真で表された意匠」については、過去の調査では１つの基準としていたものであるが、不適性の根拠をより明確にするために分けた。前者は立体物において図面が不十分である場合など、後者は図面や写真が視覚的に判読できない場合などを想定している。

また、「キ．他国を第１国とする優先権出願」は本調査で新たに追加した項目である。ASEAN 諸国においては（ASEAN 諸国から見た）外国からの出願が多く、他国で優先権主張した出願の割合が高い。他国を第 1 国とした優先権出願では、ASEAN 諸国への登録を待たずとも、第 1 国への登録により審査資料が入手できる可能性があるため、ASEAN 諸国の公報を審査資料として残す必然性が少ないことから、新たに追加した。ただしこの基準は、目視によらなくても公報記載の書誌情報から判断できるため、他の条件とは異なり目視対象を抽出する際の基準として用いる。

上記不適理由と適正調査基準との関係は、以下のとおり関係づけられる。

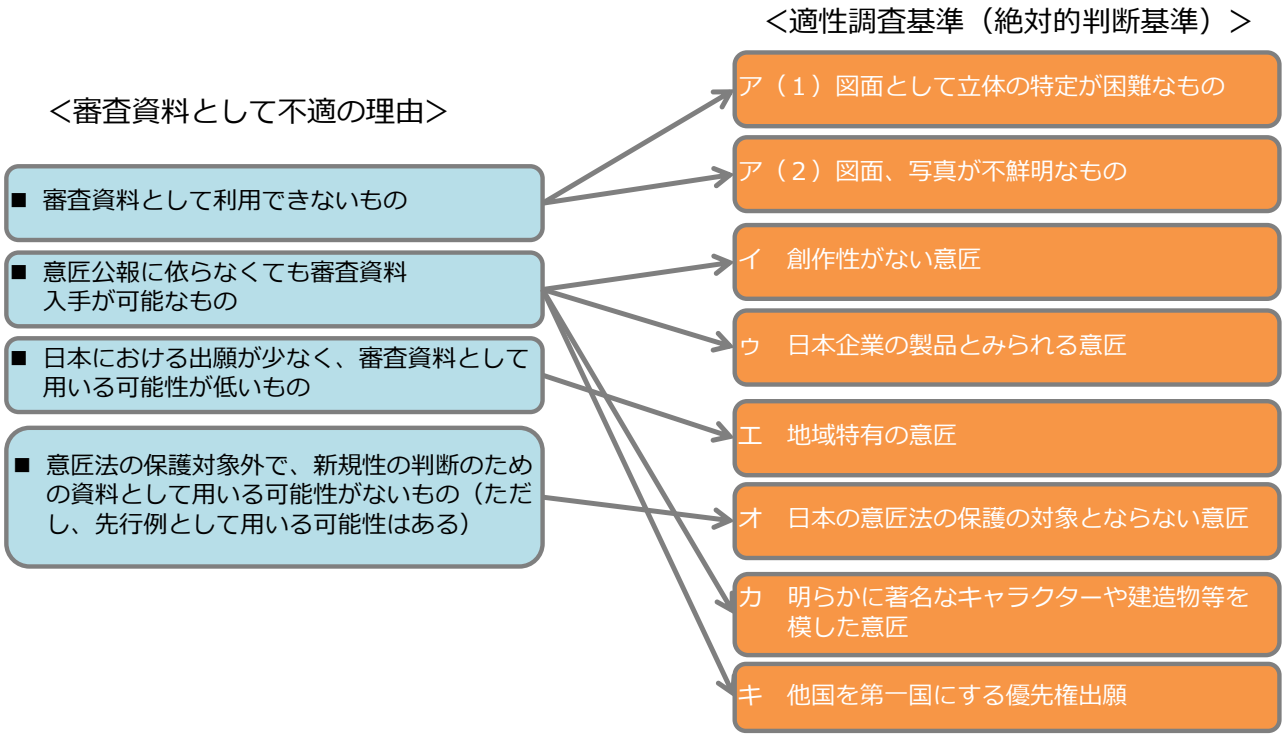

図 III-1　不適理由と調査基準との関係

（ii）　登録意匠の目視調査

目視調査は以下に示す手順で行った。

①　対象公報の抽出

「ASEAN 諸国における意匠登録状況（2013 年）」で抽出した意匠公報全件から約 6,500 件を、各庁×日本意匠分類グループ別の登録件数を考慮しながらバランス良く抽出した。

各庁別の目視対象件数は表 III-1 のとおりとした。目視対象の選定にあたっては、他国を第１国とする優先権出願は目視対象から外した上で、各庁の日本意匠分類大分類（A1）の登録件数に極力比例するように選定した。

表 III-1　各庁別目視対象件数の設定

		インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム	シンガポール	合計
取得件数		4,370	3,939	2,065	1,360	3,253	1,681	16,668
優先権主張	件数	1,001	1,164	1,231	427	1,083	866	5,772
	比率	22.9%	29.6%	59.6%	31.4%	33.3%	51.5%	
目視対象	件数	1,557	1,393	723	484	1,403	948	6,508
	比率	35.6%	35.4%	35.0%	35.6%	43.1%	56.4%	

② 目視調査の実施

抽出した意匠公報に掲載された意匠を対象に、審査資料適性調査員[1]が審査資料としての適性について上記評価基準に基づいて目視調査した。

③ 結果の分析

目視調査結果に基づき、日本意匠分類グループ別の特徴、ロカルノ分類別の特徴、及び出願人居住国別の特徴について分析を行った。

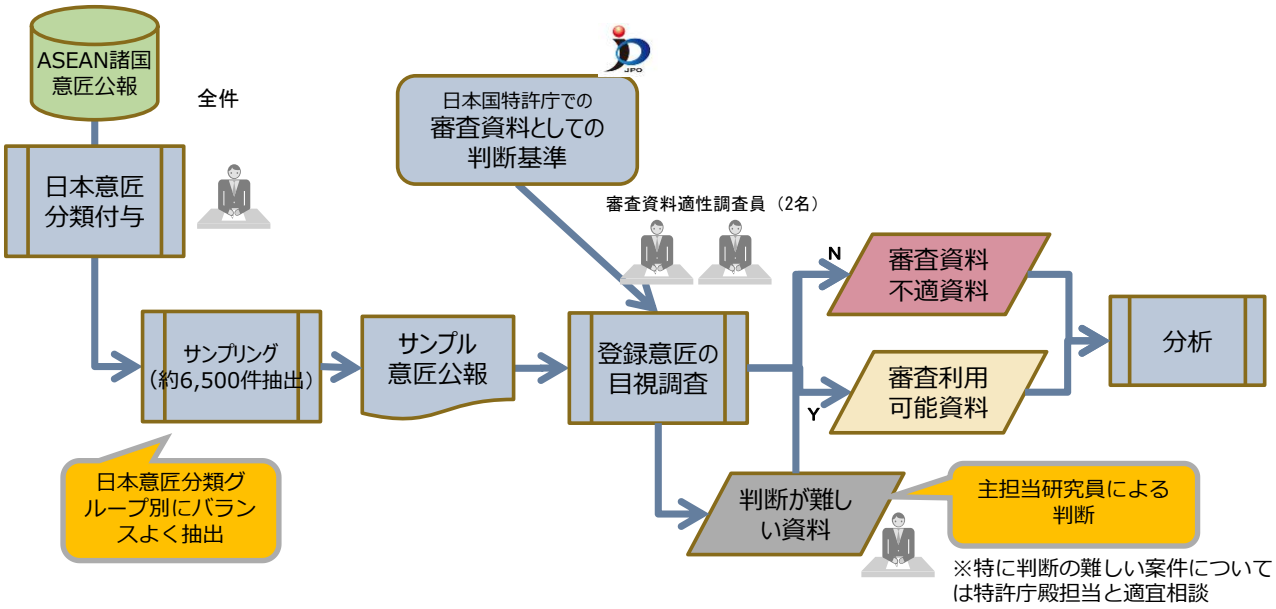

図 III-2　登録意匠の目視調査の方法

[1] 審査資料適正調査員として、株式会社発明通信社のご協力を仰いだ。

（３） 調査結果

（i） 全般的な特徴

全般的に、ベトナム・シンガポールは日本での登録要件を満たすものの割合が高い。逆にインドネシア・タイ・マレーシアでは日本での登録要件を満たすものの割合が全般的に低い。これらは実体審査の有無との相関関係は見られない。

一方、引例として使える公報の割合はどの庁も高い。斜視図のみで構成されている登録が多いことがこれらの背景にある。

（ii） 日本意匠分類グループ別の特徴

日本意匠分類グループ別にみると、国によって大きく結果が異なり、日本意匠分類グループ間の共通した特徴としては見えづらい。例えば、シンガポールではBグループ（衣服及び身の回り品）に日本での登録要件を満たさない登録が多く見られるが、その一方でインドネシアではBグループにおいて登録要件を満たすと判断した登録が多い。これは日本意匠分類グループに含まれる物品の違いが影響していると考えられる。シンガポールではBグループにおいて装飾品が多く登録されている。装飾品は立体であることが多く、立体の方が図面の不足により「認定が困難な意匠」とされやすい。一方インドネシアでは衣類が多く登録されており、図面が少なくても「認定が困難な意匠」とされる可能性は小さい。

① インドネシア

インドネシアの登録意匠は、登録要件を満たすものが全体で 13.0%、引例要件を満たすものが 97.9%であった。全般的に斜視図 1 枚での登録が多く、その結果ほとんどの日本意匠分類グループにおいて登録要件を満たす割合が 10%を下回る結果となっている。

Bグループ（衣服及び身の回り品）とMグループ（A～Lに属さないその他の基礎製品）で登録要件を満たす割合が高いのは、衣類や織物地などの製品について、少ない図面数でも意匠が特定しやすいことによる。

表 III-2　調査結果（日本意匠分類グループ別：インドネシア）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
A	0	5	4	0	1	0	0	0	0
B	93	305	306	6	4	0	0	0	0
C	7	221	215	3	0	6	0	0	0
D	1	143	127	4	0	16	0	0	0
E	6	77	77	0	0	0	0	0	1
F	40	334	329	4	4	2	1	0	0
G	7	156	149	9	0	6	0	0	0
H	0	89	85	1	0	6	0	0	0
J	0	37	32	0	0	5	0	0	0
K	0	82	82	0	0	0	0	0	0
L	17	71	71	0	0	0	0	0	0
M	51	144	139	2	1	2	2	0	0
N	0	2	2	0	0	0	0	0	0
合計	222	1,666	1618	29	10	43	3	0	1
A	0.0%	100.0%	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
B	29.5%	96.8%	97.1%	1.9%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
C	3.1%	98.7%	96.0%	1.3%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%
D	0.7%	97.3%	86.4%	2.7%	0.0%	10.9%	0.0%	0.0%	0.0%
E	7.7%	98.7%	98.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
F	11.8%	98.5%	97.1%	1.2%	1.2%	0.6%	0.3%	0.0%	0.0%
G	4.3%	95.1%	90.9%	5.5%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%
H	0.0%	96.7%	92.4%	1.1%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%
J	0.0%	100.0%	86.5%	0.0%	0.0%	13.5%	0.0%	0.0%	0.0%
K	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
L	23.9%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
M	34.9%	98.6%	95.2%	1.4%	0.7%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%
N	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	13.0%	97.9%	95.1%	1.7%	0.6%	2.5%	0.2%	0.0%	0.1%

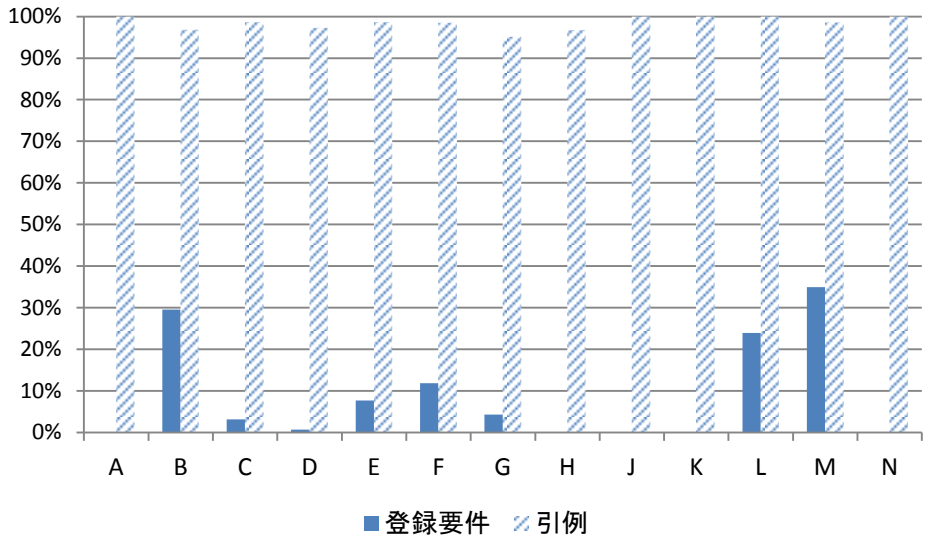

図 III-3　登録要件と引例要件を満たす比率
（日本意匠分類グループ別：インドネシア）

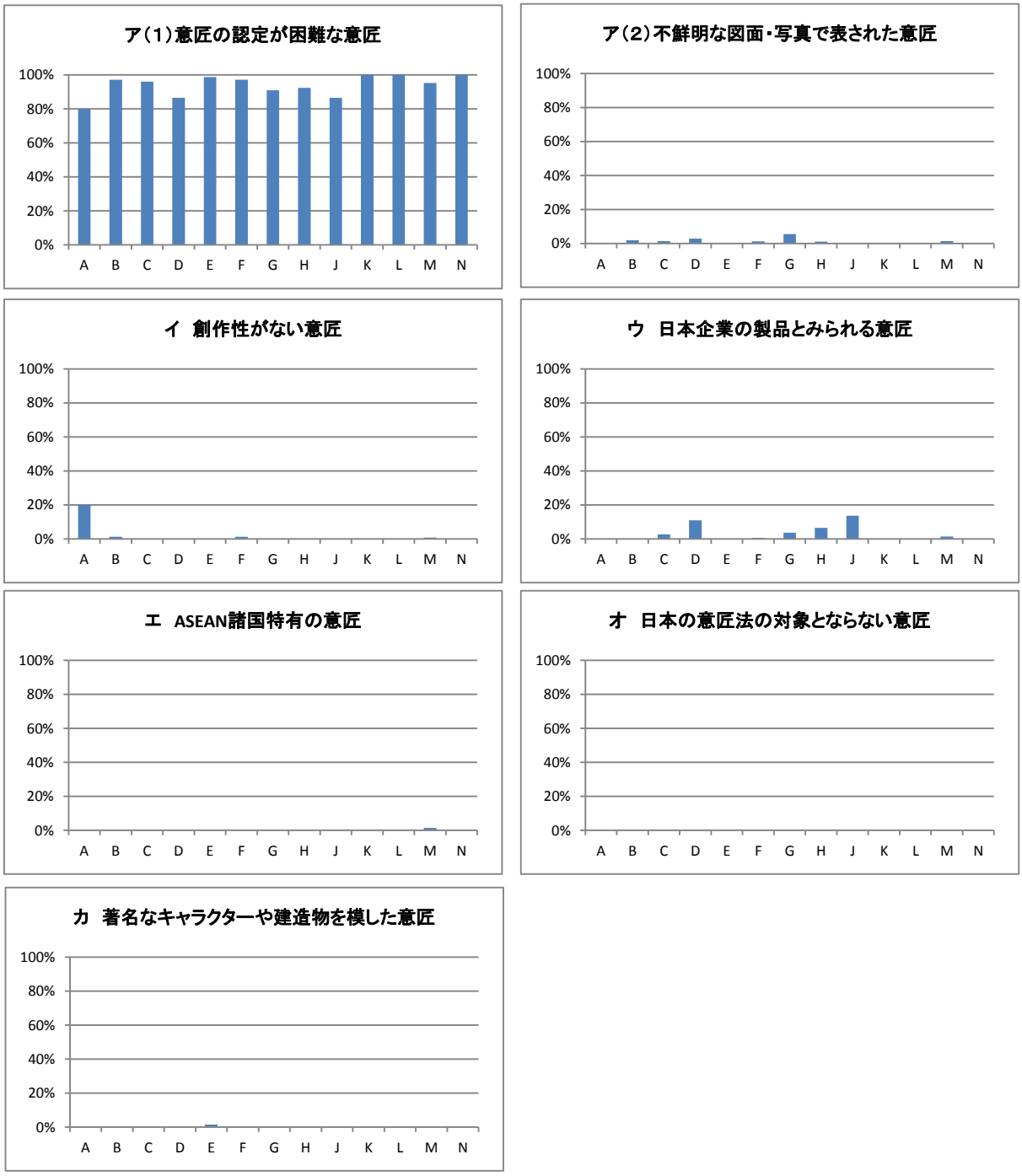

図 III-4 不適理由（日本意匠分類グループ別：インドネシア）

② タイ

タイの登録意匠は、登録要件を満たすものが全体で 8.1%、引例要件を満たすものが 99.4%であった。登録要件を満たす件数が 6 か国の中で 2 番目に少ない結果となった。

タイへの登録は全般的に斜視図１枚での登録が多いことから、登録要件を満たす割合がほとんどの日本意匠分類グループにおいて 10%を下回る結果となった。

表 III-3　調査結果（日本意匠分類グループ別：タイ）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
A	0	14	11	0	3	0	0	0	0
B	3	59	57	0	0	0	0	0	0
C	10	146	135	1	0	0	0	0	0
D	10	272	247	4	9	5	0	0	0
E	8	40	32	0	0	0	0	0	0
F	23	198	160	5	1	9	1	0	0
G	31	246	196	1	8	20	0	0	0
H	1	64	60	2	0	1	0	0	0
J	1	34	31	1	0	1	0	0	0
K	5	100	92	1	1	1	0	0	0
L	3	93	82	4	2	2	0	0	0
M	18	118	100	0	0	4	0	0	0
N	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	113	1,384	1203	19	24	43	1	0	0
A	0.0%	100.0%	78.6%	0.0%	21.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
B	5.0%	98.3%	95.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
C	6.8%	100.0%	92.5%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
D	3.6%	98.9%	89.8%	1.5%	3.3%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%
E	20.0%	100.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
F	11.6%	99.5%	80.4%	2.5%	0.5%	4.5%	0.5%	0.0%	0.0%
G	12.6%	100.0%	79.7%	0.4%	3.3%	8.1%	0.0%	0.0%	0.0%
H	1.6%	100.0%	93.8%	3.1%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%
J	2.9%	100.0%	91.2%	2.9%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%
K	5.0%	100.0%	92.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
L	3.2%	100.0%	88.2%	4.3%	2.2%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%
M	14.8%	96.7%	82.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%
N	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合計	8.1%	99.4%	86.4%	1.4%	1.7%	3.1%	0.1%	0.0%	0.0%

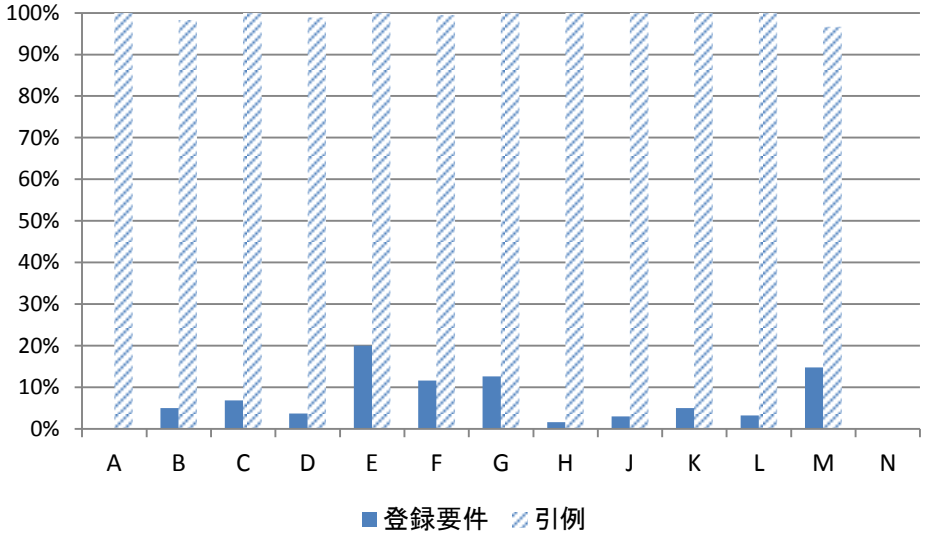

図 III-5　登録要件と引例要件を満たす比率
（日本意匠分類グループ別：タイ）

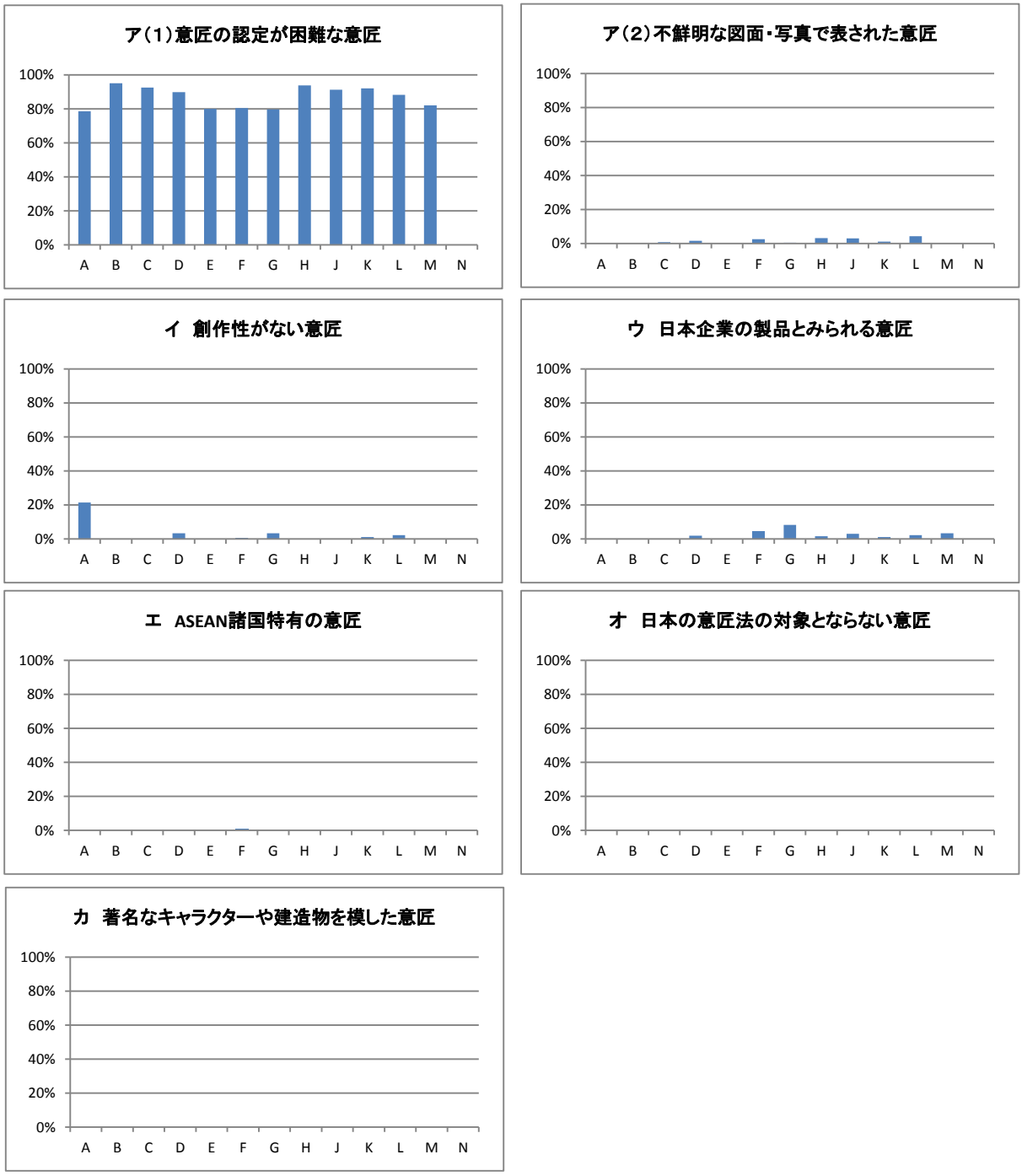

図 III-6 不適理由（日本意匠分類グループ別：タイ）

③ マレーシア

マレーシアの登録意匠は、登録要件を満たすものが全体で 4.7%、引例要件を満たすものが 91.7%であり、登録要件を満たす件数が 6 か国の中で最も少ない結果となった。F グループ（事務用品及び販売用品）と N グループ（他グループに

属さない物品)以外のグループは、日本での登録要件を満たすものは限られている。

表 III-4　調査結果（日本意匠分類グループ別：マレーシア）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
A	0	10	10	4	0	0	0	0	0
B	1	85	84	10	0	0	0	0	0
C	4	80	77	17	1	0	0	2	0
D	0	90	90	13	0	0	0	0	0
E	0	19	19	6	0	0	0	0	0
F	19	71	52	10	0	0	0	0	0
G	2	43	41	4	0	0	0	1	0
H	0	59	59	6	0	0	0	0	0
J	0	31	31	10	0	0	0	0	0
K	0	59	59	12	0	0	0	0	0
L	1	51	51	21	3	0	0	0	0
M	5	64	59	18	0	0	0	0	0
N	2	2	0	0	0	0	0	0	0
合計	34	664	632	131	4	0	0	3	0
A	0.0%	100.0%	100.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
B	1.1%	97.7%	96.6%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
C	4.5%	90.9%	87.5%	19.3%	1.1%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%
D	0.0%	95.7%	95.7%	13.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
E	0.0%	86.4%	86.4%	27.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
F	25.0%	93.4%	68.4%	13.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
G	4.4%	95.6%	91.1%	8.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%
H	0.0%	83.1%	83.1%	8.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
J	0.0%	91.2%	91.2%	29.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
K	0.0%	90.8%	90.8%	18.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
L	1.7%	85.0%	85.0%	35.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
M	7.7%	98.5%	90.8%	27.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
N	28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	4.7%	91.7%	87.3%	18.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%

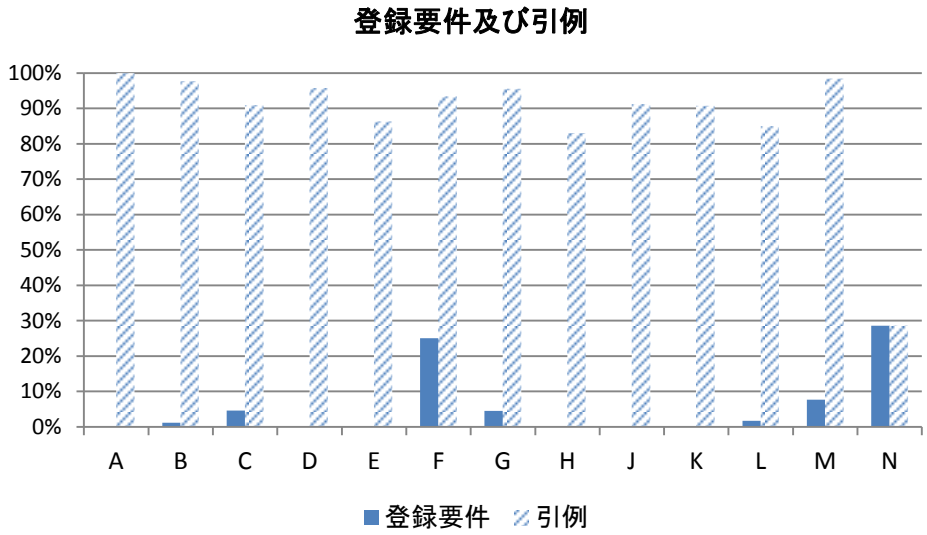

図 III-7　登録要件と引例要件を満たす比率
（日本意匠分類グループ別：マレーシア）

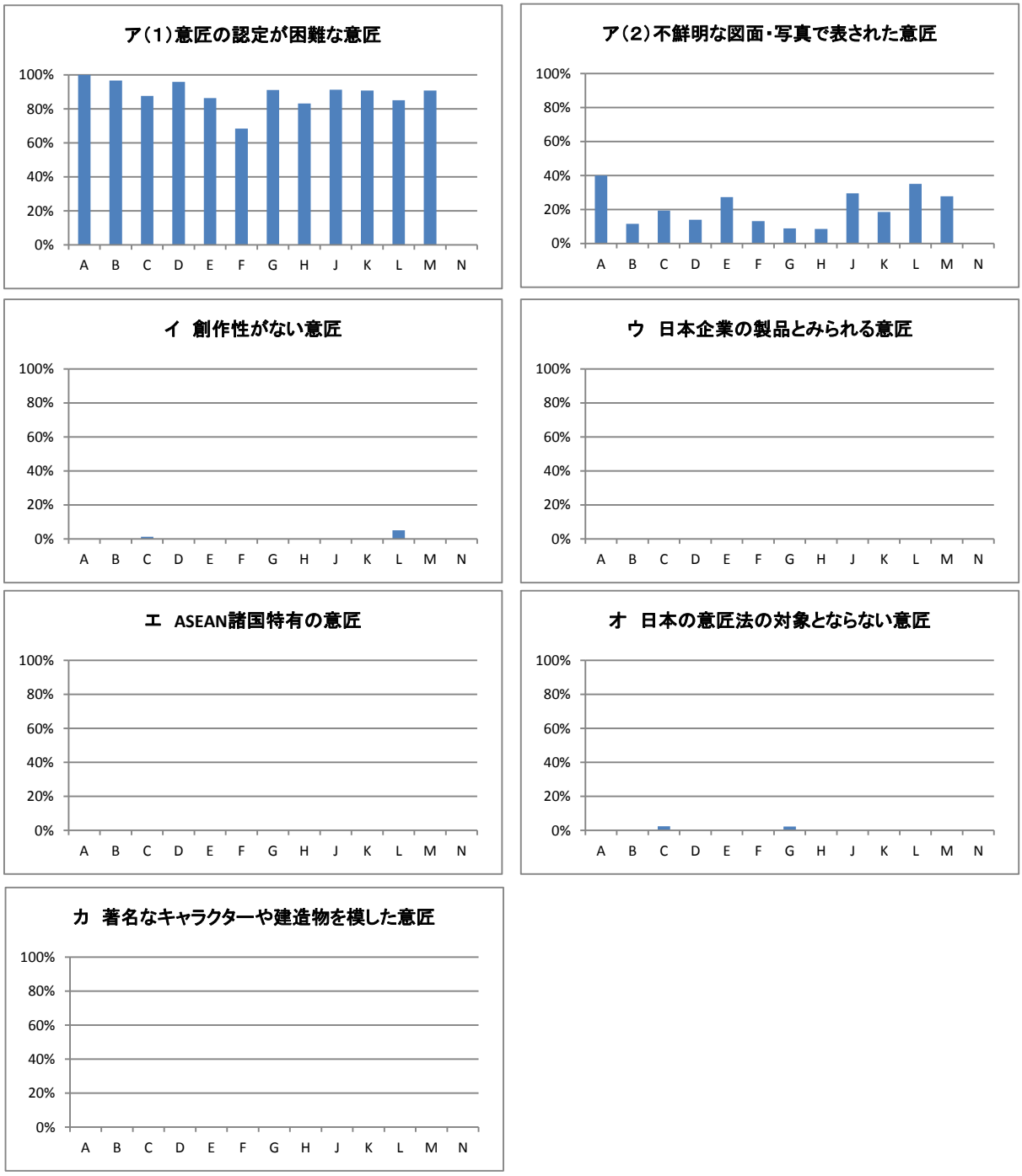

図 III-8 不適理由（日本意匠分類グループ別：マレーシア）

④ フィリピン

フィリピンの登録意匠は、登録要件を満たすものが全体で 34.4%、引例要件を満たすものが 96.0%であった。M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）、J グループ（一般機械器具）、K グループ（産業機械器具）、L グループ（土木建築用品）において登録要件を満たす件数の割合が高い点が特徴になっている。特

にＭグループは、もともとフィリピンでの登録が多い分野であることもあり、全体の割合を大きく押し上げている。

表 III-5　調査結果（日本意匠分類グループ別：フィリピン）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
A	0	2	1	1	0	0	0	0	0
B	3	44	8	35	0	0	0	0	0
C	3	39	3	34	1	0	0	0	0
D	3	32	6	25	2	0	0	0	0
E	1	9	2	8	0	0	0	0	0
F	3	61	10	50	1	0	0	0	0
G	2	66	9	55	1	9	0	0	0
H	1	27	4	24	2	0	0	0	0
J	3	11	2	6	0	1	0	0	0
K	3	11	2	6	0	0	0	0	0
L	8	30	16	7	0	0	0	0	0
M	152	174	13	14	3	0	0	0	0
N	0	2	0	2	0	0	0	0	0
合計	182	508	76	267	10	10	0	0	0
A	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
B	6.5%	95.7%	17.4%	76.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
C	7.3%	95.1%	7.3%	82.9%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
D	8.8%	94.1%	17.6%	73.5%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
E	9.1%	81.8%	18.2%	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
F	4.8%	96.8%	15.9%	79.4%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
G	3.0%	100.0%	13.6%	83.3%	1.5%	13.6%	0.0%	0.0%	0.0%
H	3.4%	93.1%	13.8%	82.8%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
J	27.3%	100.0%	18.2%	54.5%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%
K	27.3%	100.0%	18.2%	54.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
L	25.8%	96.8%	51.6%	22.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
M	83.5%	95.6%	7.1%	7.7%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
N	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	34.4%	96.0%	14.4%	50.5%	1.9%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%

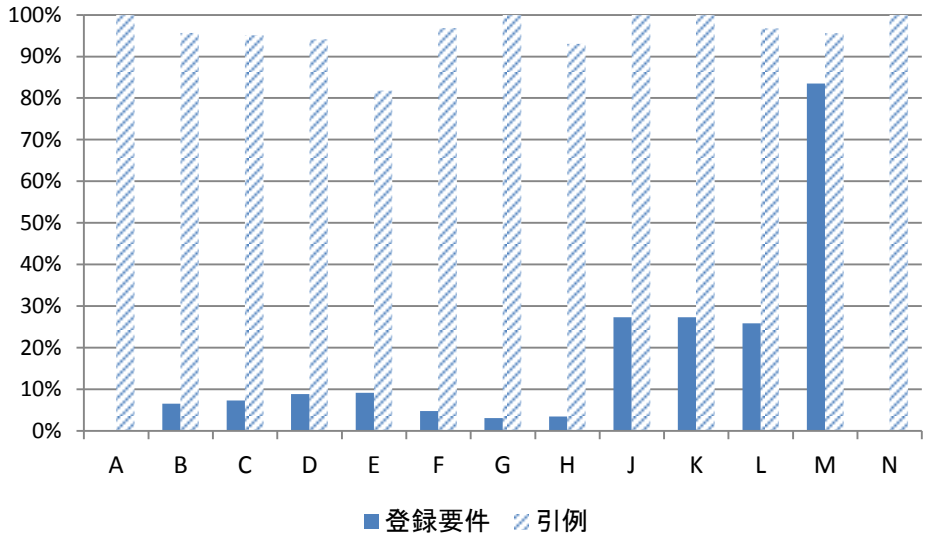

図 III-9　登録要件と引例要件を満たす比率
（日本意匠分類グループ別：フィリピン）

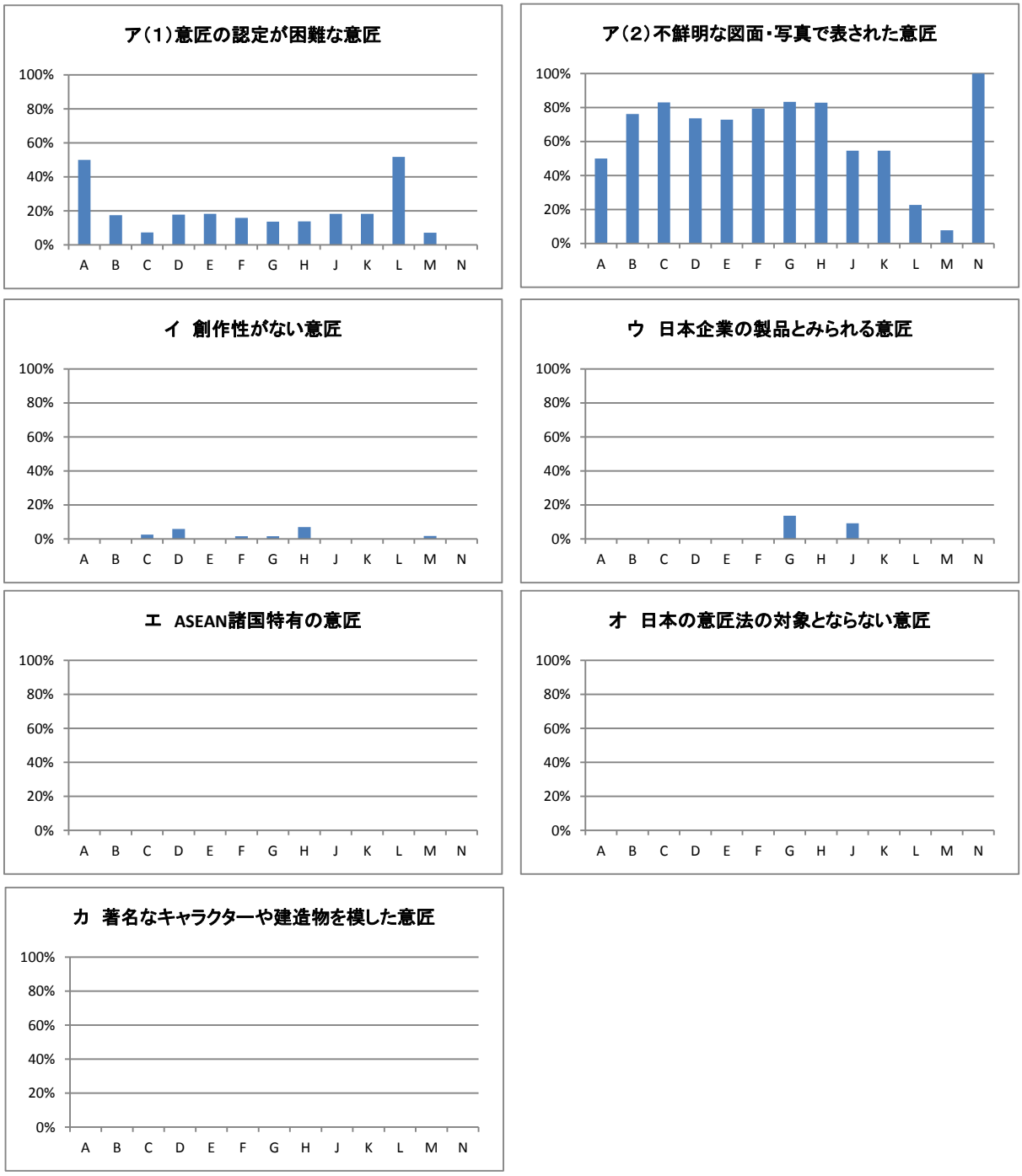

図 III-10 不適理由（日本意匠分類グループ別：フィリピン）

⑤ ベトナム

ベトナムの登録意匠は、登録要件を満たすものが全体の 92.5%で、他国と比べ高い値となった。M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）と G グループ（運輸又は運搬機械）の一部に日本製品を含むこと、J グループの一部が東南アジア特有の意匠を含んでいることから値が下がっている。引例としても 99.0%が

利用可能であり、他国と比較して審査資料として利用できる割合が高いと言える。

表 III-6　調査結果（日本意匠分類グループ別：ベトナム）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
A	3	3	0	0	0	0	0	0	0
B	101	106	3	1	1	0	0	0	0
C	94	106	2	2	1	6	1	0	0
D	118	127	1	0	0	6	1	0	0
E	28	31	0	1	0	1	0	0	1
F	600	640	28	0	3	4	1	0	0
G	45	53	3	1	1	5	1	0	0
H	95	100	0	0	0	5	0	0	0
J	46	48	0	1	0	1	6	0	0
K	71	73	3	1	0	1	0	0	0
L	71	72	0	1	0	1	0	0	0
M	26	30	0	0	0	4	0	0	0
N	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,298	1,389	40	8	6	34	10	0	1
A	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
B	94.4%	99.1%	2.8%	0.9%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
C	88.7%	100.0%	1.9%	1.9%	0.9%	5.7%	0.9%	0.0%	0.0%
D	92.9%	100.0%	0.8%	0.0%	0.0%	4.7%	0.8%	0.0%	0.0%
E	90.3%	100.0%	0.0%	3.2%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%
F	93.8%	100.0%	4.4%	0.0%	0.5%	0.6%	0.2%	0.0%	0.0%
G	80.4%	94.6%	5.4%	1.8%	1.8%	8.9%	1.8%	0.0%	0.0%
H	95.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
J	83.6%	87.3%	0.0%	1.8%	0.0%	1.8%	10.9%	0.0%	0.0%
K	94.7%	97.3%	4.0%	1.3%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
L	97.3%	98.6%	0.0%	1.4%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
M	86.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%
N	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合計	92.5%	99.0%	2.9%	0.6%	0.4%	2.4%	0.7%	0.0%	0.1%

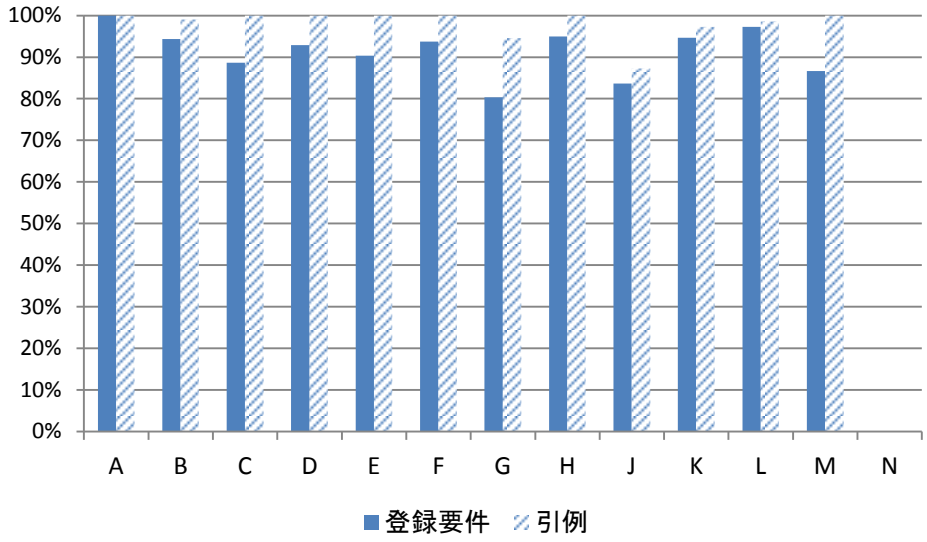

図 III-11　登録要件と引例要件を満たす比率
（日本意匠分類グループ別：ベトナム）

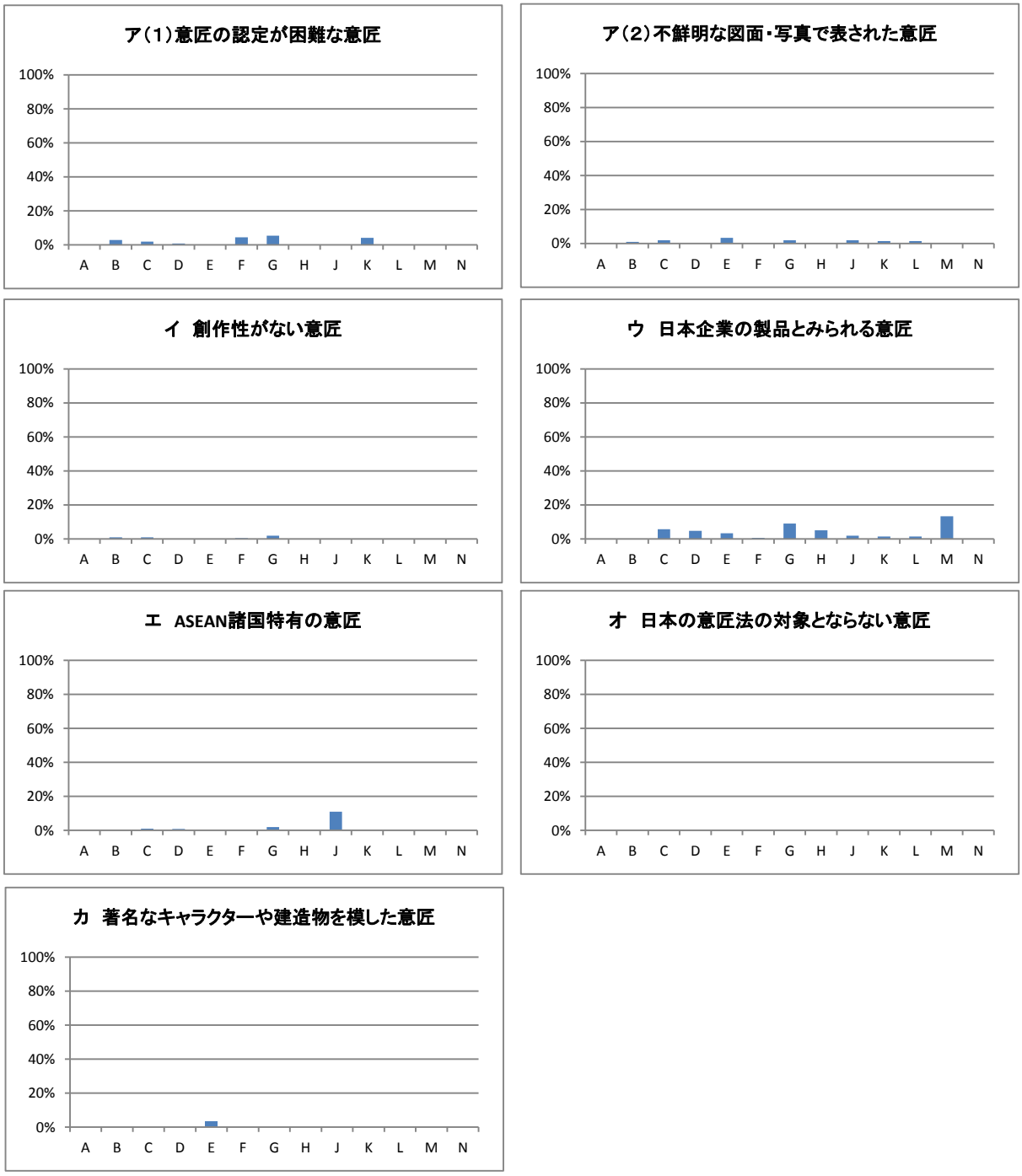

図 III-12 不適理由（日本意匠分類グループ別：ベトナム）

⑥ シンガポール

シンガポールの登録意匠は、登録要件を満たすものが全体で 37.6%、引例要件を満たすものが 99.1%であった。特徴としては、フィリピンと比べほとんどの分野で登録要件に資す件数の割合が高いという点である。例外的に B グループ（衣服及び身の回り品）は、複雑な形状の装飾品が多く含まれており、限られた図面

数では意匠の特定ができないと判断されるものが多く生じた。

表 III-7　調査結果（日本意匠分類グループ別：シンガポール）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
A	4	5	1	0	0	0	0	0	0
B	44	410	366	1	0	0	0	2	0
C	57	93	36	4	0	0	2	0	0
D	52	127	75	2	0	0	0	0	0
E	8	11	3	0	0	0	0	1	0
F	33	56	21	4	2	0	0	1	0
G	9	17	8	0	0	0	0	0	0
H	52	71	19	0	0	0	0	0	0
J	25	40	15	1	0	0	0	0	0
K	24	40	16	3	0	0	0	0	0
L	10	23	13	0	0	0	0	0	0
M	34	41	8	0	0	0	0	0	0
N	4	5	1	0	0	0	0	0	0
合計	356	939	582	15	2	0	2	4	0
A	80.0%	100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
B	10.7%	99.5%	88.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
C	60.0%	97.9%	37.9%	4.2%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%
D	40.9%	100.0%	59.1%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
E	66.7%	91.7%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%
F	55.9%	94.9%	35.6%	6.8%	3.4%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
G	52.9%	100.0%	47.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
H	73.2%	100.0%	26.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
J	62.5%	100.0%	37.5%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
K	60.0%	100.0%	40.0%	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
L	43.5%	100.0%	56.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
M	81.0%	97.6%	19.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
N	80.0%	100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	37.6%	99.1%	61.4%	1.6%	0.2%	0.0%	0.2%	0.4%	0.0%

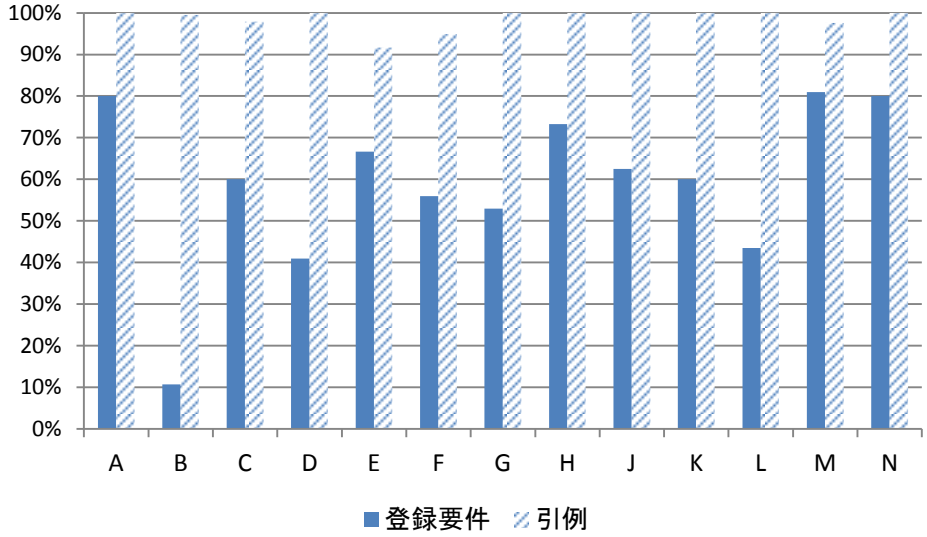

図 III-13　登録要件と引例要件を満たす比率
（日本意匠分類グループ別：シンガポール）

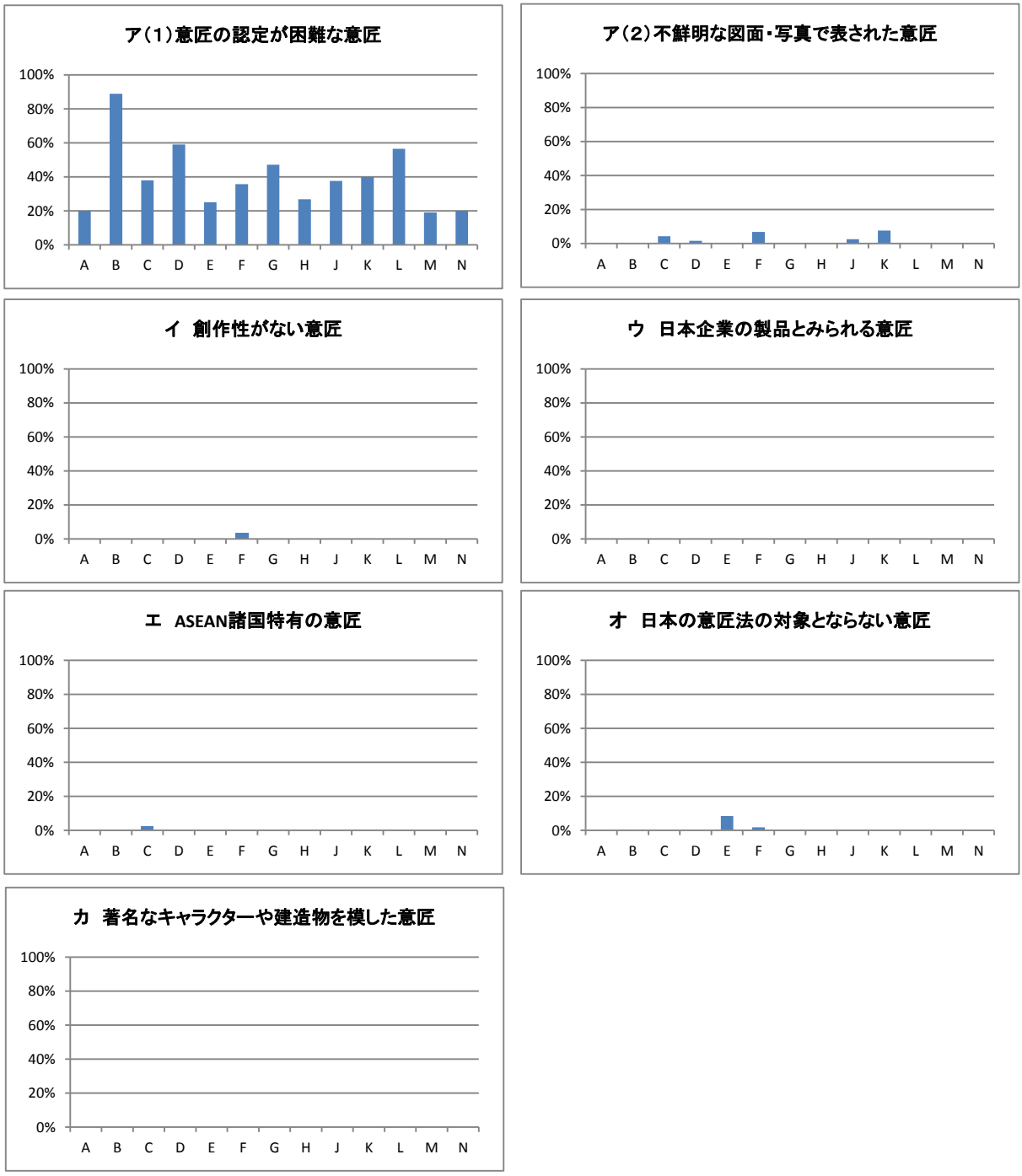

図 III-14 不適理由（日本意匠分類グループ別：シンガポール）

（iii） ロカルノ分類別の特徴

ロカルノ分類別にみた場合でも、基本的な傾向は日本意匠分類グループ別の特徴と大きく変わらない。ただ日本意匠分類グループより細かい分類であることから、（ii）で例示したインドネシアとシンガポールのBグループ（衣服及び身の

回り品）の適性の違いについて、前者はクラス 05（紡績用繊維、人工及び天然のシート材料）に、後者はクラス 11（装飾用品）に分けられるため、クラスの違いが結果に反映されている。なお、クラス 05 は各庁を通じて登録要件を満たす割合が高いのが特徴となっている。

① インドネシア

インドネシアはクラス 05（紡績用繊維、人工及び天然のシート材料）、クラス 11（装飾用品）で登録要件を満たす割合が高い。

表 III-8　調査結果（ロカルノ分類別：インドネシア）

	実数									比率								
	日本の審査で		調査観点							日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
01	0	5	4	0	1	0	0	0	0	0.0%	100.0%	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
02	14	92	93	6	0	0	0	0	0	14.3%	93.9%	94.9%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
03	0	17	21	0	0	0	0	0	0	0.0%	81.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
04	0	26	22	0	0	4	0	0	0	0.0%	100.0%	84.6%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%
05	52	71	69	2	0	0	2	0	0	71.2%	97.3%	94.5%	2.7%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
06	10	70	69	5	0	1	0	0	0	13.3%	93.3%	92.0%	6.7%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
07	0	111	111	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
08	0	48	46	0	1	1	0	0	0	0.0%	100.0%	95.8%	0.0%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
09	23	300	297	1	0	2	1	0	0	7.6%	99.7%	98.7%	0.3%	0.0%	0.7%	0.3%	0.0%	0.0%
10	0	12	9	0	0	4	0	0	0	0.0%	92.3%	69.2%	0.0%	0.0%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%
11	75	189	189	0	0	0	0	0	0	39.7%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12	7	148	140	10	0	6	0	0	0	4.5%	95.5%	90.3%	6.5%	0.0%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%
13	0	34	32	0	0	2	0	0	0	0.0%	100.0%	94.1%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%
14	0	41	38	1	0	4	0	0	0	0.0%	95.3%	88.4%	2.3%	0.0%	9.3%	0.0%	0.0%	0.0%
15	0	64	62	0	0	2	0	0	0	0.0%	100.0%	96.9%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
16	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18	0	7	4	2	3	0	0	0	0	0.0%	77.8%	44.4%	22.2%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19	15	53	54	0	1	0	0	0	0	27.3%	96.4%	98.2%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21	7	68	68	0	0	0	0	0	1	10.1%	98.6%	98.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
22	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23	1	100	85	1	0	15	0	0	0	1.0%	99.0%	84.2%	1.0%	0.0%	14.9%	0.0%	0.0%	0.0%
24	0	17	16	0	0	1	0	0	0	0.0%	100.0%	94.1%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%
25	17	67	67	0	0	0	0	0	0	25.4%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
26	0	48	49	1	0	0	0	0	0	0.0%	96.0%	98.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
27	0	14	10	0	4	0	0	0	0	0.0%	100.0%	71.4%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
28	1	40	39	0	0	1	0	0	0	2.5%	100.0%	97.5%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%
29	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
31	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
99	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	222	1,666	1618	29	10	43	3	0	1	13.0%	97.9%	95.1%	1.7%	0.6%	2.5%	0.2%	0.0%	0.1%

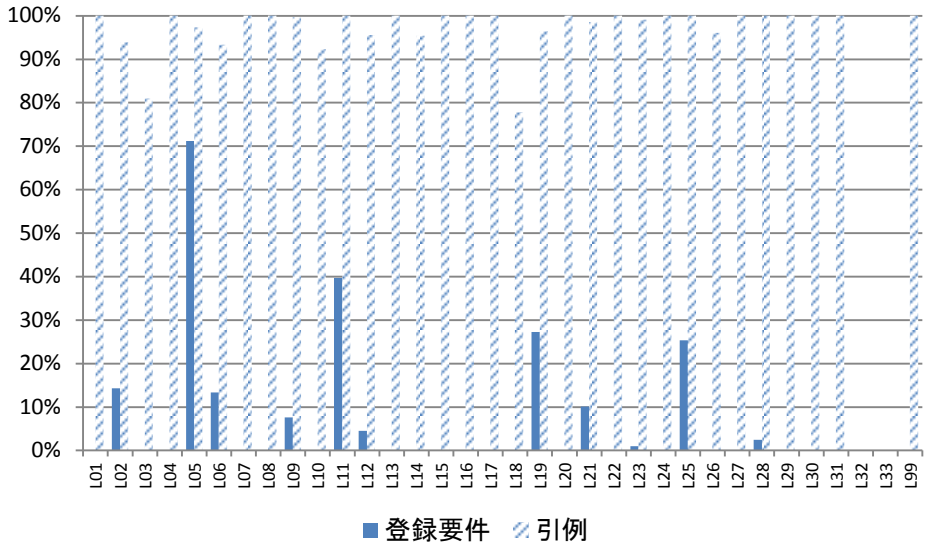

図 III-15　登録要件と引例要件を満たす比率
（ロカルノ分類別：インドネシア）

② タイ

タイで最も登録要件を満たす割合が高いクラスは 05（紡績用繊維、人工及び天然のシート材料）であるが、次いでクラス 20（遊戯用具、がん具、テント及び運動用品）となっている。

表 III-9　調査結果（ロカルノ分類別：タイ）

	実数									比率								
	日本の審査で		調査観点							日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
01	0	14	11	0	3	0	0	0	0	0.0%	100.0%	78.6%	0.0%	21.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
02	0	17	17	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
03	1	19	17	0	0	0	1	0	0	5.3%	100.0%	89.5%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
04	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
05	12	13	1	0	0	0	0	0	0	92.3%	100.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
06	4	186	172	4	9	0	0	0	0	2.1%	98.4%	91.0%	2.1%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
07	10	97	87	0	0	0	0	0	0	10.3%	100.0%	89.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
08	9	134	125	2	0	0	0	0	0	6.6%	98.5%	91.9%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
09	21	170	137	4	2	6	0	0	0	12.4%	100.0%	80.6%	2.4%	1.2%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%
10	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11	2	38	37	0	0	0	0	0	0	5.1%	97.4%	94.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12	20	166	129	0	7	20	0	0	0	12.0%	100.0%	77.7%	0.0%	4.2%	12.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13	1	48	45	2	0	0	0	0	0	2.1%	100.0%	93.8%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14	0	14	13	0	0	1	0	0	0	0.0%	100.0%	92.9%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
15	0	40	39	0	0	1	0	0	0	0.0%	100.0%	97.5%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%
16	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
18	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19	0	36	31	2	0	4	0	0	0	0.0%	97.3%	83.8%	5.4%	0.0%	10.8%	0.0%	0.0%	0.0%
20	8	13	5	0	0	0	0	0	0	61.5%	100.0%	38.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21	8	30	22	0	0	0	0	0	0	26.7%	100.0%	73.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22	0	3	2	0	1	0	0	0	0	0.0%	100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23	0	137	132	0	0	7	0	0	0	0.0%	98.6%	95.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24	0	18	17	1	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	94.4%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25	7	117	101	4	2	3	0	0	0	6.0%	100.0%	86.3%	3.4%	1.7%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%
26	3	22	18	0	0	1	0	0	0	13.6%	100.0%	81.8%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%
27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
28	1	11	10	0	0	0	0	0	0	9.1%	100.0%	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
99	6	12	6	0	0	0	0	0	0	50.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	113	1,384	1203	19	24	43	1	0	0	8.1%	99.4%	86.4%	1.4%	1.7%	3.1%	0.1%	0.0%	0.0%

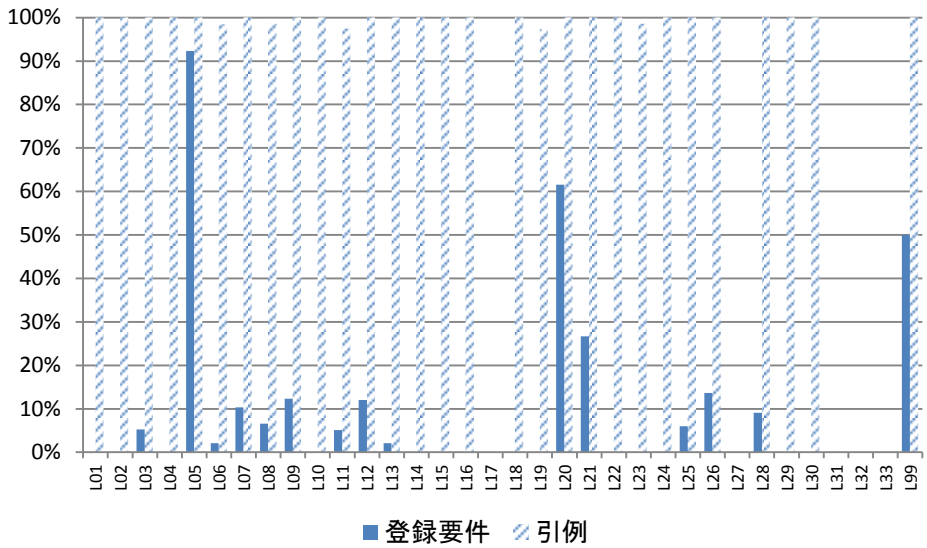

図 III-16　登録要件と引例要件を満たす比率
（ロカルノ分類別：タイ）

③ マレーシア

マレーシアでもクラス 05（紡績用繊維、人工及び天然のシート材料）が件数は少ないものの割合は高くなっている。登録要件に資す公報が多く存在する分類は限られており、一部のクラスを除いて全般的には低い値となっている。

表 III-10　調査結果（ロカルノ分類別：マレーシア）

	実数									比率							
	日本の審査で		調査観点							日本の審査で		調査観点					
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
01	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
02	0	51	51	2	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
03	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
04	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
05	5	6	1	0	0	0	0	0	0	83.3%	100.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
06	0	38	38	9	0	0	0	0	0	0.0%	92.7%	92.7%	22.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
07	3	38	36	14	1	0	0	0	0	6.8%	86.4%	81.8%	31.8%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
08	0	43	43	4	0	0	0	0	0	0.0%	91.5%	91.5%	8.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
09	15	69	54	10	0	0	0	0	0	20.3%	93.2%	73.0%	13.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10	0	12	12	3	0	0	0	0	0	0.0%	92.3%	92.3%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11	1	35	34	8	0	0	0	0	0	2.8%	97.2%	94.4%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12	2	38	36	4	0	0	0	1	0	5.0%	95.0%	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%
13	0	19	19	3	0	0	0	0	0	0.0%	79.2%	79.2%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14	2	34	32	3	0	0	0	0	0	4.9%	82.9%	78.0%	7.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15	0	16	16	2	0	0	0	0	0	0.0%	88.9%	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16	1	4	3	0	0	0	0	0	0	25.0%	100.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
19	4	10	6	1	0	0	0	0	0	40.0%	100.0%	60.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20	0	8	8	0	0	0	0	2	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
21	0	14	14	5	0	0	0	0	0	0.0%	70.0%	70.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22	0	8	8	1	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23	0	107	107	19	0	0	0	0	0	0.0%	99.1%	99.1%	17.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0.0%	80.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25	1	43	43	24	3	0	0	0	0	1.9%	82.7%	82.7%	46.2%	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
26	0	17	17	4	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	23.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
27	0	5	5	2	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
28	0	11	11	1	0	0	0	0	0	0.0%	78.6%	78.6%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29	0	7	7	6	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	85.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30	0	4	4	1	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
31	0	5	5	1	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	34	664	632	131	4	0	0	3	0	4.7%	91.7%	87.3%	18.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%

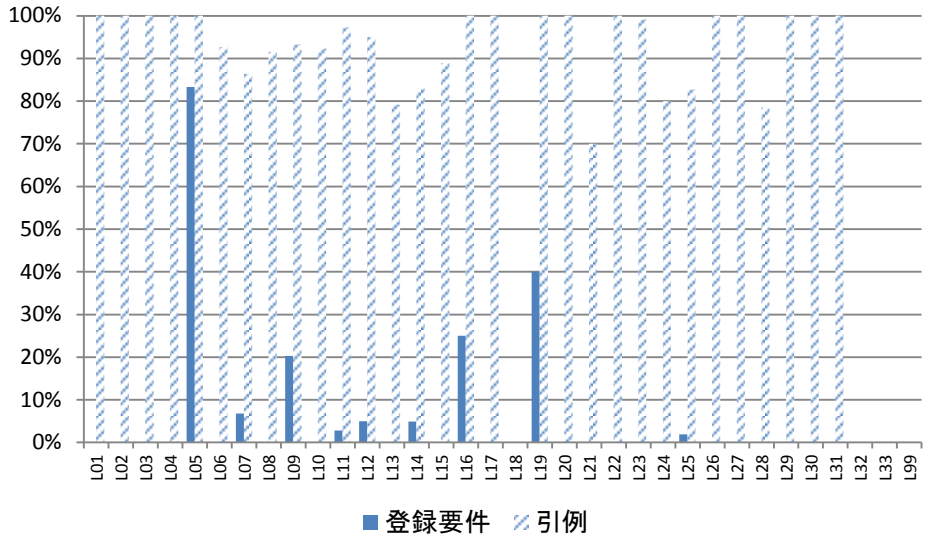

図 III-17　登録要件と引例要件を満たす比率
（ロカルノ分類別：マレーシア）

④ フィリピン

フィリピンではクラス 05（紡績用繊維、人工及び天然のシート材料）の件数も多く、登録要件に資す登録の割合も高い。

それ以外のクラスについては、件数も多くない。

表 III-11　調査結果（ロカルノ分類別：フィリピン）

	実数									比率								
	日本の審査で		調査観点							日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
01	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
02	1	31	3	27	0	0	0	0	0	3.2%	100.0%	9.7%	87.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
03	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0.0%	66.7%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
04	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
05	152	165	12	6	3	0	0	0	0	87.9%	95.4%	6.9%	3.5%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
06	1	15	4	12	0	0	0	0	0	5.9%	88.2%	23.5%	70.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
07	3	25	2	20	1	0	0	0	0	11.5%	96.2%	7.7%	76.9%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
08	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
09	3	55	11	43	2	1	0	0	0	5.3%	96.5%	19.3%	75.4%	3.5%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%
10	3	9	2	4	0	0	0	0	0	33.3%	100.0%	22.2%	44.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11	2	9	0	7	0	0	0	0	0	22.2%	100.0%	0.0%	77.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12	2	58	7	49	0	7	0	0	0	3.4%	100.0%	12.1%	84.5%	0.0%	12.1%	0.0%	0.0%	0.0%
13	0	8	1	8	0	0	0	0	0	0.0%	88.9%	11.1%	88.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14	1	14	2	11	0	0	0	0	0	7.1%	100.0%	14.3%	78.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
19	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	12.5%	87.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21	1	4	1	3	0	0	0	0	0	20.0%	80.0%	20.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
23	3	25	2	20	2	0	0	0	0	12.0%	100.0%	8.0%	80.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24	0	8	0	8	0	1	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
25	9	30	16	6	0	0	0	0	0	29.0%	96.8%	51.6%	19.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
26	1	14	4	11	2	1	0	0	0	6.3%	87.5%	25.0%	68.8%	12.5%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%
27	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0.0%	66.7%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
28	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
31	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
32	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
99	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	182	508	76	267	10	10	0	0	0	34.4%	96.0%	14.4%	50.5%	1.9%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%

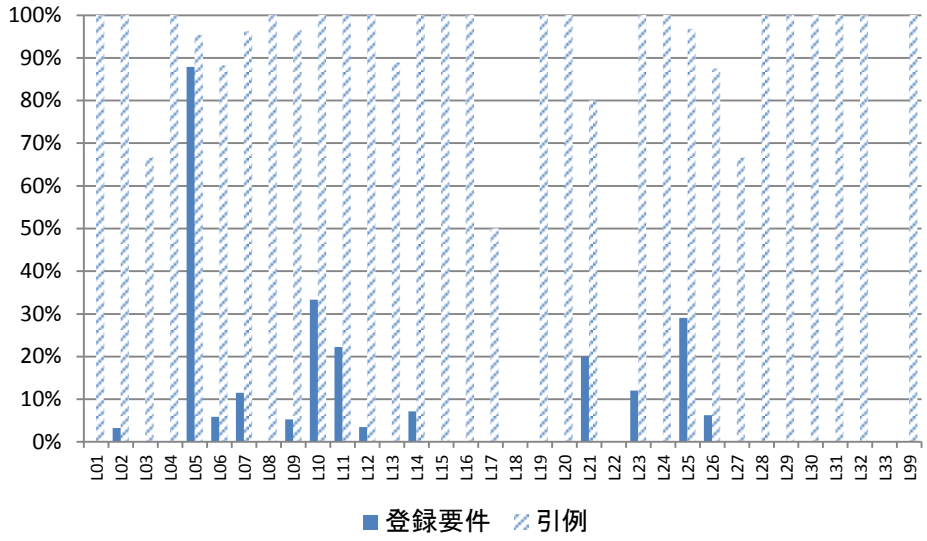

図 III-18　登録要件と引例要件を満たす比率
（ロカルノ分類別：フィリピン）

⑤ ベトナム

ベトナムではクラス 05（紡績用繊維、人工及び天然のシート材料）とクラス 19（文房具及び事務用機器、美術材料及び教材）の件数が多く、いずれも登録要件に資す登録の割合も高い。

表 III-12　調査結果（ロカルノ分類別：ベトナム）

	実数									比率								
	日本の審査で		調査観点							日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
01	3	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
02	90	90	0	1	0	0	0	0	0	98.9%	98.9%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
03	8	8	0	0	0	0	6	0	0	57.1%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	0.0%	0.0%
04	8	10	1	1	0	0	0	0	0	80.0%	100.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
05	2	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
06	71	74	1	1	0	0	0	0	0	95.9%	100.0%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
07	51	53	2	1	1	0	0	0	0	94.4%	98.1%	3.7%	1.9%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
08	28	28	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
09	462	493	24	0	1	0	1	0	0	93.7%	100.0%	4.9%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
10	18	20	0	0	0	2	0	0	0	90.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11	17	20	3	0	0	0	0	0	0	85.0%	100.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12	36	44	3	1	1	5	1	0	0	76.6%	93.6%	6.4%	2.1%	2.1%	10.6%	2.1%	0.0%	0.0%
13	43	44	0	0	0	1	0	0	0	97.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%
14	42	45	0	0	0	3	0	0	0	93.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%
15	29	34	1	0	0	5	0	0	0	82.9%	97.1%	2.9%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
19	184	195	4	0	2	4	0	0	0	94.4%	100.0%	2.1%	0.0%	1.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
20	3	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21	24	27	0	1	0	1	0	0	1	88.9%	100.0%	0.0%	3.7%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%
22	1	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23	51	64	1	0	0	12	0	0	0	79.7%	100.0%	1.6%	0.0%	0.0%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%
24	14	14	0	1	0	0	0	0	0	93.3%	93.3%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25	72	73	0	1	0	1	0	0	0	97.3%	98.6%	0.0%	1.4%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
26	31	32	0	0	0	0	1	0	0	96.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%
27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
28	3	4	0	0	1	0	0	0	0	75.0%	100.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
30	2	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
99	5	6	0	0	0	0	1	0	0	83.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
合計	1,298	1,389	40	8	6	34	10	0	1	92.5%	99.0%	2.9%	0.6%	0.4%	2.4%	0.7%	0.0%	0.1%

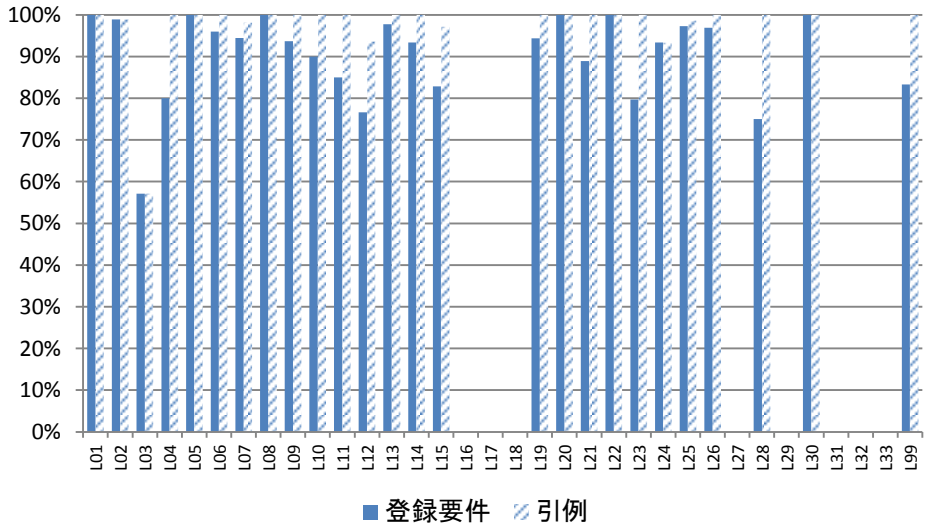

図 III-19　登録要件と引例要件を満たす比率
（ロカルノ分類別：ベトナム）

⑥ シンガポール

シンガポールではクラス 11（装飾用品）の登録件数が多いが、登録要件に資する登録の割合は高くない。

表 III-13　調査結果（ロカルノ分類別：シンガポール）

	実数									比率								
	日本の審査で		調査観点							日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
01	4	5	1	0	0	0	0	0	0	80.0%	100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
02	4	20	17	0	0	0	0	0	0	19.0%	95.2%	81.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
03	10	22	12	0	0	0	0	0	0	45.5%	100.0%	54.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
04	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
05	11	11	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
06	15	74	59	0	0	0	0	0	0	20.3%	100.0%	79.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
07	24	29	5	0	0	0	0	0	0	82.8%	100.0%	17.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
08	25	35	10	0	0	0	0	0	0	71.4%	100.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
09	34	53	17	5	2	0	0	0	0	61.8%	96.4%	30.9%	9.1%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10	10	20	10	1	0	0	0	0	0	50.0%	100.0%	50.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11	47	393	346	5	0	0	0	2	0	11.9%	99.5%	87.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
12	9	16	7	0	0	0	0	0	0	56.3%	100.0%	43.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13	11	20	9	0	0	0	0	0	0	55.0%	100.0%	45.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14	38	43	5	0	0	0	0	0	0	88.4%	100.0%	11.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15	8	12	4	0	0	0	0	0	0	66.7%	100.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16	1	12	11	0	0	0	0	0	0	8.3%	100.0%	91.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19	5	7	2	1	0	0	0	1	0	62.5%	87.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%
20	3	4	1	0	0	0	0	0	0	75.0%	100.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21	6	8	2	0	0	0	0	1	0	66.7%	88.9%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
22	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23	46	70	24	1	0	0	0	0	0	65.7%	100.0%	34.3%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24	12	14	2	1	0	0	0	0	0	85.7%	100.0%	14.3%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25	7	18	11	1	0	0	0	0	0	38.9%	100.0%	61.1%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
26	17	24	7	0	0	0	0	0	0	70.8%	100.0%	29.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
28	6	8	2	0	0	0	0	0	0	75.0%	100.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30	3	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
99	0	7	7	0	0	0	2	0	0	0.0%	77.8%	77.8%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%
合計	356	939	582	15	2	0	2	4	0	37.6%	99.1%	61.4%	1.6%	0.2%	0.0%	0.2%	0.4%	0.0%

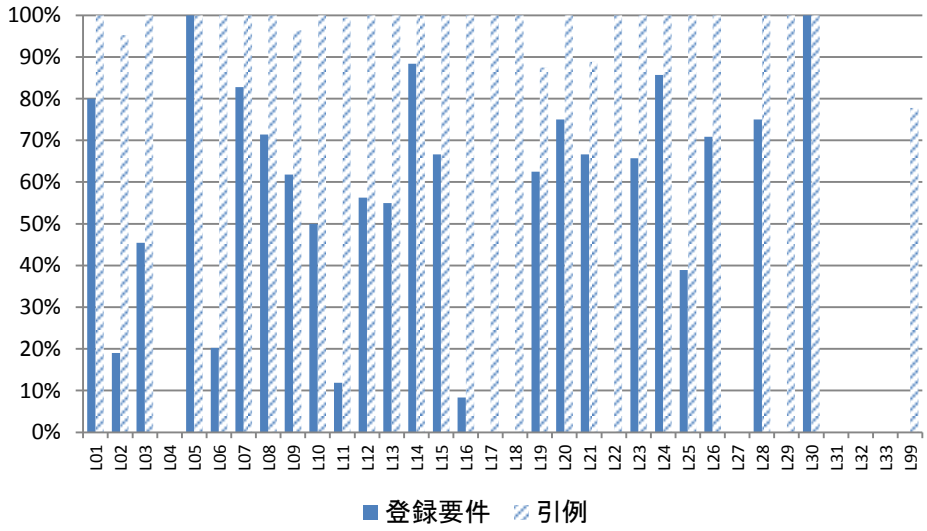

図 III-20　登録要件と引例要件を満たす比率
（ロカルノ分類別：シンガポール）

（iv） 出願人居住国別の特徴

本調査では、目視調査をするにあたって、他国を第一国とした優先権出願については極力対象から外す方針を取った。その結果、各国の登録においては、その国を居住国とする出願人からの登録の割合が高くなっている。

これを踏まえ、出願人居住国別の特徴分析においては、その国に登録した意匠登録を対象とした。

ASEAN６か国の出願人による自国庁への登録が日本の審査で登録要件に資すかどうかの判断結果は表のとおりである。

III-14　自国庁への登録における判断結果（出願人居住国別：自国庁）

国名	登録要件に資す
インドネシア	10.1%
タイ	7.9%
マレーシア	5.7%
フィリピン	36.2%
ベトナム	94.3%
シンガポール	24.6%

ベトナムの 94.3%からマレーシアの 5.7%まで結果は大きく異なった。これは、出願人居住国による影響よりも、それぞれの各庁が求める図面の要件の違いに依存していると予想される。

① インドネシア

表 III-15　調査結果（出願人居住国別：インドネシア）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
ID	143	1,387	1379	24	10	1	3	0	1
TH	0	0	0	0	0	0	0	0	0
MY	0	3	3	0	0	0	0	0	0
PH	0	4	4	0	0	0	0	0	0
VN	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SG	1	3	3	0	0	0	0	0	0
JP	0	46	6	0	0	42	0	0	0
ASEAN計	144	1,397	1389	24	10	1	3	0	1
ID	10.1%	98.0%	97.4%	1.7%	0.7%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%
TH	–	–	–	–	–	–	–	–	–
MY	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
PH	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
VN	–	–	–	–	–	–	–	–	–
SG	33.3%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
JP	0.0%	95.8%	12.5%	0.0%	0.0%	87.5%	0.0%	0.0%	0.0%
ASEAN計	9.8%	94.8%	94.2%	1.6%	0.7%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%

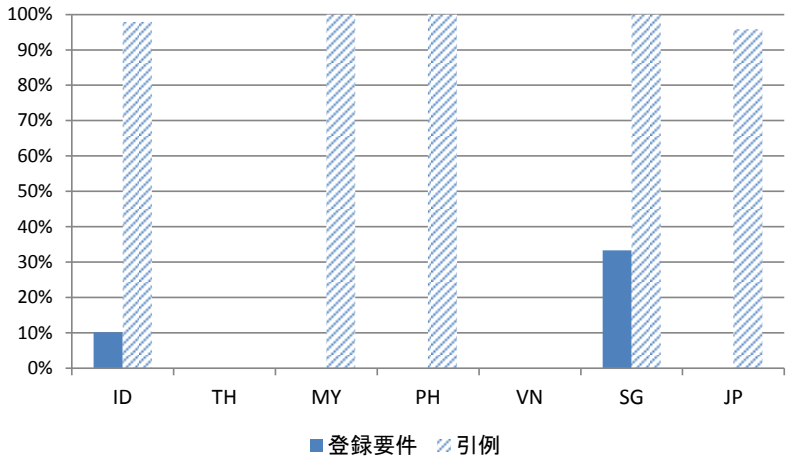

図 III-21　登録要件と引例要件を満たす比率
（出願人居住国別：インドネシア）

② タイ

表 III-16　調査結果（出願人居住国別：タイ）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
ID	0	0	0	0	0	0	0	0	0
TH	103	1,292	1150	18	23	4	1	0	0
MY	0	1	1	0	0	0	0	0	0
PH	0	0	0	0	0	0	0	0	0
VN	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SG	0	0	0	0	0	0	0	0	0
JP	10	56	19	1	0	38	0	0	0
ASEAN計	103	1,293	1151	18	23	4	1	0	0
ID	–	–	–	–	–	–	–	–	–
TH	7.9%	99.5%	88.5%	1.4%	1.8%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%
MY	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
PH	–	–	–	–	–	–	–	–	–
VN	–	–	–	–	–	–	–	–	–
SG	–	–	–	–	–	–	–	–	–
JP	17.2%	96.6%	32.8%	1.7%	0.0%	65.5%	0.0%	0.0%	0.0%
ASEAN計	7.6%	95.2%	84.8%	1.3%	1.7%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%

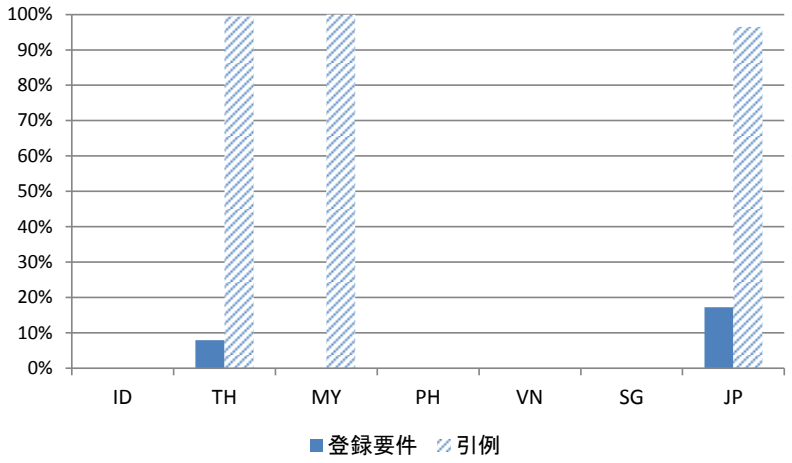

図 III-22　登録要件と引例要件を満たす比率
（出願人居住国別：タイ）

③ マレーシア

表 III-17　調査結果（出願人居住国別：マレーシア）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
ID	0	0	0	0	0	0	0	0	0
TH	0	1	1	0	0	0	0	0	0
MY	29	502	475	107	4	0	0	0	0
PH	0	0	0	0	0	0	0	0	0
VN	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SG	0	20	20	3	0	0	0	0	0
JP	2	61	59	4	0	0	0	0	0
ASEAN計	29	523	496	110	4	0	0	0	0
ID	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
TH	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MY	5.7%	99.2%	93.9%	21.1%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
PH	–	–	–	–	–	–	–	–	–
VN	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
SG	0.0%	100.0%	100.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
JP	2.7%	81.3%	78.7%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ASEAN計	4.8%	85.9%	81.4%	18.1%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

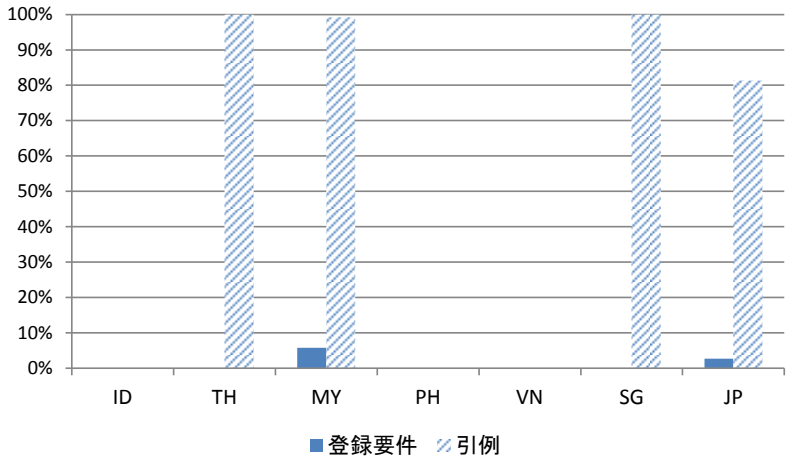

図 III-23　登録要件と引例要件を満たす比率
（出願人居住国別：マレーシア）

④ フィリピン

表 III-18　調査結果（出願人居住国別：フィリピン）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
ID	0	1	1	0	0	0	0	0	0
TH	2	6	0	4	0	0	0	0	0
MY	0	4	1	4	0	0	0	0	0
PH	175	463	70	234	10	2	0	0	0
VN	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SG	0	1	0	1	0	0	0	0	0
JP	1	12	1	10	0	8	0	0	0
ASEAN計	177	475	72	243	10	2	0	0	0
ID	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
TH	33.3%	100.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MY	0.0%	80.0%	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
PH	36.2%	95.9%	14.5%	48.4%	2.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
VN	–	–	–	–	–	–	–	–	–
SG	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
JP	8.3%	100.0%	8.3%	83.3%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
ASEAN計	34.8%	93.5%	14.2%	47.8%	2.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%

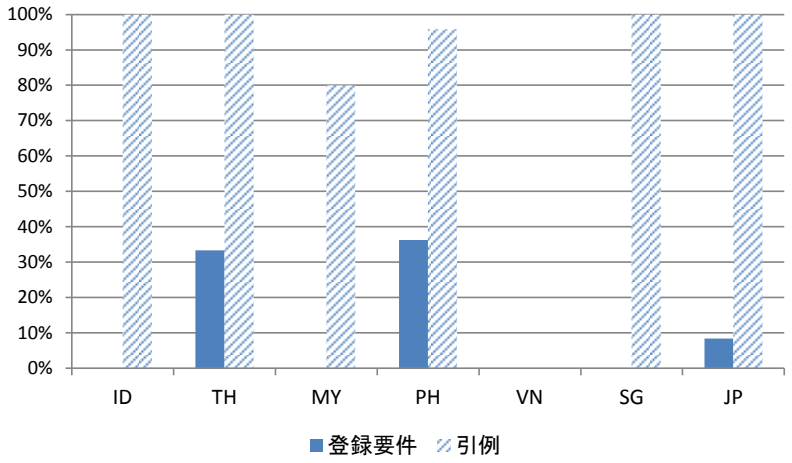

図 III-24　登録要件と引例要件を満たす比率
（出願人居住国別：フィリピン）

⑤ ベトナム

表 III-19　調査結果（出願人居住国別：ベトナム）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
ID	4	4	0	0	0	0	0	0	0
TH	14	14	2	0	0	0	0	0	0
MY	5	6	1	0	0	0	0	0	0
PH	0	0	0	0	0	0	0	0	0
VN	1,186	1,246	34	8	1	12	10	0	1
SG	3	3	0	0	0	0	0	0	0
JP	23	49	2	0	2	22	0	0	0
ASEAN計	1,212	1,273	37	8	1	12	10	0	1
ID	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
TH	87.5%	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MY	83.3%	100.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
PH	–	–	–	–	–	–	–	–	–
VN	94.3%	99.0%	2.7%	0.6%	0.1%	1.0%	0.8%	0.0%	0.1%
SG	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
JP	46.9%	100.0%	4.1%	0.0%	4.1%	44.9%	0.0%	0.0%	0.0%
ASEAN計	90.7%	95.3%	2.8%	0.6%	0.1%	0.9%	0.7%	0.0%	0.1%

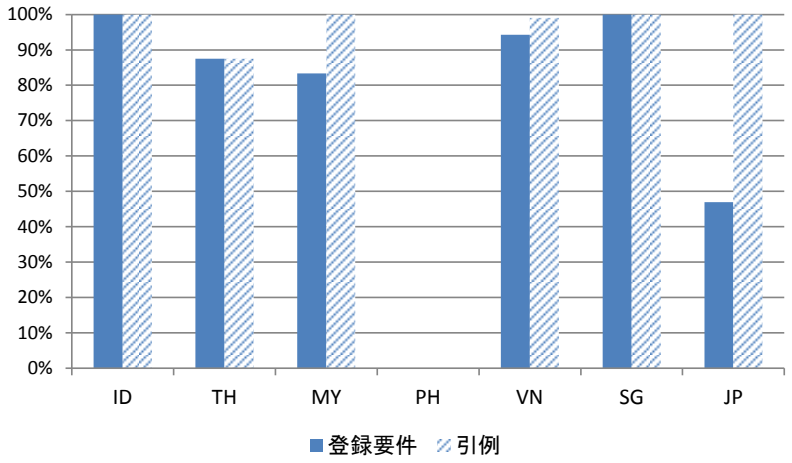

図 III-25　登録要件と引例要件を満たす比率
（出願人居住国別：ベトナム）

⑥ シンガポール

表 III-20　調査結果（出願人居住国別：シンガポール）

	日本の審査で		調査観点						
	登録要件に資す	引例に資す	ア(1)	ア(2)	イ	ウ	エ	オ	カ
ID	2	2	0	0	0	0	0	0	0
TH	7	8	1	0	0	0	0	0	0
MY	9	23	14	1	0	0	0	0	0
PH	1	1	0	0	0	0	0	0	0
VN	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SG	166	694	527	13	2	0	2	4	0
JP	63	66	3	0	0	0	0	0	0
ASEAN計	185	728	542	14	2	0	2	4	0
ID	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
TH	87.5%	100.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MY	39.1%	100.0%	60.9%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
PH	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
VN	–	–	–	–	–	–	–	–	–
SG	23.6%	98.7%	75.0%	1.8%	0.3%	0.0%	0.3%	0.6%	0.0%
JP	95.5%	100.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ASEAN計	23.0%	90.7%	67.5%	1.7%	0.2%	0.0%	0.2%	0.5%	0.0%

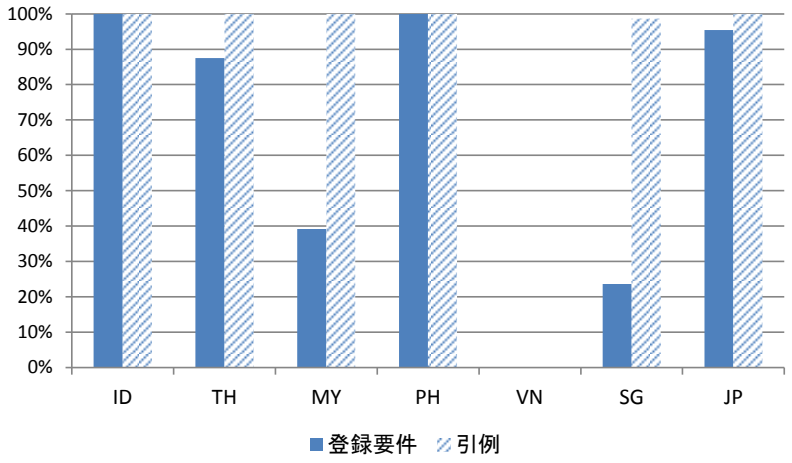

図 III-26　登録要件と引例要件を満たす比率
（出願人居住国別：シンガポール）

（４） 小括

ここまでの検討の結果、ASEAN 諸国における登録意匠の審査資料及び引例としての適性度は、以下のとおりまとめられる。

（i） 審査資料としての適性度

目視判断の結果、ASEAN 各国庁の登録意匠公報には、審査資料としての適性度が庁により大きく異なることが把握できた。

審査資料としての適性度が高いのはベトナム、シンガポール、フィリピンの順となった。特にベトナムの登録は全分野を通じてに適性度が高い結果となった。一方、シンガポール、フィリピンは製品分野により適性度が異なるため、製品分野の範囲を絞りこむことでより効率的に審査に寄与する情報が収集できる余地があることが分かった。

（ii） 引例としての適性度

ASEAN 諸国における意匠公報を審査資料としてではなく引例としてみた場合であれば、いずれの国の意匠公報も十分な適性度を有していると判断された。

インドネシア、マレーシアの意匠公報については、図面数が少ない異、色違いなど複数の意匠が一出願に含まれていること等から意匠の特定ができず審査資料としては不適と判断される割合が高かった。

２．　意匠公報サンプルの収集及び翻訳

（１）　概要

本章では後述する「３．意匠公報入手方法及び検索方法」の手順に基づき、各国知的財産庁のデータベースから意匠公報をサンプルとして各国 3 件程度収集し、各サンプル上に記載されている書誌情報を日本語に翻訳した。

書誌情報の日本語翻訳については、ウェブサイトで提供されている機械翻訳サービスを活用することで一次翻訳を実施した。非英語文献については、必要に応じて最初に機械翻訳で各国語から英語に翻訳、次いで翻訳結果をさらに日本語に変換した。

機械翻訳による結果は、人による二次翻訳（知的財産制度の知識を有する者による）を実施することで翻訳精度を高めた。

次頁以降に調査結果（各国意匠公報のサンプルと書誌情報の翻訳）を示す。

表 III-21　検索に使用した各国知財庁データベース[2]

国名	URL
インドネシア	http://e-statushki.dgip.go.id/ http://www.dgip.go.id/publikasi-hki
タイ	https://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=en
マレーシア	https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm
フィリピン	http://121.58.254.45/ipophilsearch/patentsearch.aspx http://121.58.254.45/PatGazette/
ベトナム	http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchIND.php http://www.noip.gov.vn/web/noip/sitemap/en
シンガポール	https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=PT

[2] いずれも最終アクセス日は 2016 年 3 月 15 日

（２） 調査結果

（i） インドネシア

① サンプル１

STATUS	(ID) Didaftar
NOMOR PERMOHONAN	A00201203466
TANGGAL PENERIMAAN	04 Oct 2012
NOMOR PENGUMUMAN	518/DI/13
TANGGAL PENGUMUMAN	02 Jan 2013
NOMOR PENDAFTARAN	35981
TANGGAL PENDAFTARAN	07 Apr 2014
TANGGAL KEPEMILIKAN	04 Oct 2012
TANGGAL KADALUARSA	04 Oct 2022
KLASIFIKASI KODE LOCARNO	09-08
PRIORITAS	
NAMA PEMILIK	- TOMMY SUMARTONO (ID)
NAMA INVENTOR	
NAMA KONSULTAN	
ALAMAT KONSULTAN	
JUDUL	PALET
KEGUNAAN PRODUK	Sebagai tempat untuk meletakkan barang.
KLAIM	
GAMBAR	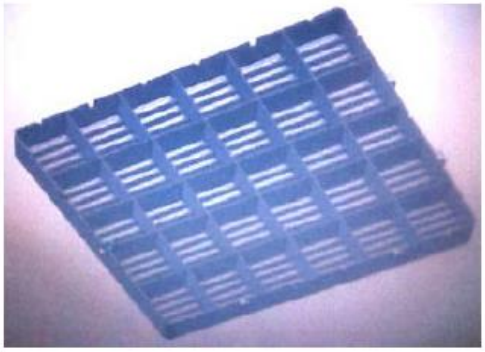

図 III-27　意匠公報サンプル１（インドネシア）

表 III-22　書誌情報（翻訳）

インドネシア語	英語（機械翻訳）	翻訳　（日本語）
STATUS (ID) Didaftar	STATUS (ID) Listed	権利状況（ID）
NOMOR PERMOHONAN A00201203466	APPLICATION NUMBER A00201203466	出願番号
TANGGAL PENERIMAAN 04 Oct 2012	DATE OF ACCEPTANCE 04 Oct 2012	受理日
NOMOR PENGUMUMAN 518/DI/13	ANNOUNCEMENT NUMBER 518 / DI / 13	公開番号
TANGGAL PENGUMUMAN 02 Jan 2013	DATE ANNOUNCEMENT January 2, 2013	公開日
NOMOR PENDAFTARAN 35981	REGISTRATION NUMBER 35 981	登録番号
TANGGAL PENDAFTARAN 07 Apr 2014	REGISTRATION DATE April 7, 2014	登録日
TANGGAL KEPEMILIKAN 04 Oct 2012	DATE OF TITLE October4, 2012	所有権発行日
TANGGAL KADALUARSA 04 Oct 2022	Expiry date 04 Oct 2022	満了日
KLASIFIKASI KODE Locarno 09-08	CLASSIFICATION CODE LOCARNO 09-08	ロカルノ分類コード
PRIORITAS	PRIORITY	優先権
NAMA PEMILIK	OWNER NAME TOMMY Sumartono (ID)	権利者名
NAMA INVENTOR	INVENTOR'S NAME	創作者名 -
NAMA KONSULTAN DAMAIYANI	NAME CONSULTANTS	代理人名
ALAMAT KONSULTAN	ADDRESS CONSULTANT	代理人住所
JUDUL	TITLE PALETTE	物品名 パレット
KEGUNAAN PRODUK Sebagai tempat untuk meletakkan barang.	PRODUCT USE As a place to put stuff	物品の用途 物品の運搬用具
KLAIM	CLAIM	請求の範囲
GAMBAR	PICTURE	図

② サンプル２

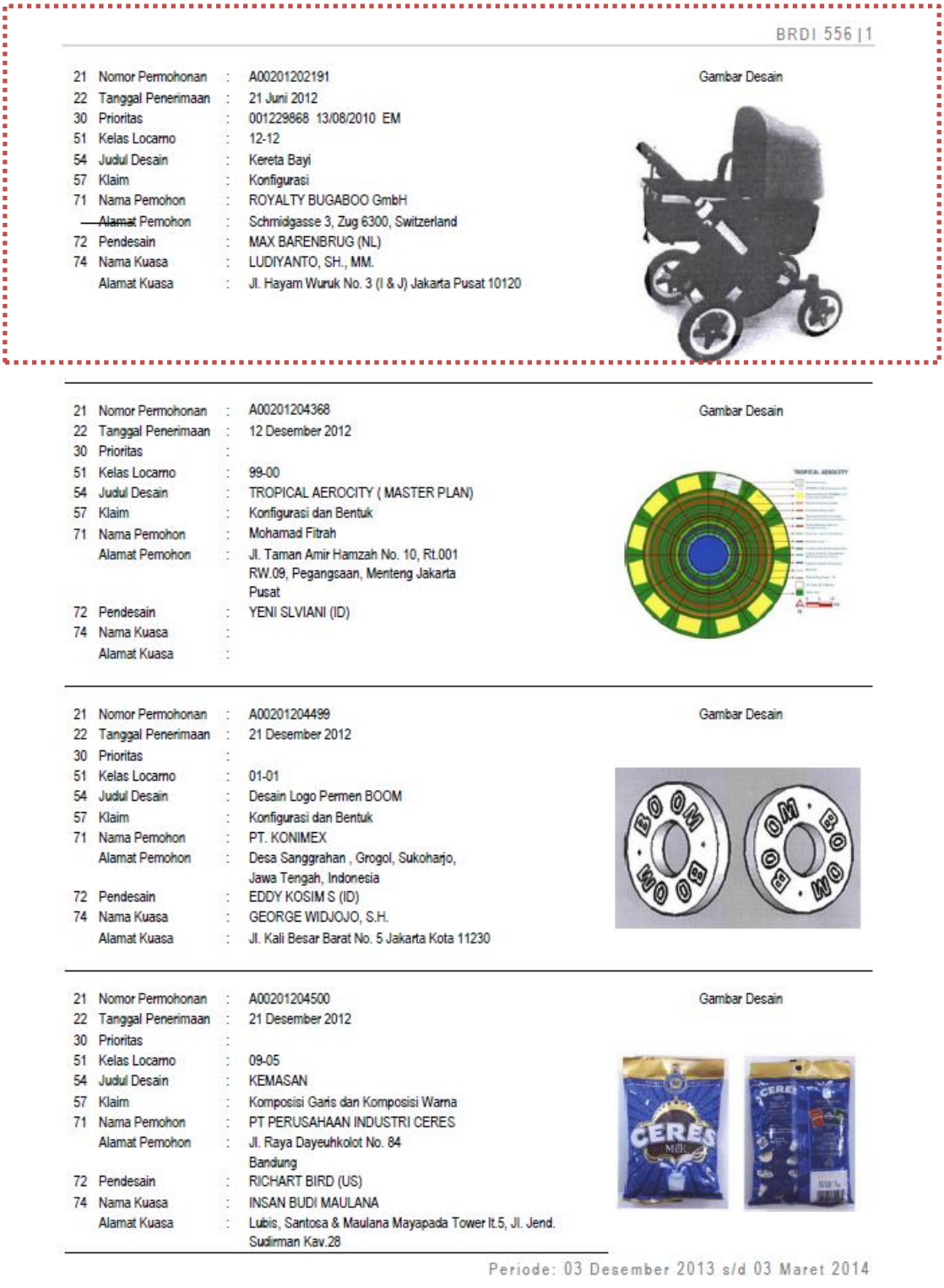

BRDI 556 | 1

21 Nomor Permohonan : A00201202191
22 Tanggal Penerimaan : 21 Juni 2012
30 Prioritas : 001229868 13/08/2010 EM
51 Kelas Locarno : 12-12
54 Judul Desain : Kereta Bayi
57 Klaim : Konfigurasi
71 Nama Pemohon : ROYALTY BUGABOO GmbH
Alamat Pemohon : Schmidgasse 3, Zug 6300, Switzerland
72 Pendesain : MAX BARENBRUG (NL)
74 Nama Kuasa : LUDIYANTO, SH., MM.
Alamat Kuasa : Jl. Hayam Wuruk No. 3 (I & J) Jakarta Pusat 10120

Gambar Desain

21 Nomor Permohonan : A00201204368
22 Tanggal Penerimaan : 12 Desember 2012
30 Prioritas :
51 Kelas Locarno : 99-00
54 Judul Desain : TROPICAL AEROCITY (MASTER PLAN)
57 Klaim : Konfigurasi dan Bentuk
71 Nama Pemohon : Mohamad Fitrah
Alamat Pemohon : Jl. Taman Amir Hamzah No. 10, Rt.001 RW.09, Pegangsaan, Menteng Jakarta Pusat
72 Pendesain : YENI SLVIANI (ID)
74 Nama Kuasa :
Alamat Kuasa :

Gambar Desain

21 Nomor Permohonan : A00201204499
22 Tanggal Penerimaan : 21 Desember 2012
30 Prioritas :
51 Kelas Locarno : 01-01
54 Judul Desain : Desain Logo Permen BOOM
57 Klaim : Konfigurasi dan Bentuk
71 Nama Pemohon : PT. KONIMEX
Alamat Pemohon : Desa Sanggrahan , Grogol, Sukoharjo, Jawa Tengah, Indonesia
72 Pendesain : EDDY KOSIM S (ID)
74 Nama Kuasa : GEORGE WIDJOJO, S.H.
Alamat Kuasa : Jl. Kali Besar Barat No. 5 Jakarta Kota 11230

Gambar Desain

21 Nomor Permohonan : A00201204500
22 Tanggal Penerimaan : 21 Desember 2012
30 Prioritas :
51 Kelas Locarno : 09-05
54 Judul Desain : KEMASAN
57 Klaim : Komposisi Garis dan Komposisi Warna
71 Nama Pemohon : PT PERUSAHAAN INDUSTRI CERES
Alamat Pemohon : Jl. Raya Dayeuhkolot No. 84 Bandung
72 Pendesain : RICHART BIRD (US)
74 Nama Kuasa : INSAN BUDI MAULANA
Alamat Kuasa : Lubis, Santosa & Maulana Mayapada Tower lt.5, Jl. Jend. Sudirman Kav.28

Gambar Desain

Periode: 03 Desember 2013 s/d 03 Maret 2014

図 III-28　意匠公報サンプル２（インドネシア）

表 III-23　書誌情報（翻訳）

インドネシア語	翻訳（日本語）
21　Nomor Permohonan:　A00201202191	21　出願番号
22　Tanggal Penerimaan: 21 Juni 2012	22　受理日
30　Prioritas: 001229868 13/08/2010 EM	30　優先権：
51　Kelas Locarno: 12-12	51　ロカルノ分類
54　Judul Desain: Kereta Bayi	54　意匠に係る物品 ベビーカー
57　Klaim: Konfigurasi	57　請求の範囲
71　Nama Pemohon: ROYALTY BUGABOO GmbH Alamat Pemohon:　Schmidgasse 3, Zug 6300, Switzerland	71　出願人 出願人居所
72　Pendesain: MAX BARENBRUG (NL)	72　創作者
74　Nama Kuasa: LUDIYANTO, SH., MM. Alamat Kuasa:　Jl. Hayam Wuruk No. 3 (I & J) Jakarta Pusat 10120	74　代理人 代理人居所

③ サンプル３

(22) 26 September 2012 (21) A00201203379

(71) PT. MULTIGUNA GEMILANG, KOMP. INTERCOM PLAZA BLOK A III/12-13 RT.004/007 MERUYA SELATA SELATAN KEMBANGAN JAKARTA BARAT 11650 - (86) INDONESIA - (87) INDONESIA - (88)INDONESIA - (74) MOELYONO KARMAYANA, S.H., Jl. Srigading I No.26 Puspita Loka, BSD City - (72) BUDIANTO LUCAS (INDONESIA) - (28) 1 - (54) TABUNG - (51) 23-01 - (81) INDONESIA (31) - (32) - (33) - (57) Bentuk dan Komposisi Garis

Periode 02 Januari 2013 s/d 02 April 2013
Nomor Publikasi : 518/DI/13

Departemen Hukum dan Hak Asasi Manusia RI
Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual, Jl. Daan Mogot KM 24, Tangerang - 15119
Tel. 62-21-5525388, 5524839 ext. (501), direct 5524993, Fax. 62-21-5525366, 5524993
website : www.dgip.go.id, e-mail : dircopy@dgip.go.id

図 III-29　意匠公報サンプル３（インドネシア）

表 III-24　書誌情報（翻訳）

インドネシア語	翻訳（日本語）
(22) 26 September 2012	(22) 出願日 26 September 2012
(21) A00201203379	(21) 出願番号 A00201203379
(71) PT. MULTIGUNA GEMILANG, KOMP. INTERCOM PLAZA BLOK A III/12-13 RT.004/007 MERUYA SELATA SELATAN KEMBANGAN JAKARTA BARAT 11650	(71) 出願人名・居所 PT. MULTIGUNA GEMILANG, KOMP. INTERCOM PLAZA BLOK A III/12-13 RT.004/007 MERUYA SELATA SELATAN KEMBANGAN JAKARTA BARAT 11650
(86) INDONESIA	(86) 国際出願情報（PCT） INDONESIA
(87) INDONESIA	(87)国際公開情報（PCT） INDONESIA
(88) INDONESIA	(88)繰り延べ公表 INDONESIA
(74) MOELYONO KARMAYANA, S.H., Jl. Srigading I No.26 Puspita Loka, BSD City	(74)代理人 MOELYONO KARMAYANA, S.H., Jl. Srigading I No.26 Puspita Loka, BSD City
(72) BUDIANTO LUCAS (INDONESIA)	(72)創作者 BUDIANTO LUCAS (INDONESIA)
(28) 1	(28) 意匠の数 1
(54) TABUNG	(54) 物品名 TABUNG
(51) 23-01	(51)ロカルノ分類 23-01
(81) INDONESIA	(81)指定国（PCT） INDONESIA
(31) -	(31)優先権（番号） -
(32) -	(32)優先権（公表） -
(33) -	(33) 優先権コード -
(57) Bentuk dan Komposisi Garis	(57) 請求の範囲 Bentuk dan Komposisi Garis
Periode: 02 Januari 2013 s/d 02 April 2013 Nomor Publikasi : 518/DI/13 Departemen Hukum dan Hak Asasi Manusia RI Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual, Jl. Daan Mogot KM 24, Tangerang - 15119 Tel. 62-21-5525388, 5524839 ext. (501), direct 5524993, Fax. 62-21-5525366, 5524993 website : www.dgip.go.id, e-mail : dircopy@dgip.go.id	

（ii） タイ

① サンプル１

(19) กรมทรัพย์สินทางปัญญา
กระทรวงพาณิชย์

(11) เลขที่ประกาศโฆษณา 130963
(43) วันประกาศโฆษณา 27 ธันวาคม 2556

(12) ประกาศโฆษณาคำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์

(21) เลขที่คำขอ 1302001418
(22) วันที่ยื่นคำขอ 28 พฤษภาคม 2556

(51) สัญลักษณ์จำแนกการออกแบบผลิตภัณฑ์ระหว่างประเทศ
21-01

(31) เลขที่คำขอที่ยื่นครั้งแรก
002147447
(32) วันที่ยื่นคำขอครั้งแรก
4 ธันวาคม 2555
(33) ประเทศที่ยื่นคำขอครั้งแรก
OHIM

(71) ผู้ขอรับสิทธิบัตร
เฟอร์รารี่ เอส.พี.เอ .
(72) ผู้ประดิษฐ์
นาย แอนเดรีย แบคชิโน
(74) ตัวแทน
นางดารานีย์ วัจนะวุฒิวงศ์ และ/หรือ นางสาวสนธยา สังขพงศ์ และ/หรือ นายณัฐพล อรามเมือง

(54) ชื่อที่แสดงถึงการออกแบบผลิตภัณฑ์ รถยนต์ของเล่น

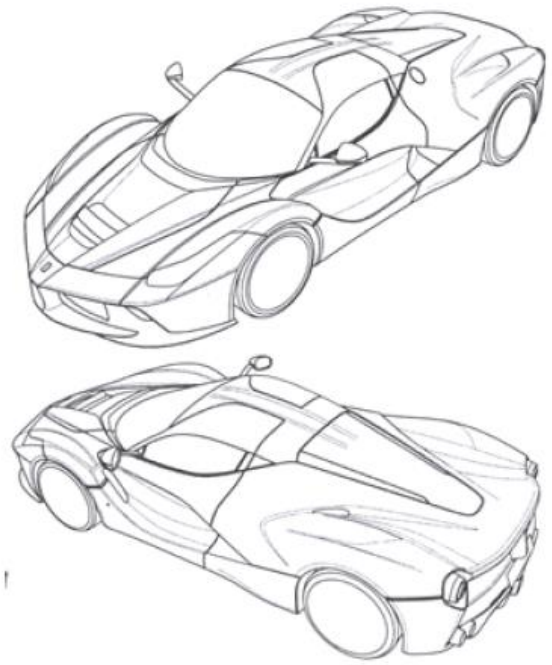

(ข้อถือสิทธิ 1 ข้อ, รูปเขียน 8 รูป)

図 III-30 意匠公報サンプル１（タイ）

表 III-25　書誌情報（翻訳）

タイ語	機械翻訳（英語）	翻訳（日本語）
(19) กรมทรัพย์สินทางปัญญา กระทรวงพาณิชย์	(19) Department of Intellectual Property	(19) 知的財産局
(11) เลขที่ประกาศโฆษณา 130963	(11) No. 130 963 classified ads.	(11) 処理番号
(43) วันประกาศโฆษณา 27 ธันวาคม 2556	(43) the date of publication December 27, 2556.	(43) 公報発行日 2013 年 12 月 27 日
(12) ประกาศโฆษณาคำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์	(12) advertising, product design patent	(12) 公報種別 広告物、プロダクトデザインパテント
(21) เลขที่คำขอ 1302001418	(21) the application number 1302001418.	(21) 出願番号 .
(22) วันที่ยื่นคำขอ 28 พฤษภาคม 2556	(22) On 28 May 2556 the applicant.	(22) 出願日 2013 年 5 月 28 日
(51) สัญลักษณ์จำแนกการออกแบบผลิตภัณฑ์ระหว่างประเทศ 21-01	(51) the classification of international product design. 21-01	(51) ロカルノ国際分類
(31) เลขที่คำขอที่ยื่นครั้งแรก 2147447	(31) the number of requests filed first. 2147447	(31)優先権の元となる出願番号 2147447
(32) วันที่ยื่นคำขอครั้งแรก 4 ธันวาคม 2555	(32) days of filing the application for the first time. 4-Dec-55	(32)優先権の元となる出願日 2012 年 12 月 4 日
(33) ประเทศที่ยื่นคำขอครั้งแรก OHIM	(33) The applicant countries first. OHIM	(33) 優先権主張国 OHIM
(71) ผู้ขอรับสิทธิบัตร เฟอร์รารี่ เอส.พี.เอ .	(71) the applicant Ferrari S. P. S.	(71 出願人 Ferrari S. P. S.
(72) ผู้ประดิษฐ์ นาย แอนเดรีย แบดซิโน	(72) Inventors Mr Andreas Sino Bagley.	(72) 創作者 Mr Andreas Sino Bagley.
(74) ตัวแทน นางดารานีย์ วัจนะวุฒิวงศ์ และ/หรือ นางสาวสนธยา สังขพงศ์ และ/หรือ นายณัฐพล อร่ามเมือง	(74) Agent Mrs. Kearney texts actor's family and / or Ms. twilight Sangapong. And / or Mr. Nuttapon glittering city.	(74) 代理人 Mrs. Kearney texts actor's family and / or Ms. twilight Sangapong. And / or Mr. Nuttapon glittering city
(54) ชื่อที่แสดงถึงการออกแบบผลิตภัณฑ์ รถยนต์ของเล่น (ข้อถือสิทธิ 1 ข้อ, รูปเขียน 8 รูป)	(54) the name of the product design. Toy Cars (Claim 1, drawing 8).	(54) 物品の名称 車おもちゃ 図面

注：タイは仏歴

② サンプル２

(19) กรมทรัพย์สินทางปัญญา
กระทรวงพาณิชย์

(11) เลขที่ประกาศโฆษณา 130990
(43) วันประกาศโฆษณา 27 ธันวาคม 2556

(12) ประกาศโฆษณาคำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์

(21) เลขที่คำขอ 1302001801
(22) วันที่ยื่นคำขอ 2 กรกฎาคม 2556

(51) สัญลักษณ์จำแนกการออกแบบผลิตภัณฑ์ระหว่างประเทศ
25-03

(31) เลขที่คำขอที่ยื่นครั้งแรก
-
(32) วันที่ยื่นคำขอครั้งแรก
-
(33) ประเทศที่ยื่นคำขอครั้งแรก
-

(71) ผู้ขอรับสิทธิบัตร
บริษัท ซันกิ ควอลิตี้ โปรดักส์ จำกัด
(72) ผู้ประดิษฐ์
นาย อุทัย สาชิน
(74) ตัวแทน
-

(54) ชื่อที่แสดงถึงการออกแบบผลิตภัณฑ์ บันได

(ข้อถือสิทธิ 1 ข้อ, รูปเขียน 7 รูป)

図 III-31 意匠公報サンプル２（タイ）

表 III-26　書誌情報（翻訳）

タイ語	機械翻訳（英語）	翻訳（日本語）
(19) กรมทรัพย์สินทางปัญญา	(19) dip.	(19) 知的財産局
(11) เลขที่ประกาศโฆษณา 130990กระทรวงพาณิชย์	(11) No. 130 990 Ad ministry.	(11) 処理番号
(43) วันประกาศโฆษณา 27 ธันวาคม 2556	(43) the date of publication December 27, 2556.	(43) 公報発行日 2013年12月27日
(12) ประกาศโฆษณาคำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์	(12) advertising, product design patent.	(12) 公報種別 広告物、プロダクトデザインパテント
(21) เลขที่คำขอ 1302001801	(21) the application number 1302001801.	(21) 出願番号 1302001801.
(22) วันที่ยื่นคำขอ 2 กรกฎาคม 2556	(22) On 2 July 2556 the applicant.	(22) 出願日 2013年7月2日
(51) สัญลักษณ์จำแนกการออกแบบผลิตภัณฑ์ระหว่างประเทศ 25-03	(51) the classification of international product design. 25-03	(51) ロカルノ国際分類
(31) เลขที่คำขอที่ยื่นครั้งแรก	(31) the number of requests filed first.	(31)優先権の元となる出願番号
(32) วันที่ยื่นคำขอครั้งแรก	(32) days of filing the application for the first time.	(32)優先権の元となった出願日
(33) ประเทศที่ยื่นคำขอครั้งแรก	(33) The applicant countries first.	(33) 優先権主張国
(71) ผู้ขอรับสิทธิบัตร บริษัท ชันกิ ควอลิตี้ โปรดักส์ จำกัด	(71) the applicant Sun's Quality Products Limited.	(71)出願人 Sun's Quality Products Limited.
(72) ผู้ประดิษฐ์ นาย อุทัย สาชิน	(72) Inventors Mr. Uthai Sa Shin	(72) 創作者 Mr. Uthai Sa Shin
(74) ตัวแทน -	(74) Agent -	(74) 代理人 -
(54) ชื่อที่แสดงถึงการออกแบบผลิตภัณฑ์ บันได (ข้อถือสิทธิ 1 ข้อ, รูปเขียน 7 รูป)	(54) The title represents the design ladder. (Claims 1, 7 drawings).	(54) 物品の名称 脚立 （請求の範囲1、図面7）

注：タイは仏歴

③ サンプル３

(19) กรมทรัพย์สินทางปัญญา
กระทรวงพาณิชย์

(11) เลขที่ประกาศโฆษณา 130541
(43) วันประกาศโฆษณา 27 ธันวาคม 2556

(12) ประกาศโฆษณาคำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์

(21) เลขที่คำขอ 0402001916
(22) วันที่ยื่นคำขอ 22 กรกฎาคม 2547

(51) สัญลักษณ์จำแนกการออกแบบผลิตภัณฑ์ระหว่างประเทศ
21-02

(31) เลขที่คำขอที่ยื่นครั้งแรก
-
(32) วันที่ยื่นคำขอครั้งแรก
-
(33) ประเทศที่ยื่นคำขอครั้งแรก
-

(71) ผู้ขอรับสิทธิบัตร
ห้างหุ้นส่วนจำกัด ซี.โอ.บี.ครี เอทีฟ โปรดักท์
(72) ผู้ประดิษฐ์
นายสิทธิชัย ประสพชัยมงคล
(74) ตัวแทน
-

(54) ชื่อที่แสดงถึงการออกแบบผลิตภัณฑ์ อุปกรณ์จับยึดตาข่ายสำหรับโต๊ะปิงปอง

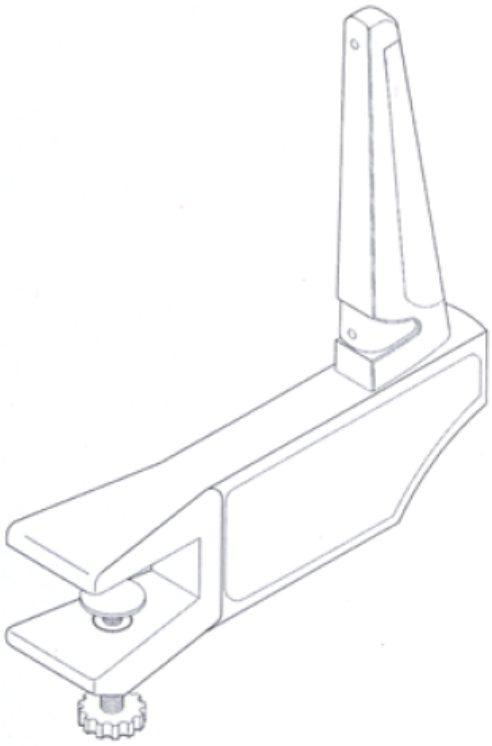

(ข้อถือสิทธิ 1 ข้อ, รูปเขียน 7 รูป)

図 III-32 意匠公報サンプル３（タイ）

表 III-27　書誌情報（翻訳）

タイ語	機械翻訳（英語）	翻訳（日本語）
(19) กรมทรัพย์สินทางปัญญา	19) dip.	(19) 知的財産局
(11) เลขที่ประกาศโฆษณา 130541 กระทรวงพาณิชย์	(11) No. 130 541 classified ads. Ministry of Commerce	(11) 処理番号
(43) วันประกาศโฆษณา 27 ธันวาคม 2556	(43) the date of publication December 27, 2556.	(43) 公報発行日 2013 年 12 月 27 日
(12) ประกาศโฆษณาคำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์	(12) advertising, product design patent.	(12) 公報種別 広告物、プロダクトデザインパテント
(21) เลขที่คำขอ 0402001916	(21) the application number 0402001916.	(21) 出願番号
(22) วันที่ยื่นคำขอ 22 กรกฎาคม 2547	(22) On 22 July 2547 the applicant.	(22) 出願日 2004 年 7 月 22 日
(51) สัญลักษณ์จำแนกการออกแบบผลิตภัณฑ์ระหว่างประเทศ 21-02	(51) the classification of international product design. 21-02	(51) ロカルノ国際分類 21-02
(31) เลขที่คำขอที่ยื่นครั้งแรก -	(31) the number of requests filed first. -	(31)優先権の元となる出願番号
(32) วันที่ยื่นคำขอครั้งแรก -	(32) days of filing the application for the first time.	(32)優先権の元となった出願日
(33) ประเทศที่ยื่นคำขอครั้งแรก -	(33) The applicant countries first.	(33) 優先権主張国
(71) ผู้ขอรับสิทธิบัตร ห้างหุ้นส่วนจำกัด ซี.โอ.บี.ครี เอทีฟ โปรดักท์	(71) the applicant Part C. O. B. Creatine's production house.	(71)出願人 Part C. O. B. Creatine's production house.
(72) ผู้ประดิษฐ์ นายสิทธิชัย ประสพชัยมงคล	(72) Inventors Mr. Callahan experience Chaimongkol	(72) 創作者 Mr. Callahan experience Chaimongkol
(74) ตัวแทน -	(74) Agent -	(74) 代理人 -
(54) ชื่อที่แสดงถึงการออกแบบผลิตภัณฑ์ อุปกรณ์จับยึดตาข่ายสำหรับโต๊ะปิงปอง (ข้อถือสิทธิ 1 ข้อ, รูปเขียน 7 รูป)	(54) The title represents the product design. Jigs Nets for table tennis. (Claims 1, 7 drawings).	(54) 物品の名称 卓球用ネット固定具 （請求の範囲 1、図面 7）

（iii） マレーシア

① サンプル１

Perbadanan Harta Intelek Malaysia
Intellectual Property Corporation of Malaysia
(Diperbadankan)
Unit 1-7, Ground Floor, Menara UOA Bangsar, No 5 Jalan Bangsar Utama 1, 59100 Kuala Lumpur.
Tel: 603-2299 0400 | Reception: 2299 8504 | Fax: 603-2299 0899
Website: www.myipo.gov.my

Industrial Designs - Details

Application/Registration No : 13-00107-0303

General Info	**: STATUS [ACCEPT (S&E)]**		
Article/Product Name	: A TOY BUILDING ELEMENT		
Date of Application/Filing	: 22/01/2013	**Date of Gazette**	:
Date of Expiry	:	**Date of Renewal**	:
Date of Revocation	:	**Date of Withdrawn/Abandoned**	:
Class	: 21-01	**Divisional**	: 12-00350-0101
Association	:		
Address of Service	: C/O SKRINEUNIT NO. 50-8-1, 8TH FLOOR, WISMA UOA DAMANSARA,50 JALAN DUNGUN, DAMANSARA HEIGHTS,50490KUALA LUMPUR		

Agent Info :

CHARMAYNE ONG POH YIN

Applicant Info :

MORPHUN RESEARCH LTD

Priority Info :

Date Printed : Monday, March 14, 2016 08:52:02 AM (UTC+08:00) Kuala Lumpur, Singapore

図 III-33 意匠公報サンプル１（マレーシア）

表 III-28　書誌情報（翻訳）

英語	翻訳（日本語）
Application/Registration No　　: 13-00107-0303	出願/登録番号
General Info: STATUS [ACCEPT (S&E)]	登録状況
Article/Product Name: A TOY BUILDING ELEMENT	物品名
Date of Application/Filing: 22/01/2013	出願日
Date of Gazette:	公告日
Date of Expiry:	失効日
Date of Renewal:	更新日
Date of Revocation　　:	取消日
Date of Withdrawn/Abandoned:	取り下げ日/放棄日
Class: 21-01	ロカルノ分類クラス
Divisional: 12-00350-0101	分割
Association:	関連
Address of Service　　: C/O SKRINEUNIT NO. 50-8-1, 8TH FLOOR, WISMA UOA DAMANSARA,50 JALAN DUNGUN, DAMANSARA HEIGHTS,50490KUALA LUMPUR	代理人住所
Agent Info : CHARMAYNE ONG POH YIN	代理人
Applicant Info : MORPHUN RESEARCH LTD	出願人名
Priority Info :	優先権主張

② サンプル２

Perbadanan Harta Intelek Malaysia
Intellectual Property Corporation of Malaysia
(Diperbadankan)
Unit 1-7, Ground Floor, Menara UOA Bangsar, No 5 Jalan Bangsar Utama 1, 59000 Kuala Lumpur.
Tel: 603-2299 8400 | Reception: 2299 8594 | Fax: 603-2299 8888
Website: www.myipo.gov.my

Industrial Designs - Details

Application/Registration No : 13-00012-0101

General Info	**: STATUS [ACCEPT (S&E)]**		
Article/Product Name	: VEHICLE FUEL SAVER		
Date of Application/Filing	: 04/01/2013	**Date of Gazette**	:
Date of Expiry	:	**Date of Renewal**	:
Date of Revocation	:	**Date of Withdrawn/Abandoned**	:
Class	: 12-16	**Divisional**	: -
Association	: -		
Address of Service	:		

Agent Info :

Applicant Info :

SHAHARIZAL BIN ARIFIN

Priority Info :

Date Printed : Monday, March 14, 2016 09:09:05 AM (UTC+08:00) Kuala Lumpur, Singapore

図 III-34　意匠公報サンプル２（マレーシア）

表 III-29　書誌情報（翻訳）

英語	翻訳（日本語）
Application/Registration No　　: 13-00012-0101	出願/登録番号
General Info: STATUS [ACCEPT (S&E)]	登録状況
Article/Product Name: VEHICLE FUEL SAVER	物品名
Date of Application/Filing: 04/01/2013	出願日
Date of Gazette:	公告日
Date of Expiry:	失効日
Date of Renewal:	更新日
Date of Revocation　　:	取消日
Date of Withdrawn/Abandoned:	取り下げ日/放棄日
Class: 12-06	ロカルノ分類クラス
Divisional:	分割
Association:	関連
Address of Service　　:	代理人住所
Agent Info :	代理人
Applicant Info : SHAHARIZAL BIN ARIFIN	出願人名
Priority Info :	優先権主張

③ サンプル３

Perbadanan Harta Intelek Malaysia
Intellectual Property Corporation of Malaysia
(Diperbadankan)
Unit 1-7, Ground Floor, Menara UOA Bangsar, No 5 Jalan Bangsar Utama 1, 59000 Kuala Lumpur.
Tel: 603-2299 8400 | Reception: 2299 8594 | Fax: 603-2299 8989
Website: www.myipo.gov.my

Industrial Designs - Details

Application/Registration No : 13-00893-0505

General Info	**: STATUS [ACCEPT (S&E)]**		
Article/Product Name	: FINGER RING		
Date of Application/Filing	: 28/06/2013	**Date of Gazette**	:
Date of Expiry	:	**Date of Renewal**	:
Date of Revocation	:	**Date of Withdrawn/Abandoned**	:
Class	: 11-01	**Divisional**	: -
Association	: -		
Address of Service	: C/O PRO IP SDN BHDLOT C9-3, JALAN SELAMAN 1,DATARAN PALMA,AMPANG68000SELANGOR		

Agent Info :

EDNA ALOYSIUS

Applicant Info :

SK JEWELLERY SDN BHD

Priority Info :

Date Printed : Monday, March 14, 2016 09:17:43 AM (UTC+08:00) Kuala Lumpur, Singapore

図 III-35　意匠公報サンプル３（マレーシア）

表 III-30　書誌情報（翻訳）

英語	翻訳（日本語）
Application/Registration No　　: 13-00893-0505	出願/登録番号
General Info: STATUS [ACCEPT (S&E)]	登録状況
Article/Product Name: FINGER RING	物品名
Date of Application/Filing: 28/06/2013	出願日
Date of Gazette:	公告日
Date of Expiry:	失効日
Date of Renewal:	更新日
Date of Revocation　　:	取消日
Date of Withdrawn/Abandoned:	取り下げ日/放棄日
Class: 11-01	ロカルノ分類クラス
Divisional:	分割
Association:	関連
Address of Service　　: C/O PRO IP SDN BHDLOT C9-3, JALAN SELAMAN 1,DATARAN PALMA,AMPANG68000SELANGOR	代理人住所
Agent Info : EDNA ALOYSIUS	代理人
Applicant Info : SK JEWELLERY SDN BHD	出願人名
Priority Info :	優先権主張

（ⅳ） フィリピン

① サンプル１

Intellectual Property Center, 28 Upper McKinley Rd.
McKinley Hill Town Center, Fort Bonifacio, Taguig City 1634 Philippines
Tel. No. 238-6300 Website: http://www.ipophil.gov.ph e-mail: mail@ipophil.gov.ph
Number: Vol 16 No 1
Date Released: January 4, 2013

[19]	INTELLECTUAL PROPERTY PHILIPPINES			
[12]	INDUSTRIAL DESIGN PUBLICATION			
[21]	Application Number:	3/2011/000879	Document Code:	S1
[22]	Date Filed:	13/10/2011		
[54]	Title:	ELECTRIC FAN BLADE		
[71]	Applicant(s):	ISCO HOLDING CORPORATION [PH]		
[72]	Designer(s):	SO, JINNIE C.[PH]		
[73]	Assignee(s):	ISCO HOLDING CORPORATION [PH]		
[74]	Attorney / Agent:	BALGOS AND PEREZ LAW OFFICE		
[30]	Priority Data:	NONE		
[51]	Locarno Class 9:	23-04		
[57]	Abstract:			
Representative Drawing(s):		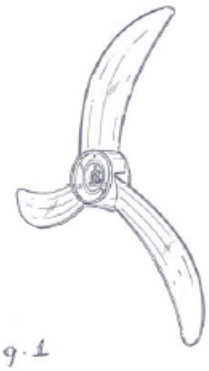 Fig. 1		
Relevant docs:				

図 III-36 意匠公報サンプル１（フィリピン）

表 III-31　書誌情報（翻訳）

英語	翻訳（日本語）
[19] INTELLECTUAL PROPERTY PHILIPPINES	発行国
[12] INDUSTRIAL DESIGN PUBLICATION	公報種別
[21]Application Number: 3/2011/000879 Document Code: S1	出願番号、コード
[22] Date Filed: 13/10/2011	出願日
[54] Title: ELECTRIC FAN BLADE	意匠の名称
[71] Applicant(s): ISCO HOLDING CORPORATION [PH]	出願人
[72] Designer(s): SO, JINNIE C.[PH]	創作者
[73] Assignee(s): ISCO HOLDING CORPORATION [PH]	現権利者
[74] Attorney / Agent: BALGOS AND PEREZ LAW OFFICE	代理人
[30] Priority Data: NONE	優先権主張
[51] Locarno Class 9: 23-04	ロカルノ分類（第 9 版）
[57] Abstract:	意匠の説明
Representative Drawing(s):	図
Relevant docs:	関連資料

② サンプル２

Intellectual Property Center, 28 Upper McKinley Rd.
McKinley Hill Town Center, Fort Bonifacio, Taguig City 1634 Philippines
Tel. No. 238-6300 Website: http://www.ipophil.gov.ph e-mail: mail@ipophil.gov.ph
Number: Vol 16 No 45
Date Released: April 19, 2013

[19]	INTELLECTUAL PROPERTY PHILIPPINES			
[12]	INDUSTRIAL DESIGN PUBLICATION			
[21]	Application Number:	3/2013/000003	Document Code:	S1
[22]	Date Filed:	07/01/2013		
[54]	Title:	WOVEN FABRIC		
[71]	Applicant(s):	DAVID BRIAN Y. TIU [PH]		
[72]	Designer(s):	DAVID BRIAN Y. TIU[PH]		
[73]	Assignee(s):	DAVID BRIAN Y. TIU [PH]		
[74]	Attorney / Agent:			
[30]	Priority Data:	NONE		
[51]	Locarno Class 9:	05-05		
[57]	Abstract:			
Representative Drawing(s):		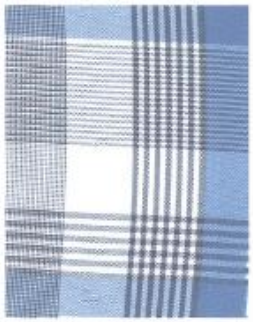 FIGURE 1		
Relevant docs:				

図 III-37　意匠公報サンプル２（フィリピン）

表 III-32　書誌情報（翻訳）

英語	翻訳（日本語）
[19] INTELLECTUAL PROPERTY PHILIPPINES	発行国
[12] INDUSTRIAL DESIGN PUBLICATION	公報種別
[21]Application Number: 3/2013/000003 Document Code: S1	出願番号、コード
[22] Date Filed: 07/01/2013	出願日
[54] Title: WOVEN FABRIC	意匠の名称
[71] Applicant(s): DAVID BRIAN Y. TIU [PH]	出願人
[72] Designer(s): DAVID BRIAN Y. TIU [PH]	創作者
[73] Assignee(s): DAVID BRIAN Y. TIU [PH]	現権利者
[74] Attorney / Agent:	代理人
[30] Priority Data: NONE	優先権主張
[51] Locarno Class 9: 05-05	ロカルノ分類（第 9 版）
[57] Abstract:	意匠の説明
Representative Drawing(s):	図
Relevant docs:	関連資料

③ サンプル３

Intellectual Property Center, 28 Upper McKinley Rd.
McKinley Hill Town Center, Fort Bonifacio, Taguig City 1634 Philippines
Tel. No. 238-6300 Website: http://www.ipophil.gov.ph e-mail: mail@ipophil.gov.ph
Number: Vol 16 No 54
Date Released: May 17, 2013

[19]	**INTELLECTUAL PROPERTY PHILIPPINES**			
[12]	**INDUSTRIAL DESIGN PUBLICATION**			
[21]	Application Number:	3/2013/000055	Document Code:	S1
[22]	Date Filed:	09/01/2013		
[54]	Title:	A MOTORCYCLE		
[71]	Applicant(s):	BLAZE MOTORTECH CORPORATION [PH]		
[72]	Designer(s):	VICTORIANO A. UNAY[PH]		
[73]	Assignee(s):	BLAZE MOTORTECH CORPORATION [PH]		
[74]	Attorney / Agent:			
[30]	Priority Data:	NONE		
[51]	Locarno Class 9:	12-11		
[57]	Abstract:			
Representative Drawing(s):		FIG.1		
Relevant docs:				

図 III-38　意匠公報サンプル３（フィリピン）

表 III-33　書誌情報（翻訳）

英語	翻訳（日本語）
[19] INTELLECTUAL PROPERTY PHILIPPINES	発行国
[12] INDUSTRIAL DESIGN PUBLICATION	公報種別
[21]Application Number: 3/2013/000055 Document Code: S1	出願番号、コード
[22] Date Filed: 09/01/2013	出願日
[54] Title: A MOTORCYCLE	意匠の名称
[71] Applicant(s): BLAZE MOTORTECH CORPORATION [PH]	出願人
[72] Designer(s): VICTORIANO A. UNAY[PH]	創作者
[73] Assignee(s): BLAZE MOTORTECH CORPORATION [PH]	現権利者
[74] Attorney / Agent:	代理人
[30] Priority Data: NONE	優先権主張
[51] Locarno Class 9: 12-11	ロカルノ分類（第 9 版）
[57] Abstract:	意匠の説明
Representative Drawing(s):	図
Relevant docs:	関連資料

（v） ベトナム

ベトナムの意匠公報は 2 種類ある（公開公報、登録公報）。

① サンプル 1（登録公報）

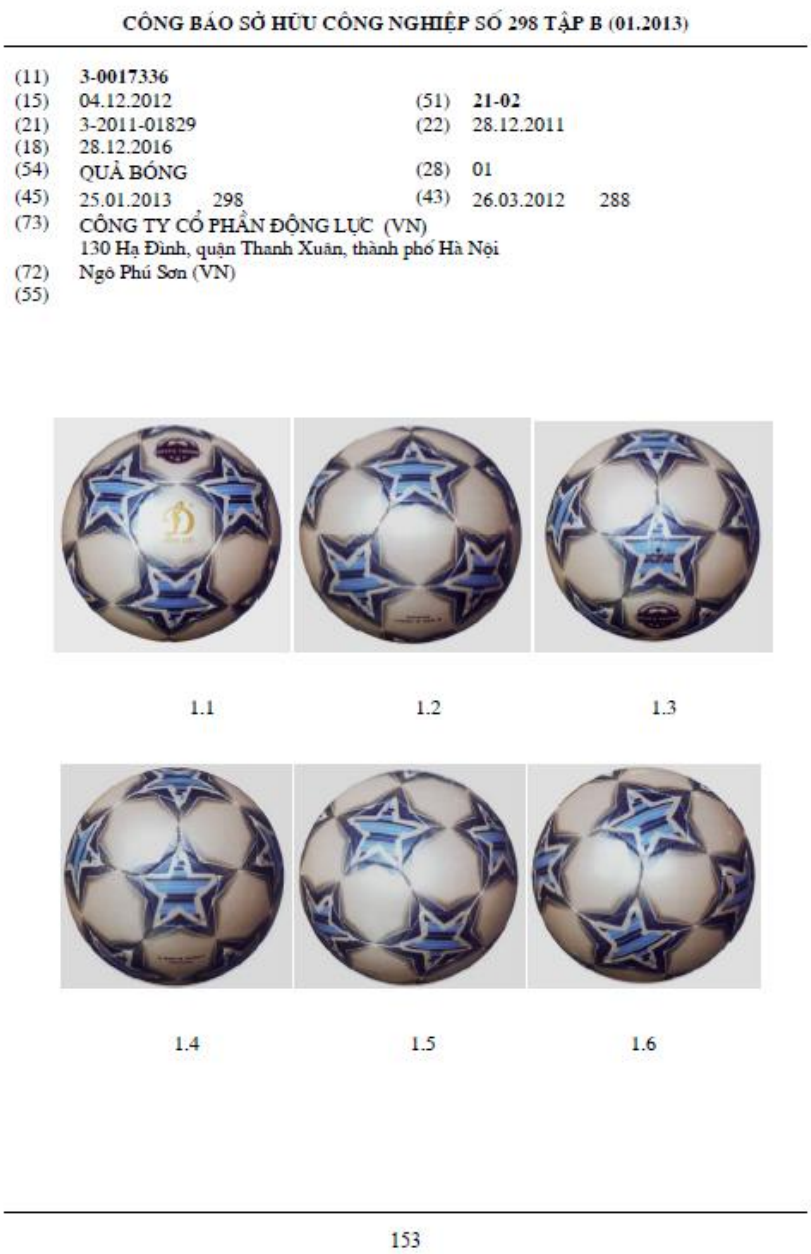

CÔNG BÁO SỞ HỮU CÔNG NGHIỆP SỐ 298 TẬP B (01.2013)

(11) 3-0017336
(15) 04.12.2012 (51) 21-02
(21) 3-2011-01829 (22) 28.12.2011
(18) 28.12.2016
(54) QUẢ BÓNG (28) 01
(45) 25.01.2013 298 (43) 26.03.2012 288
(73) CÔNG TY CỔ PHẦN ĐỘNG LỰC (VN)
130 Hạ Đình, quận Thanh Xuân, thành phố Hà Nội
(72) Ngô Phú Sơn (VN)
(55)

1.1 1.2 1.3

1.4 1.5 1.6

153

図 III-39 意匠公報サンプル 1（ベトナム、登録公報）

表 III-34　書誌情報（翻訳）

ベトナム語	機械翻訳（英語）	翻訳（日本語）
(11) 3-0017336	Registration Number	登録番号
(15) 04.12.2012	Registration Date	登録日
(51) 21-02	Locarno Classification	ロカルノ分類
(21) 3-2011-01829	Application Number	出願番号
(22) 28.12.2011	Application Date	出願日
(18) 28.12.2016		失効日
(54) Quả bóng	Title of Design Ball	意匠の名称 ボール
(28) 01	Number of Variants	意匠の数
(45) 25.01.2013 298		
(43) 26.03.2012 288		
(73) Công ty cổ phần Động Lực (VN) 130 H¹ §×nh, quËn Thanh Xu©n, thμnh phè Hμ Néi	Applicant Name Công ty cổ phần Động Lực (VN) Applicant Address 30 Hạ Đình, quận Thanh Xuân, thành phố Hà Nội	出願人名 居所
(72) Ngô Phú Sơn	Author Name	創作者
(55)		意匠の説明

② サンプル２（登録公報）

(11) **3-0017399**
(15) 04.01.2013 (51) **09-03**
(21) 3-2011-01782 (22) 16.12.2011
(18) 16.12.2016
(54) **HỘP**
(28) 01
(45) 25.02.2013 299 (43) 25.04.2012 289
(73) CÔNG TY TNHH B & W (VN)
Nhuế Dương, Khoái Châu, tỉnh Hưng Yên
(72) Đỗ Quang Phú (VN)
(74) Công ty TNHH Sở hữu trí tuệ HA VIP (HAVIP CO., LTD.)
(55)

1.1

1.2

図 III-40　意匠公報サンプル２（ベトナム、登録公報）

表 III-35　書誌情報（翻訳）

ベトナム語	機械翻訳（英語）	翻訳（日本語）
(11) 3-0017399	Registration Number	登録番号
(15) 04.01.2013	Registration Date	登録日
(51) 09-03	Locarno Classification	ロカルノ分類
(21) 3-2011-01782	Application Number	出願番号
(22) 16.12.2011	Application Date	出願日
(18) 16.12.2016		失効日
(54) Hộp	Title of Design	意匠の名称 カートン
(28) 01	Number of Variants	意匠の数
(45) 25.02.2013 299		
(43) 25.04.2012 289		
(73) Công ty TNHH B & W(VN) Nhuế Dương, Khoái Châu, tỉnh Hưng Yên	Applicant Name Adress	出願人名 居所
(72) Đỗ Quang Phú	Author Name	創作者
(55)		意匠の説明

③ サンプル３（公開公報）

CÔNG BÁO SỞ HỮU CÔNG NGHIỆP SỐ 298 TẬP A (01.2013)

(11) **20720**
(21) 3-2012-00436 (28) 01
(54) GIÀY THỂ THAO (51) **02-04**
(22) 19.04.2012 (43) 25.01.2013
(71) CÔNG TY CỔ PHẦN ĐỘNG LỰC (VN)
130 Hạ Đình, quận Thanh Xuân, thành phố Hà Nội
(72) Ngô Phú Sơn (VN)
(55)

1.1

1.2 1.3

1.4 1.5 1.6 1.7

395

図 III-41　意匠公報サンプル３（ベトナム、公開公報）

表 III-36　書誌情報（翻訳）

ベトナム語	機械翻訳（英語）	翻訳（日本語）
(11) 20720	Registration Number	登録番号
(21) 3-2012-00436	Application Number	出願番号
(28) 01	Number of Variants	意匠の数
(54) Giày thể thao	Title of Design	意匠の名称 シューズ
(51) 02-04	Locarno Classification	ロカルノ分類
(22) 19.04.2012	Application Date	出願日
(43) 25.01.2013	Gazette A Date	公開公報日
(71) Công ty cổ phần Động Lực (VN) 130 Hạ Đình, quận Thanh Xuân, thành phố Hà Nội	Applicant Name Adress	出願人名 居所
(72) Ngô Phú Sơn	Author Name	創作者
(55)		意匠の説明

（vi） シンガポール

① サンプル 1

Details of Design

Print Close

Application No.	D201318G
Applicant's Name	1) CREATIVE TECHNOLOGY LTD
Filing Date	08/01/2013
Class/Sub-Class No.	14-01
Priority Claims	
Renewal Due Date	08/01/2018
Expiry Date	08/01/2028
Status	Registered
	View Image(s)

Article(s) to which the design Applies

No of articles in set : 0

S/No.	Article
1	HEADPHONE

Applicant's Rights with respect to Design

The applicant, Creative Technology Ltd, derived the rights in relation to the design from the inventors (XIANG, Fei and ANG, Huang Pheng Vince) by virtue of contract of employment.

Journal Number and Date

04/2013 01/04/2013

Statement of Novelty

The novelty of the design resides in the shape and configuration of the article as shown in the representations.

Disclaimer

Applicant's Details

1) Name	CREATIVE TECHNOLOGY LTD
UEN / Company Code	198303359D
Country/Citizenship	Singapore
State of Incorporation	
Address	31 INTERNATIONAL BUSINESS PARK #03-01 CREATIVE RESOURCE Singapore 609921
Sole Proprietor Or Partners' Names	

1) Agent Name

UEN / Company Code

Representative Name

Address For Service: 8 #05-01 MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER 1
Singapore 018981

Action Representing: For all matters relating to the application, registration/grant, except those matters expressly excluded

Other Entries

S/No.	Event	Event Date
1	Design published in 04/2013	01/04/2013
2	APPLICATION FILED ON 08/01/2013	08/01/2013

Terms of Use Privacy Statement Rate this e-Service 1

© 2014 Intellectual Property Office of Singapore.

図 III-42　意匠公報サンプル１（シンガポール）

表 III-37　書誌情報（翻訳）

英語		日本語
Application No.	D201318G	出願番号
Applicant's Name	1) CREATIVE TECHNOLOGY LTD	出願人名
Filing Date	08/01/2013	受理日
Class/Sub-Class No.	14-01	ロカルノ分類（サブクラス）
Priority Claims	-	優先権主張
Renewal Due Date	08/01/2018	更新日
Expiry Date	08/01/2028	権利満了日
Status	Registered	状況
Article(s) to which the design Applies		意匠に係る物品
No of articles in set :	0	組物意匠の数
S/No. Article	1 HEADPHONE	番号物品の名称
Applicant's Rights with respect to Design	The applicant, Creative Technology Ltd, derived the rights in relation to the design from the inventors (XIANG, Fei and ANG, Huang Pheng Vince) by virtue of contract of employment.	出願人の権利情報
Journal Number and Date	04/2013 01/04/2013	公報番号、発行日
Statement of Novelty	The novelty of the design resides in the shape and configuration of the article as shown in the representations.	新規性の詳細
Disclaimer	-	特記事項
Applicant's Details		出願人の詳細情報
1) Name	CREATIVE TECHNOLOGY LTD	名称
UEN / Company Code	198303359D	企業コード
Country/Citizenship	Singapore	国籍
State of Incorporation	-	州
Address	31 INTERNATIONAL BUSINESS PARK #03-01 CREATIVE RESOURCESingapore 609921	居所
Sole Proprietor Or Partners' Names	-	個人事業者　または　パートナーシップ名
Agent/Address For Service		代理人情報
1) Agent Name		名称
UEN / Company Code		企業コード
Representative Name		氏名
Address For Service	8 #05-01 MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER 1 Singapore 018981	居所
Action Representing	For all matters relating to the application, registration/grant, except those matters expressly excluded	代理業務
Other Entries		その他
1 Design published in	01/04/2013	公開日
2 APPLICATION FILED ON	08/01/2013	出願受理日

② サンプル２

Details of Design

Print Close

Application No.	D2013100E
Applicant's Name	1) SK JEWELLERY PTE. LTD.
Filing Date	18/01/2013
Class/Sub-Class No.	11-01
Priority Claims	
Renewal Due Date	18/01/2018
Expiry Date	18/01/2028
Status	Registered
	View Image(s)

Article(s) to which the design Applies

No of articles in set : 0

S/No.	Article
1	PENDANT

Applicant's Rights with respect to Design

Applicant is the designer

Journal Number and Date

04/2013 01/04/2013

Statement of Novelty

The features of the design for which novelty is claimed reside in the shape and configuration as shown in the representations.

Disclaimer

Applicant's Details

1) Name	SK JEWELLERY PTE. LTD.
UEN / Company Code	E00403772A
Country/Citizenship	Singapore
State of Incorporation	
Address	7 CHANGI BUSINESS PARK VISTA #01-01 Soo Kee Group Singapore 486042
Sole Proprietor Or Partners' Names	

Agent/Address For Service

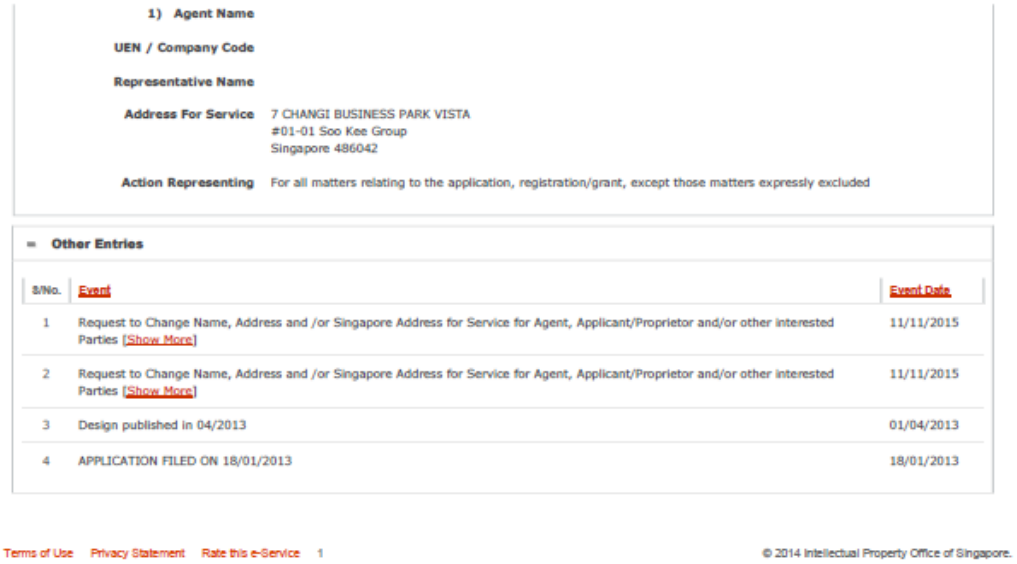

1) Agent Name

UEN / Company Code

Representative Name

Address For Service: 7 CHANGI BUSINESS PARK VISTA
#01-01 Soo Kee Group
Singapore 486042

Action Representing: For all matters relating to the application, registration/grant, except those matters expressly excluded

Other Entries

S/No.	Event	Event Date
1	Request to Change Name, Address and /or Singapore Address for Service for Agent, Applicant/Proprietor and/or other interested Parties [Show More]	11/11/2015
2	Request to Change Name, Address and /or Singapore Address for Service for Agent, Applicant/Proprietor and/or other interested Parties [Show More]	11/11/2015
3	Design published in 04/2013	01/04/2013
4	APPLICATION FILED ON 18/01/2013	18/01/2013

Terms of Use Privacy Statement Rate this e-Service 1

© 2014 Intellectual Property Office of Singapore.

図 III-43　意匠公報サンプル２（シンガポール）

表 III-38　書誌情報（翻訳）

英語		日本語
Application No.	D2013100E	出願番号
Applicant's Name	1) SK JEWELLERY PTE. LTD.	出願人名
Filing Date	18/01/2013	受理日
Class/Sub-Class No.	11-01	ロカルノ分類（サブクラス）
Priority Claims	-	優先権主張
Renewal Due Date	18/01/2018	更新日
Expiry Date	18/01/2028	権利満了日
Status	Registered	状況
Article(s) to which the design Applies		意匠に係る物品
No of articles in set :	0	組物意匠の数
S/No. Article	1 PENDANT	番号　物品の名称
Applicant's Rights with respect to Design	Applicant is the designer	出願人の権利情報
Journal Number and Date	04/2013 01/04/2013	公報番号、発行日
Statement of Novelty	The features of the design for which novelty is claimed reside in the shape and configuration as shown in the representations.	新規性の詳細
Disclaimer	-	特記事項
Applicant's Details		出願人の詳細情報
1) Name	SK JEWELLERY PTE. LTD.	名称
UEN / Company Code	E00403772A	企業コード
Country/Citizenship	Singapore	国籍
State of Incorporation		州
Address	7 CHANGI BUSINESS PARK VISTA #01-01 Soo Kee Group Singapore 486042	居所
Sole Proprietor Or Partners' Names		個人事業者　または　パートナーシップ名
Agent/Address For Service		代理人情報
1) Agent Name		名称
UEN / Company Code		企業コード
Representative Name		氏名
Address For Service	7 CHANGI BUSINESS PARK VISTA #01-01 Soo Kee Group Singapore 486042	居所
Action Representing	For all matters relating to the application, registration/grant, except those matters expressly excluded	代理業務
Other Entries		その他
1 Design published in	01/04/2013	公開日
2 APPLICATION FILED ON	APPLICATION FILED ON 18/01/2013	出願受理日

③ サンプル３

Details of Design

Print Close

Application No.	D2013457J
Applicant's Name	1) SAHA MARKETING (SINGAPORE) PTE LTD
Filing Date	03/04/2013
Class/Sub-Class No.	05-05
Priority Claims	
Renewal Due Date	03/04/2018
Expiry Date	03/04/2028
Status	Registered
	View Image(s)

Article(s) to which the design Applies

No of articles in set : 0

S/No.	Article
1	Textile fabric

Applicant's Rights with respect to Design

Applicant is the designer

Journal Number and Date

07/2013 01/07/2013

Statement of Novelty

-

Disclaimer

-

Applicant's Details

1) Name	SAHA MARKETING (SINGAPORE) PTE LTD
UEN / Company Code	E00423141A
Country/Citizenship	Singapore

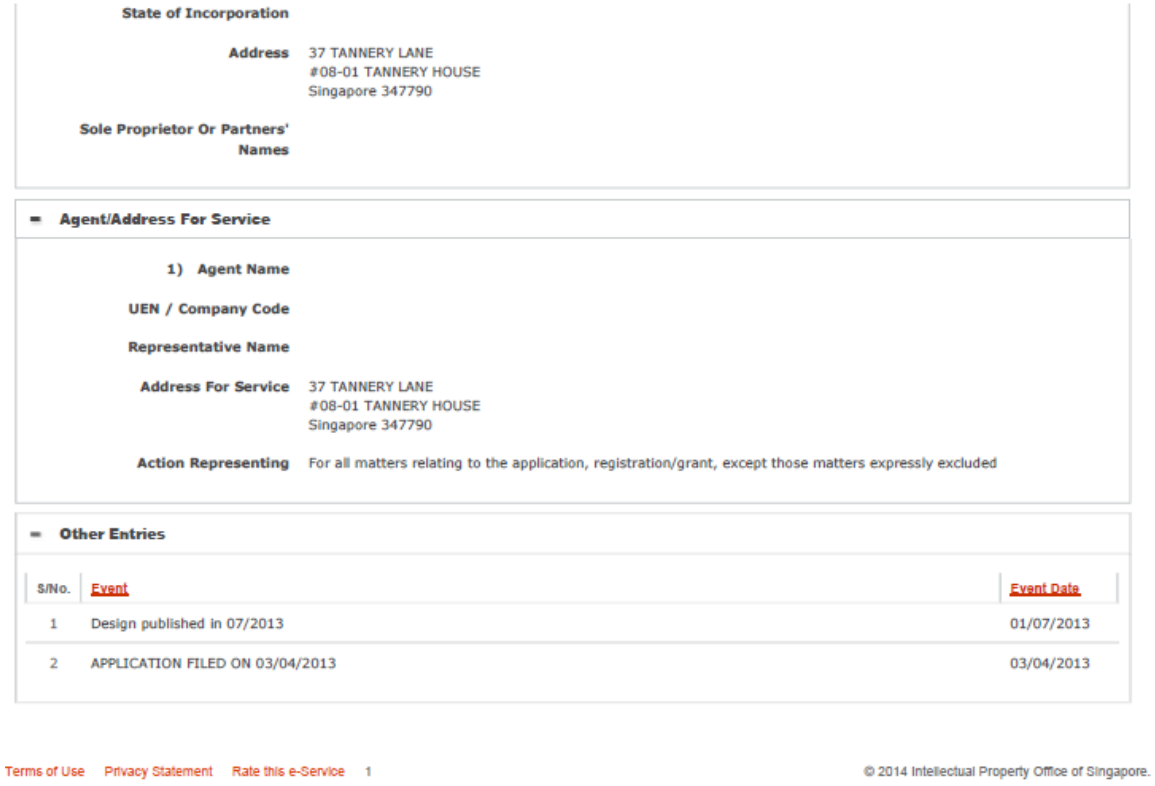

State of Incorporation

Address: 37 TANNERY LANE
#08-01 TANNERY HOUSE
Singapore 347790

Sole Proprietor Or Partners' Names

Agent/Address For Service

1) Agent Name

UEN / Company Code

Representative Name

Address For Service: 37 TANNERY LANE
#08-01 TANNERY HOUSE
Singapore 347790

Action Representing: For all matters relating to the application, registration/grant, except those matters expressly excluded

Other Entries

S/No.	Event	Event Date
1	Design published in 07/2013	01/07/2013
2	APPLICATION FILED ON 03/04/2013	03/04/2013

Terms of Use Privacy Statement Rate this e-Service 1 © 2014 Intellectual Property Office of Singapore.

図 III-44　意匠公報サンプル３（シンガポール）

表 III-39　書誌情報（翻訳）

英語		日本語
Application No.	D2013457J	出願番号
Applicant's Name	1) SAHA MARKETING (SINGAPORE) PTE LTD	出願人名
Filing Date	03/04/2013	受理日
Class/Sub-Class No.	05-05	ロカルノ分類（サブクラス）
Priority Claims	-	優先権主張
Renewal Due Date	03/04/2018	更新日
Expiry Date	03/04/2028	権利満了日
Status	Registered	状況
Article(s) to which the design Applies		意匠に係る物品
No of articles in set：	0	組物意匠の数
S/No.　Article	1　Textile fabric	番号　物品の名称
Applicant's Rights with respect to Design	Applicant is the designer	出願人の権利情報
Journal Number and Date	/2013 01/07/2013	公報番号、発行日
Statement of Novelty	-	新規性の詳細
Disclaimer	-	特記事項
Applicant's Details		出願人の詳細情報
1) Name	SAHA MARKETING (SINGAPORE) PTE LTD	名称
UEN / Company Code	E00423141A	企業コード
Country/Citizenship	Singapore	国籍
State of Incorporation	-	州
Address	37 TANNERY LANE #08-01 TANNERY HOUSE Singapore 347790	居所
Sole Proprietor Or Partners' Names		個人事業者　または　パートナーシップ名
Agent/Address For Service		代理人情報
1)　Agent Name		名称
UEN / Company Code		企業コード
Representative Name		氏名
Address For Service	37 TANNERY LANE #08-01 TANNERY HOUSE Singapore 347790	居所
Action Representing	For all matters relating to the application, registration/grant, except those matters expressly excluded	代理業務
Other Entries		その他
1　Design published in	01/07/2013	公開日
2　APPLICATION FILED ON	03/04/2013	出願受理日

３． 意匠公報入手方法及び検索方法

（１） 概要

本章では、調査対象各国の意匠公報の入手方法及び検索方法の詳細について整理した。

調査にあたっては、各国知的財産庁の検索サイトのほか、外国知的財産の公報検索方法の公開情報等を参考とし、各国知財庁ウェブサイト上での意匠公報の入手方法及び検索方法を国別にとりまとめた。

表 III-40 各国検索サイトと入手可能な情報（概要）

国名		インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム	シンガポール
URL(検索)		http://e-statushki.dgip.go.id/	https://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=en	https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm	http://121.58.254.45/ipophilsearch/patentsearch.aspx	http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchIND.php	https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=PT
		http://www.dgip.go.id/publikasi-hki			http://121.58.254.45/PatGazette/	http://www.noip.gov.vn/web/noip/sitemap/en	
検索領域	特許	○	○	○	○	○	○
	実用新案	○		○	○		
	商標	○		○	TM View で検索	○	○
	意匠	○	○	○	○	○	○
	その他		小特許	Geographical Indications		Geographical Indications	
言語	表示	インドネシア語	タイ語	英語	英語	ベトナム語/英語（一部）	英語
	検索	インドネシア語	タイ語/英語	英語	英語	ベトナム語	英語
検索方法	基本検索	書誌情報	書誌情報	書誌情報	書誌情報	書誌情報	書誌情報
	上級検索	なし	Complex Search	Advanced Search	ロカルノ番号での検索		

各国意匠公報から得られた書誌情報については、以下の INID(Internationally

agreed Numbers for the Identification of bibliographic Data；書誌的事項の識別記号）コードを参考とした[3]。

表 III-41　INIDコード

ＩＮＩＤコード	内容
(10)	特許、SPC(医薬品の追加保護証、または同等の工業所有権)または特許文献の識別
(11)	特許、SPCまたは特許文献の番号
(12)	文献種類別の簡潔な言語表示
(13)	ＷＩＰＯ標準ＳＴ.16による文献種別コード
(15)	修正特許情報
(19)	文献発行庁または機関のＷＩＰＯ標準ＳＴ.3のコード、または他の識別（旧コード(14)）
(20)	特許またはSPC出願のデータ
(21)	出願に付与される番号
(22)	出願の日
(23)	仮明細書の後の完全明細書の提出日、及び博覧会出品の日を含む、その他の日
(24)	工業所有権が効力を発生する日
(25)	公表された出願が最初に提出されたときの言語
(26)	出願が公表されたときの言語
(30)	パリ条約に基づく優先権のデータ
(31)	優先権のもととなった出願の番号
(32)	優先権のもととなった出願の日
(33)	優先権出願番号を指定した各国特許庁または広域優先権出願番号を指定した機関を識別するＷＩＰＯ標準ＳＴ.3のコード：ＰＣＴにより出願される国際出願については、コード「ＷＯ」が使用される。
(34)	広域または国際取り決めに基づく優先権出願のために、広域出願または国際出願がなされた少なくとも一つのパリ同盟の加盟国を識別するＷＩＰＯ標準ＳＴ.3のコード
(40)	公衆の利用に供された日
(41)	未審査特許文献が請求により、複製または閲覧により公衆の利用に供された日（ただし、その日またはその日以前に権利付与がされていない文献について）
(42)	審査済特許文献が請求により、複製または閲覧により公衆の利用に供された日（ただし、その日またはその日以前に権利付与がされていない文献について）

[3] 独立行政法人工業所有権情報・研修館、INIDコード一覧表、www.inpit.go.jp/content/100029977.pdf［最終アクセス日：2016年3月15日］

ＩＮＩＤコード	内容
(43)	未審査特許文献が印刷または同様の方法により公衆の利用に供された日（ただし、その日またはその日以前に権利付与がされていない文献について）
(44)	審査済特許文献が印刷または同様の方法により公衆の利用に供された日（ただし、その日またはその日以前に権利付与がされていない、また、仮権利付与のみがなされた文献について）
(45)	特許文献が印刷または同様の方法により公衆の利用に供された日（ただし、その日またはその日以前に権利付与がされた文献について）
(46)	文献の請求の範囲のみが、公衆の利用により供された日
(47)	文献が請求による複製または閲覧により、公衆の利用に供された日（ただし、その日またはその日以前に権利付与がされた文献について）
(48)	訂正特許文献の公開日
(50)	技術的情報
(51)	国際特許分類
(52)	国内分類
(53)	国際十進法
(54)	発明の名称
(55)	キーワード
(56)	説明本文とは別に記載されたときの先行技術文献リスト
(57)	要約または請求の範囲
(58)	サーチ分野
(60)	公表されない出願を含む、他の法律上、手続上関連する国内のまたは従前に関連した国内の特許文献への参照
(61)	現在の文献が追加である先の出願の番号、（もし、可能なら）出願の日、先の公表の番号、または先の権利が付与された特許、発明者証、実用新案等の番号
(62)	現在の特許文献が分割された先の出願の番号、（もし、可能なら）出願の日
(63)	現在の特許文献が継続である先の出願の番号および出願の日
(64)	「再発行」である先の公表の番号
(65)	同一の出願に関して、以前に発行された特許文献の番号
(66)	現在の特許文献が差替えである場合の（例えば、同じ発明について先の出願が放棄した後の出願）先の出願の番号及び出願の日
(67)	現在の実用新案の出願、または登録（または、実用新案証、また実用新案発明などの同様の工業所有権）の基となっている特許出願の番号及び出願の日、または権利が付与された特許の番号
(68)	SPC に関し、基本特許の番号、および／または、適当であれば特許文献の公表番号
(70)	特許または SPC に関連する者の識別
(71)	出願人名
(72)	発明者名（もし、知られていれば）

ＩＮＩＤコード	内容
(73)	権利者名
(74)	代理人名
(75)	出願人でもある発明者名
(76)	出願人および権利者でもある発明者名
(80)	(90) パリ条約以外の国際条約および SPC 関連法に関するデータの識別
(81)	ＰＣＴ指定国
(83)	微生物の寄託に関する情報、例、ブタペスト条約に基づくもの
(84)	広域特許条約に基づく指定締約国
(85)	ＰＣＴに基づく国内手続きを開始するためのＰＣＴ第 23 条(1)および／または、第 40 条(1)の要求を満した日
(86)	広域、またはＰＣＴ出願の出願データ、すなわち、出願の日、出願番号及び（選択的に）公表された出願が最初に提出されたときの言語
(87)	広域、またはＰＣＴ出願の公表データ、すなわち、公表の日、公表番号及び（選択的に）出願が公表されたときの言語
(88)	サーチレポートの繰り延べ公表日
(89)	発明者証とその他の発明保護の権利の相互承認に関するＣＭＥＡ協定に基づく最初の文献の文献番号、出願日及び最初の国
(91)	ＰＣＴ出願が１カ国または数カ国の指定国または選択国で、国内または広域段階に入らないため効力を失った日、または国内または広域段階に入らないことが確定した日
(92)	SPC に関し、医薬品として市場に出すための最初の国内の認可の番号および日
(93)	SPC に関し、広域経済共同体内で医薬品として市場に出すための最初の認可の番号、日および適当であれば、もとの国
(94)	SPC の消滅予定日、または有効期間
(95)	基本特許で保護され、SPC に関し出願されるか、SPC が付与される対象となる製品名
(96)	地域出願の提出データ；たとえば、出願提出番号、出願番号、発行された特許の提出時の言語
(97)	地域出願（または権利付与されているときには、地域特許）の公開データ；たとえば、公開年、公開日、適用されるときの言語

（２） 各国意匠公報の入手方法及び検索方法

（i） インドネシア

① 意匠公報検索（１）

- 使用データベース：LADI HKI（http://e-statushki.dgip.go.id/）
- 言語：インドネシア語（表示、検索）

(a) 検索方法

- ドロップダウンから【Dessain Industri】を選択（①）
- キーワード（インドネシア語）を入力し、【Cari】をクリック（②）
- キーワード検索の結果が表示される。【NOMOR PERMOHONAN（Application No.）】をクリックすると個別の情報が表示される（③）

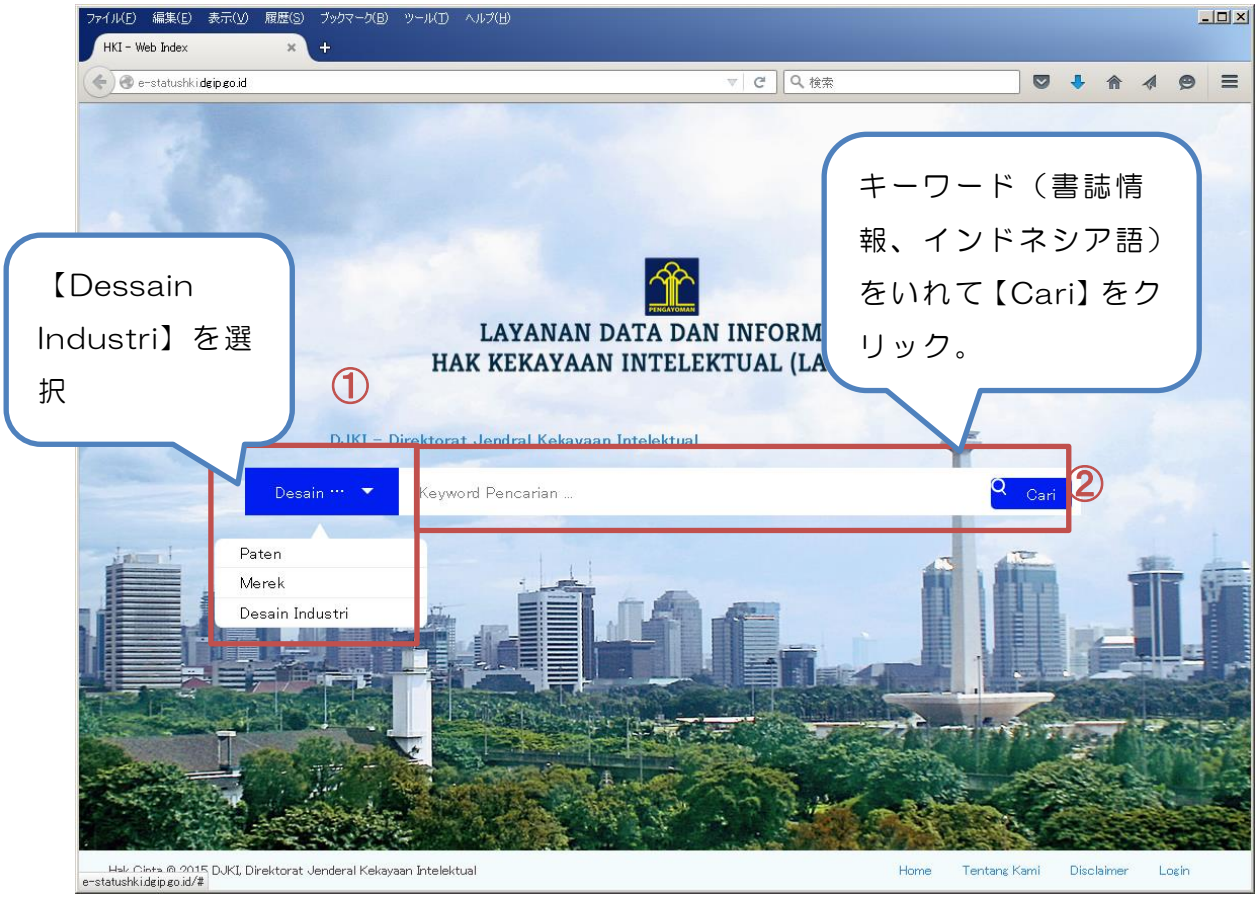

図 III-45 公報検索サイト（インドネシア）

(b) 検索結果

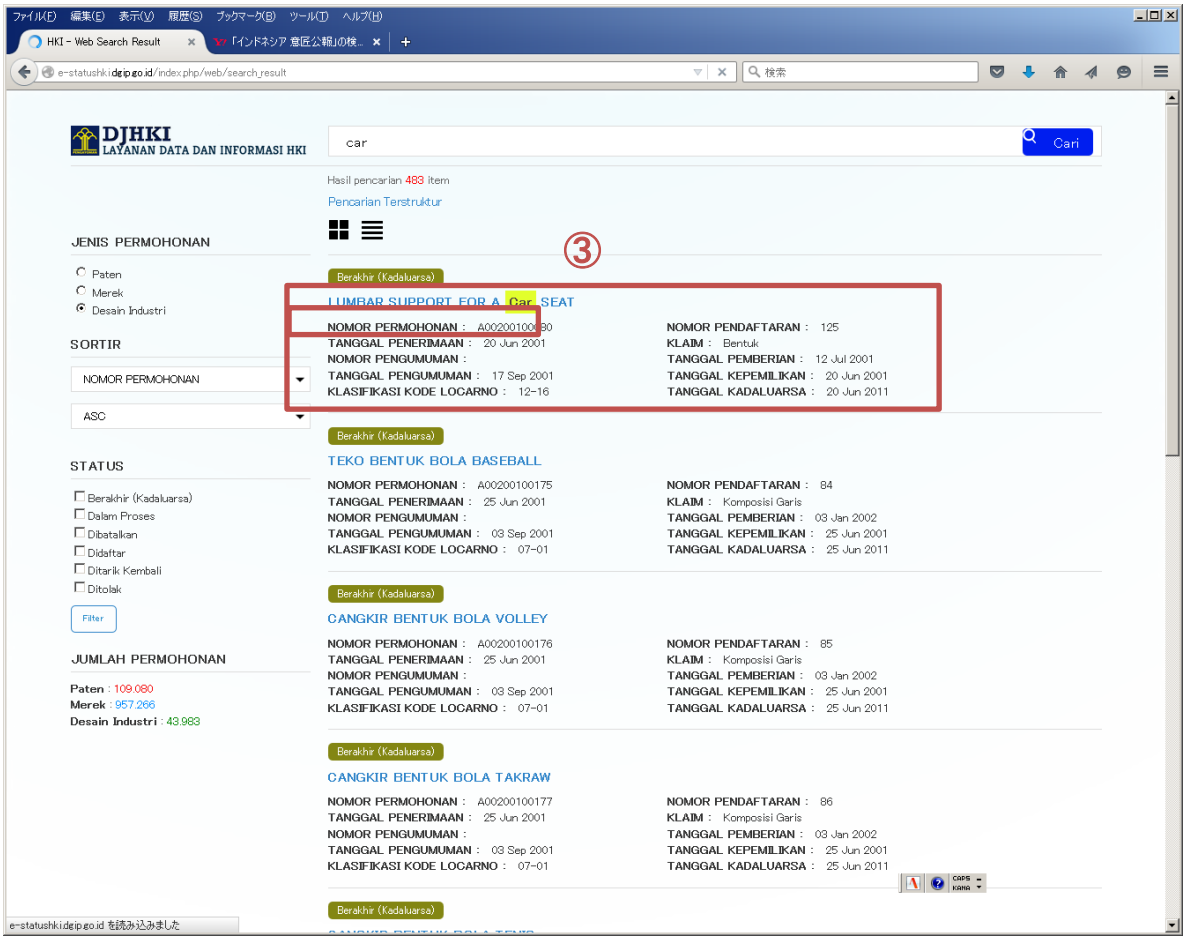

図 III-46 検索結果表示

表 III-42 検索結果表示上で入手できる情報

インドネシア語	英語
NOMOR PERMOHONAN	Application No.
TANGGAL PENERIMAAN	Receipt Date
NOMOR PENGUMUMAN	Announcement No.
TANGGAL PENGUMUMAN	Date of Announcement
KLASIFIKASI KODE LOCARNO	Locarno Classification Code
NOMOR PENDAFTARAN	Registration No.
KLAIM	Claim
TANGGAL PEMBERIAN	Date of Giving
TANGGAL KEPEMILIKAN	Date of Ownership
TANGGAL KADALUARSA	Expired Date

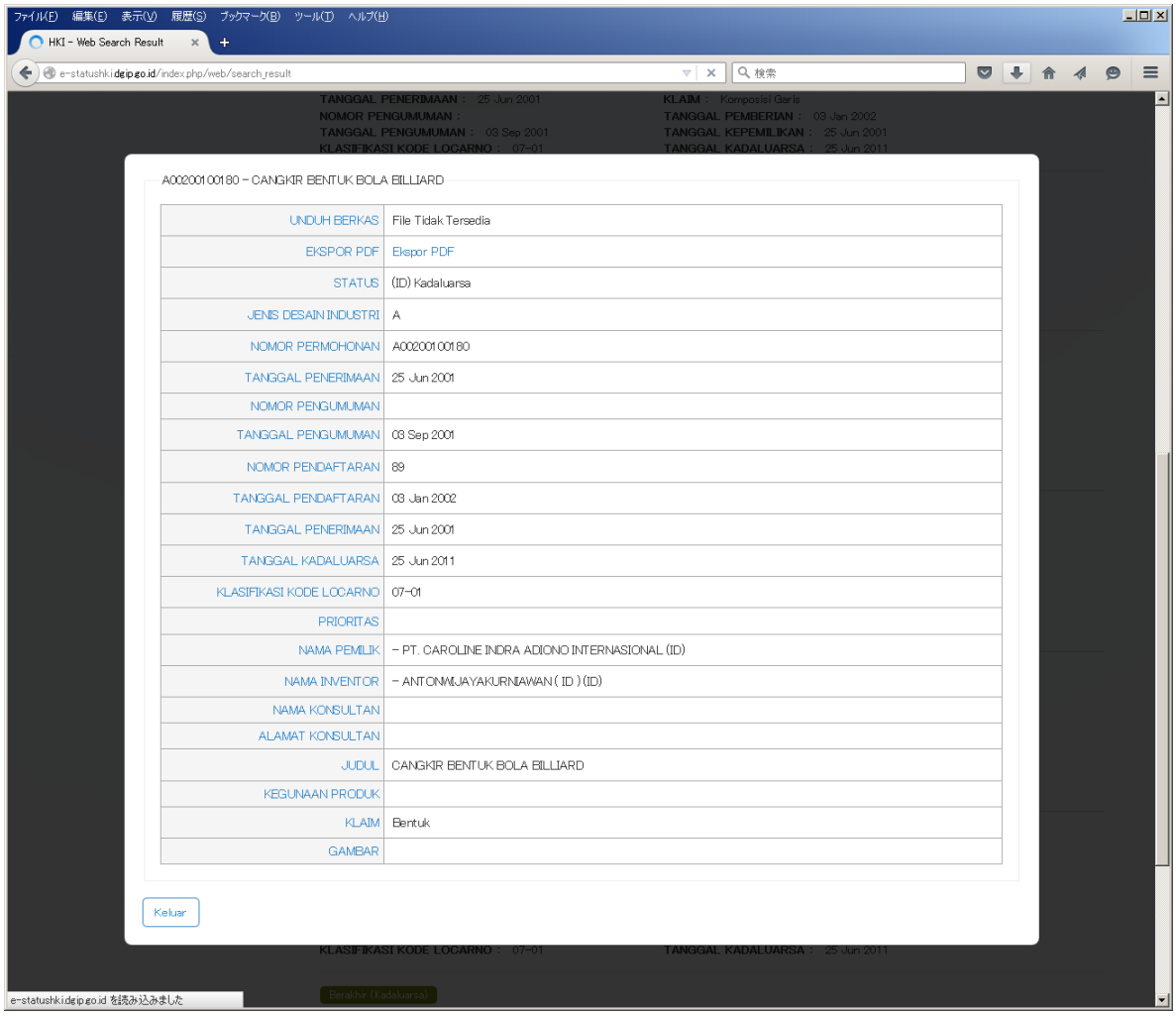

図 III-47　検索結果表示（詳細）

表 III-43　検索結果表示上で入手できる情報（詳細）

インドネシア語	英語	備考
Unduh Berkas	Download file	なしの場合は File Tidak Tersedia（not available）と表示される。
Ekspor PDF	export PDF	
Status	Status	
Jenis Desain Industri	Type of Industrial Design	
Nomor Permohonan	Application number	
Tanggal Penerimaan	Receipt date	
Nomor Pengumuman	number Announcement	
Tanggal Pengumuman	Date Announcement	
Nomor Pendaftaran	Registration number	
Tanggal Pendaftaran	Registration date	
Tanggal Penerimaan	Receipt date	
Tanggal Kadaluarsa	Expired date	
Klasifikasi Kode Locarno	Classification Code Locarno	

Prioritas	priority	
Nama Pemilik	Owner name	
Nama Inventor	Inventor name	
Nama Konsultan	name Consultant	
Alamat Konsultan	address Consultants	
Judul	title	
Kegunaan Produk	Product usability	
Klaim	claim	
Gambar	image	

② 意匠公報検索（２）

- 使用データベース：インドネシア知的財産庁公報検索サイト（http://www.dgip.go.id/publikasi-hki）
- 言語：インドネシア語（表示、検索）

(a) 検索方法

- 公報検索サイトトップページの【Berita Resmi Desain Industri】内の【Pengumuman A（登録済み案件)】をクリックする（①）
- 公報は月単位。ダウンロードしたい月をクリックすると当該分表示される（②）
- アイコンをクリックすると各月公報の PDF ダウンロードが開始される（③）
- 公報検索画面はデフォルトが最新年。過去の公報を遡って検索したい場合は 2012 年まで可能（2016 年 3 月現在）（④）

図 III-48　公報検索サイト（インドネシア）

(b) 検索結果

- PDF 形式。月単位で発行。表紙・目次など特になし。テキスト認識可。言語はインドネシア語。

(22) 26 September 2012 (21) A00201203379

(71) PT. MULTIGUNA GEMILANG, KOMP. INTERCOM PLAZA BLOK A III/12-13 RT.004/007 MERUYA SELATA SELATAN KEMBANGAN JAKARTA BARAT 11650 - (86) INDONESIA - (87) INDONESIA - (88)INDONESIA - (74) MOELYONO KARMAYANA, S.H., Jl. Srigading I No.26 Puspita Loka, BSD City - (72) BUDIANTO LUCAS (INDONESIA) - (28) 1 - (54) TABUNG - (51) 23-01 - (81) INDONESIA (31) - (32) - (33) - (57) Bentuk dan Komposisi Garis

Periode 02 Januari 2013 s/d 02 April 2013
Nomor Publikasi : 518/DI/13

Departemen Hukum dan Hak Asasi Manusia RI
Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual, Jl. Daan Mogot KM 24, Tangerang - 15119
Tel. 62-21-5525388, 5524839 ext. (501), direct 5524993, Fax. 62-21-5525366, 5524993
website : www.dgip.go.id, e-mail : dircopy@dgip.go.id

図 III-49 検索結果例（意匠公報）

表 III-44　検索結果表示上で入手可能な情報

INID コード		備考
(22)	出願日	
(21)	出願番号	
(71)	出願人、出願人居所	
(86)	-	広域、またはＰＣＴ出願の出願データ、すなわち、出願の日、出願番号及び（選択的に）公表された出願が最初に提出されたときの言語
(87)	-	広域、またはＰＣＴ出願の公表データ、すなわち、公表の日、公表番号及び（選択的に）出願が公表されたときの言語
(88)	-	サーチレポートの繰り延べ公表日
(74)	代理人、代理人居所	
(72)	創作者	
(28)		
(54)	意匠に係る物品	
(51)	ロカルノ分類	
(81)	-	ＰＣＴ指定国
(31)	優先権主張番号	
(32)	優先日	

（ii） タイ

① 意匠公報検索（１）

- 使用するデータベース：タイ特許検索サイト（Search Patent System）（https://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=en）
- 言語：タイ語、英語　※意匠公報はタイ語

(a) 検索方法

- 検索サイトの URL にアクセスする（デフォルトの表示は Simple Search）（①）
- 【Complex Search】を選択する（②）
- 言語で【English】を選択（③）
- 検索する公報のチェックボックスで、【DIP(THAILAND-TH)】をチェック（④）
- Type で【Design】を選択（⑤）
- 検索条件を入力する（⑥）
  - Fields：Publication Date
  - Comparison：>=（開始日）、<=（終了日）　※期日を設定したい場合
  - Statement：日付（YYYY-MM-DD）
  - Join Operator：特に指定なければ AND のまま
  - String Comparison：Equal

    ※期間を区切る場合は Add Condition で検索条件を一行追加して、同じ条件を入力（Comparison で<=を選択すること）
- Search で実行（⑦）
- 検索結果は④で選択した公報の横に表示される（⑧）
- 結果一覧表示は最大 500 件まで。検索結果が 500 件以上の場合は、期間を区切って検索する

図 III-50　公報検索サイト（タイ）

(b) 意匠公報ダウンロード方法

- 個別の出願番号（Application No.）をクリック（①）
- ウェブ閲覧サイトの เอกสารประกาศโฆษณา : Download File から各個別の公報の PDF ダウンロードが可能（②）

- （出願番号が予めわかっている場合）以下の検索式の出願番号に当該出願番号をいれて検索すると、当該番号の公報（PDF）を直接ダウンロードすることが可能。

※下記の「出願番号」の箇所に番号を入力

https://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/getimage.php?appNo=出願番号

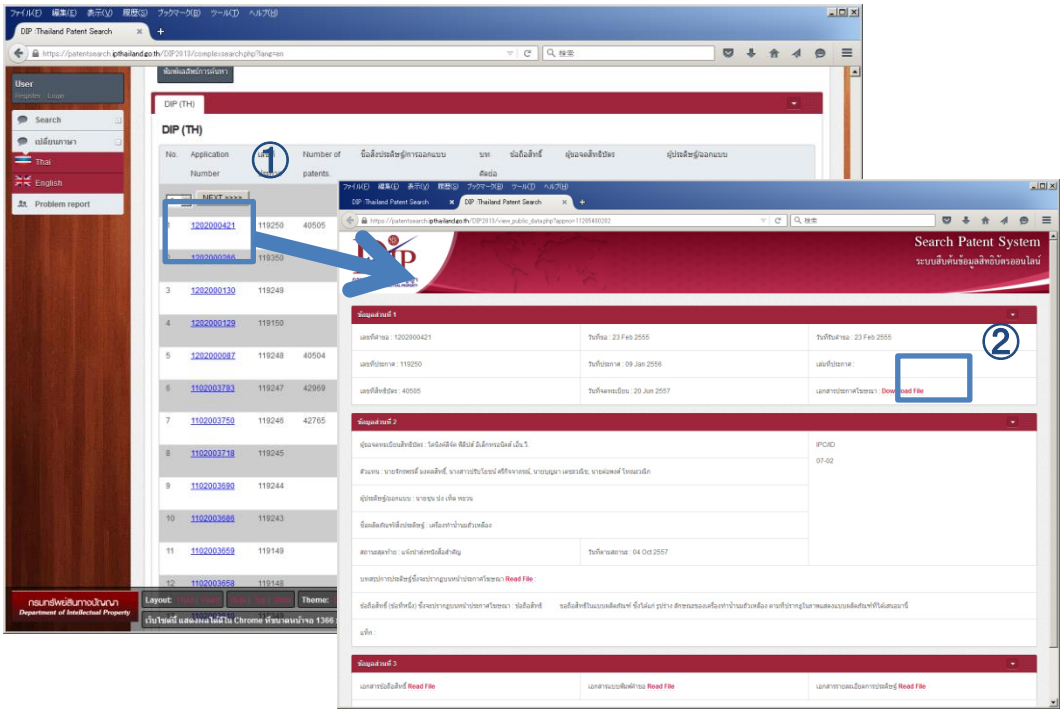

図 III-51　検索結果表示（タイ）

(c) 検索結果

- 個別公報の PDF 表示。テキスト認識可。言語はタイ語。

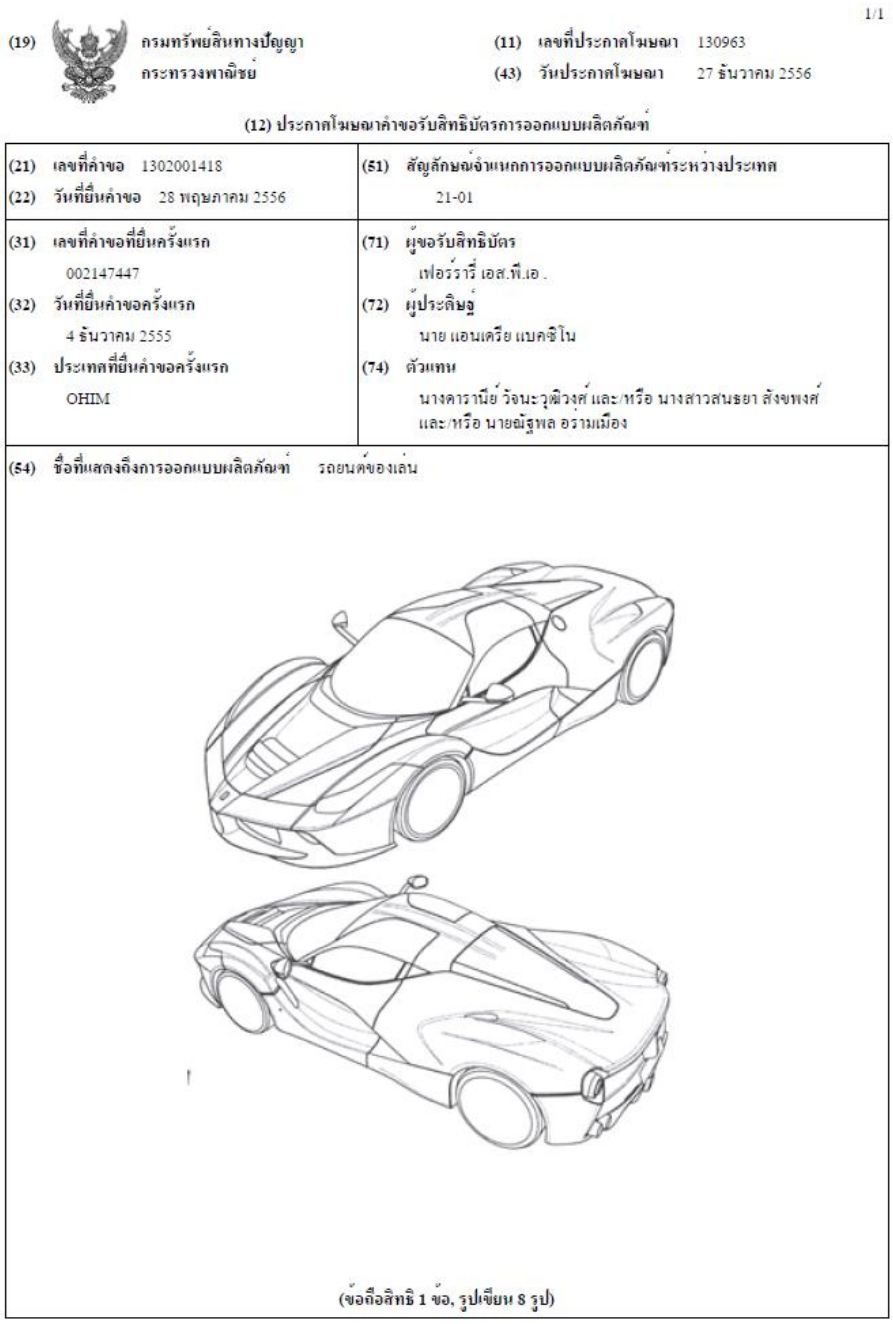

1/1

(19) กรมทรัพย์สินทางปัญญา
กระทรวงพาณิชย์

(11) เลขที่ประกาศโฆษณา 130963
(43) วันประกาศโฆษณา 27 ธันวาคม 2556

(12) ประกาศโฆษณาคำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์

(21) เลขที่คำขอ 1302001418 (22) วันที่ยื่นคำขอ 28 พฤษภาคม 2556	(51) สัญลักษณ์จำแนกการออกแบบผลิตภัณฑ์ระหว่างประเทศ 21-01
(31) เลขที่คำขอที่ยื่นครั้งแรก 002147447 (32) วันที่ยื่นคำขอครั้งแรก 4 ธันวาคม 2555 (33) ประเทศที่ยื่นคำขอครั้งแรก OHIM	(71) ผู้ขอรับสิทธิบัตร เฟอร์รารี่ เอส.พี.เอ . (72) ผู้ประดิษฐ์ นาย แอนเดรีย แบคชิโน (74) ตัวแทน นางคารานีย์ วัจนะวุฒิวงศ์ และ/หรือ นางสาวสนธยา สังขพงศ์ และ/หรือ นายณัฐพล อรามเมือง

(54) ชื่อที่แสดงถึงการออกแบบผลิตภัณฑ์ รถยนต์ของเล่น

(ข้อถือสิทธิ 1 ข้อ, รูปเขียน 8 รูป)

図 III-52 検索結果例（意匠公報）

表 III-45　入手可能な情報

INID コード	タイ語	英語
(19)	กรมทรัพย์สินทางปัญญา	Department of Intellectual Property
(11)	เลขที่ประกาศโฆษณา	classifieds No.
(43)	วันประกาศโฆษณา	date of publication
(12)	ประกาศโฆษณาคำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์	list of patent design.
(21)	เลขที่คำขอ	application No.
(22)	วันที่ยื่นคำขอ	application date
(51)	สัญลักษณ์จำแนกการออกแบบผลิตภัณฑ์ระหว่างประเทศ	classification of international product design.
(31)	เลขที่คำขอที่ยื่นครั้งแรก	the number of requests filed first.
(32)	วันที่ยื่นคำขอครั้งแรก	days of filing the application for the first time.
(33)	ประเทศที่ยื่นคำขอครั้งแรก	the applicant countries first.
(71)	ผู้ขอรับสิทธิบัตร	Applicant
(72)	ผู้ประดิษฐ์	Inventors
(74)	ตัวแทน	Agent
(54)	ชื่อที่แสดงถึงการออกแบบผลิตภัณฑ์	the name of the product design.
なし	ข้อถือสิทธิ、รูปเขียน	claim, drawing

（iii） マレーシア

① 意匠公報検索

- 使用データベース：マレーシア公報検索サイト（ONLINE SEARCH & FILLING SYSTEM）
  （https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm）
- 言語：英語

(a) 検索方法

- 【Industrial Design】を選択（①）。
- 【Advance Search】を選択（②）。
- 検索条件を入力して Search で実行。（③）
  - Date of Application：期日を入力 DD/MM/YYYY（例 03/10/2015）

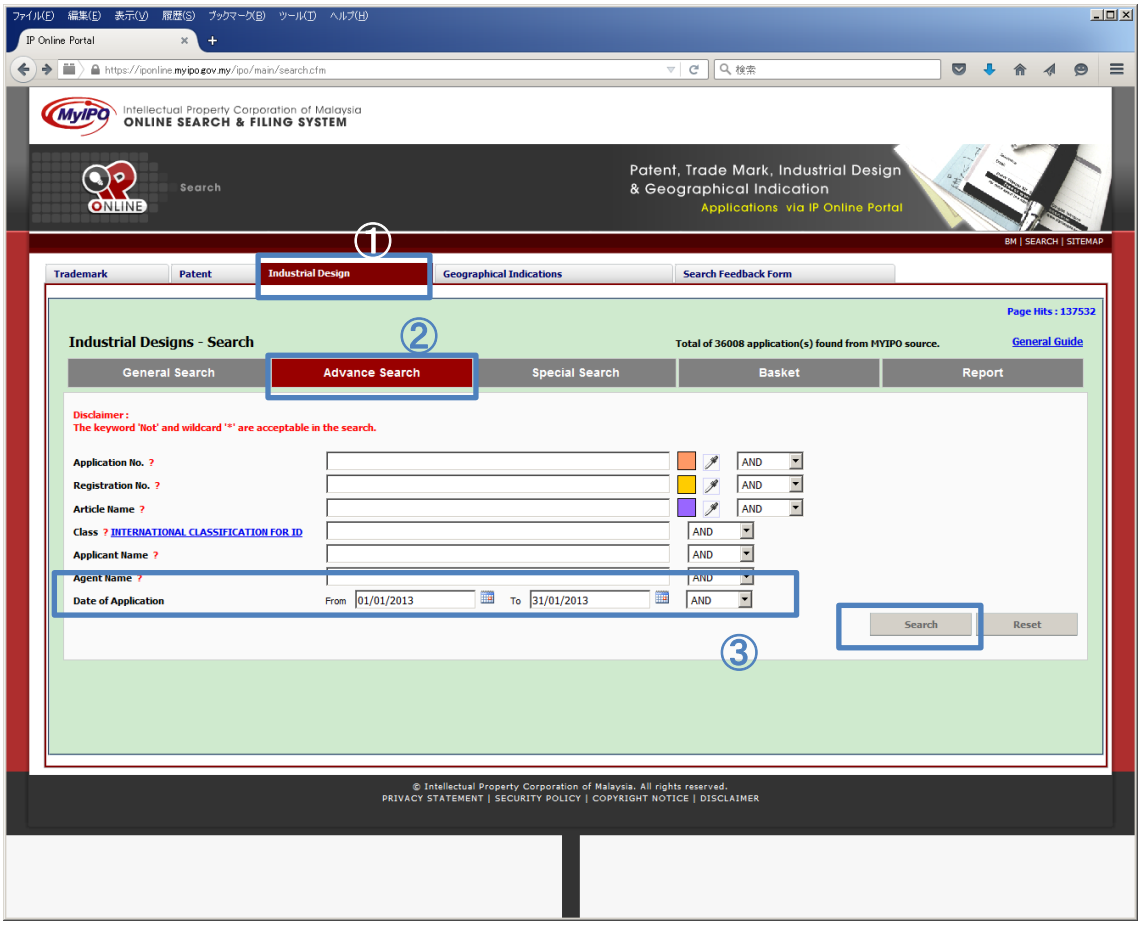

図 III-53 公報検索サイト（マレーシア）

- 出願番号（Application No）をクリック（①）
- ウェブ閲覧サイト上の PRINT をクリック（②）で公報がプレビュー表示される

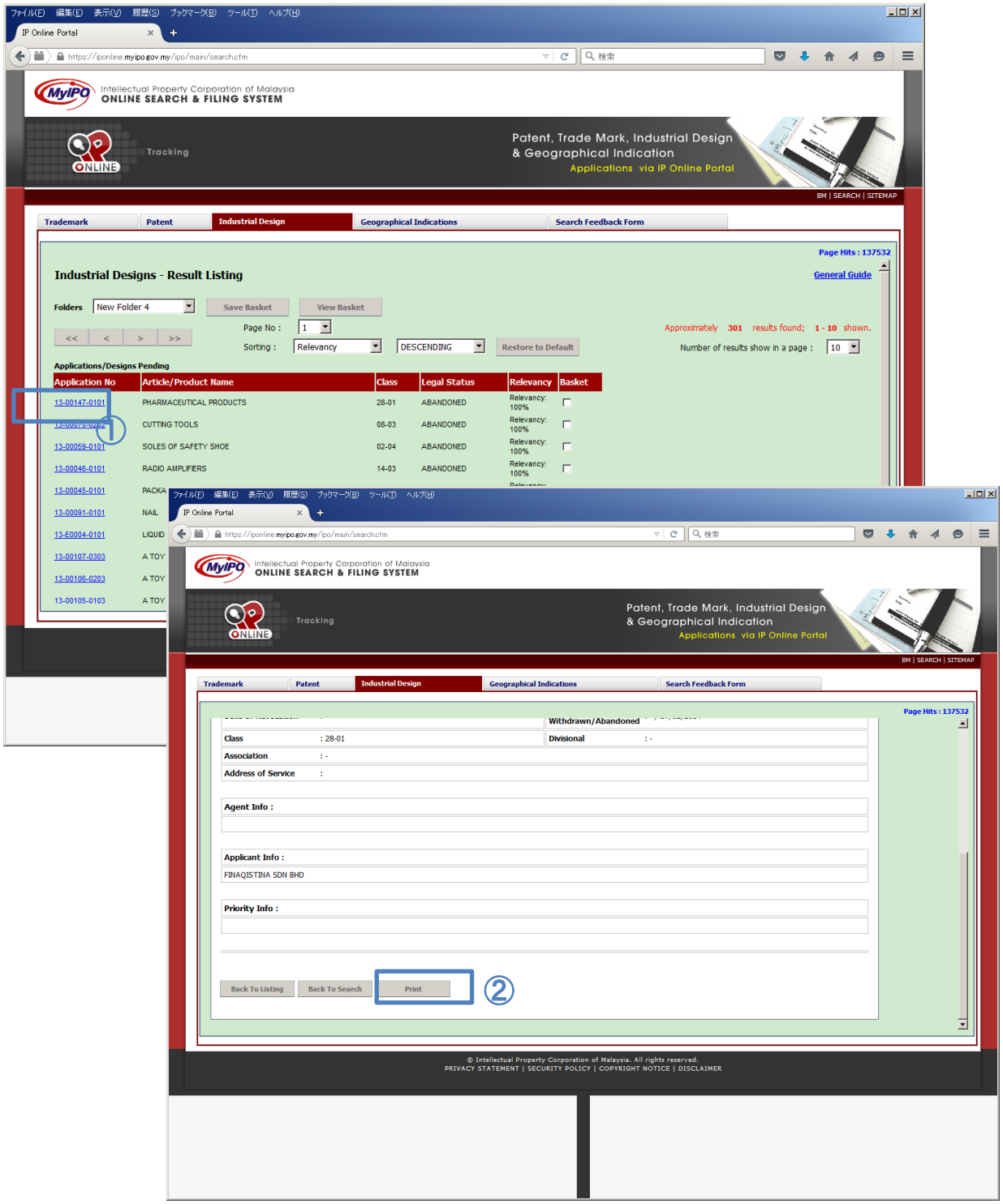

図 III-54　検索結果表示（マレーシア）

Perbadanan Harta Intelek Malaysia
Intellectual Property Corporation of Malaysia
(Diperbadankan)

Unit 1-7, Ground Floor, Menara UOA Bangsar, No 5 Jalan Bangsar Utama 1, 59000 Kuala Lumpur.
Tel: 603-2299 8400 | Reception: 2299 8594 | Fax: 603-2299 8989
Website: www.myipo.gov.my

Industrial Designs - Details

Application/Registration No : 13-00893-0505

General Info	**: STATUS [ACCEPT (S&E)]**		
Article/Product Name	: FINGER RING		
Date of Application/Filing	: 28/06/2013	**Date of Gazette**	:
Date of Expiry	:	**Date of Renewal**	:
Date of Revocation	:	**Date of Withdrawn/Abandoned**	:
Class	: 11-01	**Divisional**	: -
Association	: -		
Address of Service	: C/O PRO IP SDN BHDLOT C9-3, JALAN SELAMAN 1,DATARAN PALMA,AMPANG68000SELANGOR		

Agent Info :

EDNA ALOYSIUS

Applicant Info :

SK JEWELLERY SDN BHD

Priority Info :

Date Printed : Monday, March 14, 2016 09:17:43 AM (UTC+08:00) Kuala Lumpur, Singapore

図 III-55　検索結果例（意匠公報）

表 III-46　検索結果表示上で入手可能な情報

項目名
Application / Registration No.
General Info
Article / Product Name
Date of Application / Filling
Date of Gazette
Date of Expiry
Date of Renewal
Date of Revocation
Date of Withdrawn / Abandoned
Class
Divisional
Association
Address of Service
Agent Info
Applicant Info
Priority Info

（iv） フィリピン

① 意匠公報検索

- 使用データベース：IPOPHIL PATENT SEARCH
  （http://121.58.254.45/ipophilsearch/patentsearch.aspx）
- 言語：英語

(a) 検索方法

- ドロップダウンで【Industrial Design】を選択（①）
- 書誌情報（INVENTOR、OWNER、TITLE、ABSTRACT）のいずれかでのキーワード検索が可能（②）
- （ロカルノ番号がわかっている場合）ロカルノ番号による検索が可能（③）
  <ロカルノメインクラス>.<ロカルノサブクラス>
- 検索結果からは意匠公報の PDF ダウンロードが可能。

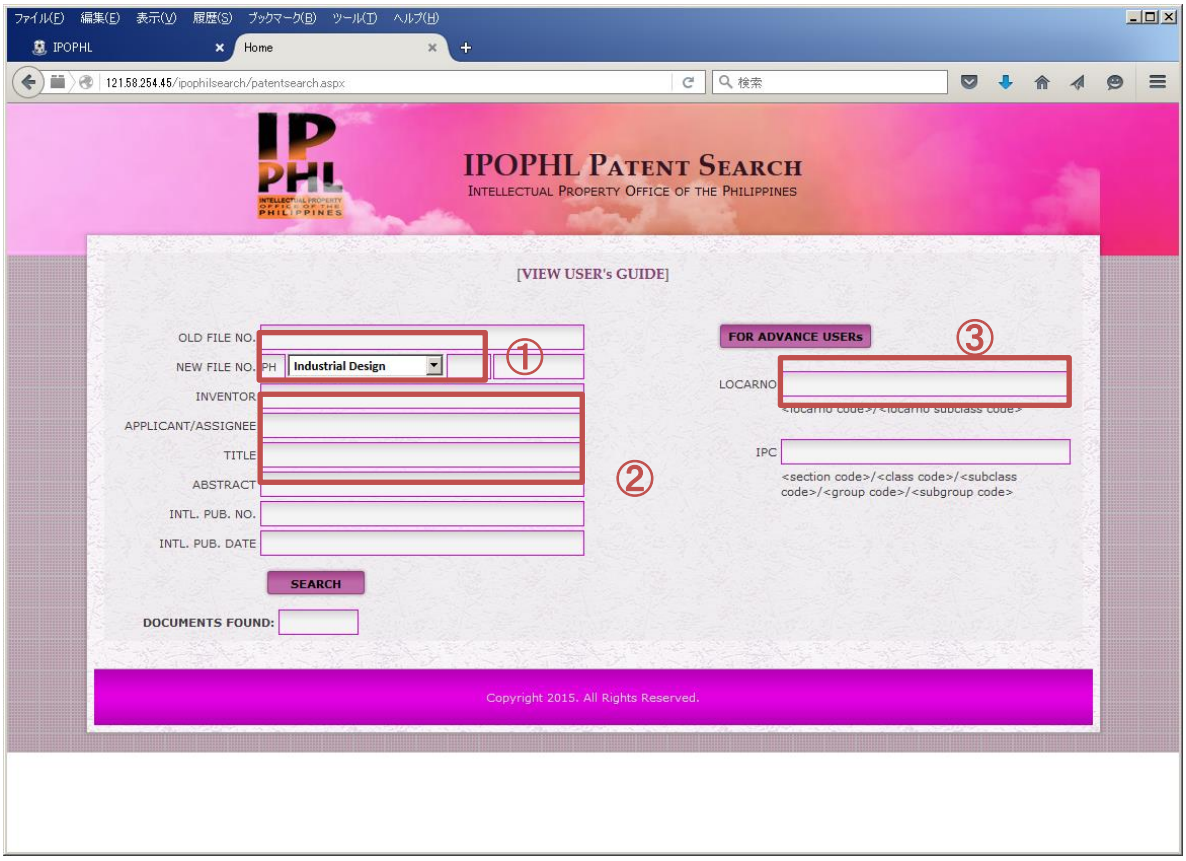

図 III-56 公報検索サイト（フィリピン）

図 III-57　検索結果表示（フィリピン）

表 III-47　検索結果表示上で入手可能な情報

項目名	備考
FILE NO	
OLD FILE NO	
FILING DATE	
PUBLICATION DATE	
ISSUED DATE	
TITLE	
ABSTRACT	
OWNER/S	
INVENTOR/S	
STATUS	
LINK/S	以下の各情報の PDF ダウンロードが可能 ・BD - Bibliographic Data（書誌） ・DE - Description（説明） ・DR - Drawing（図面）

(b) 検索結果

- PDFデータ。テキスト選択可。言語は英語。

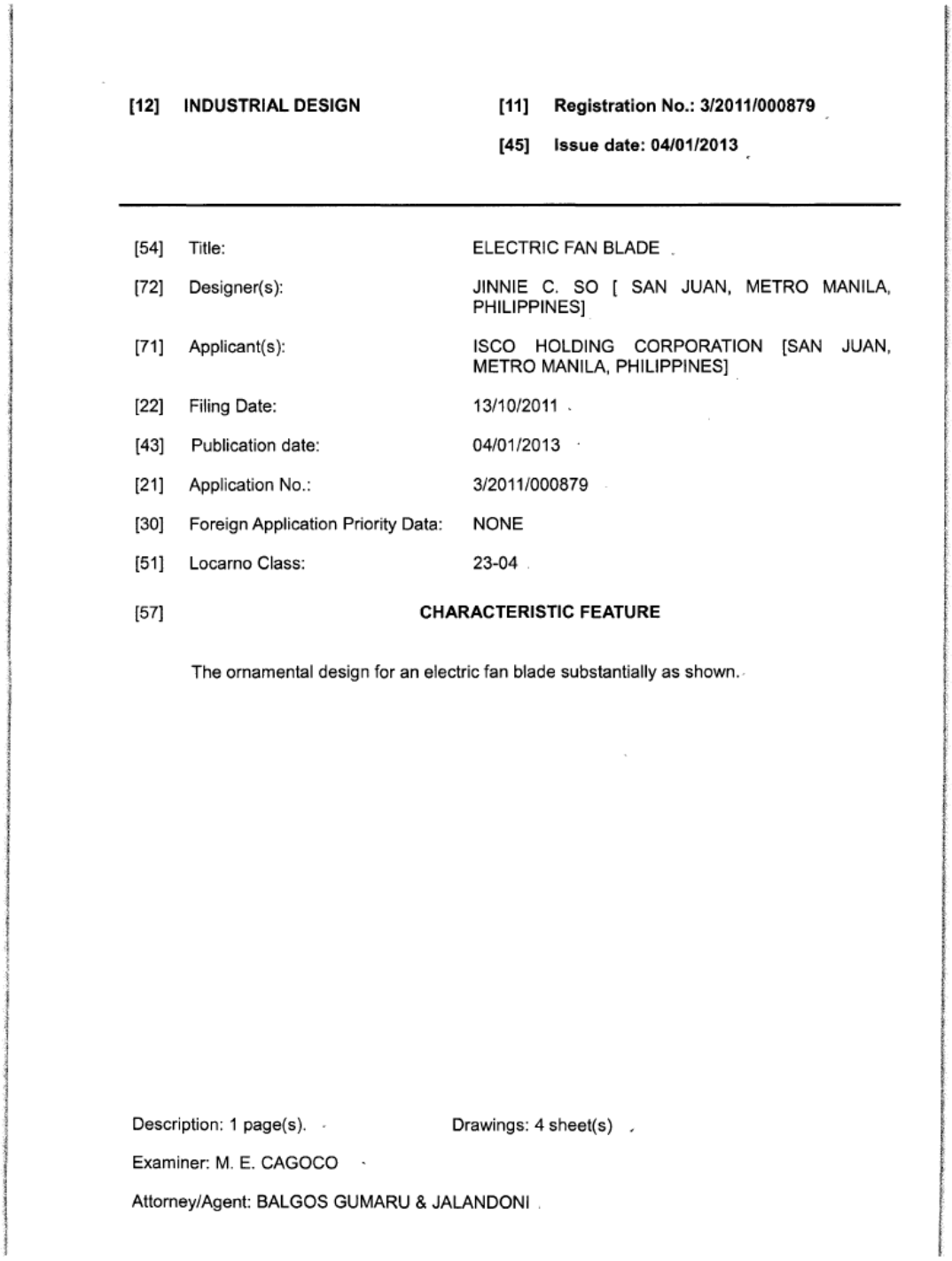

[12] INDUSTRIAL DESIGN **[11] Registration No.: 3/2011/000879**

[45] Issue date: 04/01/2013

[54]	Title:	ELECTRIC FAN BLADE
[72]	Designer(s):	JINNIE C. SO [SAN JUAN, METRO MANILA, PHILIPPINES]
[71]	Applicant(s):	ISCO HOLDING CORPORATION [SAN JUAN, METRO MANILA, PHILIPPINES]
[22]	Filing Date:	13/10/2011
[43]	Publication date:	04/01/2013
[21]	Application No.:	3/2011/000879
[30]	Foreign Application Priority Data:	NONE
[51]	Locarno Class:	23-04

[57] **CHARACTERISTIC FEATURE**

The ornamental design for an electric fan blade substantially as shown.

Description: 1 page(s). Drawings: 4 sheet(s)

Examiner: M. E. CAGOCO

Attorney/Agent: BALGOS GUMARU & JALANDONI

図 III-58 検索結果例（フィリピン）

表 III-48　検索結果表示上で入手可能な情報

INID コード	項目表示
(12)	INDUSTRIAL DESIGN
(11)	Registration No.
(45)	Issue date
(54)	Title
(72)	Designer(s)
(22)	Filing Date
(43)	Publication date
(21)	Application No.
(30)	Foreign Application Priority Data
(51)	Locarno Class
(57)	Abstract
(71)	Applicant(s)
(73)	Assignee(s):
(74)	Attorney / Agent
(30)	Priority Data

② 意匠公報検索

- 使用データベース：フィリピン特許公報検索サイト（IP Philippines e-GAZETTE PUBLICATIONS、http://121.58.254.45/PatGazette/）
- 言語：英語（検索、表示）

(a) 検索方法

- 左カラム下段内の Volume Number は最新年順に掲載。
- 左カラム内最下段の【NEXT】で年次を遡ることが可能。公報が掲載されている巻をクリック（①）
- 【Industrial Design Applications Published Pursuant to Rule 314 of R.A. 8293】の LIST をクリックすると PDF 公報のダウンロードが可能(②)
※ただし、毎号に掲載されているわけではない。

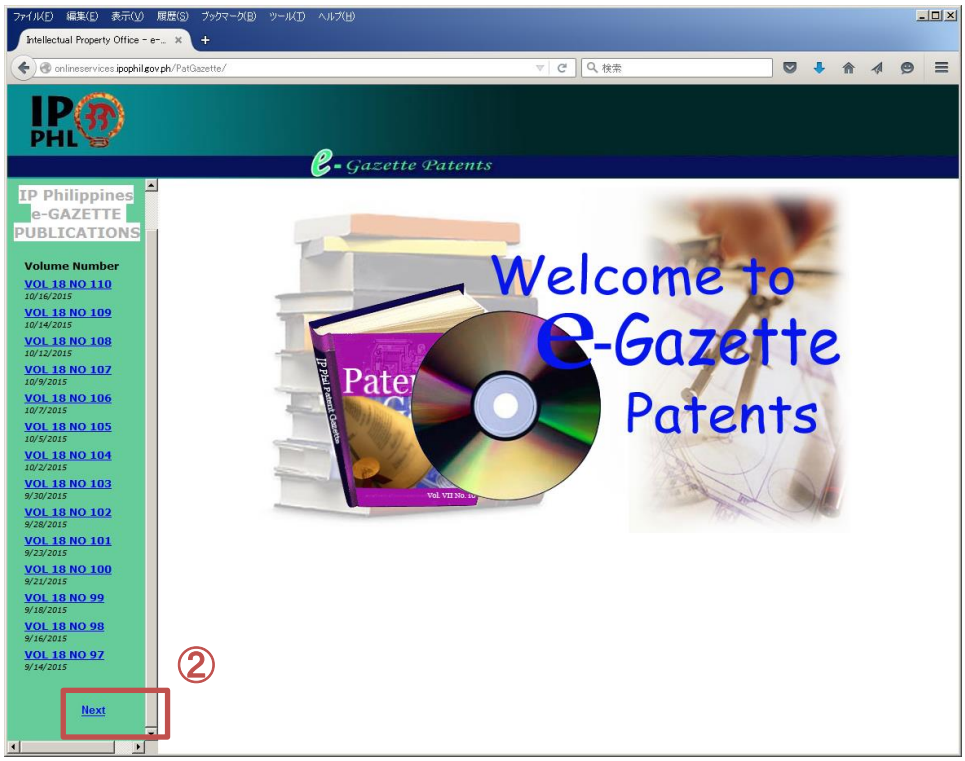

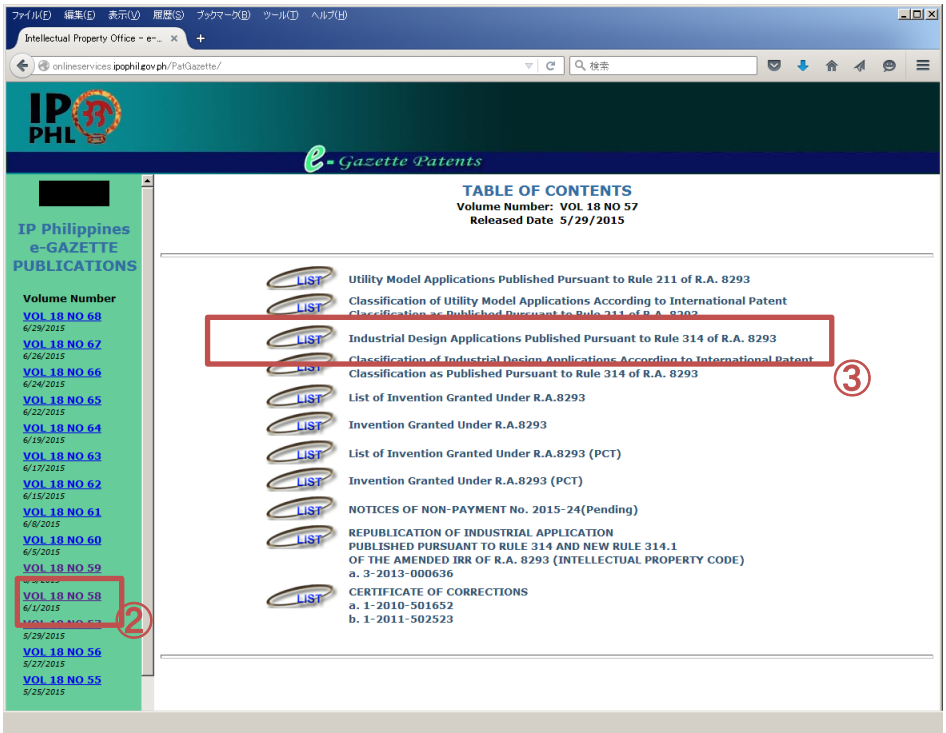

図 III-59　公報検索サイト（フィリピン）

(b) 検索結果

- PDF データ。テキスト選択可能。言語は英語

Intellectual Property Center, 28 Upper McKinley Rd.
McKinley Hill Town Center, Fort Bonifacio, Taguig City 1634 Philippines
Tel. No. 238-6300 Website: http://www.ipophil.gov.ph e-mail: mail@ipophil.gov.ph
Number: Vol 16 No 45
Date Released: April 19, 2013

[19]	INTELLECTUAL PROPERTY PHILIPPINES			
[12]	INDUSTRIAL DESIGN PUBLICATION			
[21]	Application Number:	3/2013/000003	Document Code:	S1
[22]	Date Filed:	07/01/2013		
[54]	Title:	WOVEN FABRIC		
[71]	Applicant(s):	DAVID BRIAN Y. TIU [PH]		
[72]	Designer(s):	DAVID BRIAN Y. TIU[PH]		
[73]	Assignee(s):	DAVID BRIAN Y. TIU [PH]		
[74]	Attorney / Agent:			
[30]	Priority Data:	NONE		
[51]	Locarno Class 9:	05-05		
[57]	Abstract:			
Representative Drawing(s):	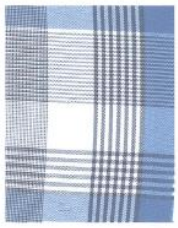 FIGURE 1			
Relevant docs:				

図 III-60 検索結果例

表 III-49　検索結果表示上で入手できる情報

項目名
Application / Registration No.
General Info
Article / Product Name
Date of Application / Filling
Date of Gazette
Date of Expiry
Date of Renewal
Date of Revocation
Date of Withdrawn / Abandoned
Class
Divisional
Association
Address of Service
Agent Info
Applicant Info
Priority Info

（v） ベトナム

① 意匠公報検索（１）

- 使用データベース：ベトナム公報検索サイト（IP LIB）
  （http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchIND.php）
- 言語：ベトナム語、英語（選択可能）

(a) 検索方法

- 言語で English を選択（①）
- Industrial Design を選択（②）
- 検索条件を入力（③）
  - Application Date を選択
  - 期間を設定する場合は、>=（開始日）、<=（終了日）を選択
  - DD/MM/YYYY（例：19/10/2015）を入力
- Submit で実行（④）

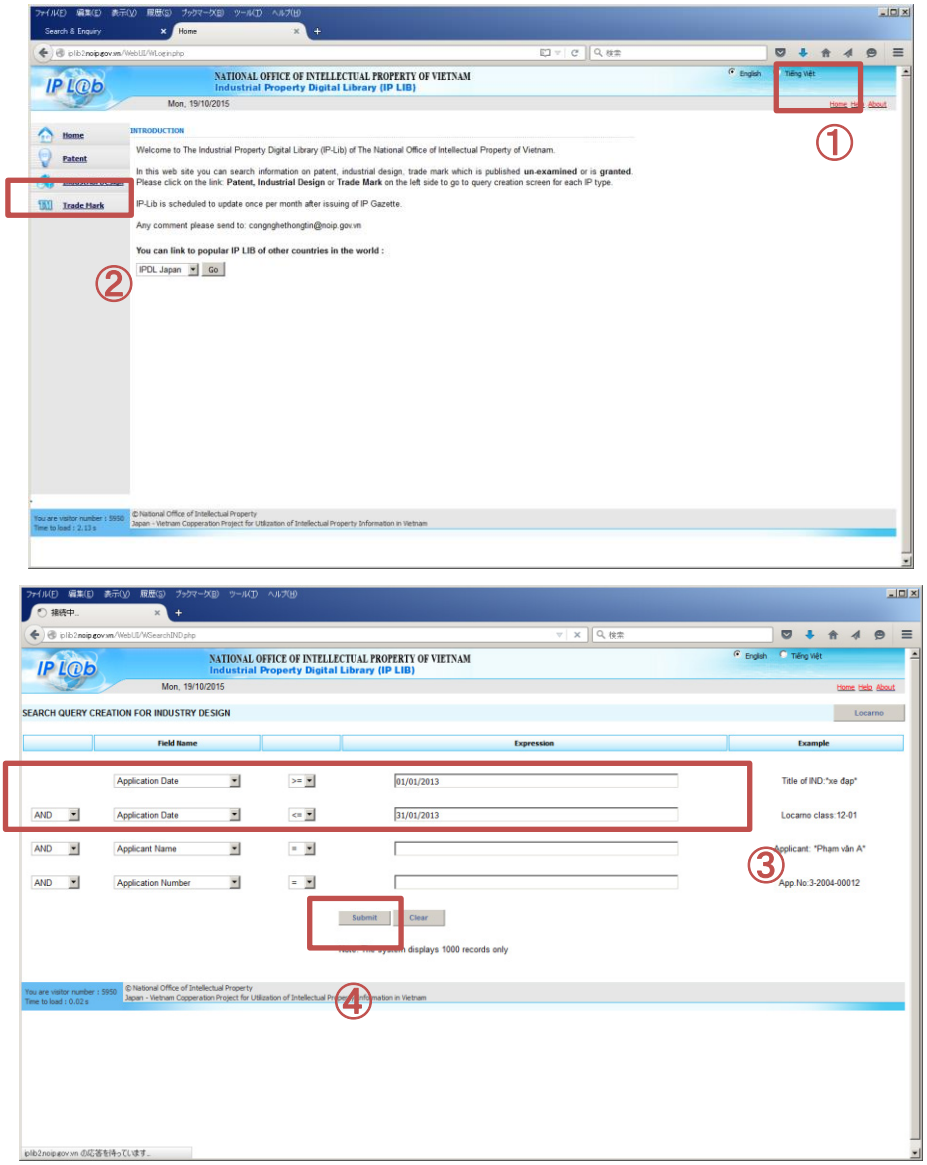

図 III-61　公報検索サイト（ベトナム）

(b) 検索結果

- 出願番号（Application No）をクリック。（①）
- 各図面と書誌情報は別々に表示される。
  - Drawings：図面
  - Main Biblio：主な書誌情報
  - Applicant / Right Holder Name: 出願人・権利者名
  - Author：創作者
  - Legal Status:経過情報

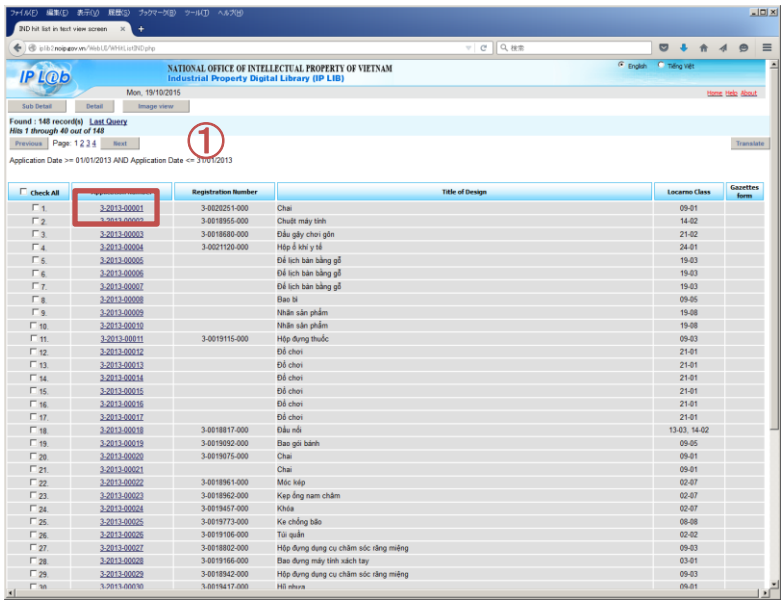

図 III-62 検索結果

② 意匠公報検索（２）

- 使用データベース：National Office of Intellectual Property of Vietnam
  （http://www.noip.gov.vn/web/noip/sitemap/en）
- 言語：検索は英語、公報はベトナム語のみ

(a) 検索方法

- IP Gazettes をクリック。
- 2009 年 5 月から現在までの公報のダウンロードが可能。

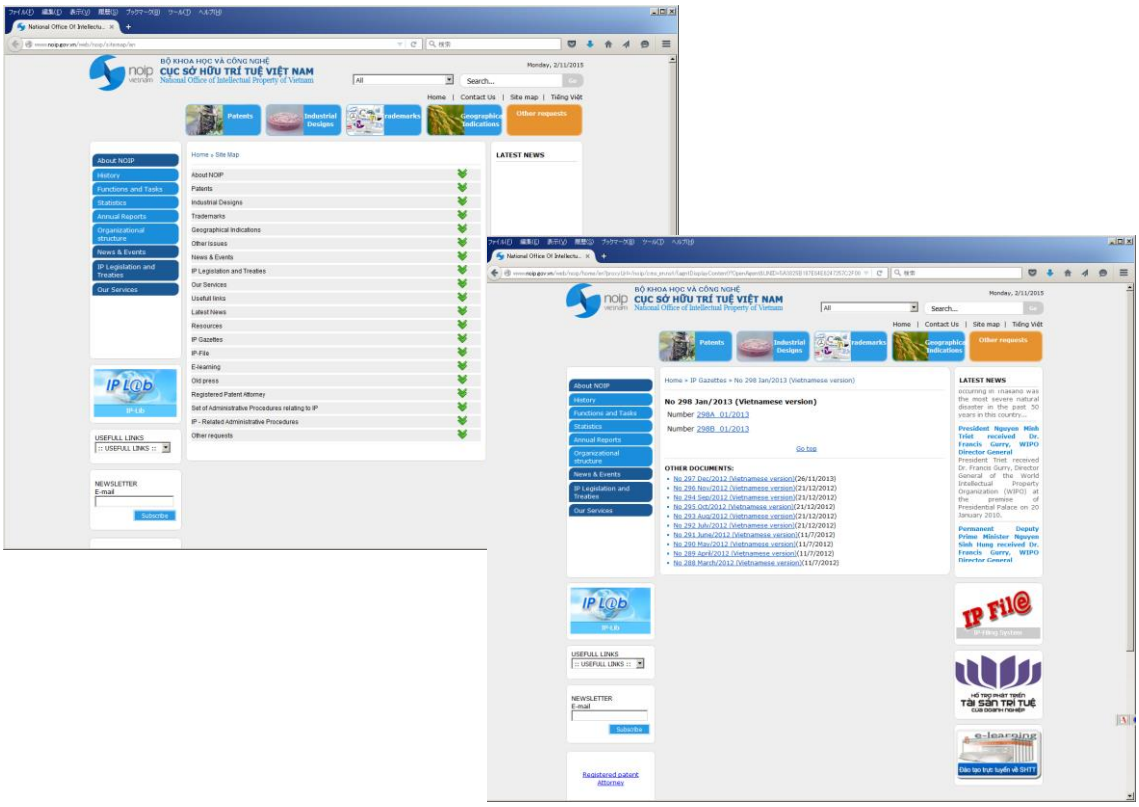

図 III-63　公報検索サイト（ベトナム）

(b) 検索結果

- 他の産業財産権の公報とまとめて掲載。
  （意匠は公開公報と登録公報とがある）
- 言語はベトナム語のみ。テキスト選択可能。

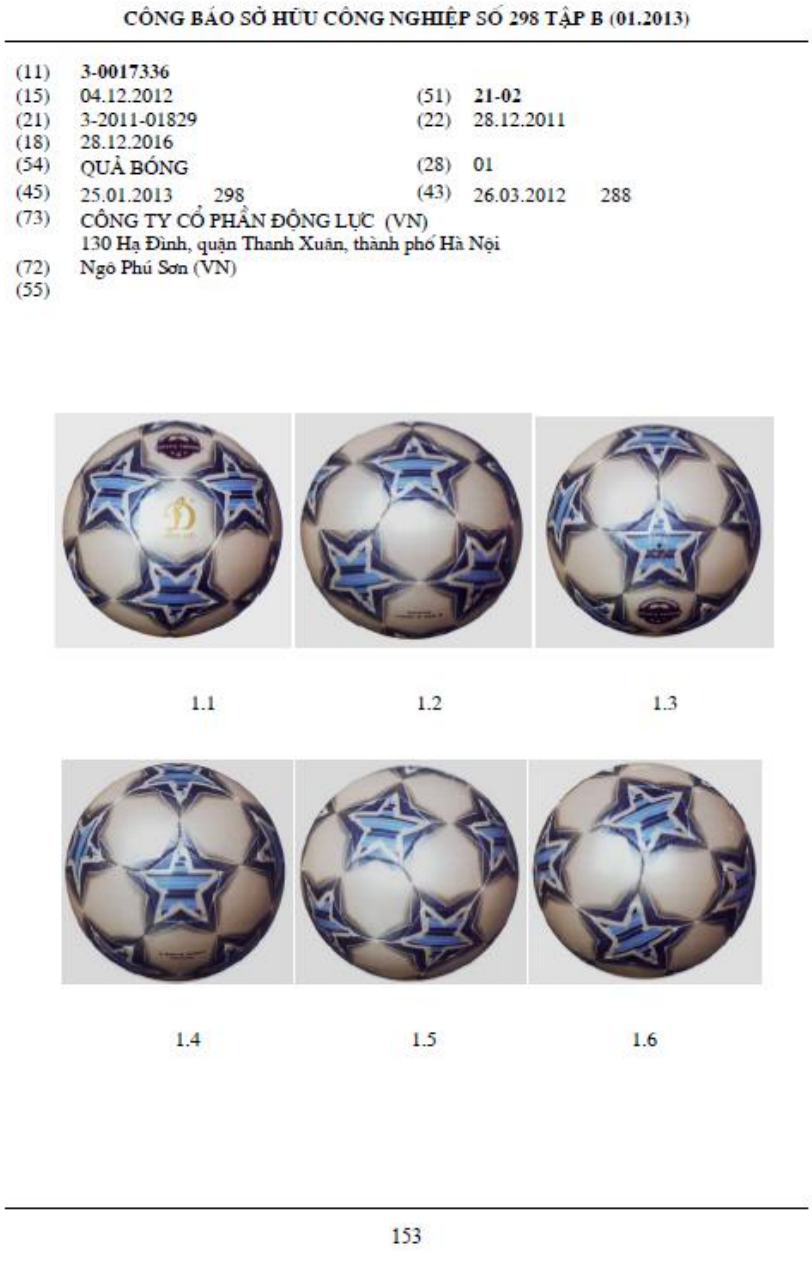

CÔNG BÁO SỞ HỮU CÔNG NGHIỆP SỐ 298 TẬP B (01.2013)

(11) **3-0017336**
(15) 04.12.2012 (51) **21-02**
(21) 3-2011-01829 (22) 28.12.2011
(18) 28.12.2016
(54) QUẢ BÓNG (28) 01
(45) 25.01.2013 298 (43) 26.03.2012 288
(73) CÔNG TY CỔ PHẦN ĐỘNG LỰC (VN)
130 Hạ Đình, quận Thanh Xuân, thành phố Hà Nội
(72) Ngô Phú Sơn (VN)
(55)

1.1 1.2 1.3

1.4 1.5 1.6

153

図 III-64　検索結果例（意匠登録公報）

表 III-50　検索結果表示上で入手できる情報

INID コード	項目名	公開公報	登録公報	備考
(11)	※表示なし	○	○	
(15)	※表示なし		○	
(51)	※表示なし	○	○	
(21)	※表示なし	○	○	
(22)	※表示なし		○	
(28)	※表示なし	○		
(18)	※表示なし		○	
(54)	※表示なし	○	○	
(45)	※表示なし		○	
(43)	※表示なし	○	○	
(71)	※表示なし	○		
(73)	※表示なし		○	
(72)	※表示なし	○	○	
(74)	※表示なし		○	
(55)	※表示なし	○	○	

（vi） シンガポール

① 意匠公報検索

- データベース名：シンガポール公報検索サイト
  （https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=DS）
- 言語：英語

(a) 検索方法

- Search and Enquiry で Design を選択（①）
- Simple Search を選択（②）
- Search Type で IP を選択（③）
- Search Category で Designs にチェックボックス（④）
- 検索条件を入力する（⑤）
- Filing Date：期日を入力 DD/MM/YYYY（例 03/10/2015）（⑥）
- Search で実行
- ※検索結果は 100 件単位で表示可能。

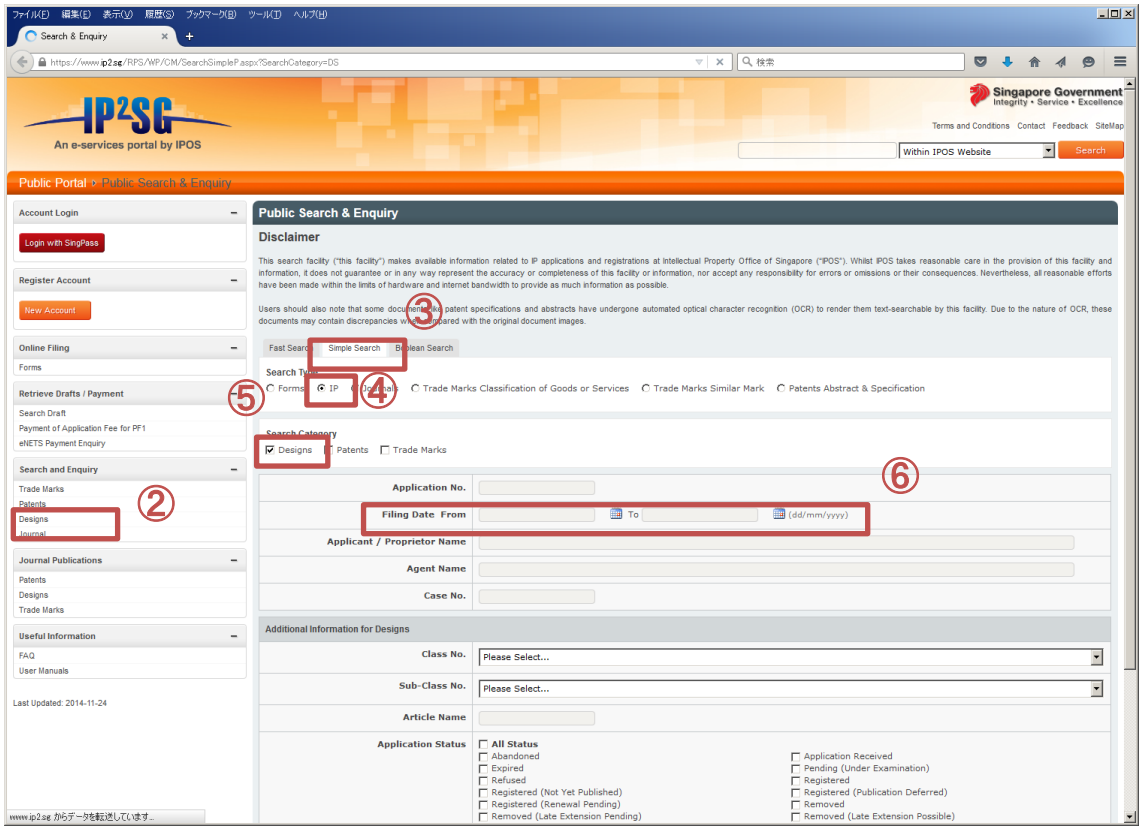

図 III-65　公報検索サイト（シンガポール）

(b) 検索結果

- 出願番号（Application No）をクリック（①）
- 書誌情報が表示される。ウェブ閲覧サイト上の書誌情報は PRINT をクリック。（PDF 作成ソフトで PDF 化等）（②）
- 画像は View Image(s)をクリック（③）

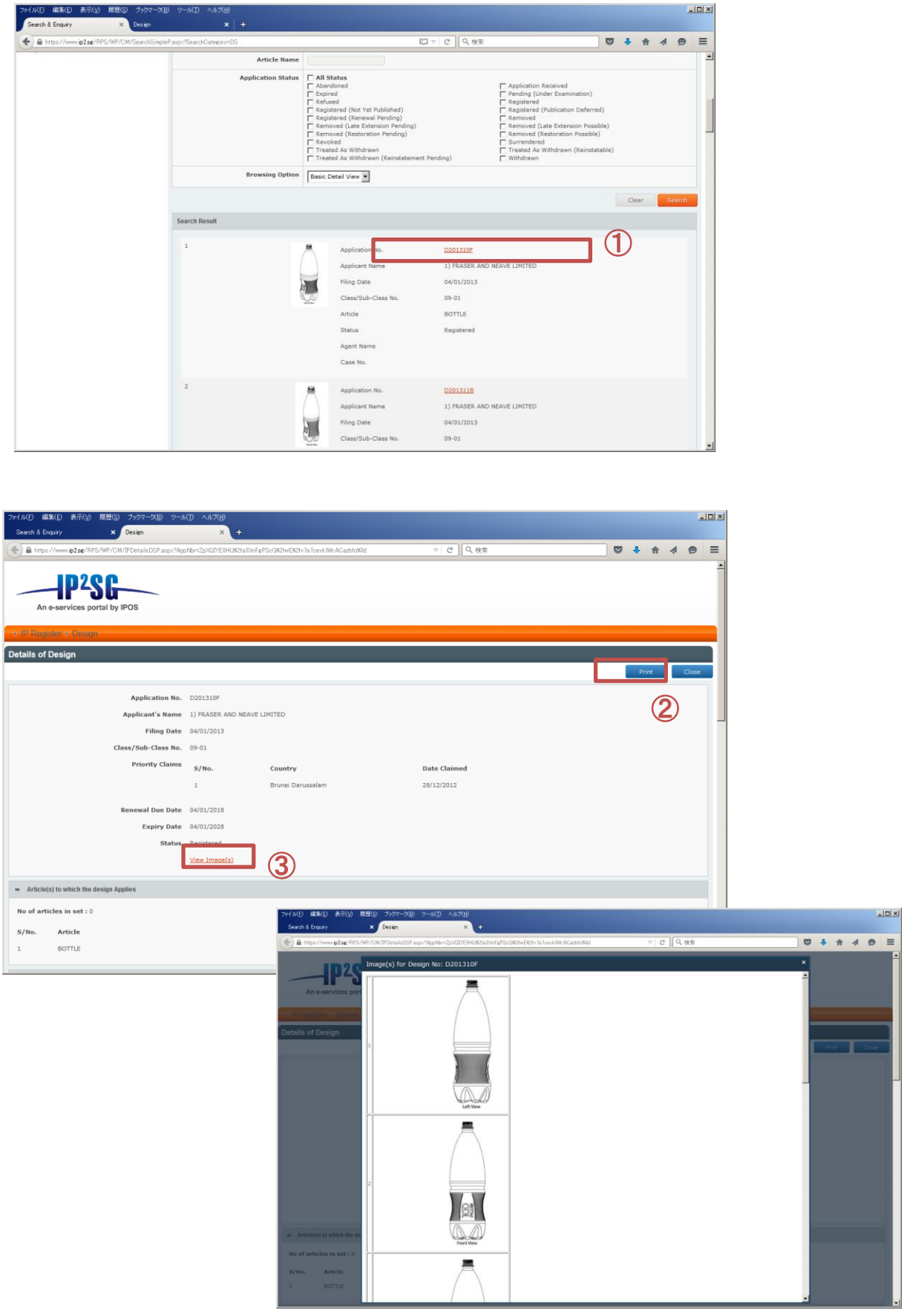

図 III-66　検索結果例

IV. 我が国企業の ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題

１． アンケート調査

ASEAN 諸国における意匠登録状況＜2013 年＞の調査研究結果を踏まえ、調査対象国（ASEAN 諸国グループ A）の登録件数上位の国内企業からバランス良く対象者を選定し、アンケート調査を実施した。

＜調査内容＞

- ASEAN 諸国等における制度、手続、権利行使、訴訟等に関する問題
- ASEAN 諸国等における冒認意匠出願被害
- ASEAN 諸国等におけるデザイン模倣被害
- その他、ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題

（１） アンケート調査実施概要

(i) アンケート対象者

アンケート調査対象者は、以下の要領で 58 者選定した。

① 日本企業出願人（企業）の抽出

公開情報調査結果から調査対象各国で意匠登録実績のある出願人を以下の基準で抽出し、日本企業の出願人とみなした。

- 国コード【JP】が付与されている
- 出願人名称（企業名称）から明らかに日本企業と判断できる
- 出願人居住所に日本法人の住所が記載されている

上記、日本企業とみなした出願人の意匠登録件数を各国別に再集計し、一定件数以上意匠登録がある上位出願人（企業）を各国別に 10～15 者程度抽出した。なお、各国公報記載の出願人名称には表記揺れがあることから、公報記載の居住

所を元に名寄せを行った。

名寄せ後に調査対象各国 10～15 者、計 6 か国分（70 者程度）を再集計し、個人及び法人の海外拠点を除外し、かつ同一グループに属する企業等を除外して上位 58 者を抽出した。

（ii） アンケート調査項目

上記の調査内容に基づき、ASEAN 諸国等における意匠制度の諸問題を把握するための具体的なアンケート項目として、以下を設定した（本アンケート調査で実際に使用した質問票は資料編を参照）。

① 質問群Ａ（ASEAN 諸国等における制度、手続に関する設問）

- 製品製造・流通・販売国・地域
- 出願先国・地域
- ASEAN 諸国への意匠出願目的と期待する効果
- ライセンス状況
- 意匠出願管理体制
- 意匠出願手続上の問題点

② 質問群Ｂ（ASEAN 諸国等におけるデザイン模倣被害の実態）

- 模倣品・類似品の発生状況
- 模倣品・類似品への対処とその効果

③ 質問群Ｃ（ASEAN 諸国等における冒認意匠出願被害の実態）

- 冒認意匠出願被害の発生状況
- 冒認意匠出願被害の対応と効果

④ 質問群Ｄ（ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題）

- ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題

（２） アンケート調査結果

（i） ASEAN 諸国等における制度、手続

① 事業展開先と意匠出願

事業展開先と意匠出願先国・地域については、いずれもほとんどの回答者が本調査の A グループの 6 か国のほとんどを事業展開先と意匠出願先国･地域の両方を選んでおり、大きな差がでなかった。

この結果から、進出企業の多くは ASEAN 各国をひとまとまりの地域として考えていること、また ASEAN 地域全体に展開し、その結果意匠出願も複数の国で出願している傾向があることが窺えた。

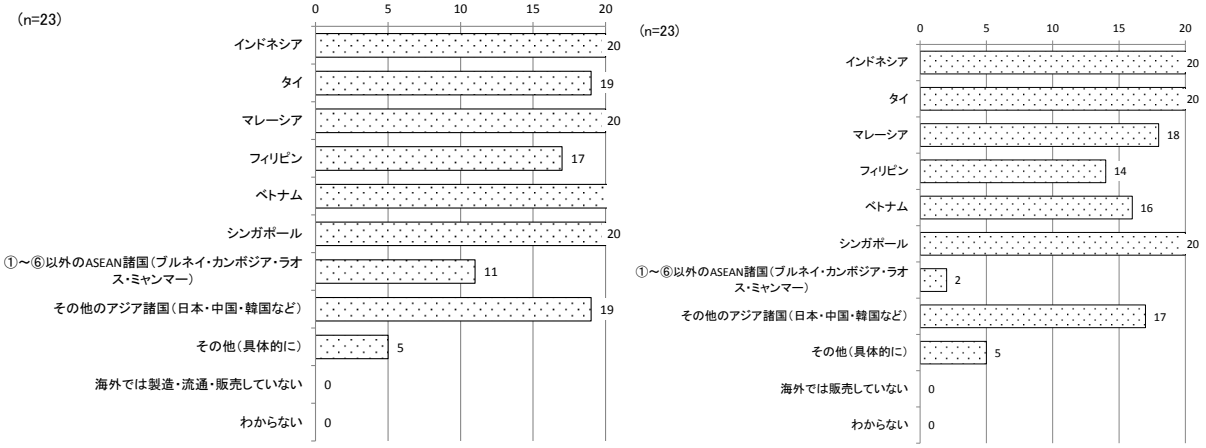

図 IV-1 事業展開先（左、複数回答）と出願先国・地域（右、複数回答）

② 意匠出願の目的

意匠出願の目的は模倣品対策、他社へのけん制、信頼性確保、ブランド形成の順である。けん制も含め、特に模倣品対策を重視していることが分かる。

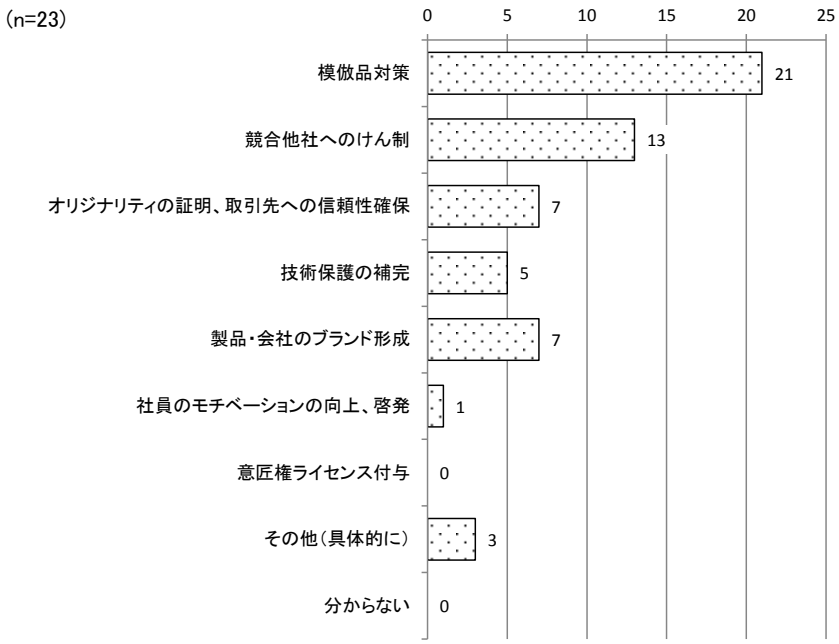

図 IV-2　意匠出願の目的（複数回答）

③ ライセンス

意匠権のライセンス先は自社の関連会社がほとんどで、社外へのライセンスは限られている。

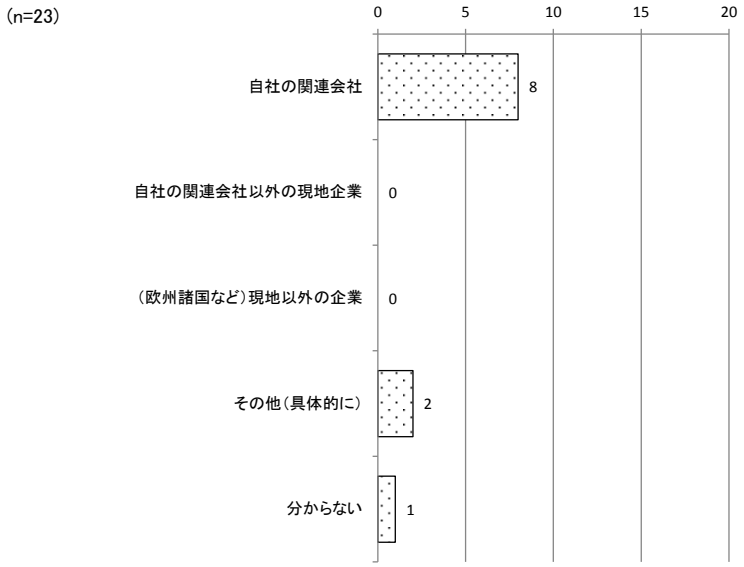

図 IV-3　ライセンス付与状況

④ 意匠出願管理体制

内外の弁理士事務所・法律事務所の活用が進んでいる。調査や図面制作の外部化に関しては、本アンケートの回答者に関して言えばあまり積極的でない。

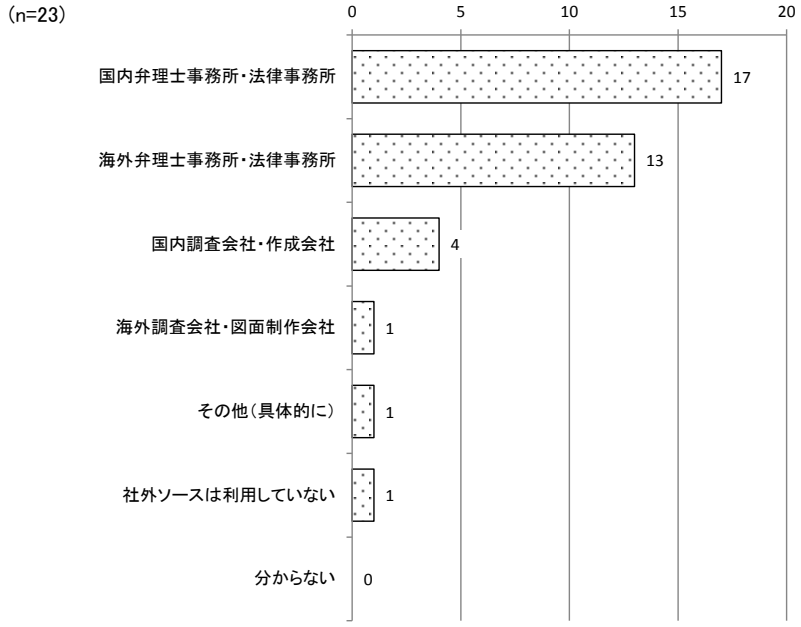

図 IV-4　社外リソースの利用状況

⑤ 意匠出願手続上の問題点

「問題点は特にない」が最も多い回答となった一方で、費用の問題、処理の迅速化の問題、審査の安定性の問題といった点に関しての指摘が得られた。

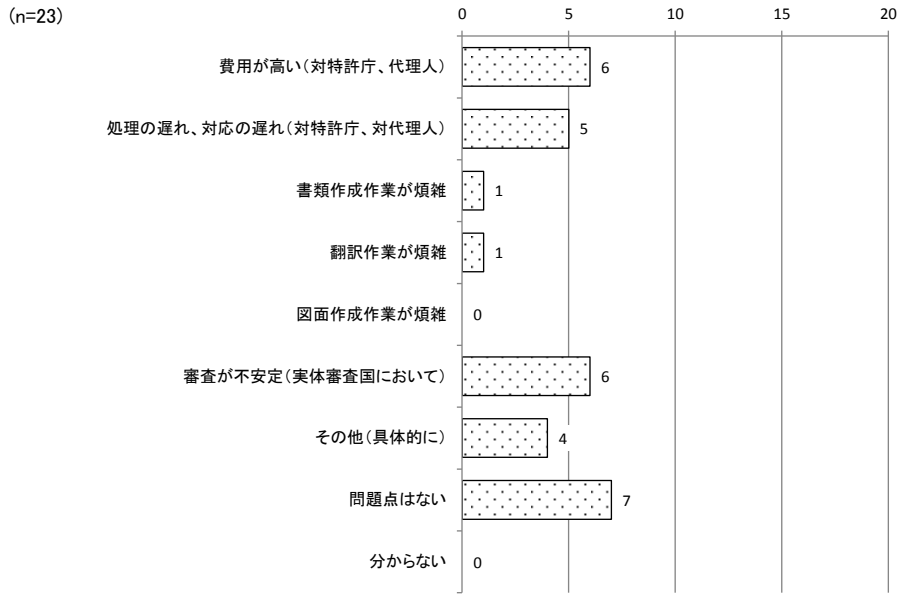

図 IV-5　意匠出願手続上の問題点

（ii） ASEAN 諸国等におけるデザイン模倣被害の実態

① 模倣品・類似品の発生状況

中国を含む「その他のアジア諸国」ほどではないものの、ASEAN 諸国でも模倣品・類似品が多く出回っているという結果となった。ASEAN 諸国の中でインドネシア・タイ・マレーシアでの発生が多く、それ以外の国とは大きな違いが見られた。

また、「その他」の回答のなかにはアフリカや南米などの国も含まれ、模倣品・類似品の発生はアジアに限らず広がっていることが把握された。

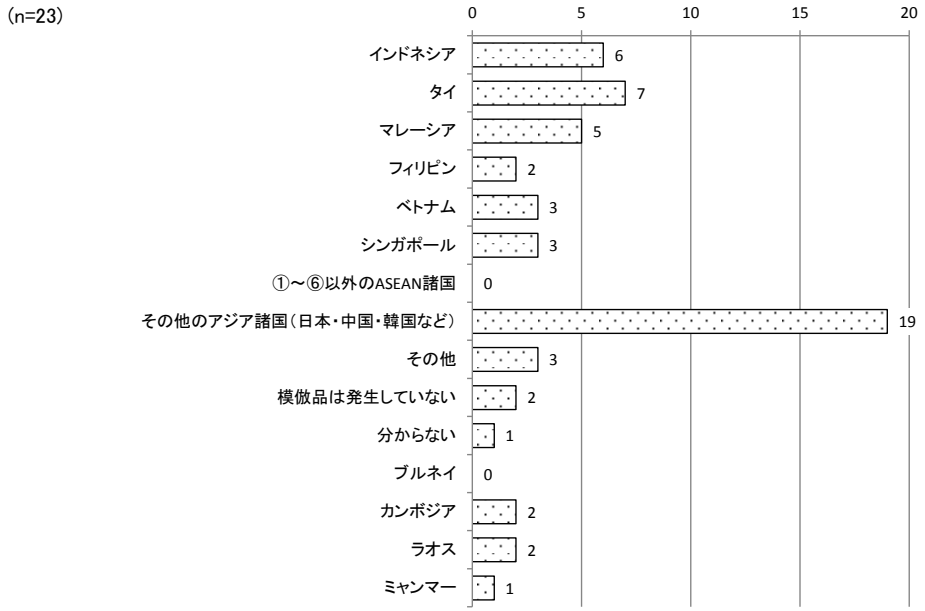

図 IV-6 模倣品・類似品の発生状況

② 模倣品・類似品の対応と効果

ここでは実際に行った対応とその効果に関してクロス集計を行っている。

まず、対応として最も多いのは市場での行政的措置で、次いで税関での水際取りしまり、意匠権に基づく警告という順で続いている。

しかし成果については「おおむね有効である」という回答は多くなく、「一部有効であった」という回答が多いことから、いずれの対応においても当初想定していた成果を実際に得るのは難しいという状況が窺えた。

また、産業財産権に基づく警告・提訴等について、意匠権以外と比較すると意匠権がほぼ同じ程度の頻度で活用されていることが分かる。

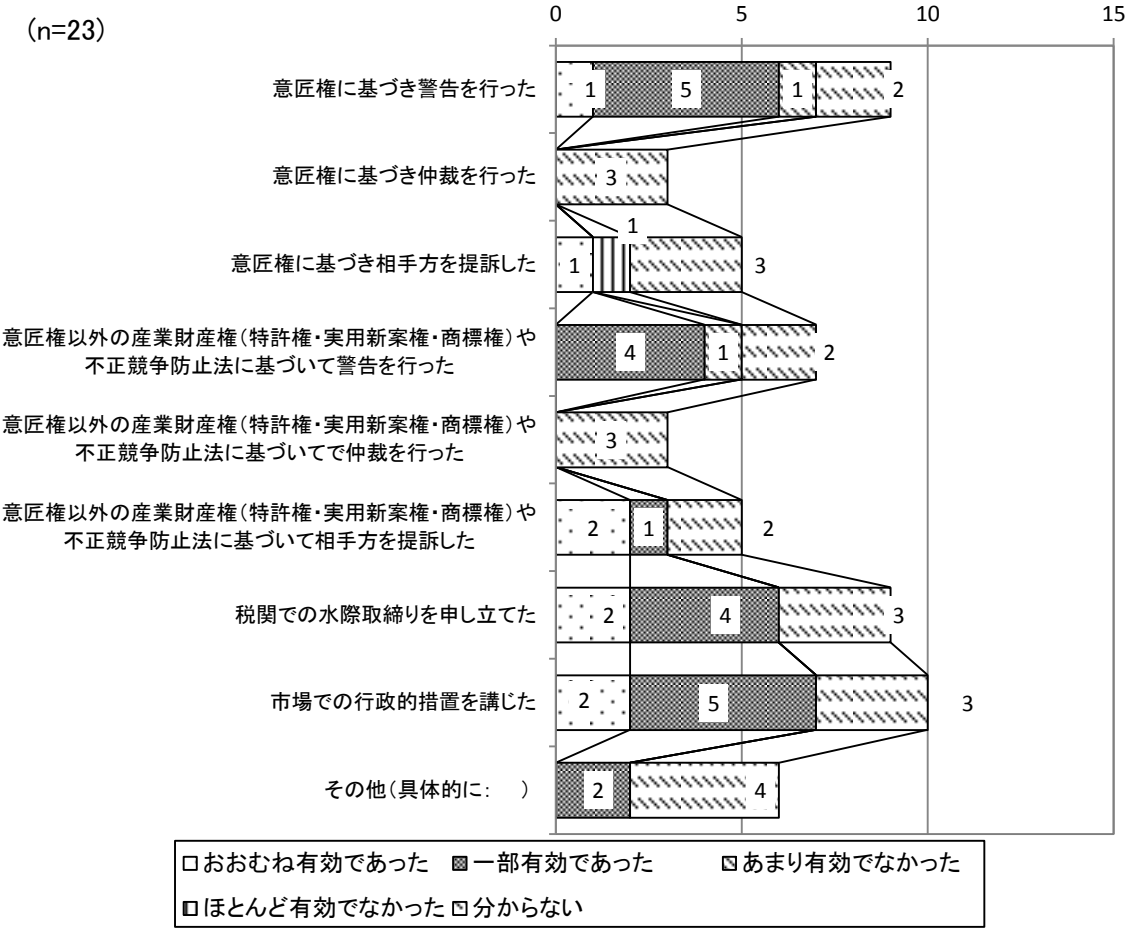

図 IV-7　模倣品・類似品への対応と効果

（iii） ASEAN 諸国等における冒認意匠出願被害の実態

① 冒認意匠出願被害の発生状況

自社のデザインを他人が勝手に出願してしまう冒認出願については、回答者の2割以上に経験がある結果となった。しかし冒認出願が多くみられるのは中国でであり、ASEAN 諸国では1件のみであった。

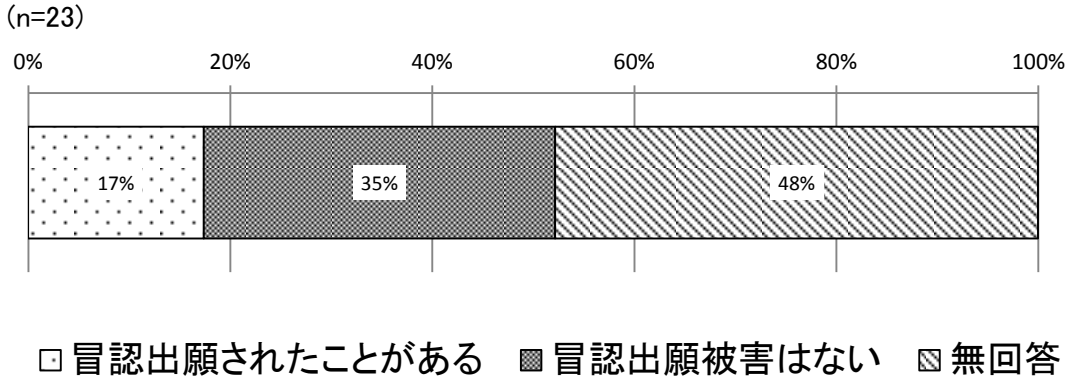

図 IV-8 冒認意匠出願被害の有無

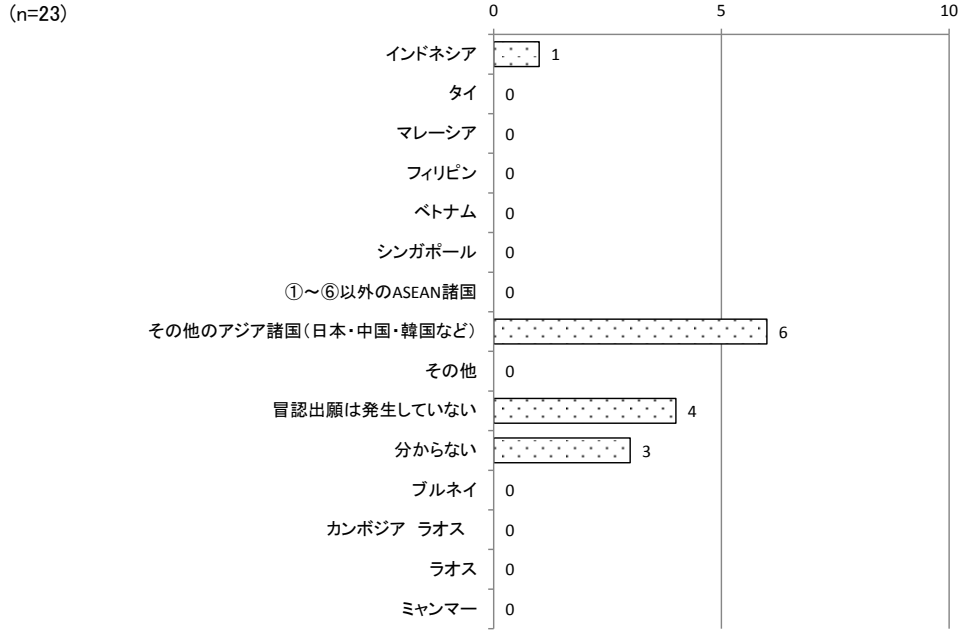

図 IV-9 冒認意匠出願被害の発生した国・地域

② 冒認意匠出願被害の対応と効果

冒認出願に対する対応としては、その権利を無効にするための無効審判請求が一般的である。

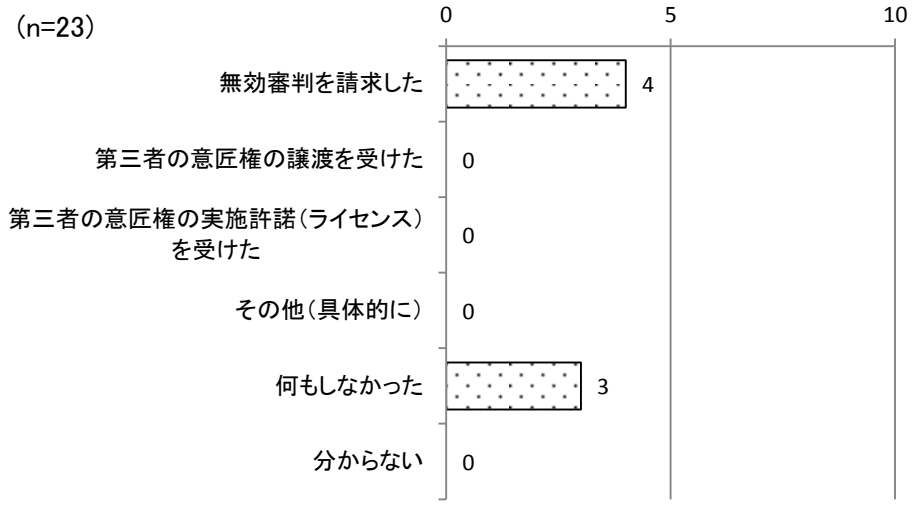

図 IV-10　冒認意匠出願被害の対応と効果

（iv） ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題

その他、ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題に関して、自由回答から以下のような意見が得られた。

① 制度の整備の問題

- 法制度が確立していない国がある。
- ミャンマーには意匠制度がないので早急な制度の立ち上げを求める。
- 出願の公開延期制度がない。

② 出願上の問題

- フィリピンにおいて、創作者から出願人への譲渡証への公証が必要、手続に手間と費用がかかる。
- タイにおいて、登録までに時間がかかりすぎる。

- 審査基準が不明確。日本での審査結果の影響度が大きい。
- マレーシア、シンガポールでは、バンパーなどのスペアパーツについて、意匠登録が認められない。

③ 情報整備及び提供の問題

- 出願情報や公報類の整備が望まれる。
- 模倣品対策の実務に関する情報が圧倒的に少ない。例えば、行政機関による意匠権に基づく摘発の可能性、意匠権侵害について刑事罰の存在の有無及び実際に適用される可能性など。
- 裁判や行政取締りなど、紛争解決手段がしっかりしているかが不明。意匠権で模倣品を取り締まる際に、すぐ解決へと向かえるのか疑問。解決に何年も長い時間を要するイメージがある。

２．　ヒアリング調査（事例調査）

本章では、ASEAN 諸国等に積極的に意匠出願を行っている国内企業 10 者を公開情報調査結果及び前述のアンケート調査の回答状況から抽出し、ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題を把握するために実施したヒアリング調査調査結果に基づいて分析・整理した。

＜調査内容＞

- ASEAN 諸国等における制度、手続、権利行使、訴訟等に関する問題の具体的事例
- ASEAN 諸国等における冒認意匠出願被害の具体的事例
- ASEAN 諸国等におけるデザイン模倣被害の具体的事例
- その他、ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題の具体的事例

（１）　ヒアリング調査実施概要

(i)　ヒアリング調査項目

上記の調査内容に基づき、ASEAN 諸国等における意匠制度の諸問題を把握するための具体的なヒアリング項目として、以下を設定した。

表 IV-1　ヒアリング調査項目

大項目	中項目	小項目
１．ASEAN 諸国等における制度、手続について	（１）事業展開先（製造、流通、販売）	● 製品の製造・流通・販売国/地域、事業展開先と意匠出願の関係
	（２）出願先国・地域	● 出願先国・地域（ASEAN6 か国、その他）
	（３）出願の目的と達成度	● 意匠出願の目的（各国・地域における目的の違い）、期待をする効果、効果の実現度
	（４）意匠出願・管理体制	● ASEAN 諸国等の出願・管理担当人数 ● 現地代理人の活用状況（活用する／しない理由）、現地代理人活用の問題点 ● 出願手続における問題点
２．ASEAN 諸国等におけるデザイン模倣被害の実態	● 模倣された製品、模倣品・類似品が発生した国・地域、時期、具体的な被害の状況 ● 対処策、対処方法の有効性と問題	
３．ASEAN 諸国等における冒認意匠出願被害の実態	● 冒認出願された製品、冒認出願が発生した国・地域、時期、具体的な被害の状況、 ● 対処策、対処方法の有効性と問題	
４．ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題	● 法制度・商習慣・文化・言語の各観点からの意匠保護上の問題点 ● 上記以外の観点に関する具体的な事例	

（ii） ヒアリング調査対象者選定方法

ヒアリング対象者（10 者）は、以下の要領で選定した。

① 日本企業出願人（企業）の抽出（再掲）

公開情報調査結果から調査対象各国で意匠登録実績のある出願人を以下の基準で抽出し、日本企業の出願人とみなした。

- 国コード【JP】が付与されている
- 出願人名称（企業名称）から明らかに日本企業と判断できる
- 出願人居住所に日本法人の住所が記載されている

上記、日本企業とみなした出願人の意匠登録件数を各国別に再集計し、一定件数以上意匠登録がある上位出願人（企業）を各国別に 10～15 者程度抽出した。

なお、各国公報記載の出願人名称には表記揺れがあることから、公報記載の居住所を元に名寄せを行った。

名寄せ後に調査対象各国 10～15 者、計 6 か国分（70 者程度）を再集計し、個人及び法人の海外拠点を除外して上位企業を抽出した(ここで抽出した意匠登録件数上位企業がアンケート調査対象企業である)。

抽出した 50 者程度の意匠登録上位者のうち、以下の基準について基づいて 10 者に絞り込みヒアリング対象者とした

- 意匠登録件数上位者から単純に 10 者を抽出するのではなく、①調査対象各国で比較的均等に意匠登録がある企業、②特定の国に集中して意匠登録がある企業を重視して抽出した。
- 分野や企業規模など、可能な範囲で考慮した。
- 本調査の調査対象年は 2013 年（公報発行年）であるが、2013 年に登録実績がなくとも過去に ASEAN 諸国等で意匠登録実績がある企業も対象とした。

表 IV-2　ヒアリング対象企業一覧（10 者）

No.	企業 ID
1	A 社
2	B 社
3	C 社
4	D 社
5	E 社
6	F 社
7	G 社
8	H 社
9	I 社
10	J 社

（iii）　ヒアリング調査の実施方法

ヒアリング調査は事前に調査項目を対象者に送付し、訪問による対面調査で行った。所要時間は 1～1.5 時間程度を設定した。調査主担当者によるインタビュー形式で、企業側の意匠権の海外出願に直接関わる実務担当者、模倣品対策の担当者にヒアリングを実施した。

（２） 各国別の傾向（概要）

本ヒアリング調査を通じて得た ASEAN 諸国等における意匠保護上の問題に関する傾向の概要を示す。

（i） ASEAN 諸国等全般

各社とも、ASEAN 諸国を重視する傾向が見られた。意匠登録においては、手続きが地域で統一されておらず多様であることが問題であると感じている企業が多く見られた。手続きが他の国よりも遅いことを言及する企業も見られたものの、逆に問題と感じていない企業も見られた。

- ASEAN 諸国等への意匠出願が重視されつつある。ASEAN 地域への市場の拡大に伴って、当該地域を販売・生産の主要国として位置づけている。
- ASEAN 諸国等への意匠出願の主な目的は模倣品対策である。模倣品の発生は中国から ASEAN 諸国等にも広まりつつあり、模倣品対策として、生産拠点のある国及び周辺各国において意匠出願を行う企業も見られる。また、市場の将来性を見込んだ出願も行われている。
- ASEAN 諸国全般で出願から登録に至るまで全般的に時間を要する。特にタイでの出願から登録にいたるまでの期間が非常に長いと各社から指摘がある（数年を要するケースもある）。
- 原語による出願書類の提出（インドネシア）、その他各種書類（委任状、譲渡書、宣誓書）の提出が求められる国もある。特にフィリピンでは譲渡書の提出には創作者本人が公証人の前でサインをする必要がある。
- 各国の図面要件が統一されていない、各国における審査基準や権利保護期間等が共通化されていない等、知財管理面で懸念の声が聞かれる。
- 模倣品の発生は中国のみではなく ASEAN 諸国等にも拡大している。侵害品も単なるデッドコピーから進化しつつあり、意匠権を回避する様な侵害品も登場している。
- 現在、中国と ASEAN 諸国等の多くの国とがハーグ協定に加盟していないことから、各国毎に直接出願をしている状況である。そのため、手続面・費用面ともに負担であるという回答が多く聞かれた。
- 中国及び ASEAN 諸国等でビジネスを行う企業の中には、将来的にハーグ協定に ASEAN 諸国が加盟したら利用したいという意向もある。

(ii) インドネシア

- ASEAN 諸国等の中では出願先国として選択される頻度が高い。主な理由は模倣品対策である。
- インドネシア語での出願書類の提出が必須とされる。また、出願から登録に至るまでに時間がかかる。
- ローカル嗜好を意識した製品・デザイン開発を行っている企業もある。

(iii) タイ

- ASEAN 諸国等の中では主要な生産拠点の出願先国として選択される。主な理由は模倣品対策である。
- 出願から登録に至るまでに多大な時間を要する（出願書類が電子化されていない、審査が遅い等の指摘あり）。権利期間は出願から 10 年であるにも関わらず、出願から 5 年経過後に登録に至るケースも見られる。この点については改善が進んでいるという意見と、進んでいないという意見が両方あった。

(iv) マレーシア

- ASEAN 諸国等の中では主要な生産拠点の出願先国として選択される頻度が高い。主な理由は模倣品対策である。
- 近年、模倣品の発見が多いという指摘があった。

(v) フィリピン

- 出願時の図面要件にシェーディングの指示がある。
- 委任状、譲渡書、宣誓書の提出に社印や代表印も必要なケースもあり手間である。譲渡証の提出の際には創作者が公証人の目の前でサインをする必要がある。

（vi） ベトナム

- ASEAN 諸国等の中では主要な生産拠点の出願先国として選択される頻度が高い。
- 問題と考えられる個別の事例については、対象企業から言及されることはなかった。

（vii） シンガポール

- ASEAN 諸国等の中では流通拠点として重要視され、それに伴い出願先国として選択されることが多い。
- 問題と考えられる個別の事例については、対象企業から言及されることはなかった。

（３） ヒアリング結果詳細

（i） ASEAN諸国等における制度、手続について

① 事業展開先（製造、流通、販売）

ASEAN諸国は市場及び生産拠点の両方の面で有望であり、多くの企業は積極的に事業活動を進めている。その一方で、一部の企業においては、知的財産のエンフォースメントがまだ十分でないとの懸念から、積極的には計画を進めていない企業も見られた。

- 地域別ではアジアに重点を置いている。大きな柱とすべく投資している【Ｆ】。
- エンフォースメントが有効ではないと考えられることからASEAN諸国等向けには未だ販売計画が立っておらず、エリアとしてまだ重要視していない【Ｃ】。

② 出願先国・地域

- 生産拠点、販売主要国が出願先国・地域決定の要素である【複数】。
- 各国・地域でのビジネス展開に連動する【複数】。

- シンガポールはアジア地域での販売重要国と位置づけている【Ｂ】。
- タイ、インドネシアは模倣品対策として意匠出願している。その他、アジア地域ではインド、台湾も重視している【Ｂ】。
- ASEAN 諸国等のうち、生産拠点のある国では意匠出願をしている。フィリピンは市場規模が小さいこともあり出願件数も少ない【Ｉ】。
- 市場の将来性を見込み先行的に出願することもある【複数】。

③ 出願の目的と達成度

- 中国や新興国ではデッドコピー防止のために出願している【Ｃ】。
- 意匠制度に期待をする効果は模倣品対策である【複数】。
- 他者による冒認出願を可能な限り未然に防ぐことを目的として意匠出願を行っている【Ｈ】。

④ 意匠出願管理体制

意匠出願・維持管理体制も含めて本社で一括管理する企業が多く、ASEAN 地域を専門とする担当や部門が存在する企業はなかった。一部、現地法人が担当する意匠権を持つ企業も見られた。

海外代理人を活用している企業ではコミュニケーション面での問題は特にないが、費用面での負担を指摘する企業もあった。

⑤ 出願手続上の問題点

複数の回答者から、フィリピンにおける図面要件や書類提出に関し負担を感じるとの意見が得られた。加えて、言語の問題（現地語による創作者表記）や図面のハーモナイゼーションの問題について言及があった。

- フィリピンの図面要件では米国への意匠出願と同様に、シェーディングの指示がある【Ｂ】。
- ASEAN 諸国等では図面要件が統一されていない。また、権利化実務者の立場では、各国の原語による創作者表記が非常に手間であると感じている【Ｄ】。

- 基本的に日本で先に意匠出願を行い、優先権主張して海外出願を行う方針である。しかしながら、日本で出願した図面が海外出願時に利用できないことが頻繁にある【Ｆ】。
- 東南アジアでの出願は現在のところ特に問題ない。以前、タイで「シェーディング・CG が使い物にならない」、「図面が精密ではない」等の指摘があった。最近は特に困ったことはない【Ｆ】。
- 委任状、譲渡書、宣誓書の提出に社印や代表印も必要なケースもあり手間である【Ｉ】。

（ii） ASEAN 諸国等におけるデザイン模倣被害の実態

模倣品は中国で発生することが圧倒的に多く、ASEAN に出回る類似品ももともとは中国製であるという言及が見られた。侵害品も単なるデッドコピーから進化しつつあり、意匠権による保護の限界についての意見も見られた。

- 模倣品は中国が最も多い。最近はマレーシア、タイでも模倣品は増えている（マレーシアには生産拠点がある）【Ｂ】。
- 市場で展開中の製品ではなく、時期や地域が少しずつずれている模倣品がある（他国で展開している製品が別の地域で模倣品として発見された等）。いずれにしても模倣品情報として入手する製品は最新モデルではない【Ｄ】。
- 意匠登録したデザインをさらにカスタマイズした製品や、部品を後付けして販売していることが多くみられる【Ｅ】。
- 模倣品対策から、社内の意匠出願方針を変更したばかりである。当時、模倣品が頻発していたことから対策を講じた。実際の効果が現れるにはもう少しかかると考えている【Ｆ】。
- フィリピンで中国系の模倣業者に意匠権で対応した。最近では意匠権での対策に限界を感じることもある。侵害品もデッドコピーから少しずつ進化してきている。複数の製品を組み合わせた侵害品やカテゴリー変更した侵害品などにより、意匠権を巧妙に回避している【Ａ】。

（iii） ASEAN 諸国等における冒認意匠出願被害の実態

各社とも、ASEAN での冒認出願は少なくとも近年は認識していない。中国での

冒認出願が多く、各企業の冒認出願に対する意識も現段階では中国に傾いている。

- ASEAN では冒認出願を発見していない。過去に中国で発見したことがある。当社が権利を放棄した意匠を登録されていたこともある（製品としては古いものである）【Ｂ】。
- かつては製品形態や製品のラインの保護への対応が遅れていた。そのため、中国の現地企業に冒認出願されて中国国内で販売ができなくなるような事態となったことがある【Ｈ】。
- 特に中国では冒認出願対策の点から先行して意匠登録している【複数】。

（iv） ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題

上述の出願手続きの問題以外に、審査の遅れについて問題視する意見が複数得られた。特に、タイにおいて、権利化までに時間がかかるという意見は多くの企業から見られた。しかし近年それが改善されているとする意見と、改善されていないとする意見と両方見られた。

エンフォースメントについては、一部の企業からは有効性を問題視しており、そのゆえに積極的な活動をしていないとの意見もあったが（再掲）、すでに積極的に市場参入を果たした企業からは有効性を問題視する意見は特段得られなかった。

- タイでは出願から登録に至るまでが非常に遅く、数年を要する【複数】。
- 先進国なら 6 カ月で登録であるところをタイでは 1 年～1 年半ぐらいかかる。それでも以前に比べて良くなった。かつては 5 年前、6 年前の出願が登録されることがあった。最近は、遅くとも 3 年程度で登録がなされる【Ｆ】。
- タイは権利期間が 10 年である。しかし、権利化までの期間が非常に遅く出願から 5 年経過後に登録になるケースもある。当社の製品は毎年デザインを変更しているので、5 年後に権利取得しても効果は低い【Ｉ】。

- フィリピンでは譲渡証に公証が必要とされ、創作者が公証人の目の前でサインをしなくてはいけない【Ｂ】。
- 各国における審査基準や権利保護期間等が共通化されていないこともあり知財管理面で懸念がある【Ｈ】。

- 将来は、意匠制度が整備される東南アジア等の新興国で、出願件数を増加させたい意向である【Ｅ】。

（v） ハーグ協定加盟の影響

日本がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加盟したものの、ASEAN 諸国内の加盟国は限られており、ハーグルートによる出願を行った経験のある企業においてもASEAN 域内の加盟国を指定国とした出願は今のところ行っていない。

- 中国や ASEAN 諸国等といった模倣品対応すべき国々が現在ハーグ協定に未加盟であるり利用するメリットがない【複数】。
- 意匠出願の手間や費用面の観点から、中国や ASEAN 諸国等がハーグ協定に加盟すると望ましい【複数】。
- コスト面でのメリットはあると思われるが、今後、利用するのであれば他の観点において問題点がないか精査は必要である。ビジネスエリアと加盟国メンバーのエリアが一致するとよい【Ａ】。
- ASEAN 諸国等には直接出願しているが、これらの国々が加盟し、出願手続きが一括で可能になるのであれば活用を積極的に検討したい【複数】。

V. 総合分析

１． 本調査のまとめ

II～IV までの調査を通じて、以下の内容が把握できた。

（１） ASEAN 各国の最近の意匠登録動向の横並びでの整理

ASEAN のうち 6 か国（インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール）を対象に、横並びで最近の意匠登録動向を把握した。

件数については審査の有無とは関係ないこと（むしろ無審査国より審査国の方が登録件数が多い）、さらに各国で意匠登録の多い分野が大きく異なっていることが把握できた。インドネシアは F グループ（事務用品及び販売用品）と B グループ（衣服及び身の回り品）、タイは D グループ（住宅設備用品）と G グループ（運輸又は運搬機械）、マレーシアは C グループ（生活用品）と G グループ、フィリピンは M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）、ベトナムは F グループ（事務用品及び販売用品）、シンガポールは B グループの登録が多く、それぞれの国の産業の状況と関係が深いことが示唆される結果となった

出願人別に見た場合、内外出願人の割合が国によって大きく異なることが把握できた。インドネシア・タイ・フィリピン・ベトナムは全体の 6 割以上、シンガポールも約半数近くが内国出願人による登録であるのに対し、マレーシアでは内国出願人による登録はどの外国より多いものの、比率としては 30%弱にとどまっており、他国との違いを浮き立たせることになった。

第２位は６か国とも日本であり、相対的に見て日本企業は ASEAN 諸国の意匠制度を積極的に活用している状況が明らかになった。

（２） ASEAN 知財庁への登録意匠公報の審査資料としての適性の程度の評価

６か国の意匠登録図面を対象に、日本の特許庁の審査資料として用いるのに適性があるかどうかを判断し、比較した。

各国の知財庁における制度の違いや物品の違いにより、審査資料としての図面の適性の程度が大きく異なっており、さらにこれらの違いによって、分類（日本意匠分類・ロカルノ分類）や出願人居住国による違いが生じていることが示唆された。

知財庁における制度の違いは、各知財庁が要求する図面の水準に依拠したものである。６面図を要求する日本の審査基準に照らし合わせた場合、ベトナムを除き多くの庁の出願図面で図面が不足しており意匠の特定ができないため、ベトナムとベトナム以外の国とで審査資料としての適性の程度に大きな違いが生じることになった。また、多意匠一出願を認めている知財庁に対しては、色違いなど複数の意匠をまとめた出願も多く、このような出願は日本国特許庁では意匠の特定が不可能とされるため、その影響も見られた。

審査資料に資さない理由としては「意匠の特定が不可能」及び「意匠が不鮮明」の理由がほとんどで、それ以外の理由は、ほぼ見られなかった。特に、汎用製品をそのまま出願したものや、有名なキャラクター等からなる等の審査資料に資さないと考えられる意匠はほとんど見られなかった。

（３）　意匠制度の有効性の評価

アンケート及びヒアリングを通じて、ASEAN諸国における意匠保護の実態について把握した。

意匠出願の主な目的は模倣品対策であり、中国から流れてくる模倣品や類似品を抑えることを重視していることが把握できた。

意匠権の有効性に関しては、デッドコピーを抑えるのには有効であっても、類似の範囲までの権利の有効性が不確かであり、わずかに変更した模倣品まで有効かについて問題意識を持つ回答が複数得られた。

また、ASEAN各国に対する問題点としては、知財庁での審査の進捗の遅さ、譲渡書等の特定の書類準備のための時間とコスト、審査の安定性、及び手続きの不統一性について言及する意見が見られた。加えて、エンフォースメントに関して実務上の視点での情報提供を求める意見が得られた。

２． ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題に関する今後の研究課題

本調査を通じて得られた ASEAN 諸国等における意匠保護上の諸問題を踏まえ、今後以下のような研究を進めていくことが望ましい。

（１） ASEAN 諸国のハーグ協定ジュネーブ改正協定加盟促進に向けての調査研究

ハーグ協定ジュネーブ改正協定へは、現在のところ ASEAN 諸国のうちシンガポール・ブルネイの２か国のみ加盟している。

より多くの ASEAN 諸国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加盟すれば、ハーグルートでの意匠出願が増える可能性があるという意見がある(ヒアリングより)ことから、今後の ASEAN 域内加盟国増加を促進するための施策や、日本国内の企業がハーグルートを通じて ASEAN 諸国への意匠出願を増加させるための啓発活動の在り方について検討する必要がある。

（２） ASEAN 諸国における意匠制度ハーモナイゼーションの動向

ASEAN 諸国の市場の一体化が進み、企業も ASEAN 地域を一体として捉える中、ASEAN 各国の意匠制度が統一されていないことが、意匠出願において出願人に大きな負担をかけていることが分かった(アンケート・ヒアリングより)。ASEAN 市場が拡大する中、今後、影響が大きくなっていく可能性もある。各国の意匠制度のハーモナイゼーションをより積極的に進めるための施策の在り方について検討する必要がある。

（３） ASEAN 地域における模倣品・類似品保護の実態調査

ASEAN 諸国におけるエンフォースメントにおいて、どのような制度があり、どの程度実効性があるのか、制度を利用するにはだれにどのようにアクセスすればよいか等、実務上の情報の不足を指摘する意見が企業から見られた(アンケートより)。模倣品・類似品の発生状況、流通状況、及びそれぞれが起こっている国・地域によってそれぞれ必要な方策は異なってくることから、それぞれの状況に対し適切な方策が選択できるよう、実態調査の実施に加え､実務上必要な情報を整備し、企業に対して展開することが望まれる。

（４） ASEAN 地域における知財ミックスの在り方

意匠権はデザイン模倣、特にデザインのデッドコピーに対しては非常に有効に機能するが、最近の模倣品は既存の意匠権の権利範囲をうまくかいくぐるようになってきており、意匠権単独での模倣品対応が難しくなってきている。一般的には商標権や特許権などと組み合わせた知財ミックスによってより強い権利を獲得することができるが、ASEAN 諸国で知財ミックスを導入した際に、制度の違いや慣習の違いなどによりどのような問題が起こりうるかについて検討することが望まれる。

資料編

１．　意匠公報検索に使用したデータベース

- インドネシア　［最終アクセス日：2016 年 3 月 15 日］
  http://e-statushki.dgip.go.id/
  http://www.dgip.go.id/publikasi-hki
- タイ　［最終アクセス日：2016 年 3 月 15 日］
  https://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=en
- マレーシア　［最終アクセス日：2016 年 3 月 15 日］
  https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm
- フィリピン　［最終アクセス日：2016 年 3 月 15 日］
  http://121.58.254.45/ipophilsearch/patentsearch.aspx
  http://121.58.254.45/PatGazette/
- ベトナム　［最終アクセス日：2016 年 3 月 15 日］
  http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchIND.php
  http://www.noip.gov.vn/web/noip/sitemap/en
- シンガポール　［最終アクセス日：2016 年 3 月 15 日］
  https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=PT

２．　アンケート調査票

平成27年度　産業財産権各国比較調査研究等事業
「ASEAN諸国における登録意匠の実態及び
意匠保護上の諸問題に関する調査研究」
アンケート調査　質問票

平成28年2月
株式会社三菱総合研究所

□本アンケートの概要について

■本アンケート調査の目的
本アンケートは、我が国の企業のASEAN諸国における意匠保護上の諸問題を把握と、ユーザーの皆様のご意見を伺うことを目的として実施いたします。

■本アンケートの対象企業
本アンケートは、2013年の1年間のASEAN諸国（*）の意匠登録データを集計し、登録件数の多い出願人の皆様を対象者として抽出いたしました。
（*）ASEAN諸国：インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール

■ご回答内容の取り扱いについて
ご回答は企業名が特定される形で公表はございません。また、内容について問い合わせをさせていただく可能性がございますが、本調査研究以外の目的で使用することはございません。
アンケートの目的や上記の方針をご理解いただき、是非アンケートにご協力賜りますようお願い申し上げます。

■本アンケート全般に関するお問い合せ（回答方法など）＜本調査の実施機関＞
株式会社三菱総合研究所　科学・安全政策研究本部　産業イノベーション戦略グループ
担当：河合、飯坂（Tel: 03-6705-6051、e-mail: asean-design-ml@mri.co.jp）

□アンケートのご回答方法について

■アンケートご回答の締切り
アンケートは、3/11（金）までにご回答くださいますようお願い申し上げます。
回答は、本アンケート票に直接回答をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送いただくか、電子ファイルに ご入力いただき、e-mailにてお送りください。
電子ファイルによりご回答いただく場合は、以下ウェブサイトより、アンケート票ファイル（Microsoft Excel形式）をダウンロードの上、ご入力ください。

＜http://www.mri.co.jp/asean-design＞

※ファイルの解凍パスワードは　asean-design　です。

■アンケート回答の送付先

メールアドレス: asean-design-q-ml@mri.co.jp
住所　　:〒100-8141　東京都千代田区永田町2-10-3　※返信用封筒に記載済
FAX番号　:　03-5157-2145

ご都合により回答できない質問は無回答でも構いません。
質問の一部でも構いませんので、可能な範囲でお答えいただきたく存じます。

◆ご回答者情報

企業名	
ご担当部課名	
電話番号	
電子メールアドレス	
特許庁より本アンケートの送付先住所まで本調査報告書を送付を希望される場合は、以下のボックスにチェックしてください。ボックスのチェックをもって上記情報の特許庁への提供にご同意くださったものとみなします。	
	☐ 特許庁より、「ASEAN諸国における登録意匠の実態及び意匠保護上の諸問題に関する調査研究」報告書の送付を希望する
「意匠制度活用ガイド（仮称）」の送付先住所 ※本アンケートの送付先住所と異なる場合	

Ⓐ 質問群Aは、ASEAN諸国等における制度、手続に関してお伺いします。

質問1 貴社の製品を製造・流通・販売している国・地域はどこですか。
当てはまるものをすべてお答えください。

☐ ①インドネシア ☐ ②タイ ☐ ③マレーシア ☐ ④フィリピン ☐ ⑤ベトナム ☐ ⑥シンガポール
☐ ⑦①～⑥以外のASEAN諸国（ブルネイ・カンボジア・ラオス・ミャンマー）
☐ ⑧その他のアジア諸国（日本・中国・韓国など）
☐ ⑨その他（具体的に ） →
☐ ⑩海外では製造・流通・販売していない ☐ ⑪分からない

質問2 貴社の製品において、過去から現在までに意匠出願を行った国・地域はどこですか。
当てはまるものをすべてお答えください。

☐ ①インドネシア ☐ ②タイ ☐ ③マレーシア ☐ ④フィリピン ☐ ⑤ベトナム ☐ ⑥シンガポール
☐ ⑦①～⑥以外のASEAN諸国（ブルネイ・カンボジア・ラオス・ミャンマー）
☐ ⑧その他のアジア諸国（日本・中国・韓国など）
☐ ⑨その他（具体的に ） →
☐ ⑩海外では販売していない ☐ ⑪分からない

質問3 貴社がASEAN諸国において意匠出願を行う目的は何ですか。
当てはまるものをすべてお答えください。

☐ ①模倣品対策 ☐ ②競合他社へのけん制 ☐ ③オリジナリティの証明、取引先への信頼性確保
☐ ④技術保護の補完 ☐ ⑤製品・会社のブランド形成 ☐ ⑥社員のモチベーションの向上、啓発
☐ ⑦意匠権ライセンス付与 ☐ ⑧その他（具体的に） →
☐ ⑨分からない

質問4 よろしければ，ASEAN諸国における意匠権ライセンス付与先について、
当てはまるものをすべてお教えください。

☐ ①自社の関連会社 ☐ ②自社の関連会社以外の現地企業 ☐ ③（欧州諸国など）現地以外の企業
☐ ④その他（具体的に） →
☐ ⑤分からない

質問5 ASEAN諸国における意匠権のライセンスにあたり、何か問題となる点はございますか？
ご自由にご記入ください。

質問6　貴社のASEAN諸国での意匠出願・意匠権管理において、
どのような社外リソースを利用していますか（貴社が直接利用しているもののみ）。
当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ ①国内弁理士事務所・法律事務所
- ☐ ②海外弁理士事務所・法律事務所
- ☐ ③国内調査会社・作成会社
- ☐ ④海外調査会社・図面制作会社
- ☐ ⑤その他（具体的に）　→
- ☐ ⑥社外ソースは利用していない
- ☐ ⑦分からない

質問7　質問6で回答した体制における問題点はありますか。
当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ ①定常的な処理体制（人数）の確保
- ☐ ②繁忙期・緊急時対応
- ☐ ③メンバーのスキル向上
- ☐ ④メンバー間のコミュニケーション
- ☐ ⑤スケジュール管理
- ☐ ⑥翻訳
- ☐ ⑦図面作成
- ☐ ⑧その他（具体的に）
- ☐ ⑨問題はない
- ☐ ⑩分からない

質問8　貴社のASEAN諸国での意匠出願・意匠権管理の手続きにおける問題点はありますか。
当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ ①費用が高い（対特許庁、対代理人）
- ☐ ②処理の遅れ、対応の遅れ（対特許庁、対代理人）
- ☐ ③書類作成作業が煩雑
- ☐ ④翻訳作業が煩雑
- ☐ ⑤図面作成作業が煩雑
- ☐ ⑥審査が不安定（実体審査国において）
- ☐ ⑦その他（具体的に）　→
- ☐ ⑧問題点はない
- ☐ ⑨分からない

質問9　貴社のASEAN諸国での意匠出願・意匠権管理の手続きにおける問題点について、
具体的な内容をご自由にご記入ください。

質問群Aは以上になります。
→続いて、質問群Bにお進みください。

B　質問群Bは、ASEAN諸国等における制度、手続に関してお伺いします。

質問10　第三者による貴社の製品の模倣品・類似品が発生した国・地域はありますか。
当てはまるものをすべてお答えください。

	発生した国・地域
①インドネシア	☐
②タイ	☐
③マレーシア	☐
④フィリピン	☐
⑤ベトナム	☐
⑥シンガポール	☐
⑦①～⑥以外のASEAN諸国	☐
ブルネイ	☐
カンボジア	☐
ラオス	☐
ミャンマー	☐

	発生した国・地域
⑧その他のアジア諸国（日本・中国・韓国など）	☐
⑨その他	☐
具体的に（　　）	
⑩模倣品は発生していない	☐
⑪分からない	☐

質問11　質問10で回答した模倣品・類似品の発生状況について、よろしければ具体的にご記述ください。

	発生状況（※任意回答）
①模倣された製品 （例：文房具）	
②模倣品が発生した国・地域	
③時期	
④具体的な被害の状況	

質問12　質問10で回答した模倣品・類似品に対し、貴社ではどのように対処しましたか。
当てはまるものをすべてお答えください。

☐ ①意匠権に基づき警告を行った　☐ ③意匠権に基づき仲裁を行った
☐ ③意匠権に基づき相手方を提訴した
☐ ④意匠権以外の産業財産権（特許権・実用新案権・商標権）で警告を行った
☐ ⑤意匠権以外の産業財産権（特許権・実用新案権・商標権）で仲裁を行った
☐ ⑥意匠権以外の産業財産権（特許権・実用新案権・商標権）で相手方を提訴し
☐ ⑦税関での水際取締りを申し立てた
☐ ⑧市場での行政的措置を講じた
☐ ⑨その他（具体的に）　→
☐ ⑩何もしなかった　☐ ⑪分からない

質問13　質問12で回答した対処方法は有効でしたか。もっとも近いものをひとつお答えください。

	効果大 ←			→ 効果小	非該当
	①おおむね有効であった	②一部有効であった	③あまり有効ではなかった	④ほとんど有効でなかった	⑤分からない
①意匠権に基づき警告を行った	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
②意匠権に基づき仲裁を行った	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
③意匠権に基づき相手方を提訴した	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
④意匠権以外の産業財産権（特許権・実用新案権・商標権）で警告を行った	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
⑤意匠権以外の産業財産権（特許権・実用新案権・商標権）で仲裁を行った	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
⑥意匠権以外の産業財産権（特許権・実用新案権・商標権）で相手方を提訴した	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
⑦税関での水際取締りを申し立てた	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
⑧市場での行政的措置を講じた	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
⑨その他 ※質問10で回答した場合	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤

質問14　質問13で有効でなかった理由についてお答えください。

	①模倣品の発生を抑えきれない	②罰則がない	③対処が遅い	④その他（具体的に↓）	
①意匠権に基づき警告を行った	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	
②意匠権に基づき仲裁を行った	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	
③意匠権に基づき相手方を提訴した	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	
④意匠権以外の産業財産権（特許権・実用新案権・商標権）で警告を行った	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	
⑤意匠権以外の産業財産権（特許権・実用新案権・商標権）で仲裁を行った	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	
⑥意匠権以外の産業財産権（特許権・実用新案権・商標権）で相手方を提訴した	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	
⑦税関での水際取締りを申し立てた	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	
⑧市場での行政的措置を講じた	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	
⑨その他 ※質問10で回答した場合	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	

質問群Bは以上になります。

→続いて、質問群Cにお進みください。

C　質問群Cは、ASEAN諸国等における冒認意匠出願被害の実態についてお伺いいたします。

質問15　貴社製品において、意匠出願していなかった国・地域に、
第三者により勝手にその製品の意匠出願がなされたこと（冒認出願）はありますか。
ある場合、それはどの国・地域ですか。当てはまるものをすべてお答えください。

◉ ①冒認出願されたことがある　　○ ②冒認出願被害はない→質問群D（①質問16）へ

↓↓↓

※①について具体的にお答えください

	発生した国・地域
①インドネシア	☐
②タイ	☐
③マレーシア	☐
④フィリピン	☐
⑤ベトナム	☐
⑥シンガポール	☐
⑦①～⑥以外のASEAN諸国	☐
ブルネイ	☐
カンボジア	☐
ラオス	☐
ミャンマー	☐

	発生した国・地域
⑧その他のアジア諸国（日本・中国・韓国など）	☐
⑨その他	☐
具体的に（　　）	
⑩冒認出願は発生していない	☐
⑪分からない	☐

質問16　質問15で冒認出願被害の発生状況について、よろしければ具体的にご記述ください。

	発生状況（※任意回答）
①冒認出願された製品 （例：文房具）	
②模倣品が発生した国・地域	
③時期	
④具体的な被害の状況	

質問17　質問15で回答した冒認出願被害に対し、貴社ではどのように対処しましたか。
当てはまるものをすべてお答えください。

☐ ①無効審判を請求した　　☐ ②第三者の意匠権の譲渡を受けた
☐ ③第三者の意匠権の実施許諾（ライセンス）を受けた
☐ ④その他（具体的に）　→
☐ ⑤何もしなかった　　☐ ⑥分からない

質問18　質問17で回答した冒認出願被害に対し、貴社ではどのように対処しましたか。
当てはまるものをすべてお答えください。

	効果大 ←			→ 効果小	非該当
	①おおむね有効であった	②一部有効であった	③あまり有効ではなかった	④ほとんど有効でなかった	⑤分からない
①無効審判を請求した	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
②第三者の意匠権の譲渡を受けた	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
③第三者の意匠権の実施許諾（ライセンス）を受けた	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤
④その他 ※質問14で回答した場合	○ ①	○ ②	○ ③	○ ④	○ ⑤

質問群Cは以上になります。

→続いて、質問群Dにお進みください。

D　質問群Dは、ASEAN諸国等における意匠保護上の諸問題についてお聞きします。

質問19　ASEAN諸国（インドネシア・タイ・マレーシア・フィリピン・ベトナム・シンガポール・ブルネイ、カンボジア・ラオス・ミャンマー）において、意匠保護上の問題点として、法制度面の観点から挙げられる事柄はありますか。ご自由にご記入ください。

法制度面の観点

質問20　ASEAN諸国（インドネシア・タイ・マレーシア・フィリピン・ベトナム・シンガポール・ブルネイ、カンボジア・ラオス・ミャンマー）において、意匠保護上の問題点として商習慣・文化面の観点から挙げられる事柄はありますか。ご自由にご記入ください。

商習慣・文化面の観点

質問21　ASEAN諸国（インドネシア・タイ・マレーシア・フィリピン・ベトナム・シンガポール・ブルネイ、カンボジア・ラオス・ミャンマー）において、意匠保護上の問題点として言語の観点から挙げられる事柄はありますか。ご自由にご記入ください。

言語の観点

質問22　ASEAN諸国（インドネシア・タイ・マレーシア・フィリピン・ベトナム・シンガポール・ブルネイ、カンボジア・ラオス・ミャンマー）において、意匠保護上の問題点として法制度・商習慣・文化・言語以外の観点から挙げられる事柄はありますか。ご自由にご記入ください。

法制度・商習慣・文化・言語以外の観点

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

禁 無 断 転 載

平成 27 年度　特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等
事業報告書

ASEAN 諸国における登録意匠の実態及び
意匠保護上の諸問題に関する調査研究報告書

平成 28 年 3 月

請負先　　株式会社　三菱総合研究所

〒100-8141　東京都千代田区永田町 2-10-3

電 話　　03-5157-2111（代）
FAX　　03-5157-2145
URL　http://www.mri.co.jp
E-mail　　asean-design-ml@mri.co.jp